

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立江田島青少年交流の家ライフライン改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家受ライフライン改修工事

2 工事場所 広島県江田島市江田島町津久茂1-1-1 (国立江田島青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和5年2月28日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立江田島青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着工前写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

○ 提出する。
・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
- 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について
- デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家

ライフライン改修工事

図面リスト											
No.	図面番号	図面名称	縮尺	No.	図面番号	図面名称	縮尺	No.	図面番号	図面名称	縮尺
0	A-00	表紙・図面リスト	—	22	A-22	宿泊棟 1階便所①(E) 仕上表・平面詳細図(改修前・後)	1/30	38	M-01	機械設備特記仕様書(1/2)	—
1	A-01	建築特記仕様書(1)	—	23	A-23	宿泊棟 便所 部分詳細図(改修前・後)	1/20, 1/10, 1/5	39	M-02	機械設備特記仕様書(2/2)	—
2	A-02	建築特記仕様書(2)	—	24	A-24	管理研修棟 1・2階平面図(改修前・後)	1/100	40	M-03	配置図・案内図	—, 1/500
3	A-03	建築特記仕様書(3)	—	25	A-25	管理研修棟 3・R階平面図(改修前・後)	1/100	41	M-04	機器表・フロー図・自動制御計装図	—
4	A-04	建築特記仕様書(4)	—	26	A-26	管理研修棟 北・南立面図(改修前・後)	1/100	42	M-05	給排水衛生設備 受水槽廻り配管図	1/30, 1/100
5	A-05	配置図・案内図	—, 1/500	27	A-27	管理研修棟 東・西立面図、断面図(既設)〈参考〉	1/100	43	M-06	給排水衛生設備 受水槽姿図〈参考図〉	1/50
6	A-06	宿泊棟(A~E)平面図(改修前・後)	1/100	28	A-28	管理研修棟 1・2階天井伏図(改修前・後)	1/100	44	M-07	受水槽配置図(改修前・後)	1/50
7	A-07	宿泊棟(A~E)立面図・断面図(既設)〈参考〉	1/100	29	A-29	管理研修棟 3階天井伏図(改修前・後)	1/100	45	M-08	平面図詳細図・断面図詳細図	1/30
8	A-08	宿泊棟(A~C)矩計図(改修前)	1/30	30	A-30	管理研修棟 1階男子・女子便所仕上表・平面詳細図・雑詳細図(改修前・後)	1/30, 1/10	46	M-09	雑詳細図(改修前・後)	1/10, 20, 30
9	A-09	宿泊棟(A~C)矩計図(改修後)	1/30	31	A-31	管理研修棟 2・3階男子・女子便所仕上表・平面詳細図(改修前・後)	1/30	47	M-10	受変電設備単線結線図(改修前・後)	—
10	A-10	宿泊棟(A~C)平面詳細・部分詳細図(改修前)	1/50, 1/20	32	A-32	管理研修棟 2階男子便所展開図、建具表(改修前・後)	1/50	48	M-11	構内配電線路図(改修前・後)	1/50
11	A-11	宿泊棟(A~C)平面詳細・部分詳細図(改修後)	1/50, 1/20	33	A-33	講堂・食堂棟 電気室・機械室 平面詳細図(改修前・後)、断面詳細図	1/50				
12	A-12	宿泊棟(D・E)平面詳細・部分詳細図(改修前)	1/50, 1/20	34	A-34	講堂・食堂棟 電気室・機械室 立面図、基礎配筋図	1/50, 20				
13	A-13	宿泊棟(D・E)平面詳細・部分詳細図(改修後)	1/50, 1/20	35	A-35	講堂・食堂棟 電気室・機械室 展開図	1/30				
14	A-14	宿泊棟(A~E)屋根伏図・部分詳細図(改修前・後)	1/100, 1/20, 1/10	36	A-36	外構図(改修前・後)	1/50, 30				
15	A-15	宿泊棟(A~E)天井伏図(改修前・後)	1/100	37	A-37	仮設計画図1(配置図)	1/300, 1,000				
16	A-16	宿泊棟(A~E)展開図(改修前)	1/50								
17	A-17	宿泊棟(A~E)展開図(改修後)	1/50								
18	A-18	宿泊棟 1階便所(A~C)仕上表・平面詳細図・展開図(改修前・後)	1/50, 1/30								
19	A-19	宿泊棟 2階便所(A~C)仕上表・平面詳細図・展開図(改修前・後)	1/50, 1/30								
20	A-20	宿泊棟 1階便所(D・E)仕上表・平面詳細図・展開図(改修前・後)	1/50, 1/30								
21	A-21	宿泊棟 2階便所(D・E)仕上表・平面詳細図・展開図(改修前・後)	1/50, 1/30								

令和4年度
発注: 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
株式会社 YSアーキテクト

凡例		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設計者	株式会社 YSアーキテクト 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 表紙・図面リスト	S:-	A-00 48
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

6 内装改修工事

○改修範囲 [6.1.3]
既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○ 図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※ 既存のまま ○ 図示

○ 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]
ビニル床シート等の除去 ※ 仕上材のみ(接着剤とも) ○ タイル撤去(図示の範囲)
下地モルタルとも(○ 図示の範囲 ・ 除去範囲全て)
合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲 ※ 図示 ○ 改修箇所の室内

○ 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
・
※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の措置 ※図示)

木下地等の表面仕上げ [6.5.1]
表面仕上げの種別 適用箇所
機械加工 ・ A種
・ B種
・ C種
手加工 ・ H-A種
・ H-B種
・ H-C種

床張り用合板等 [6.5.2]
ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

○普通合板 G						
施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
・	※5.5	ラワン	※1類 ・2類	広葉樹 ・1等 ※2等以上 針葉樹 ・ ※C-D以上	・適用する ・適用しない	・

○構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
宿泊室 ロズナイ 下地	・ ※12	・ ※2級以上	ラワン	※1類 ・特類	・ ※C-D以上	・適用する ・適用しない	(C-D) ・適用しない	・ ・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
・	・	・	※1類 ・特類	・	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
・	・	・	※1類 ・2類	・適用する ()	・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
・	・	※1類 ・特類	・	・	・適用する ()	・

○パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
・	・ ※15	・	・ ※13タイプ	・ ※P又はM	・

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
・	・	・1級 ・2級 ・3級 ・4級

・MDF G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用
・	・	・	・	・	・	・

接着剤 [6.5.3, 4] [6.8.2] [6.9.2] [6.11.4, 5]
接着剤は可塑性(難揮発性の可塑性を除く)が添付されていないものとする。
ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種類
・ 図示

・防虫・防蟻処理 [6.5.5]
・防虫、防蟻処理を省略できる樹種による製材
適用部位: ()

薬剤の加圧注入による防虫・防蟻処理	
適用部材	保存処理性能区分
・	・K2 ・K3 ・K4
・	・K2 ・K3 ・K4
・	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防虫・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の方法
・	※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②?~?による	※JIS K 15711に適合 又は同等品

・薬剤の接着剤への混入による防虫、防蟻処理
適用部位 ()

○軽量鉄骨天井下地 [6.6.2~4]
野縁等の種類
屋外(※25形 ・ 19形) 屋内(※19形 ・ 25形)
・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法
野縁受、吊りボルト及びびインサートの間隔 ○ 図示
周辺部の端からの間隔 ○ 図示
野縁の間隔 ○ 図示

既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない
あと施工アンカーの確認試験
○ 行う (試験箇所数 箇所
※屋内の場合、当該間において3箇所)
(確認強度 N
※吊りボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/m²以内の天井の場合は400N程度)
・ 行わない
・ 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※ 図示
○ 天井のふところ高が1.5m以上3.0m以下の場合の補強方法
※改修標準仕様書6.6.4(3)による
・ 天井のふところ高が3.0mを超える場合補強方法 ※ 図示
・ 天井の下地材における耐震性を考慮した補強補強箇所 ※ 図示
補強方法 ※ 図示

○軽量鉄骨壁下地 [6.7.3.4] [表6.7.1]
スタッド、ランナーの種類
※改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
スタッドの高さが5mを超える場合 ※ 図示
出入口及びこれに準じる開口部の補強
※標準仕様書6.7.4(5)による

○ビニル床シート G [6.8.2.3]
種類の記事
色柄 厚さ(mm) 備考
※FS(複層ビニル床シート)
・
・無地
・マーブル柄
・柄物
※2.0

目地処理する場合の工法 ※熱溶接工法

○ビニル床タイル G [6.8.2]
種類の記事
色柄 寸法(mm) 厚さ(mm) 備考
・TT(単層ビニル床タイル)
・無地
・柄物
・300×300
・450×450
・
・2.0
・
・
・
・
・
・

・FT(複層ビニル床タイル)
・無地
・柄物
・300×300
・450×450
・
・2.0
・2.5
・3.0

※KT(コネクションビニル床タイル)
・無地
・柄物
・300×300
・450×450
・
・2.0
・3.0

・FOA(重敷きビニル床タイル)
・無地
・柄物
・500×500
・
・4.0
・
・

・FOB(薄型重敷きビニル床タイル)
・無地
・柄物
・
・
・
・

・特殊機能床材 [6.8.2]
・帯電防止シート
種類 ()
性能 ()
厚さ (mm)
・帯電防止床タイル
種類 ()
性能 ()
寸法 厚さ (× mm)
・視覚障害者用の床タイル
種類 ()
形状 ()
突起の形状、寸法及びその配列はJIS T9521による
・耐動荷重性床シート
種類 ()
厚さ (mm)
・防滑性床シート
種類 ()
厚さ (mm)
・防滑性床タイル
種類 ()
寸法 厚さ (× mm)

材質の種類 ・軟質 ・硬質
高さ(mm) ※60 ・75 ・100
厚さ(mm) ※1.5以上

種類 ・単層品 ・積層品
色柄 ()
厚さ(mm) ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0
寸法(mm) ()

合板類、MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 [6.13.2.3]
種類等 厚さ(mm)、規格等
・木質系セメント板 G
・木毛セメント板
・硬質 ・中質 ・普通
・木片セメント板
・硬質 ・普通
・繊維板 G
・MDF(普通)
・ハードボード(素地)
・未研磨板(・スサグ-ド・・チハ-ド) RN
・研磨板(・スサグ-ド・・チハ-ド) RS
・ハードボード(化粧)
・内装用D I ・外装用D E
・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・インシュレーションボード
A級(天井仕上げ ・ 内装仕上げ)
・9 ・12 ・15 ・18
・パーティクルボードG
・単板張りパーティクルボード
・無研磨板VN ・研磨板VS
・10 ・12 ・15 ・18
・化粧パーティクルボード
・単板・ハイ-DIV ・アラッカカ・ハイDO
・塗装DC
・10(難燃) ・12(難燃)
・
・吸音材料
・ロックウール化粧吸音板
・フラットタイプ(・9(不燃) ・12(不燃))
・凹凸タイプ(・12(不燃) ・15(不燃))
・ロックウール吸音ボード(1号) ・25
・グラスウール吸音ボード(32K) ・25(5'3'3'4'2包) ・

○せっこうボード
○せっこうボード ※12.5(不燃) ・15(不燃)
・不燃積層せっこうボード
・9.5(不燃)・化粧無(下地張り用)
・化粧有(トラバーチン模様)
・シーシングせっこうボード
12.5(・不燃 ・準不燃)
・強化せっこうボード
・12.5(不燃) ・15(不燃)
・せっこうラスボード
9.5
・化粧せっこうボード
・木目 12.5(不燃) 幅 440mm 程度
模様(・ 絨目 ・ 板目) 専用下地材有り
・トラバ-お模様 9.5(準不燃)

・普通合板 G
表板の樹種名 ○ラワン
板面の品質 ()
厚さ ※図示
接着の程度 ()類 ・2類
防虫処理 ・行う ○行わない

・天然木化粧合板 G
化粧板の樹種名 ・ナラ
厚さ ※図示
接着の程度 ・1類 ・2類
防虫処理 ・行う ・行わない

・特殊加工化粧合板 G
化粧加工の方法(・オ-レ-ル・プリント・塗装)
表面性能
厚さ ※図示
接着の程度 ・1類 ・2類
防虫処理 ・行う ・行わない

・けい酸カルシウム板(タイプ2) ・6 ・8
・メラミン樹脂化粧板 JIS K 6903 による (※1.2)
・ポリエステル樹脂化粧板
・

せっこうボード等の下地は図示による。

○壁紙張り
・セルフレベリング材塗り [6.17.2.3]

遮音シール材 ○適用する(・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド)
・適用しない
合板類の張付け ※B種 ・A種
せっこうボードの目地工法 ・仕上表による ○ 縫目処理工法 [6.14.2.3]

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	紙	繊維	フタ材	無機質	その他		
宿泊室	・	・	○	・	・	※不燃・準不燃・難燃	・
・	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	・
・	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	・
・	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	・

モルタル・プラスター面の下地調整の種別 ※RB種
コンクリート面の下地調整の種別 ※RB種
せっこうボード面の下地調整の種別 ※RB種

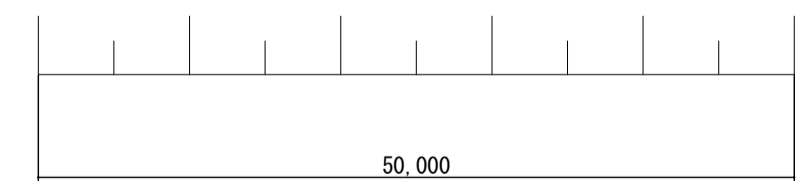
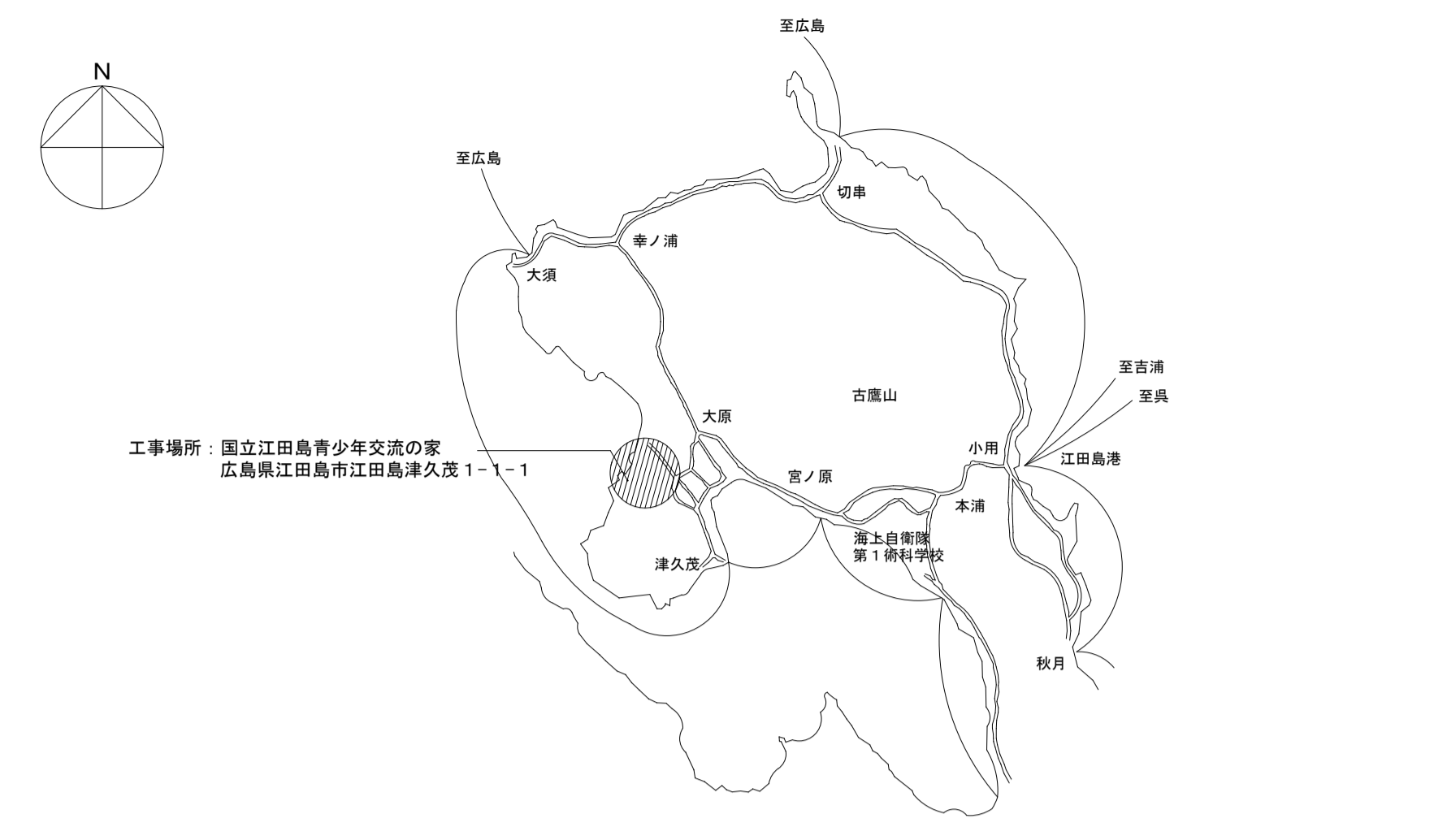
種類及び品質 ・せっこう系 ・セメント系
標準塗厚(mm) ・

7	○ 材料	[7.1.3]																																																																																																																																																																	
	○ 地下調整	[7.2.1~7]																																																																																																																																																																	
<p>屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)</p> <p>塗替えR B種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※塗替え面積の30% ・図示 既存錆止め塗料の鉛含有量調査 ・行う (箇所) ・行わない</p> <p>地下調整</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下地面の種類</th> <th colspan="2">地下調整の種類別</th> <th rowspan="2">ひび割れ部の補修</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>※R B種 ・</td> <td>・R A種 ・R B種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※R B種 ・</td> <td>R A種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき鋼面</td> <td>※R B種 ・</td> <td>R A種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)</td> <td>※R B種 ・</td> <td>R C種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>モルタル、プaster面</td> <td>※R B種 ・</td> <td>・R A種 ・R B種</td> <td>・行う ・行わない</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面 (DP以外)、ALCパネル面</td> <td>※R B種 ・</td> <td>R A種</td> <td>・行う ・行わない</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板面</td> <td>・R A種 ・R B種 ・R C種 ・</td> <td>・R A種 ・R B種</td> <td>・行う ・行わない</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面 (DP)</td> <td>・R B種 ・R C種</td> <td>・R A種</td> <td>・行う ・行わない</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード面及びその他ボード面</td> <td>※R B種 (・) R A</td> <td>・R A種 ・R B種</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>錆止め塗料塗りの種類 [7.3.2、3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鉄鋼面</th> <th rowspan="2">塗装面</th> <th colspan="2">塗料の種類別</th> <th rowspan="2">工程の種類別</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">EP-G以外</td> <td>塗替え</td> <td>A種</td> <td>※C種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え掛り</td> <td>A種</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>A種</td> <td>※B種 ・</td> </tr> <tr> <td>塗替え</td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※C種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">EP-G</td> <td>新規見え掛り</td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・</td> </tr> <tr> <td>塗替え</td> <td>※A種 ・B種</td> <td>※C種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規鋼製建具等</td> <td>※A種 ・B種</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">垂鉛めっき鋼面</td> <td>塗替え</td> <td>C種</td> <td>※C種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規鋼製建具等</td> <td>C種</td> <td>※A種 ・</td> </tr> </tbody> </table> <p>塗装 [7.4.2~7.14.2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">塗装の種類</th> <th rowspan="2">塗装面</th> <th colspan="2">工程</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・合成樹脂調合ベイト塗り (SOP) 塗料の種類 ※1種 ・2種</td> <td>木部屋外</td> <td>※B種 ・</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>木部屋内</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・A種</td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具)</td> <td>※A種 ・</td> <td>※B種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・クリヤラッカー塗り (CL) ・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE) ・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・耐候性塗料塗り (DP)</td> <td>鉄鋼面 上塗り等級 () 級</td> <td>・</td> <td>A種</td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき鋼面</td> <td>・</td> <td>A種</td> </tr> <tr> <td>上塗り等級 () 級</td> <td>・</td> <td>・A-1種 ・B-1種 ・C-1種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面及び押出成形セメント板面</td> <td>・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・つや有合成樹脂エマルションベイト塗り (EP-G)</td> <td>コンクリート面等</td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td>屋内の木部</td> <td>※B種 ・</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>屋内の鉄鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td>屋内の垂鉛めっき鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○ 合成樹脂エマルションベイト塗り (EP) ・合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)</td> <td></td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※B種 ・</td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・木材保護塗料塗り (WP)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> </tr> </tbody> </table> <p>つや有合成樹脂エマルションベイト塗り (コンクリート面、鉄鋼面、ガラス面、せっこうボード面、その他ボード面) の塗替えのしめ止め</p> <p>※改修標準仕様書表7.9.10の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする 合成樹脂エマルションベイト塗りの塗替えのしめ止め</p> <p>※改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする</p> <p>・高日射反射率塗料塗り (H) 地下調整 (改修標準仕様書表7.2.2) ・R A種 ※R B種 ・R C種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程</th> <th colspan="4">塗料その他</th> <th rowspan="2">塗付容量 (kg/m)</th> </tr> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗料塗り</td> <td>JIS K 5675</td> <td>屋根用高日射反射率塗料</td> <td>2種</td> <td>・1級 ・2級 ・3級</td> <td>塗料製造所の仕様による</td> </tr> </tbody> </table>			下地面の種類	地下調整の種類別		ひび割れ部の補修	塗替え	新規	木部	※R B種 ・	・R A種 ・R B種	—	鉄鋼面	※R B種 ・	R A種	—	垂鉛めっき鋼面	※R B種 ・	R A種	—	垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)	※R B種 ・	R C種	—	モルタル、プaster面	※R B種 ・	・R A種 ・R B種	・行う ・行わない	コンクリート面 (DP以外)、ALCパネル面	※R B種 ・	R A種	・行う ・行わない	押出成形セメント板面	・R A種 ・R B種 ・R C種 ・	・R A種 ・R B種	・行う ・行わない	コンクリート面 (DP)	・R B種 ・R C種	・R A種	・行う ・行わない	せっこうボード面及びその他ボード面	※R B種 (・) R A	・R A種 ・R B種	—	鉄鋼面	塗装面	塗料の種類別		工程の種類別	塗替え	新規	EP-G以外	塗替え	A種	※C種 ・	新規見え掛り	A種	※A種 ・	新規見え隠れ	A種	※B種 ・	塗替え	※B種 ・A種	※C種 ・	EP-G	新規見え掛り	※B種 ・A種	※A種 ・	新規見え隠れ	※B種 ・A種	※B種 ・	塗替え	※A種 ・B種	※C種 ・	新規鋼製建具等	※A種 ・B種	※A種 ・	垂鉛めっき鋼面	塗替え	C種	※C種 ・	新規鋼製建具等	C種	※A種 ・	塗装の種類	塗装面	工程		塗替え	新規	・合成樹脂調合ベイト塗り (SOP) 塗料の種類 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・	木部屋内	※B種 ・	※B種 ・	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種	垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・	・クリヤラッカー塗り (CL) ・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE) ・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級 () 級	・	A種	垂鉛めっき鋼面	・	A種	上塗り等級 () 級	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・A種 ・B種	・つや有合成樹脂エマルションベイト塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	・A種 ・B種	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種	屋内の垂鉛めっき鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種	○ 合成樹脂エマルションベイト塗り (EP) ・合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)		※B種 ・	・A種 ・B種		※B種 ・	・A種 ・B種	・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)		※B種 ・A種	※B種 ・A種		—	—	・木材保護塗料塗り (WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種	工程	塗料その他				塗付容量 (kg/m)	規格番号	規格名称	種類	等級	塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による
下地面の種類	地下調整の種類別			ひび割れ部の補修																																																																																																																																																															
	塗替え	新規																																																																																																																																																																	
木部	※R B種 ・	・R A種 ・R B種	—																																																																																																																																																																
鉄鋼面	※R B種 ・	R A種	—																																																																																																																																																																
垂鉛めっき鋼面	※R B種 ・	R A種	—																																																																																																																																																																
垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)	※R B種 ・	R C種	—																																																																																																																																																																
モルタル、プaster面	※R B種 ・	・R A種 ・R B種	・行う ・行わない																																																																																																																																																																
コンクリート面 (DP以外)、ALCパネル面	※R B種 ・	R A種	・行う ・行わない																																																																																																																																																																
押出成形セメント板面	・R A種 ・R B種 ・R C種 ・	・R A種 ・R B種	・行う ・行わない																																																																																																																																																																
コンクリート面 (DP)	・R B種 ・R C種	・R A種	・行う ・行わない																																																																																																																																																																
せっこうボード面及びその他ボード面	※R B種 (・) R A	・R A種 ・R B種	—																																																																																																																																																																
鉄鋼面	塗装面	塗料の種類別		工程の種類別																																																																																																																																																															
		塗替え	新規																																																																																																																																																																
EP-G以外	塗替え	A種	※C種 ・																																																																																																																																																																
	新規見え掛り	A種	※A種 ・																																																																																																																																																																
	新規見え隠れ	A種	※B種 ・																																																																																																																																																																
	塗替え	※B種 ・A種	※C種 ・																																																																																																																																																																
EP-G	新規見え掛り	※B種 ・A種	※A種 ・																																																																																																																																																																
	新規見え隠れ	※B種 ・A種	※B種 ・																																																																																																																																																																
	塗替え	※A種 ・B種	※C種 ・																																																																																																																																																																
	新規鋼製建具等	※A種 ・B種	※A種 ・																																																																																																																																																																
垂鉛めっき鋼面	塗替え	C種	※C種 ・																																																																																																																																																																
	新規鋼製建具等	C種	※A種 ・																																																																																																																																																																
	塗装の種類	塗装面	工程																																																																																																																																																																
			塗替え	新規																																																																																																																																																															
・合成樹脂調合ベイト塗り (SOP) 塗料の種類 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・																																																																																																																																																																
	木部屋内	※B種 ・	※B種 ・																																																																																																																																																																
	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種																																																																																																																																																																
	垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・																																																																																																																																																																
・クリヤラッカー塗り (CL) ・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE) ・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級 () 級	・	A種																																																																																																																																																																
	垂鉛めっき鋼面	・	A種																																																																																																																																																																
	上塗り等級 () 級	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種																																																																																																																																																																
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・A種 ・B種																																																																																																																																																																
・つや有合成樹脂エマルションベイト塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																																
	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・																																																																																																																																																																
	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																																
	屋内の垂鉛めっき鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																																
○ 合成樹脂エマルションベイト塗り (EP) ・合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)		※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																																
		※B種 ・	・A種 ・B種																																																																																																																																																																
・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																																																																																
		—	—																																																																																																																																																																
・木材保護塗料塗り (WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																																																																																
工程	塗料その他				塗付容量 (kg/m)																																																																																																																																																														
	規格番号	規格名称	種類	等級																																																																																																																																																															
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による																																																																																																																																																														

9	○ ガラス改修工事	[9.4.2.3]
	環境配慮改修工事	
<p>複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ・建具による 断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S 乾燥気体の種類 ・空気 ・アルゴン 上記以外は、改修特記仕様書5章 建具改修工事による</p>		

ユニット工事	○ ユニットバス ユニットシャワー 車いす洗面器	
	○ 詳細仕様は、A-27参照 ・ユニットバス ・ユニットバス1014タイプ TOTO EHV1014UA ユニットバス1216タイプ TOTO EKV1216UM ・ユニットシャワー ユニットシャワー1216タイプ TOTO ESV1216UR ・車いす洗面器 TOTO マーブライトカウンター式 NO.00001	

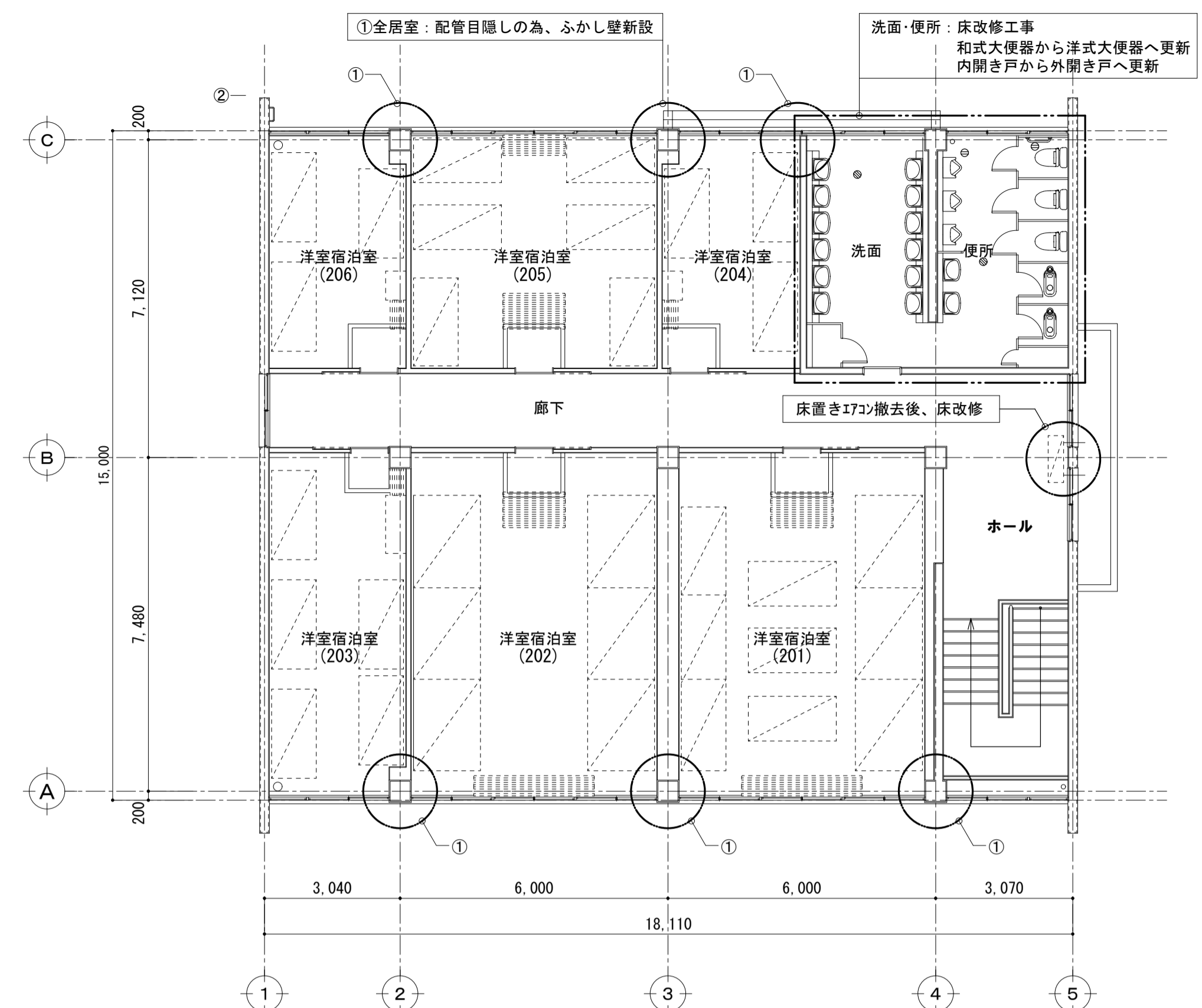
業務名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		一級建築士事務所 福岡県知事登録 (1) 第60649号			国立青少年教育振興機構			工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事		SCALE A1: N/S
		一級建築士登録 第324523号 稗田 玲			施設管理課長			施設管理課		担当
								図面名称 特記仕様書(4) 工事区分表		A-04



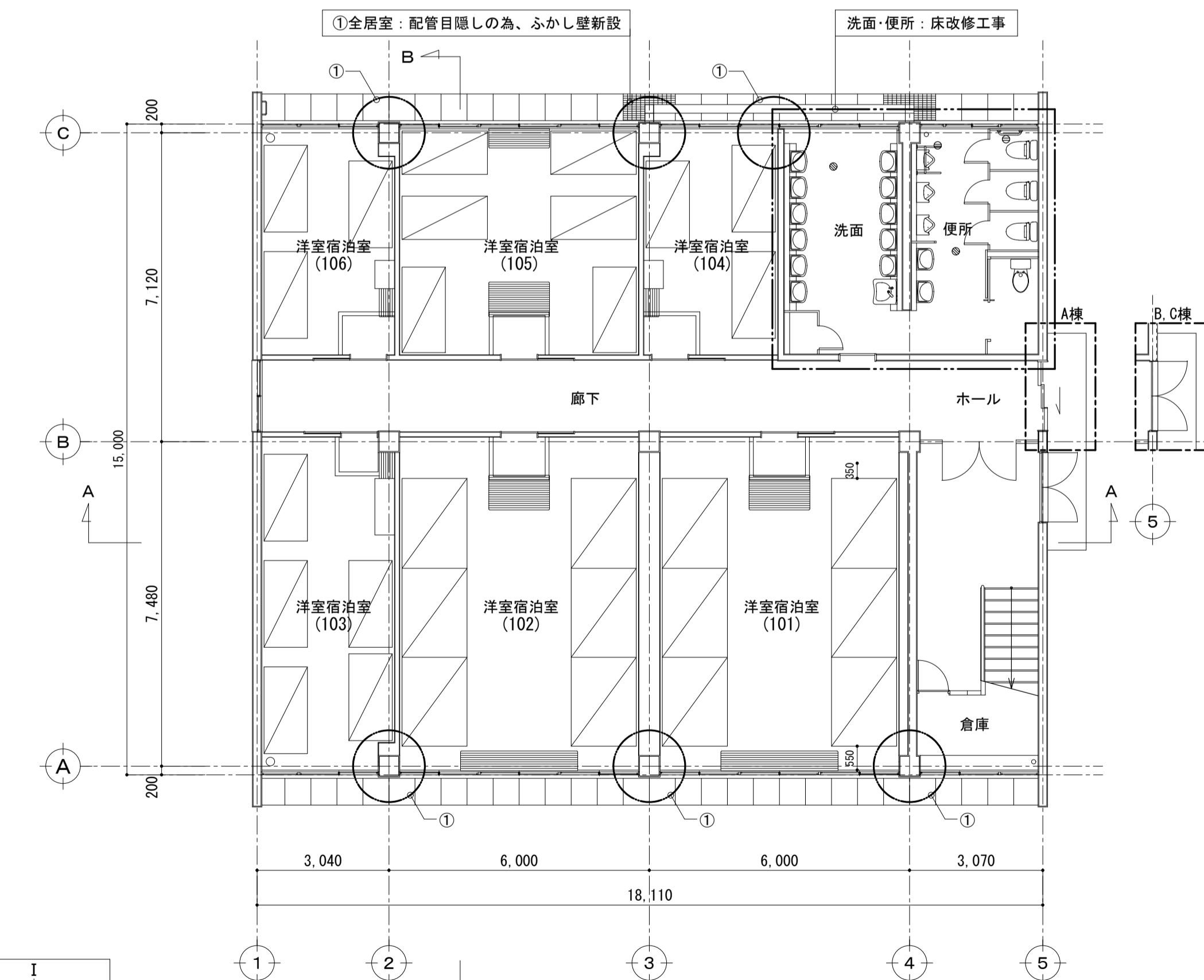
凡例
 工事部分

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設計者	株式会社 YSアーキテツツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-05
	管理技術者	神田 玲 1級建築士 324523号	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			主任技術者	高見 順子	図面名称	

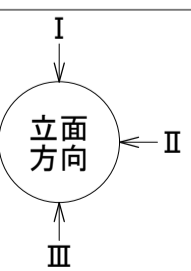
[A・B・C棟]



2階平面図 S=1/100

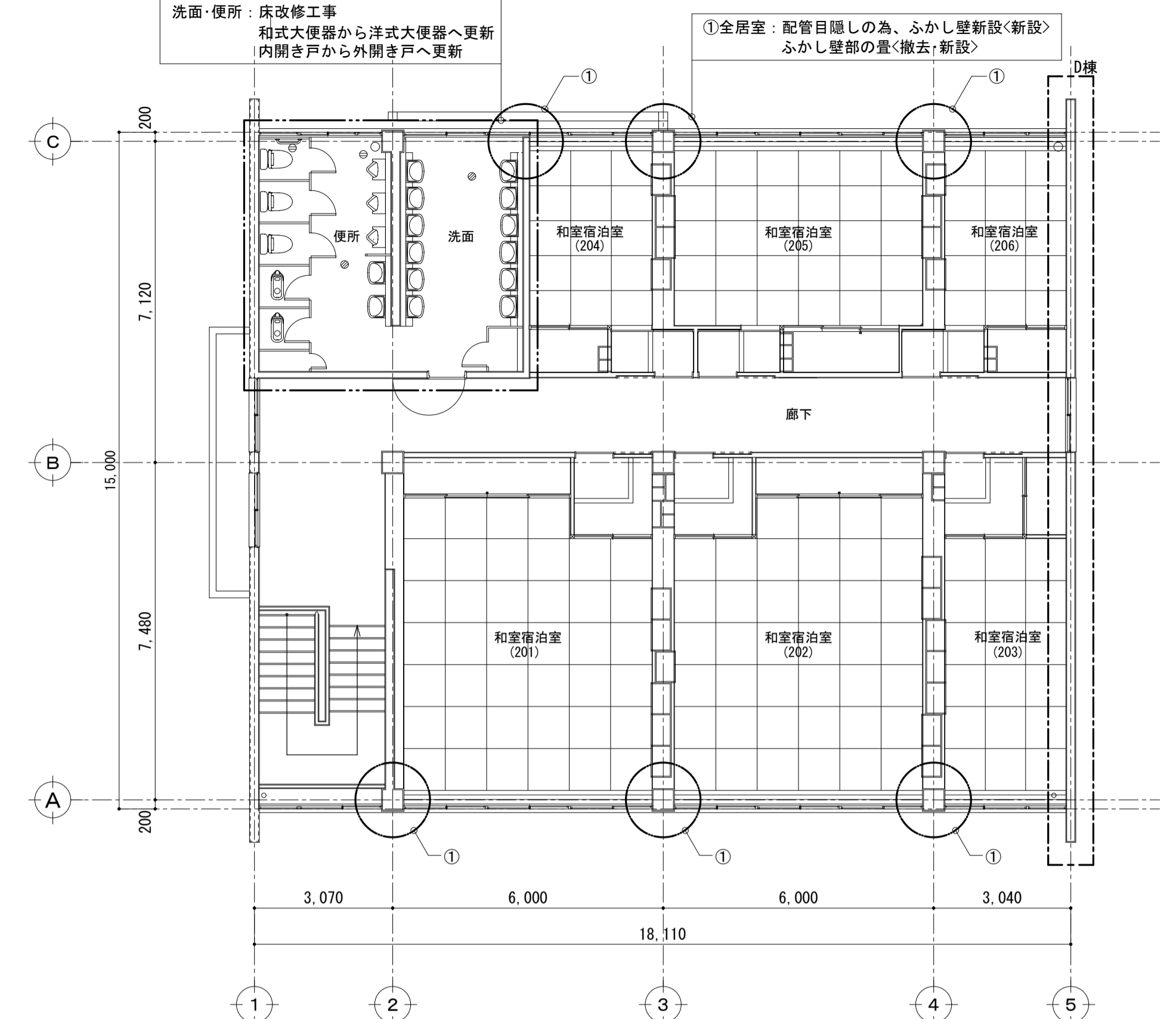


1階平面図 S=1/100

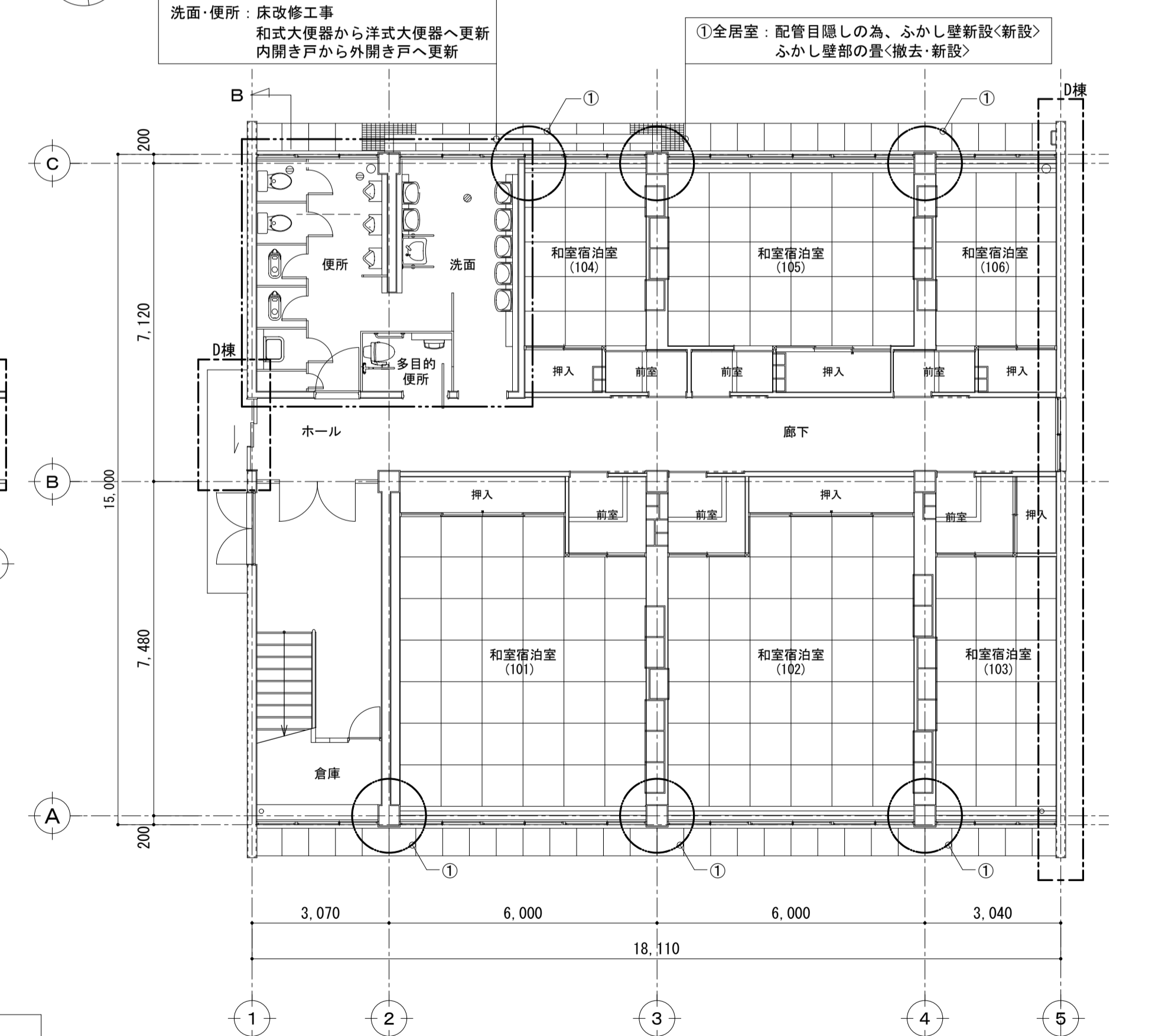


凡例

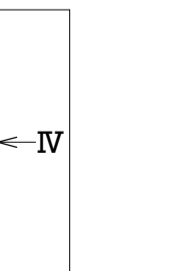
[D・E棟]



2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

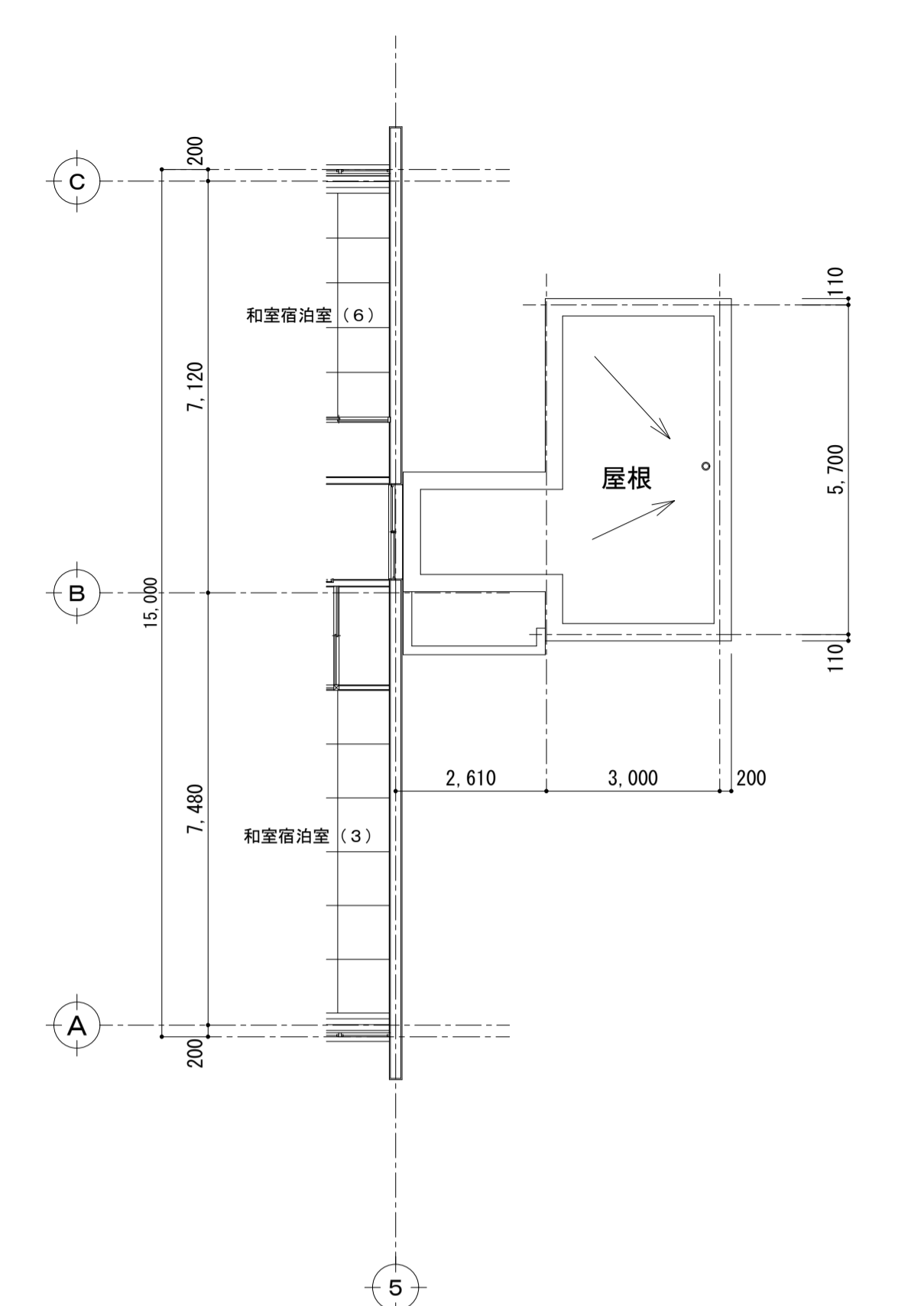


展開方向

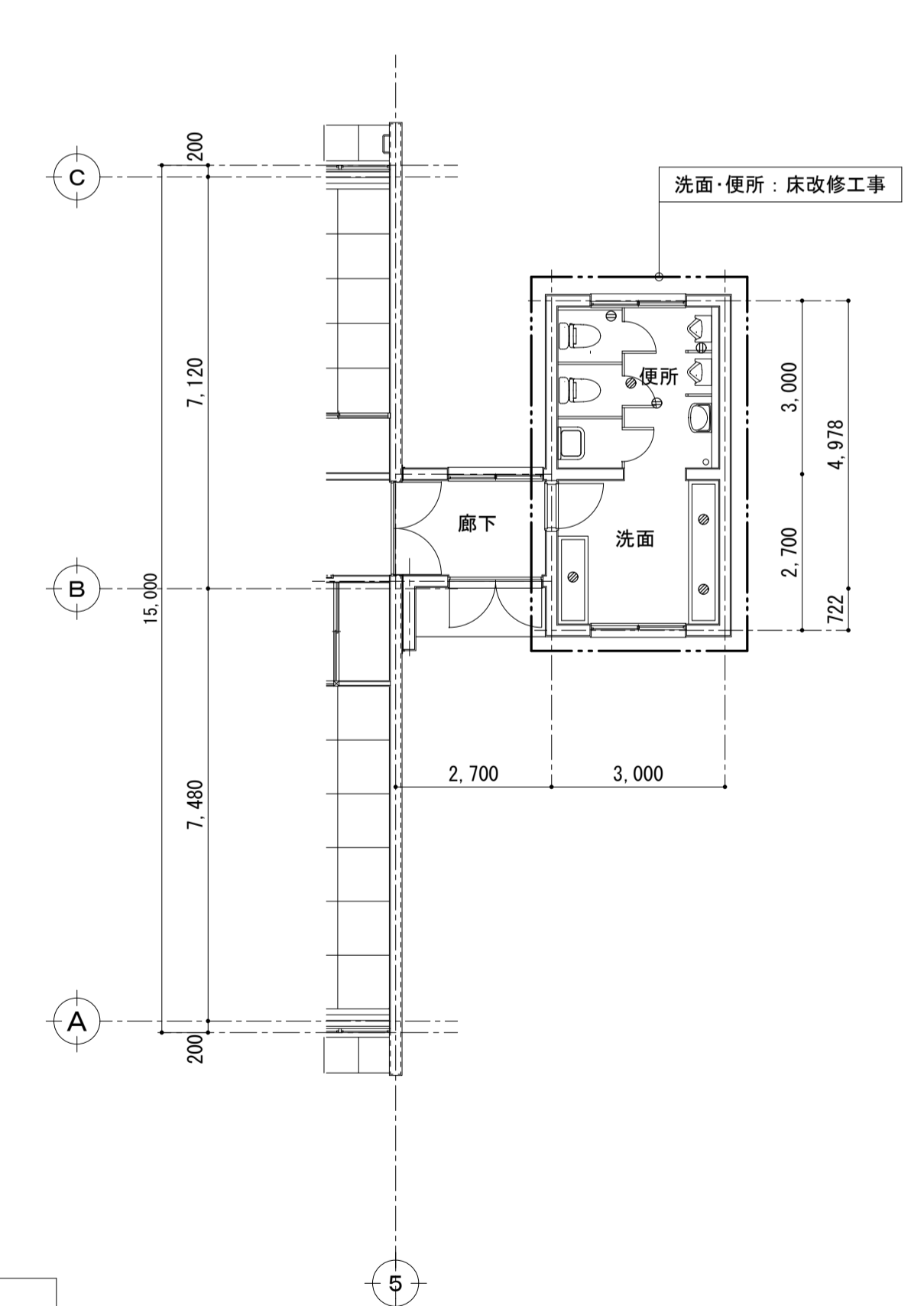
設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

施設管理課長
施設管理課担当者
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

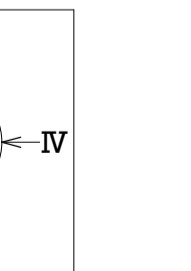
[E棟] 洗面・便所②



R階平面図 S=1/100

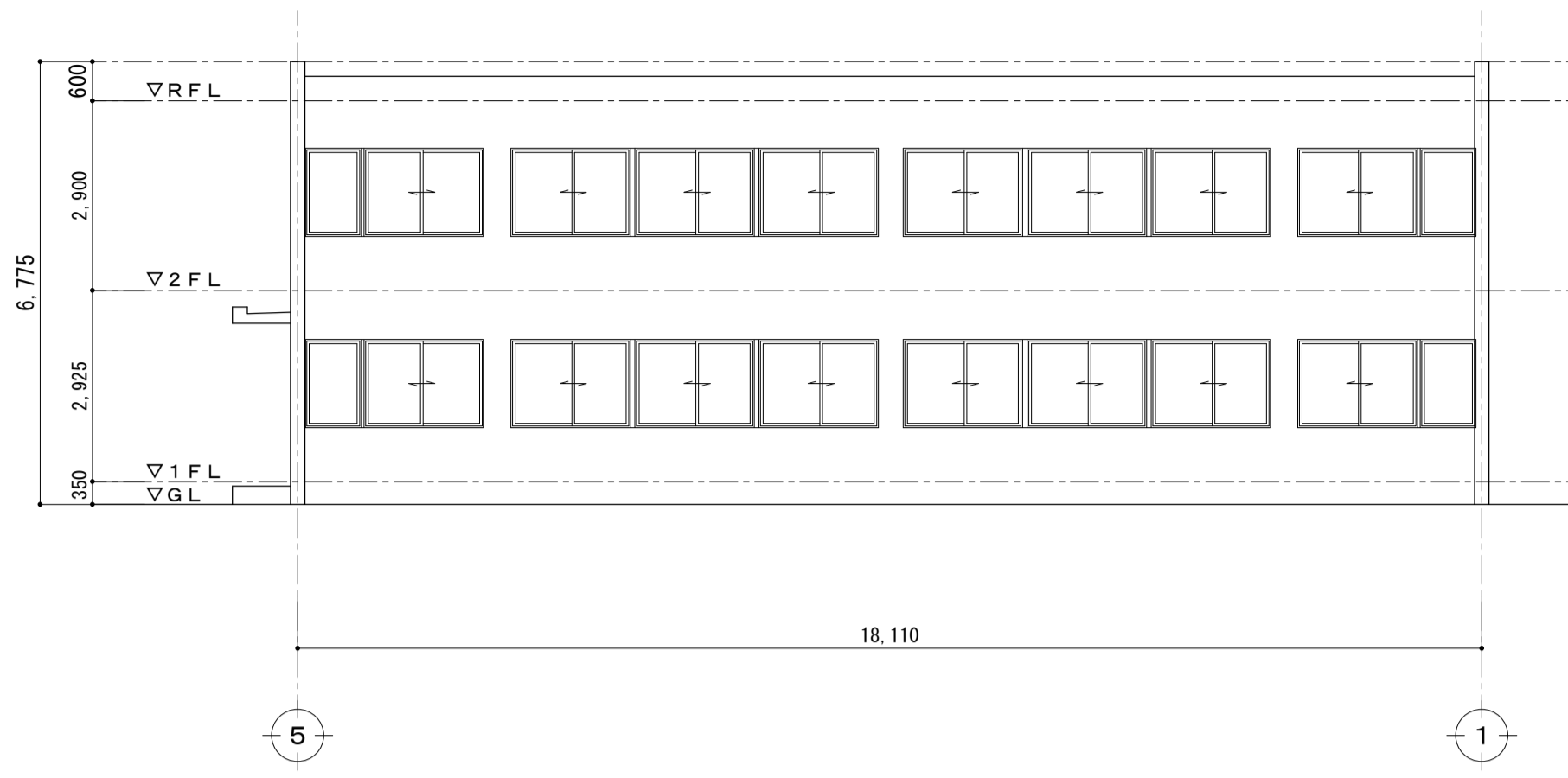


1階平面図 S=1/100

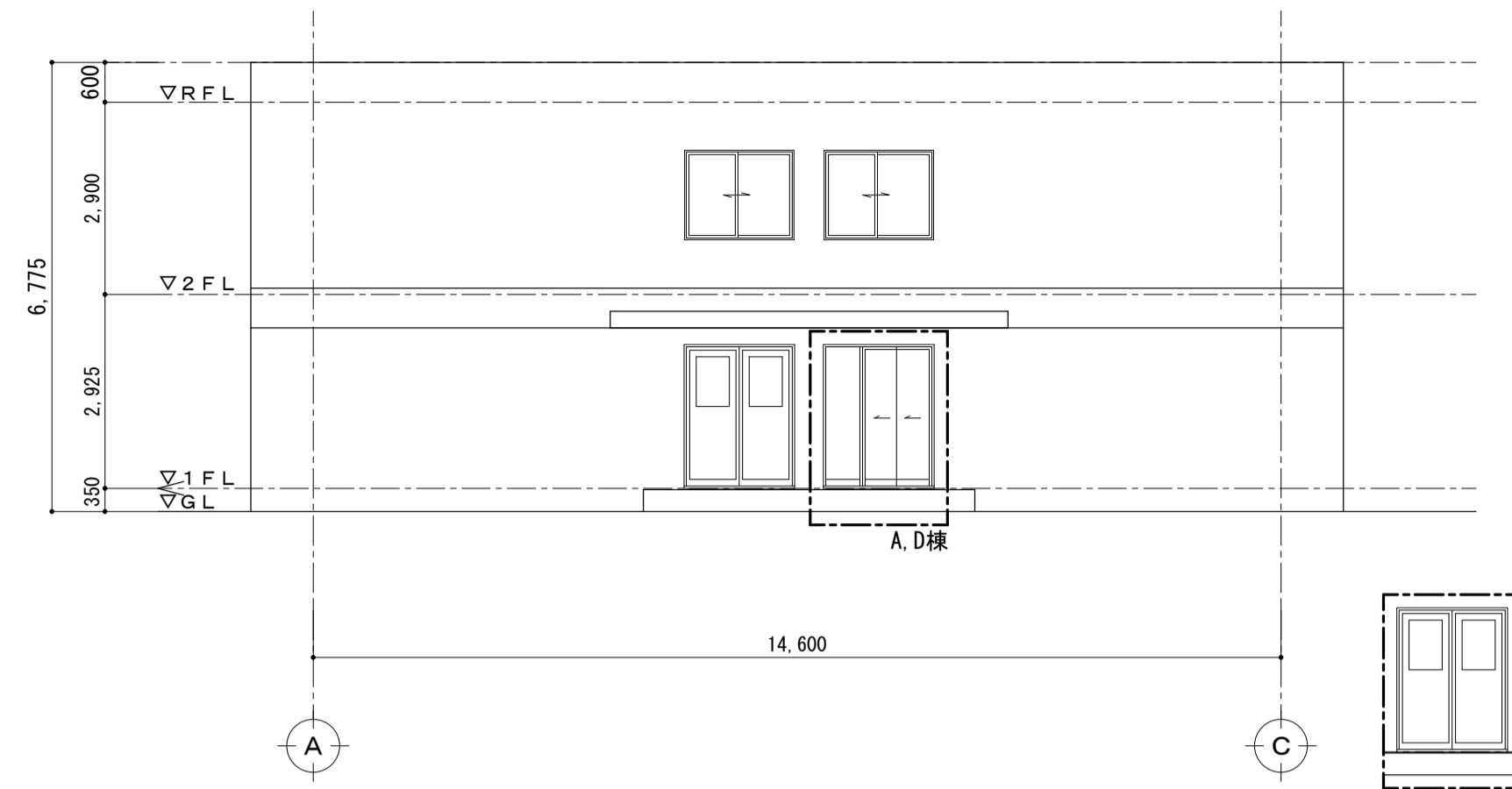


株式会社 YSアーキテツ
管理技術者 種田 玲
1級建築士 324523号
主任技術者 高見 順子

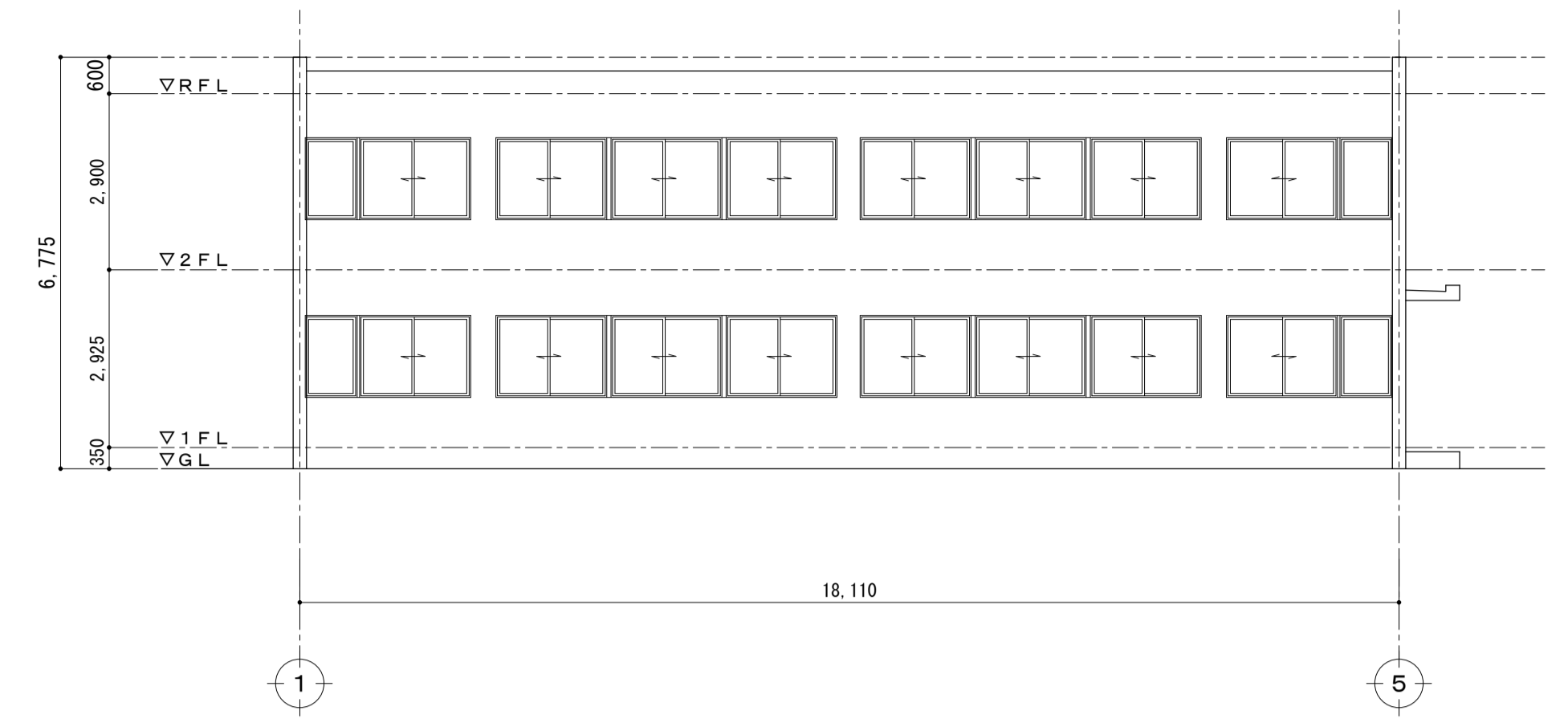
工事名称
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン改修工事
図面名称 <宿泊棟A～E>
1・2階平面図(既設)
S: 1/100



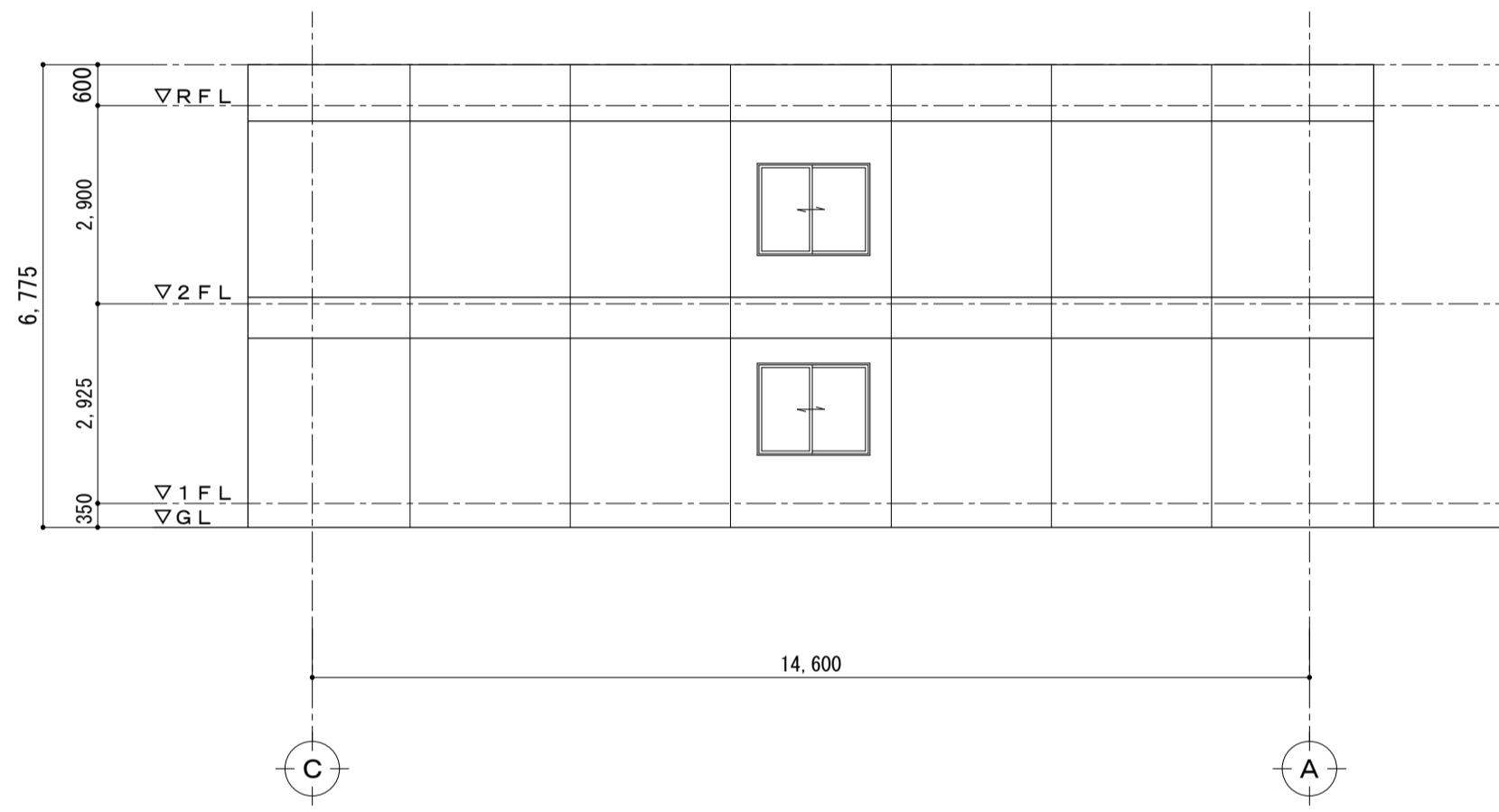
I立面図 S=1/100
※E棟は反転



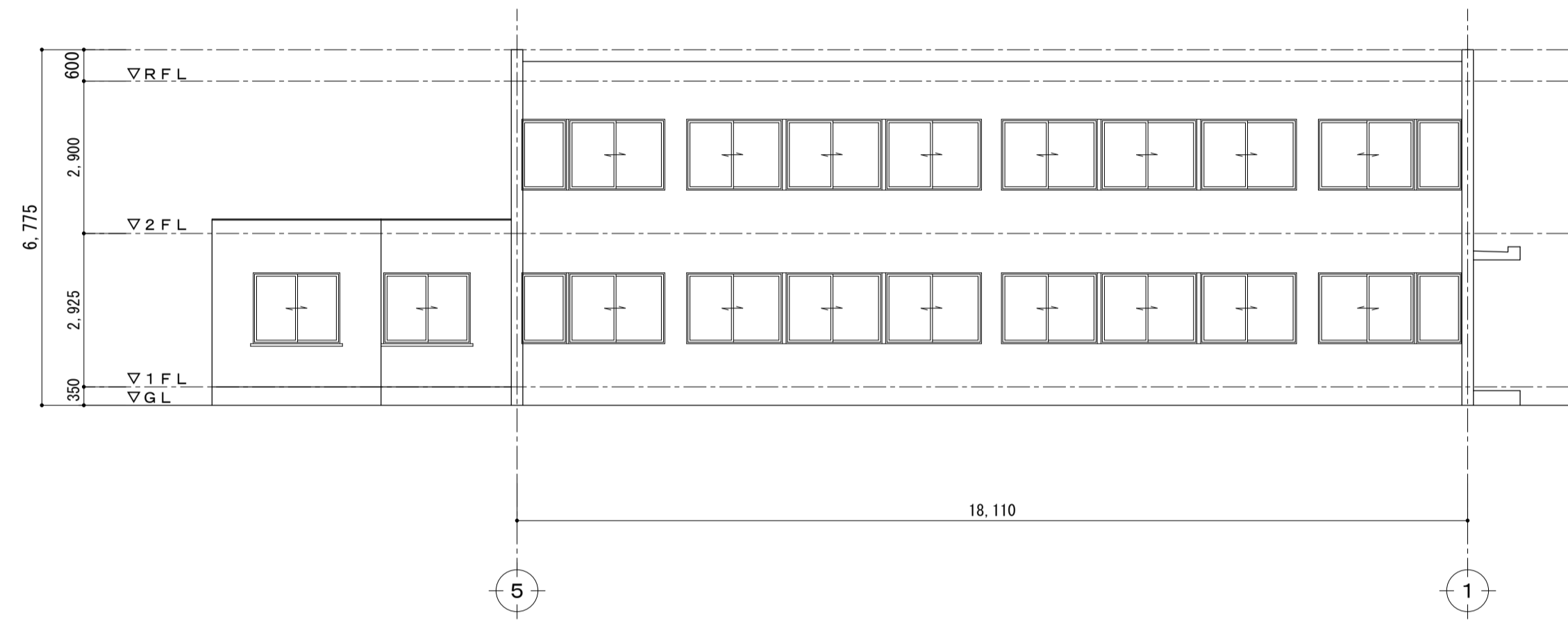
II立面図 S=1/100
※D、E棟は反転



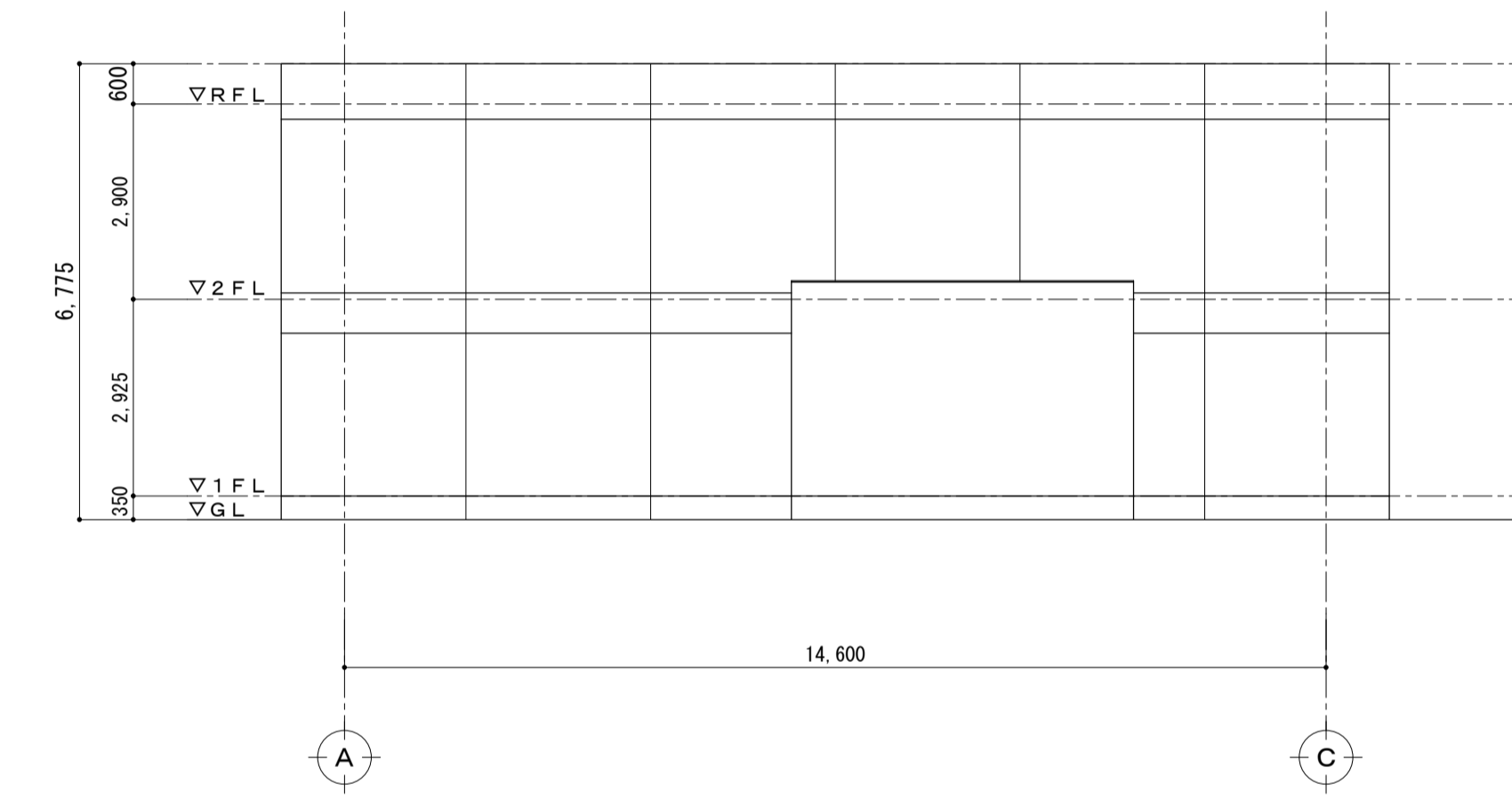
III立面図 S=1/100
※D棟は反転



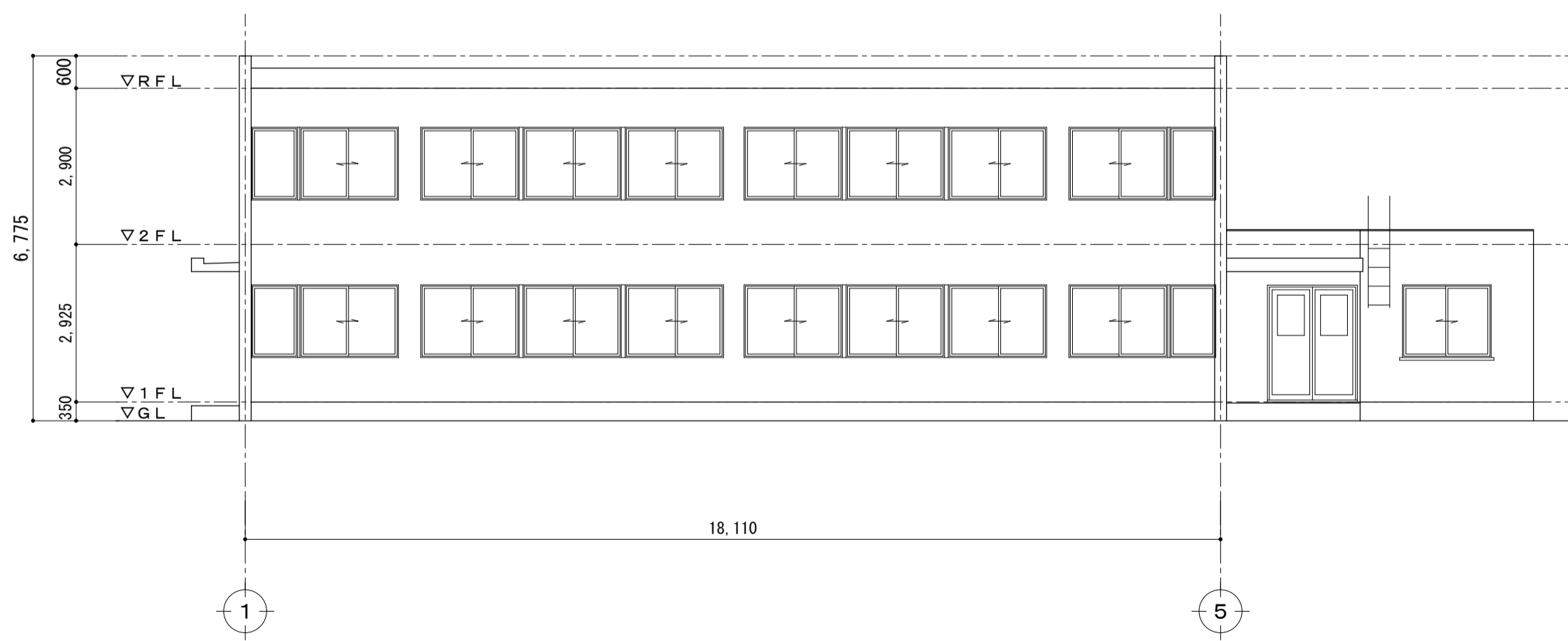
IV立面図 S=1/100
※D棟は反転



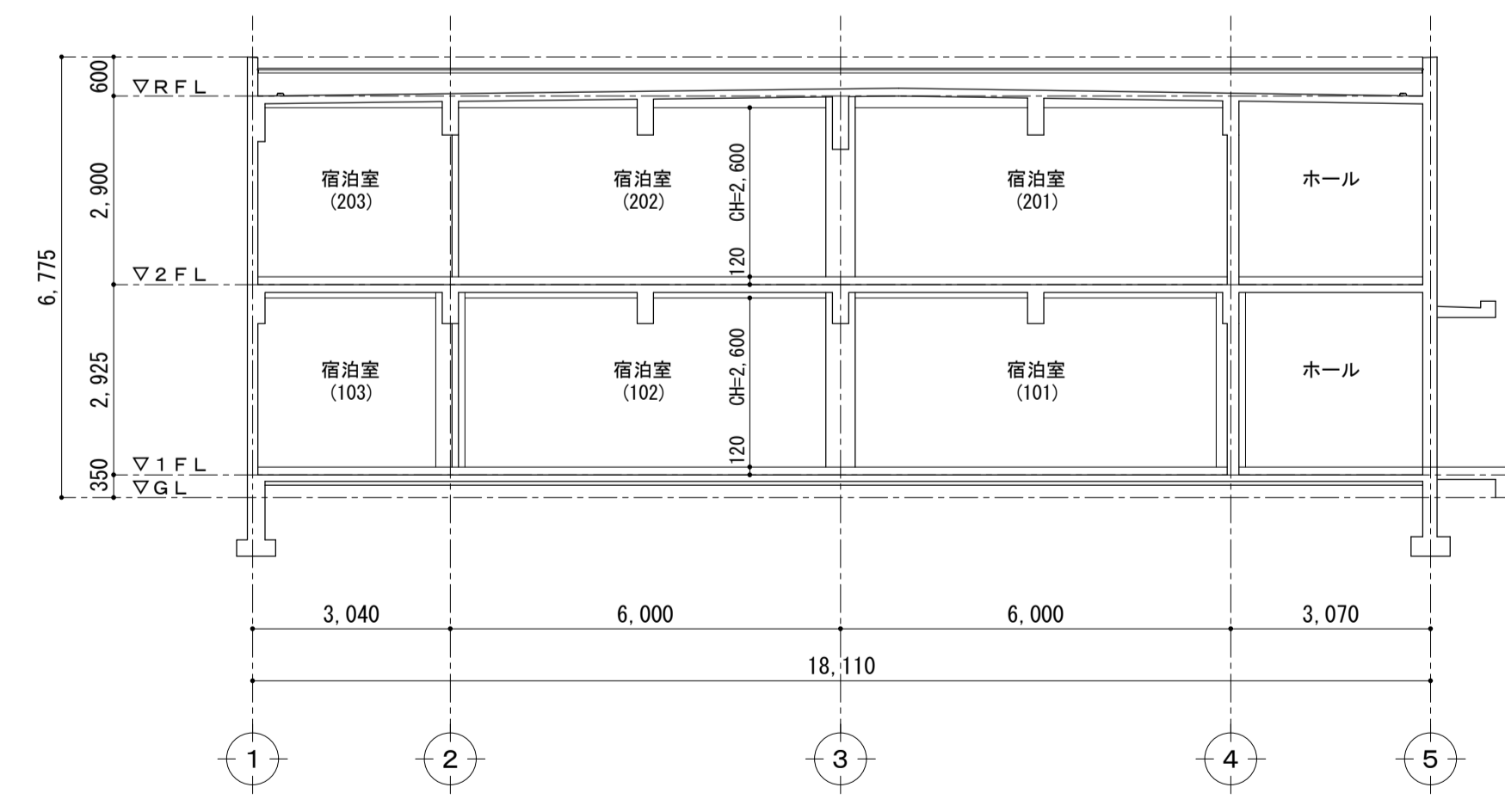
I立面図 S=1/100
【E棟】



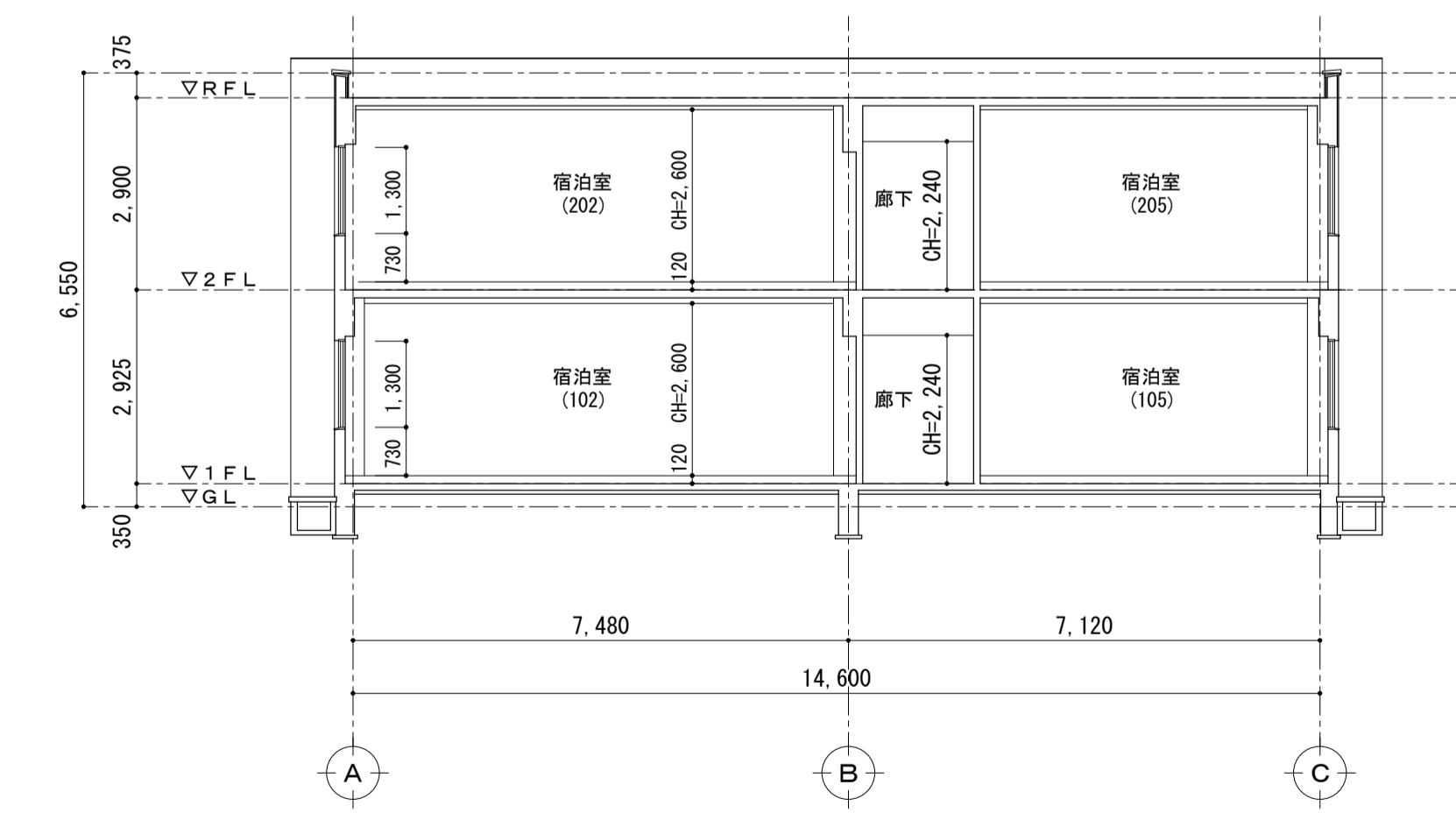
IV立面図 S=1/100
【E棟】



III立面図 S=1/100
【E棟】

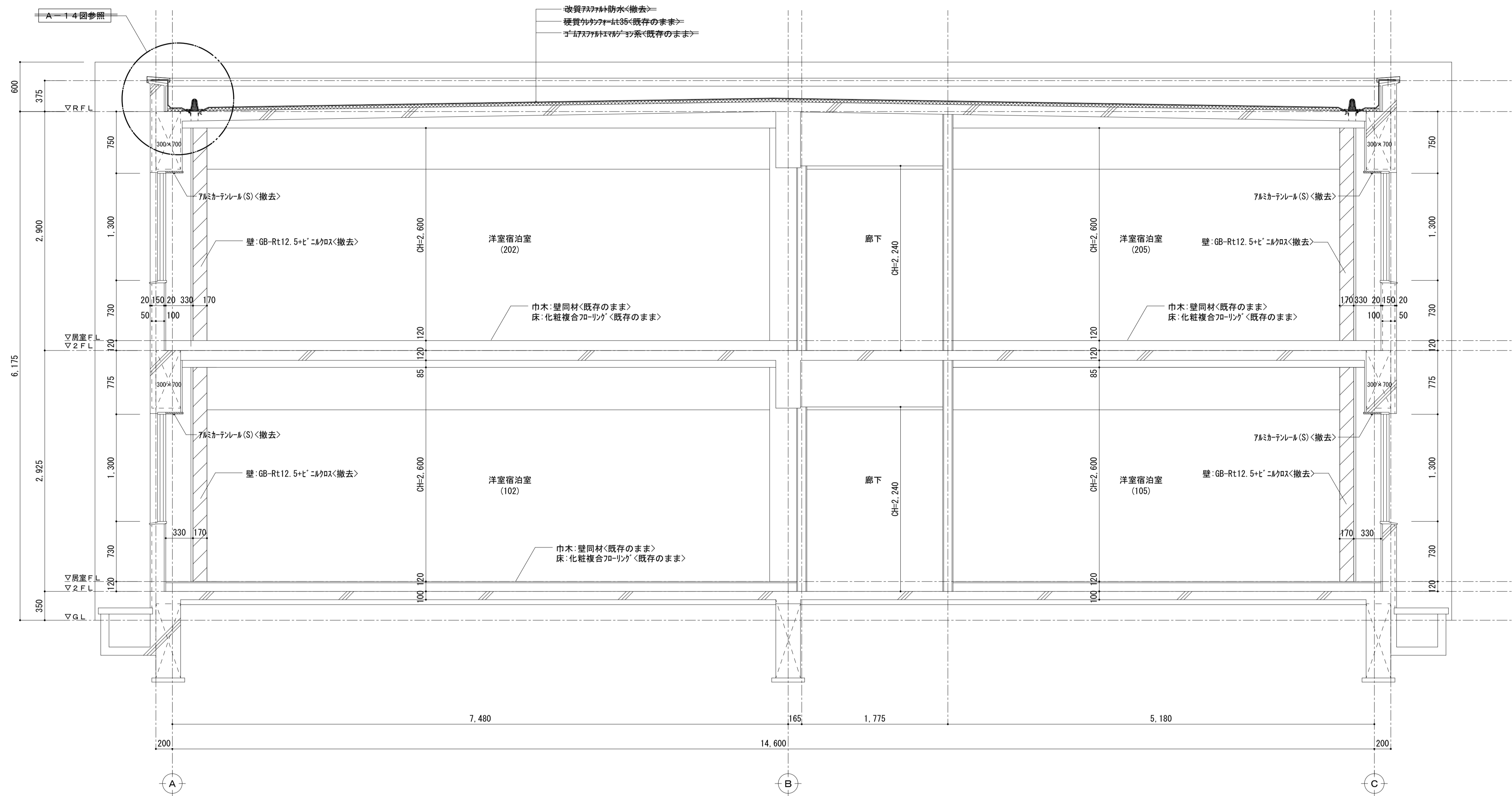


A-A断面図 S=1/100



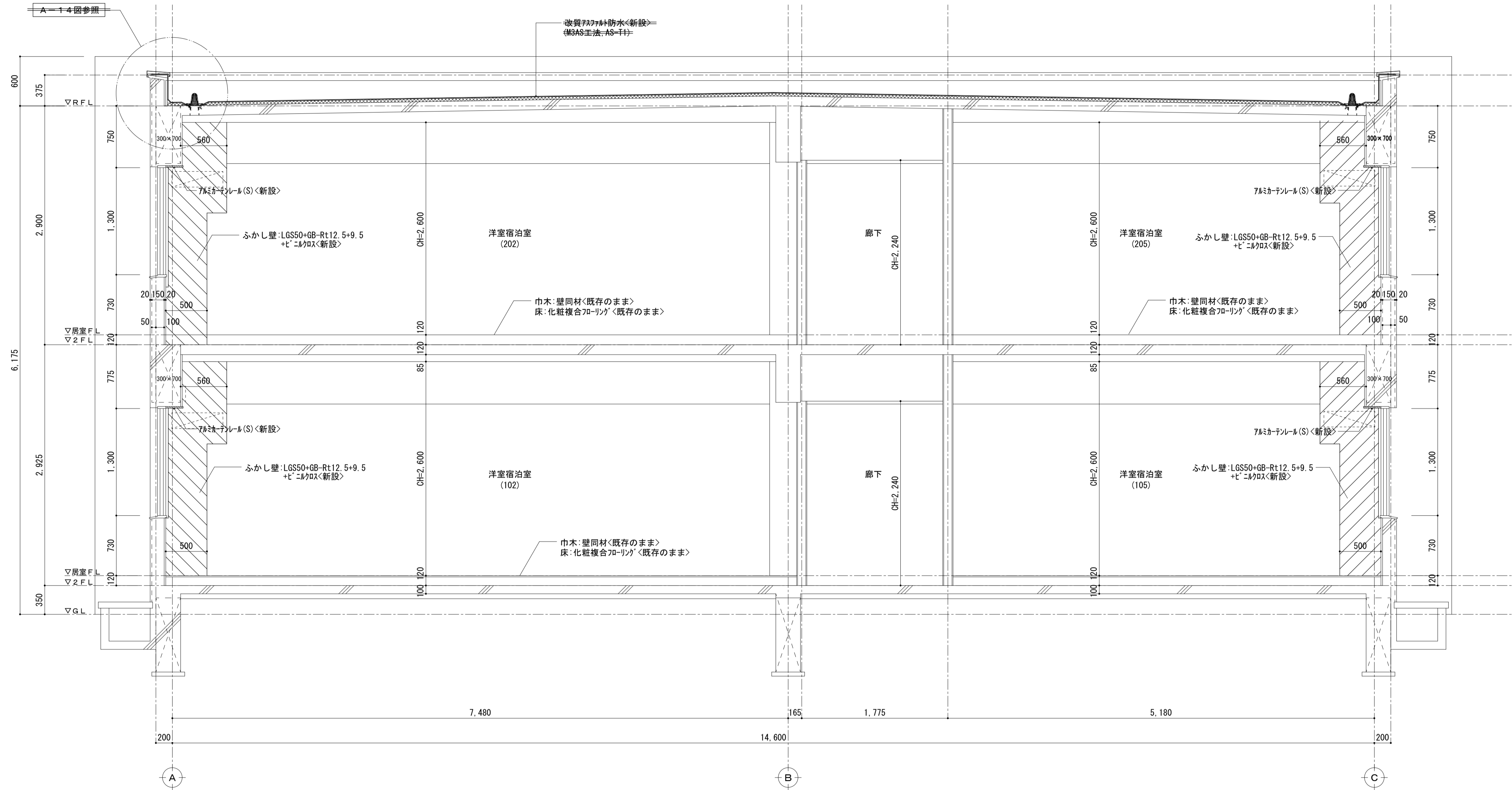
B-B断面図 S=1/100

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 Y Sアーキテツク	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	A-07
	管理技術者	種田 玲	1級建築士	324523号		主任技術者	高見 順子	図面名称	
	ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		独立行政法人 国立青少年教育振興機構				立面図・断面図(既設) <参考>	S: 1/100	



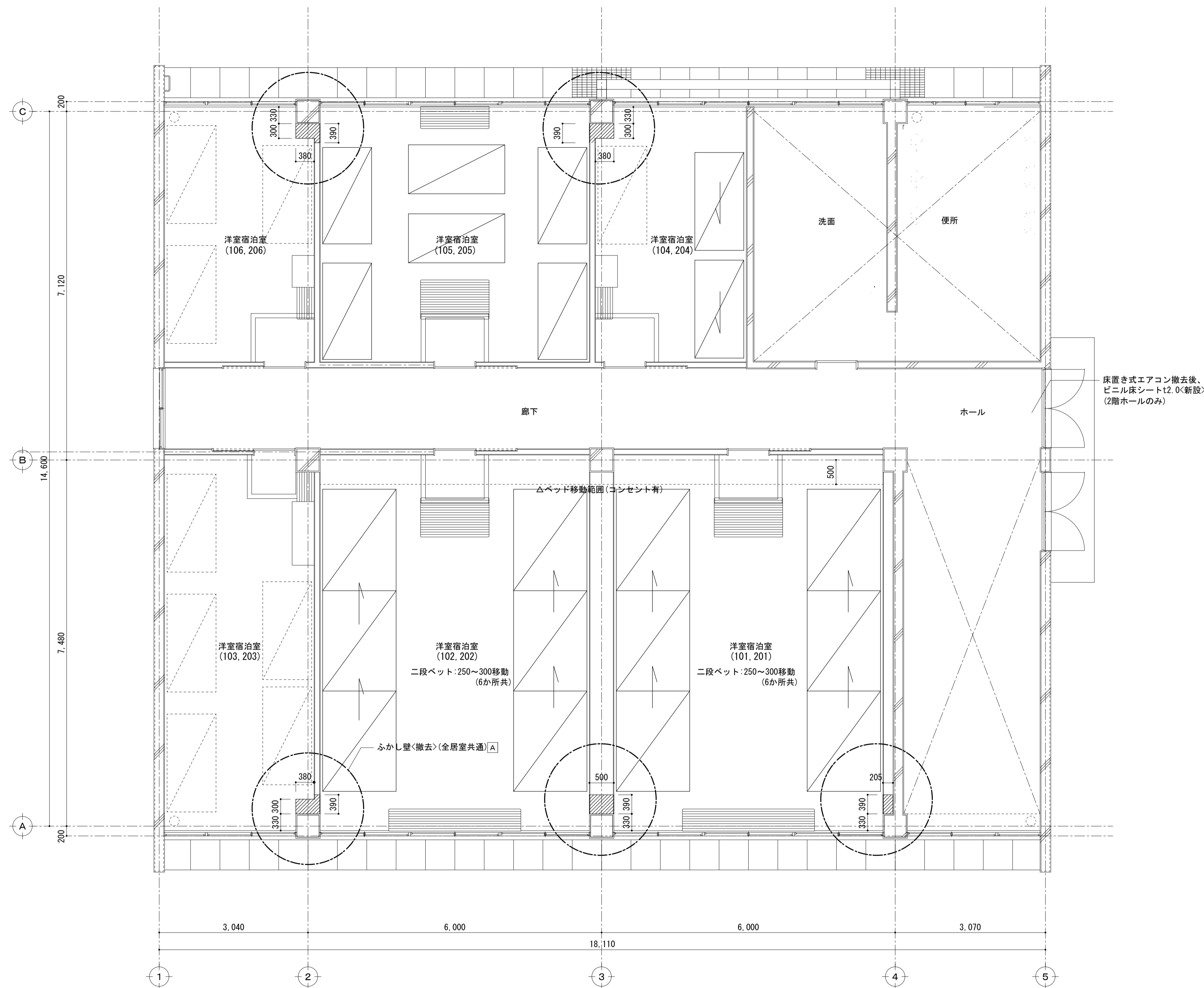
矩計図 S=1/30

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 Y Sアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-08 48
	図面名称	<宿泊棟A・B・C> 矩計図(改修前)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			S: 1/30		

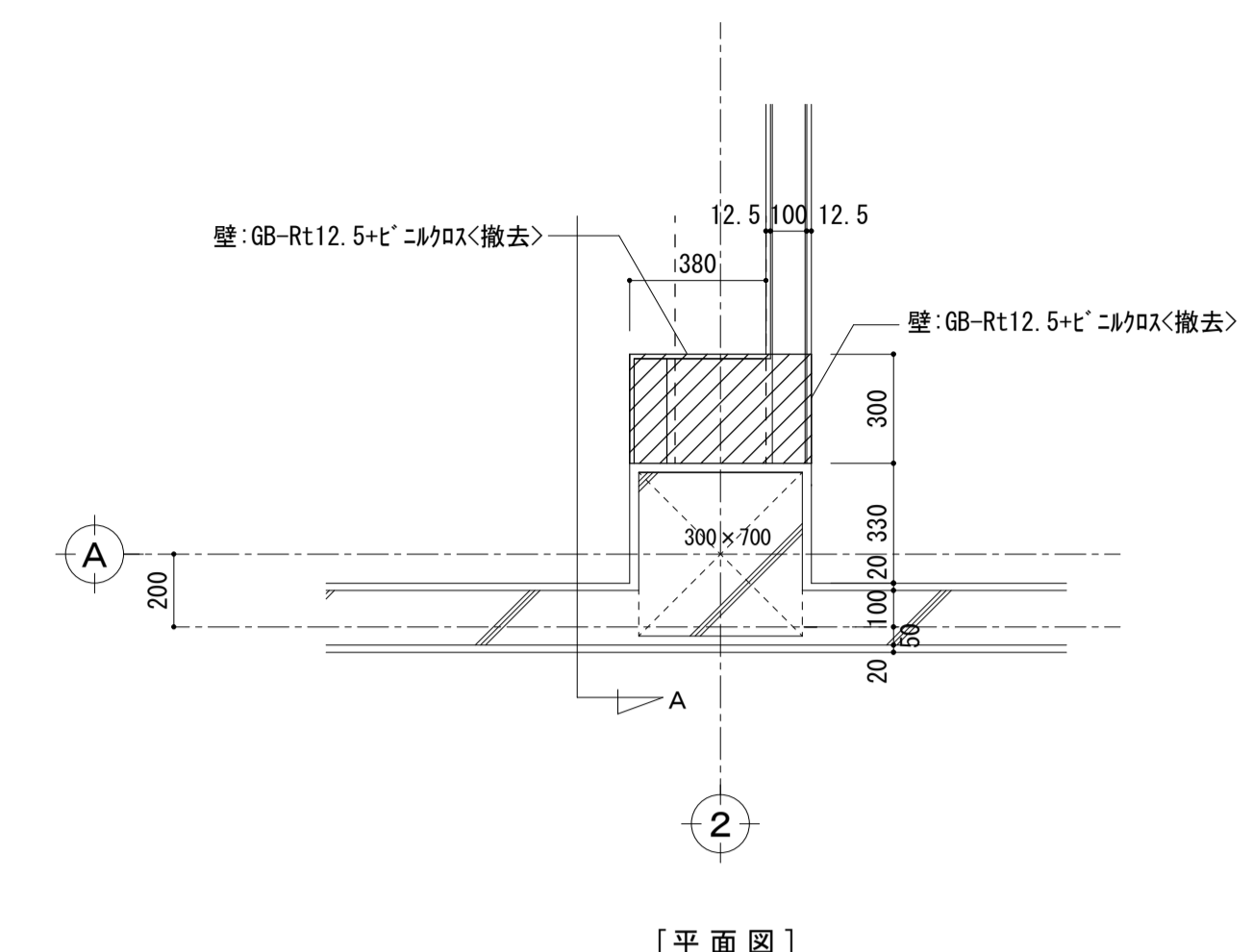


矩計図 S=1/30

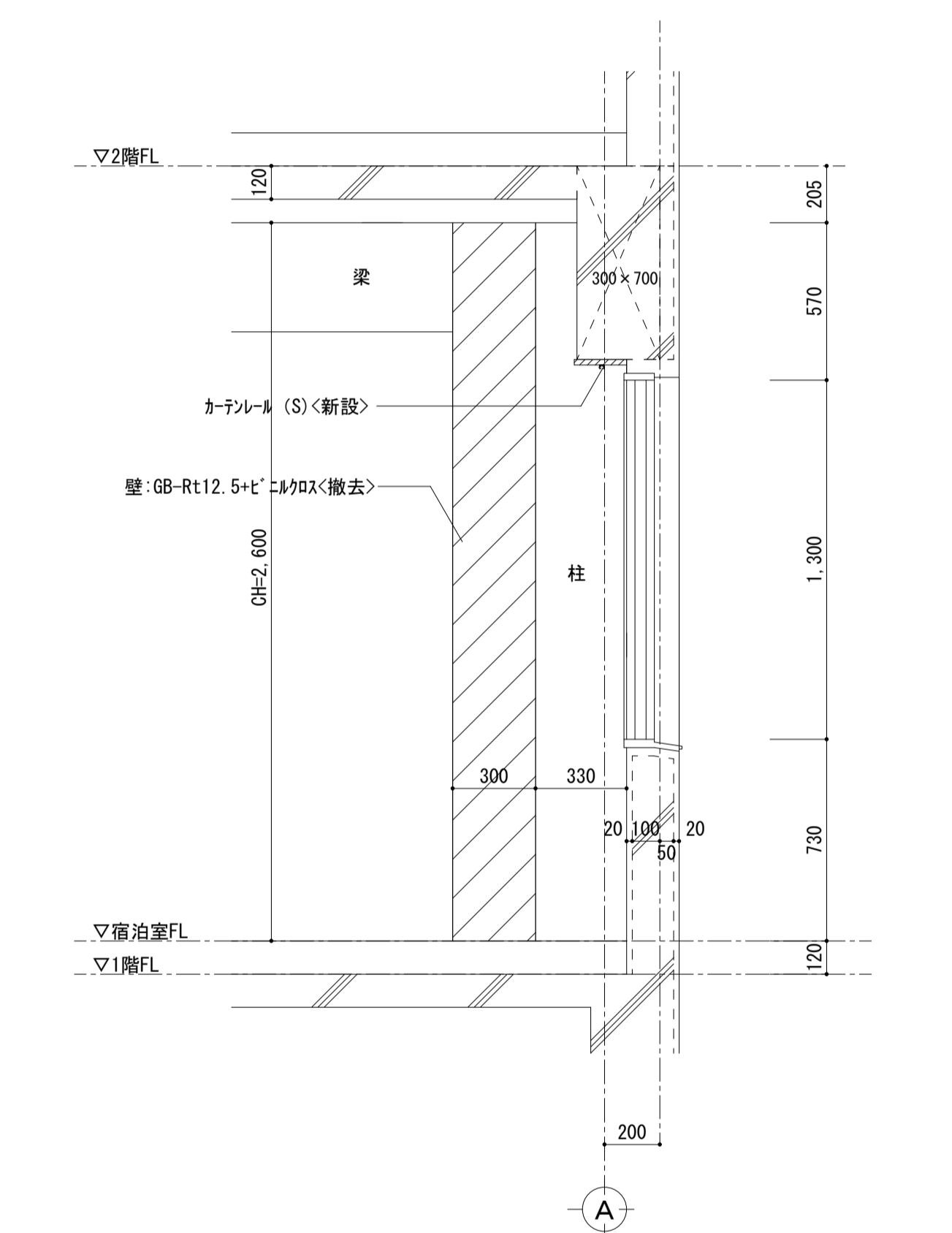
凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 Y Sアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-09 48
	図面名称	<宿泊棟A・B・C> 矩計図(改修後)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面番号	S: 1/30	



1・2階 平面詳細図 S=1/50

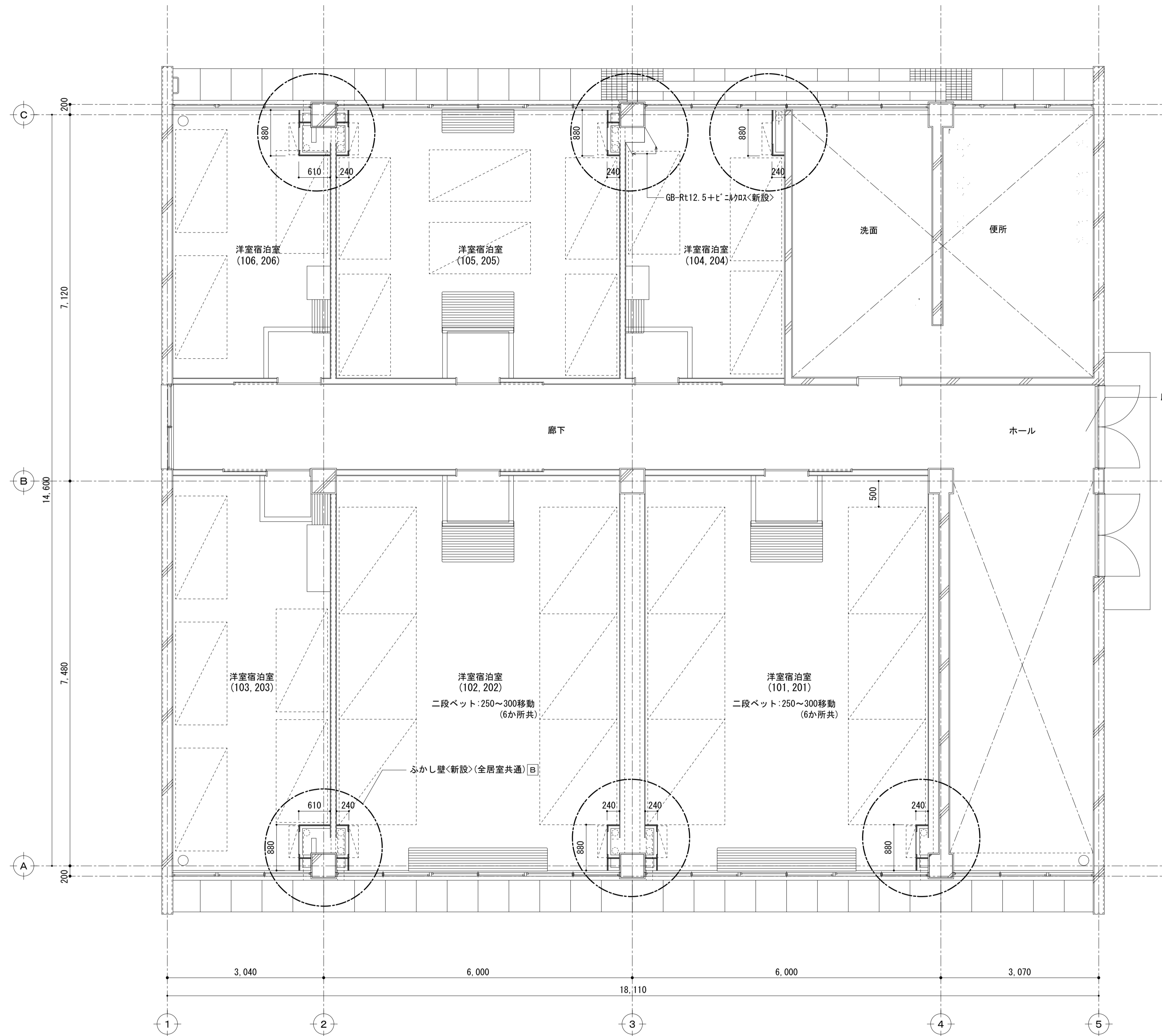


【平面図】

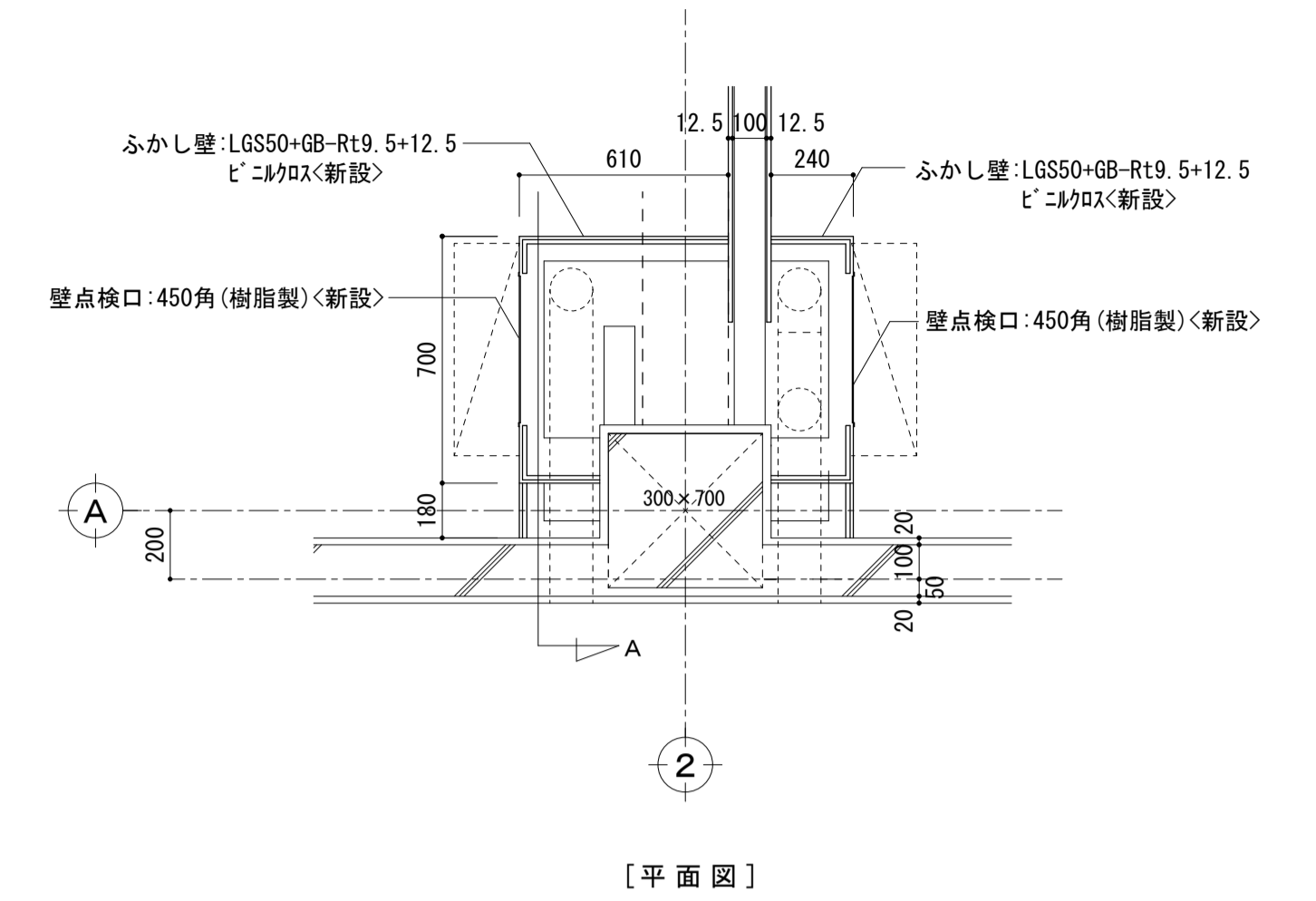


【矢視 A 断面図】

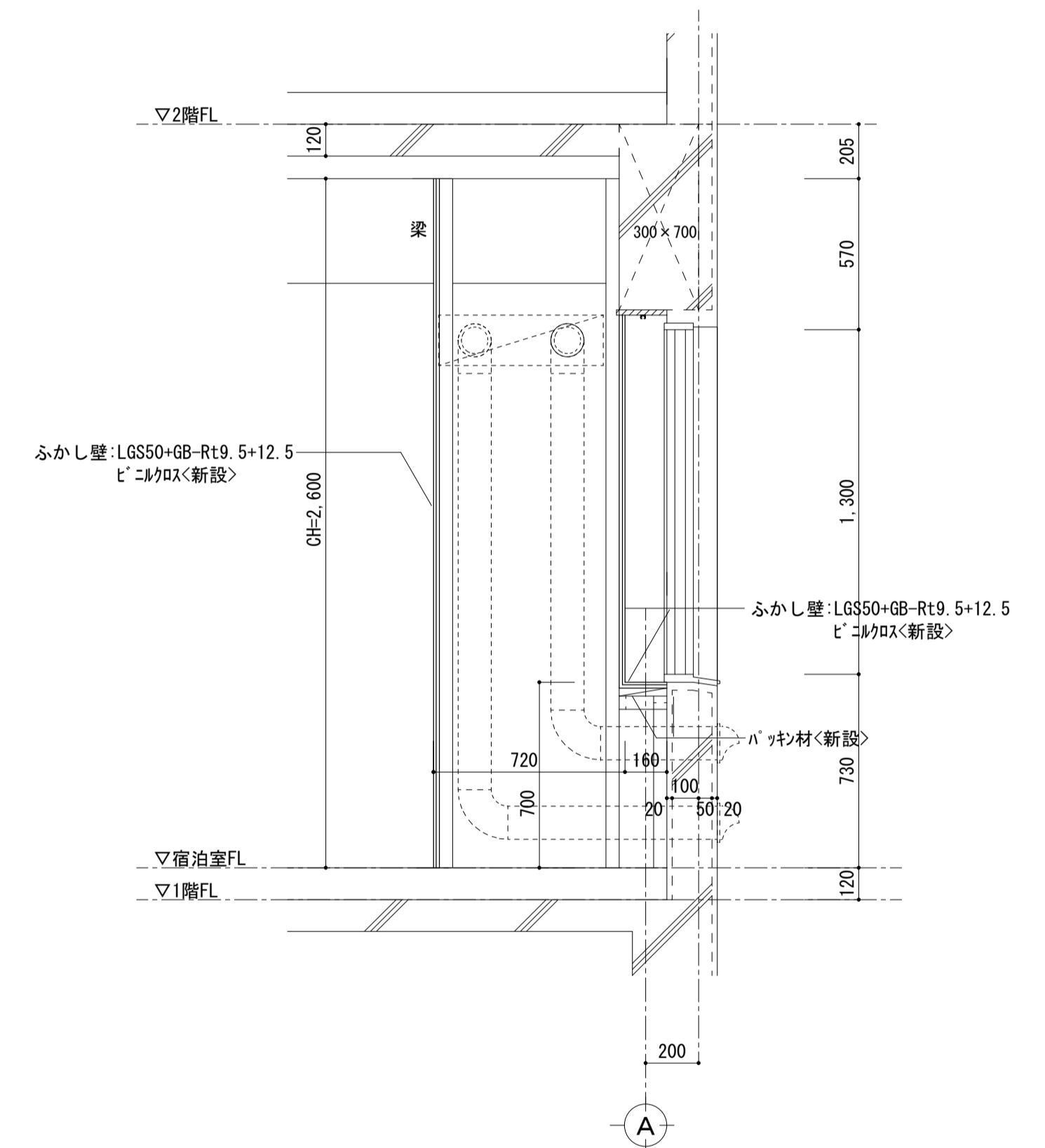
凡例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 穂田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A・B・C> S: 1/20, 50 1・2階 平面詳細図、部分詳細図(改修前)	A-10 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				



1・2階 平面詳細図 S=1/50

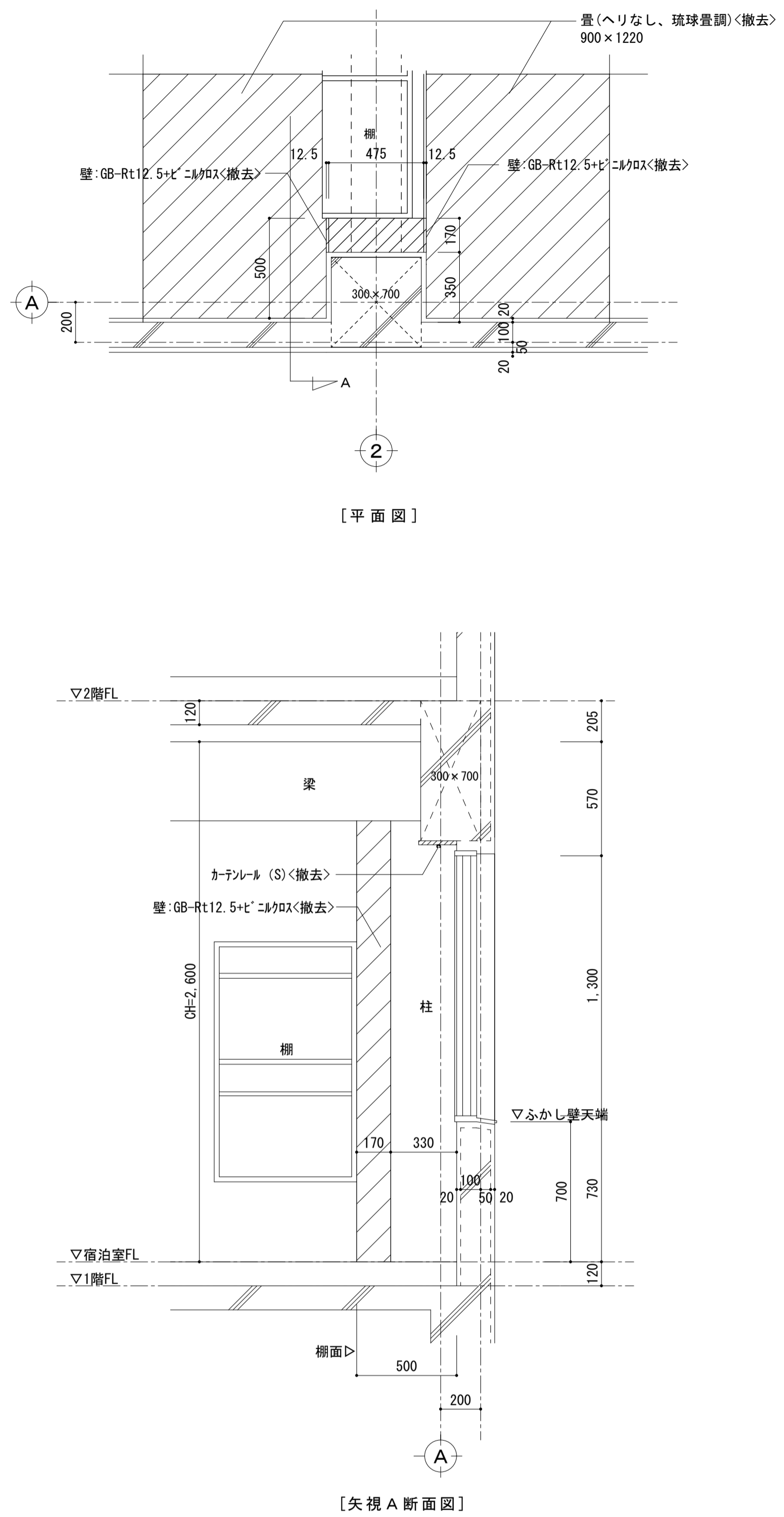
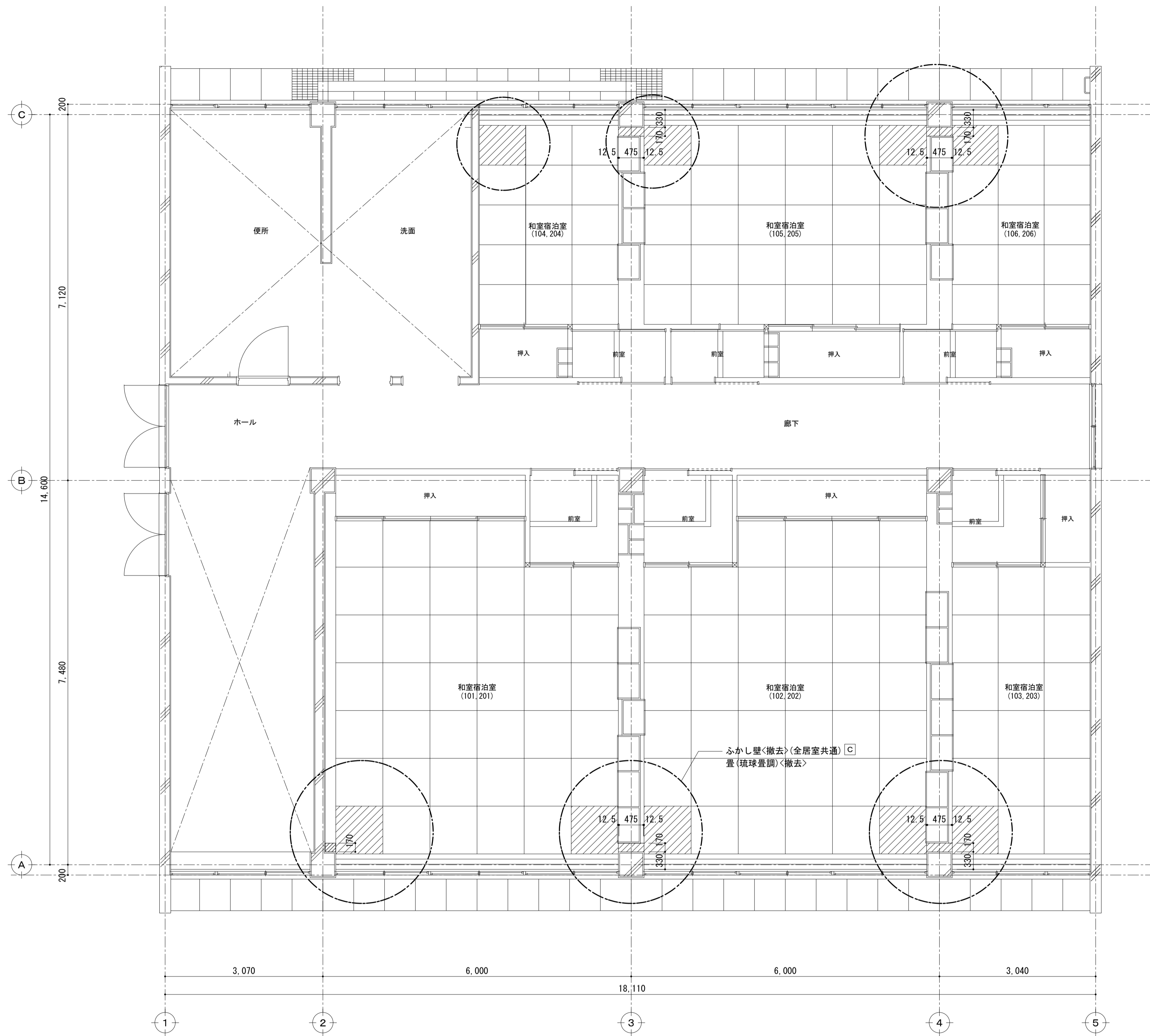


[平面図]

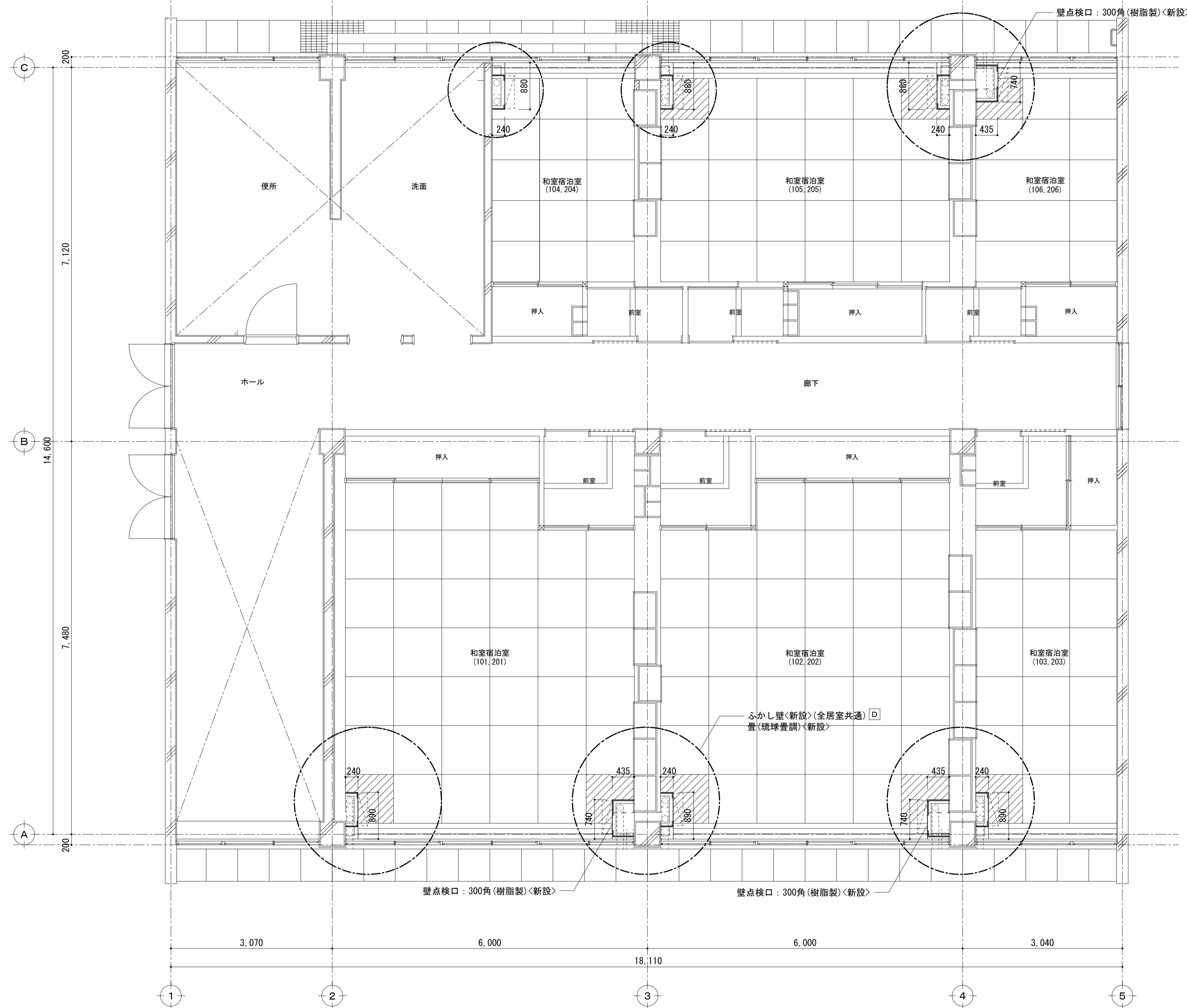


[矢視A断面図]

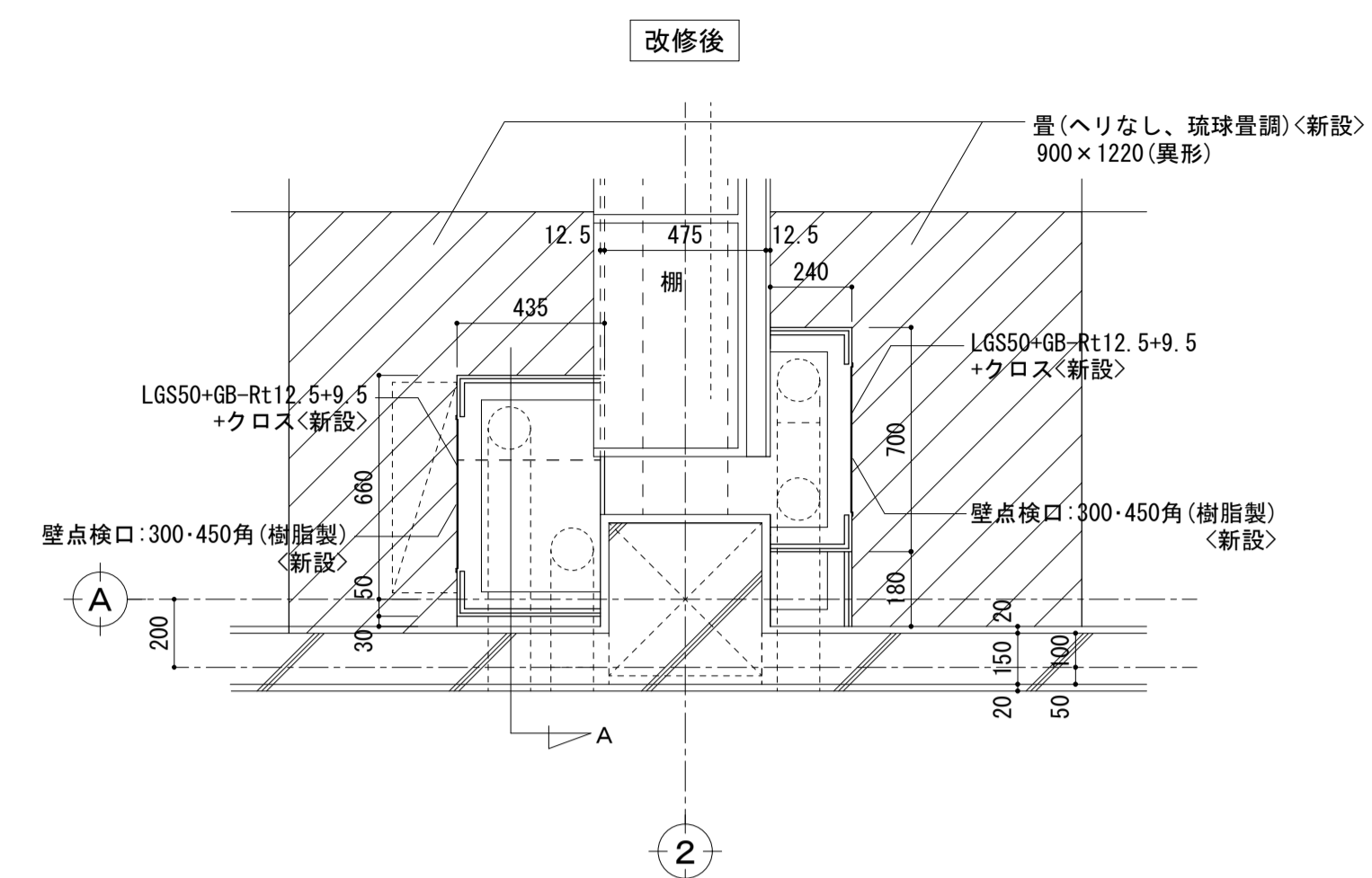
凡例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理担当者	設計者 株式会社 Y Sアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A・B・C> S: 1/20, 50 1・2階 平面詳細図、部分詳細図(改修後)	A-11 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				



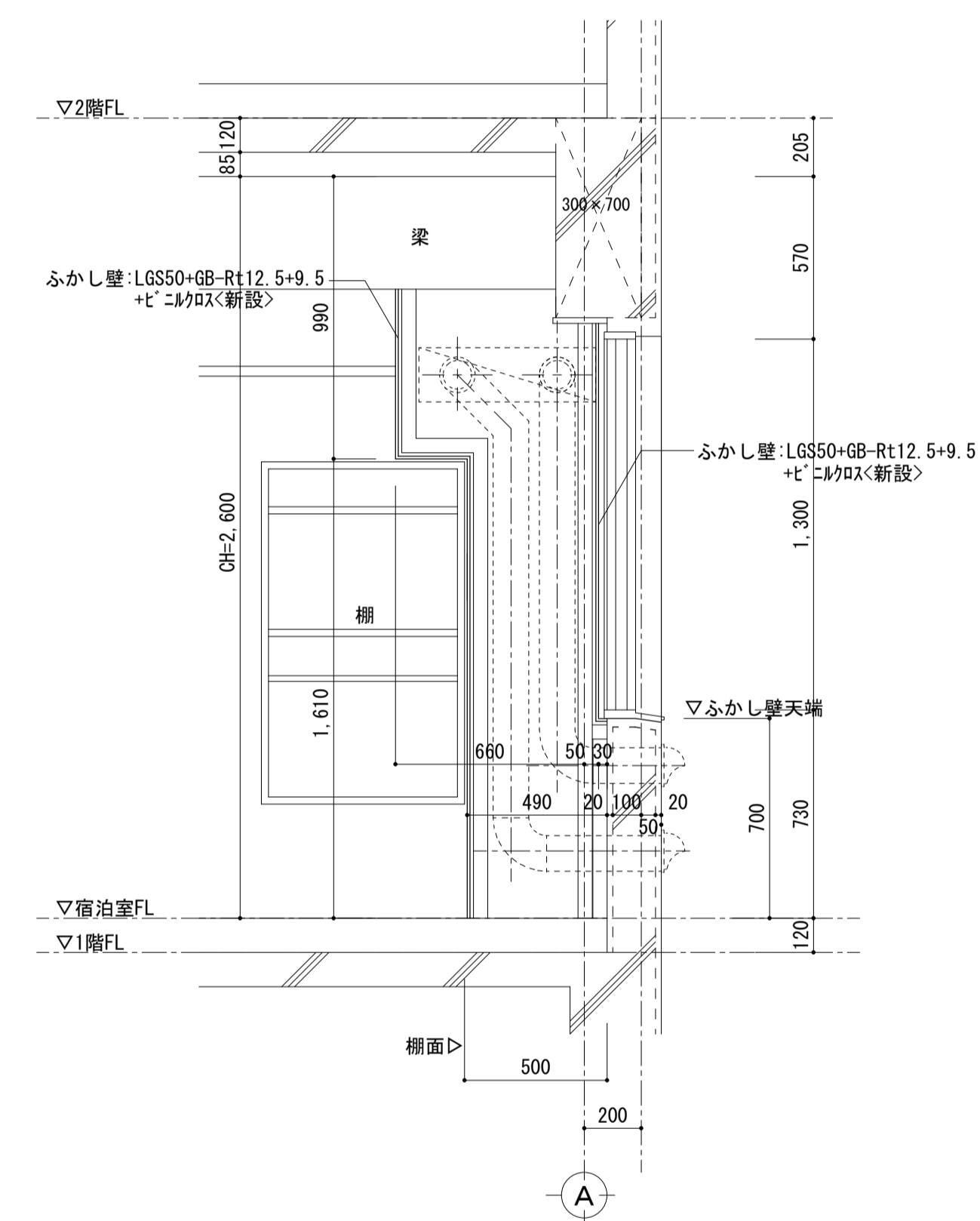
凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理担当者	設計者	株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-12 48
	図面名称	1・2階 平面詳細図、部分詳細図(改修前)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名称 <宿泊棟D・E> S: 1/20, 50		



1・2階 平面詳細図 S=1/50

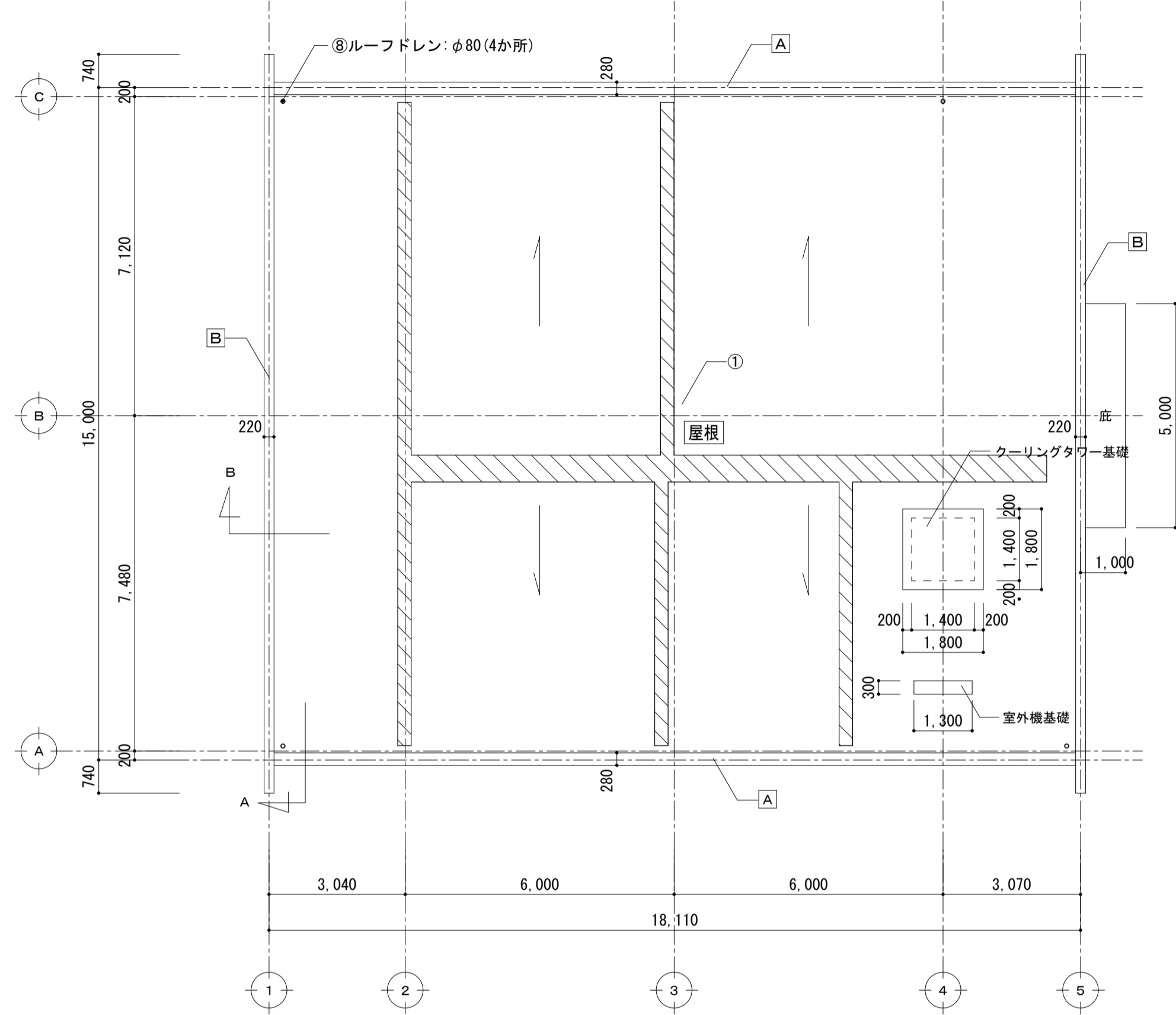
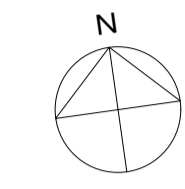


[平面図]

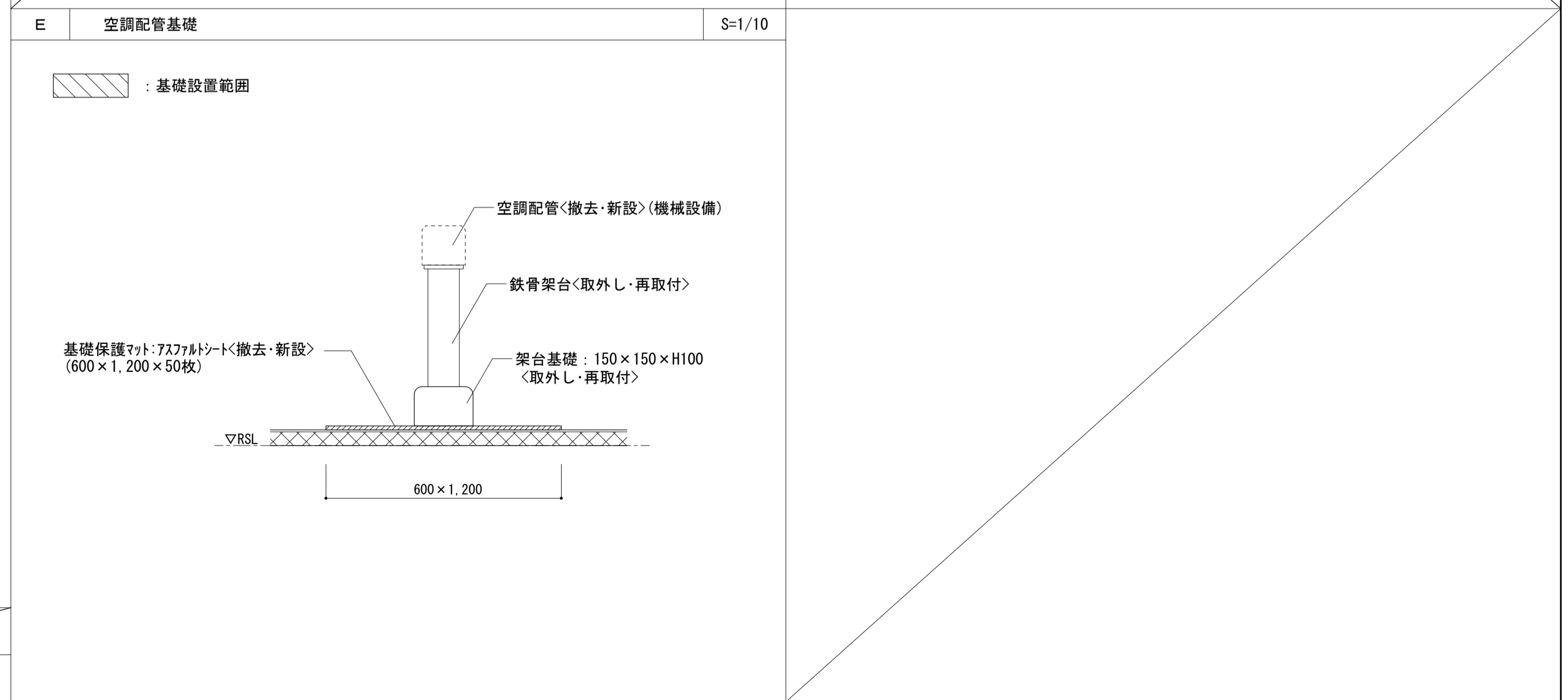
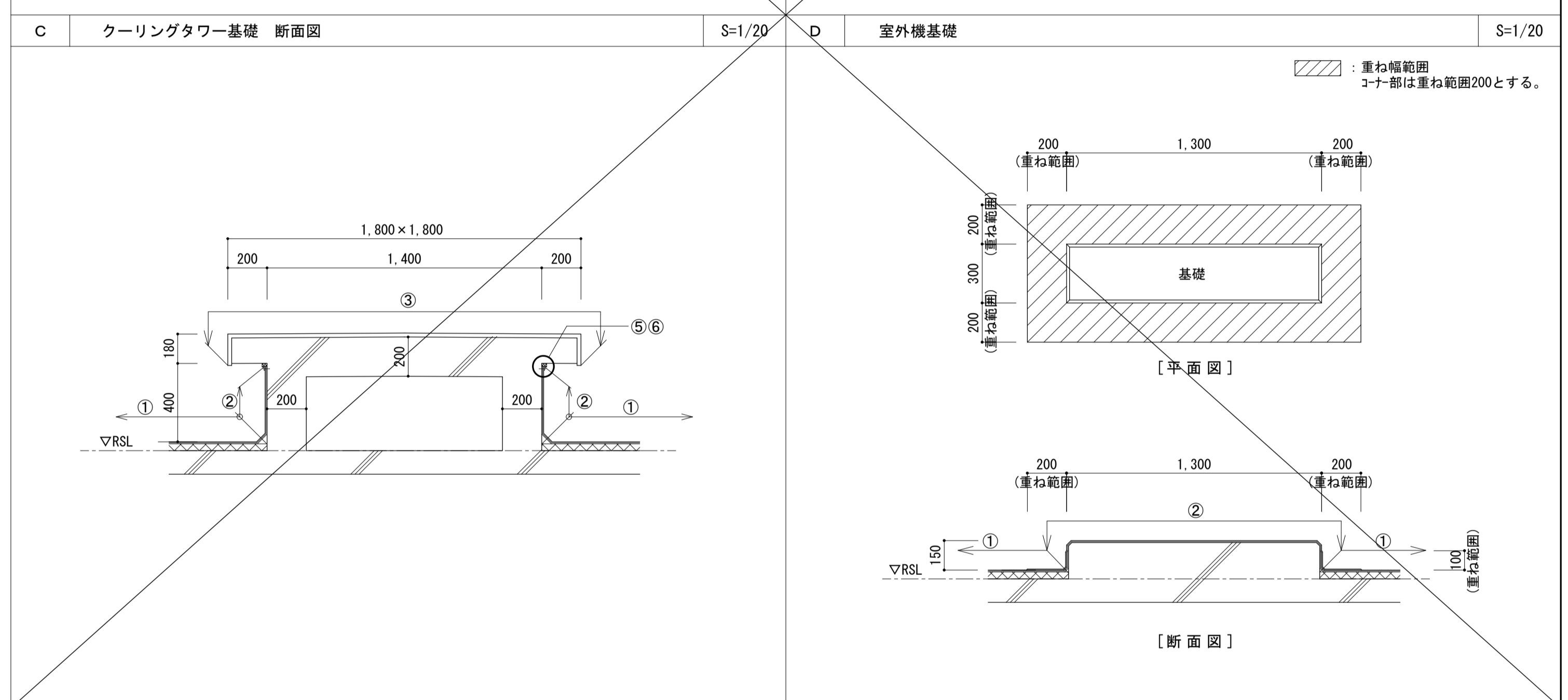
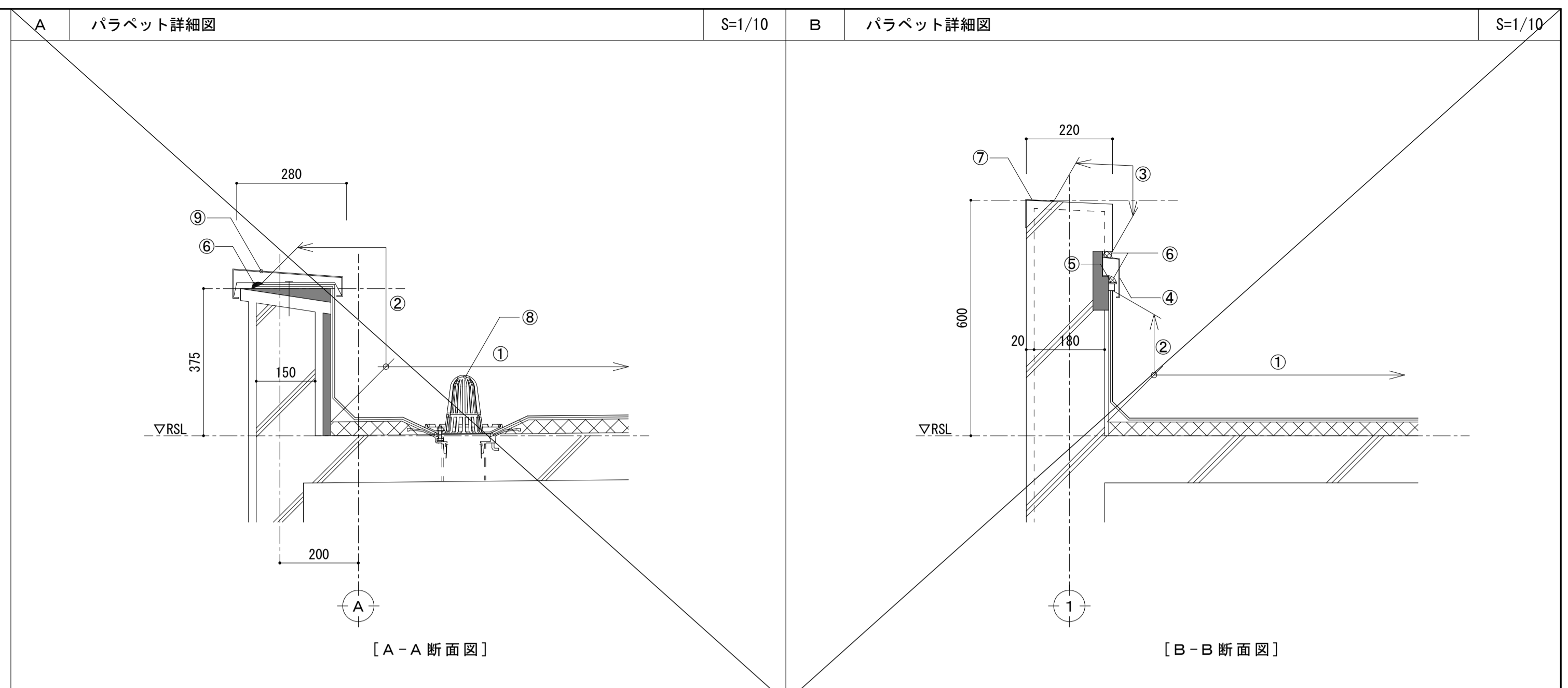


[矢視 A 断面図]

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理担当者	設計者	株式会社 YSアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-13
	管理技術者	種田 玲 1級建築士 324523号	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			主任技術者	高見 順子	図面名称	
								S: 1/20, 50	



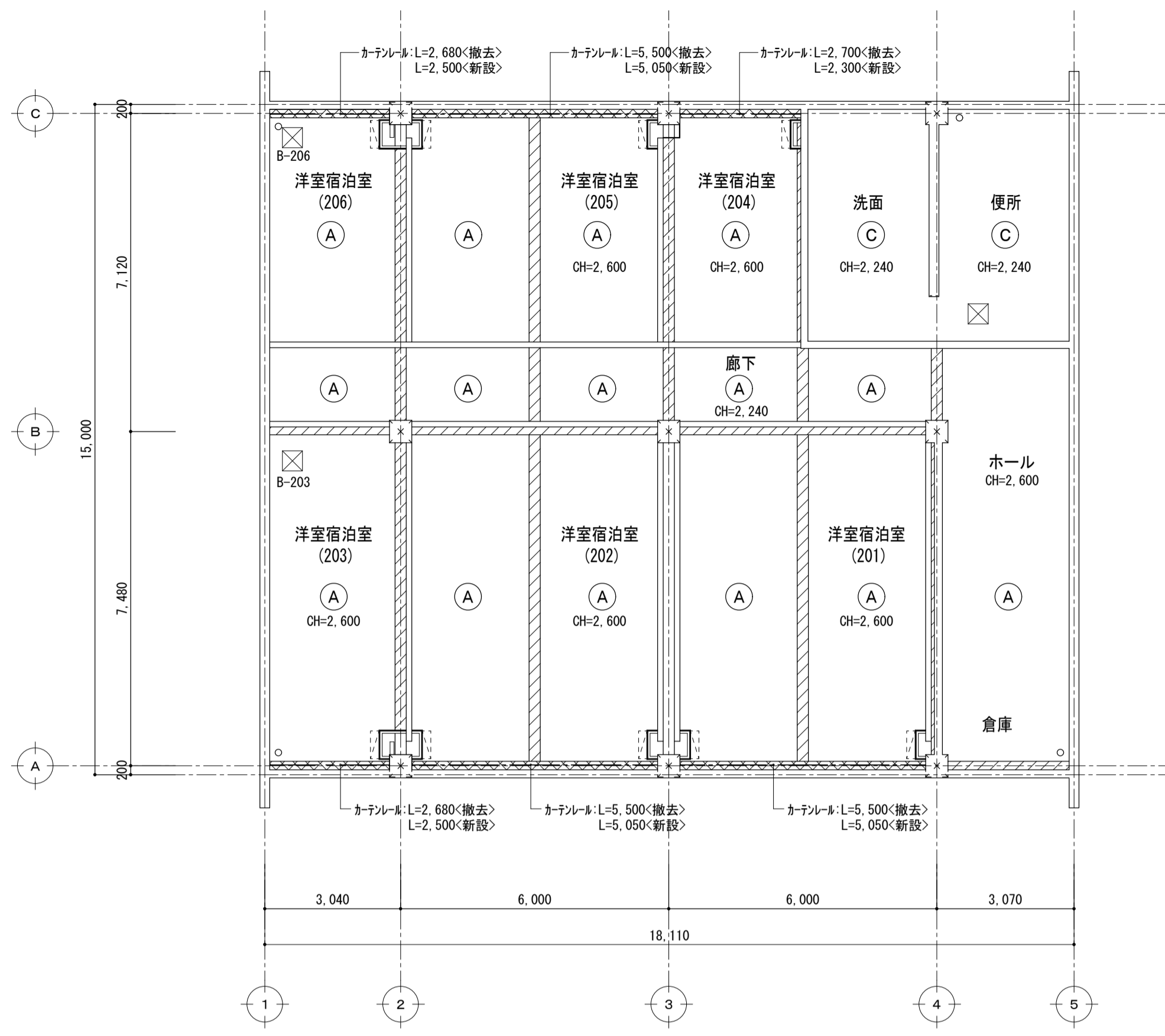
屋根伏図 S=1/100



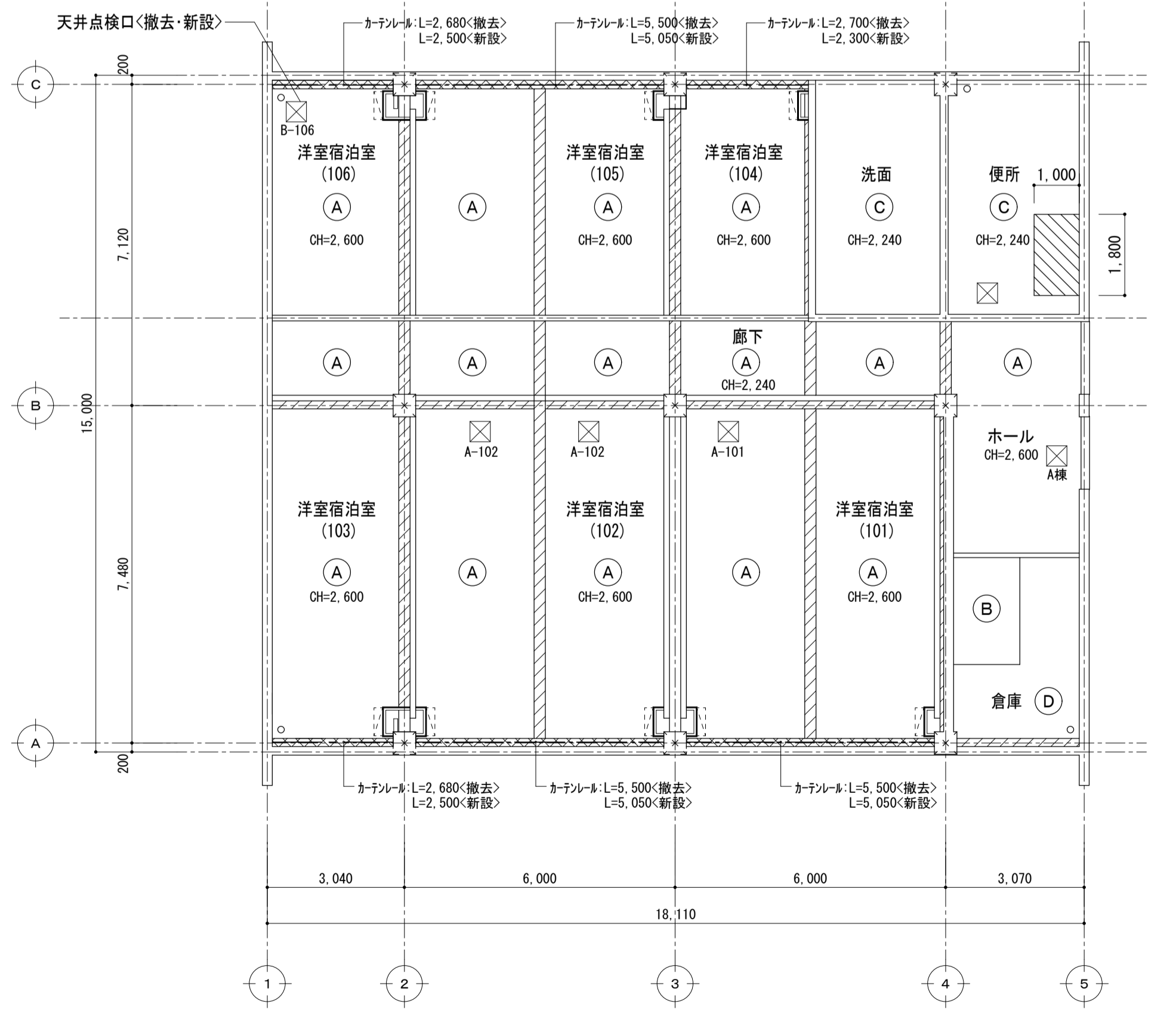
凡例	①	平場: 改質アスファルト防水<撤去> + 硬質ウレタンフォーム<35+30> アスファルトエマルジョン系<既存のまま> 平場: 改質アスファルト防水<新設> (M3AS工法) (AS-T1)	⑥	既存シール材<撤去> シール材 (MS-2) <新設>
	②	立上り: 改質アスファルト防水<撤去> 立上り: 改質アスファルト防水<新設> (M3AS工法) (AS-T1)	⑦	7M水切り (L-75 x 75) <取外し・再取付>
	③	既存防水モルタル<既存のまま> ウレタン塗膜防水 (L4X工法) (X-2)	⑧	鋳鉄製ドレン<撤去>、改修用ドレン<縦型><新設>
	④	既存アルミ製水切り<撤去> アルミ製水切り<新設>	⑨	7M笠木<取外し・再取付>
	⑤	既存アルミ製押え金物<撤去> アルミ製押え金物 (SUS ^t S8450以下) <新設>	A	詳細図記号

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A~E> 屋根伏図・部分詳細図(改修前・後) S: 1/10, 20, 100	A-14 48
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				

[A・B・C棟]

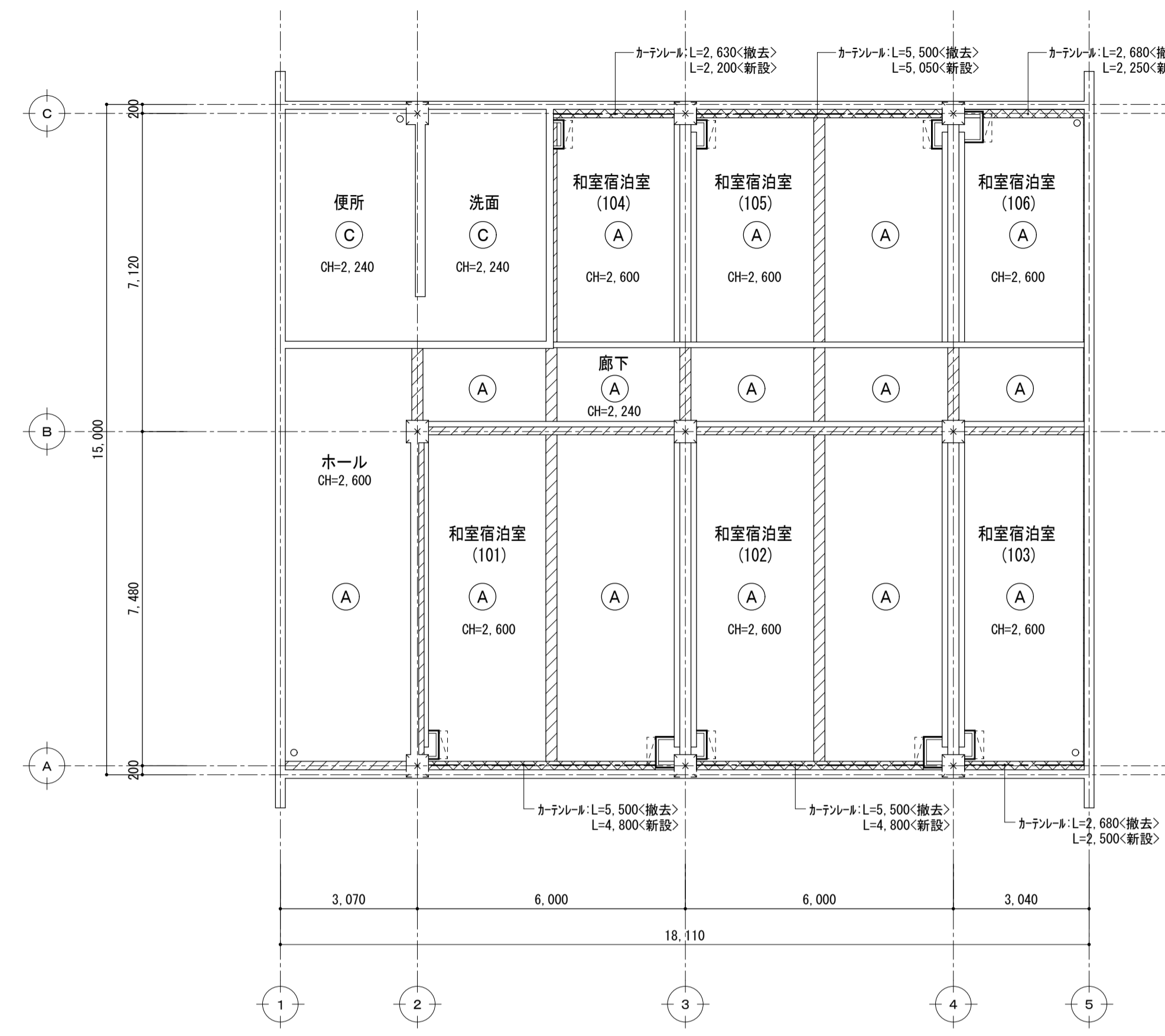


2階天井伏図 S=1/100

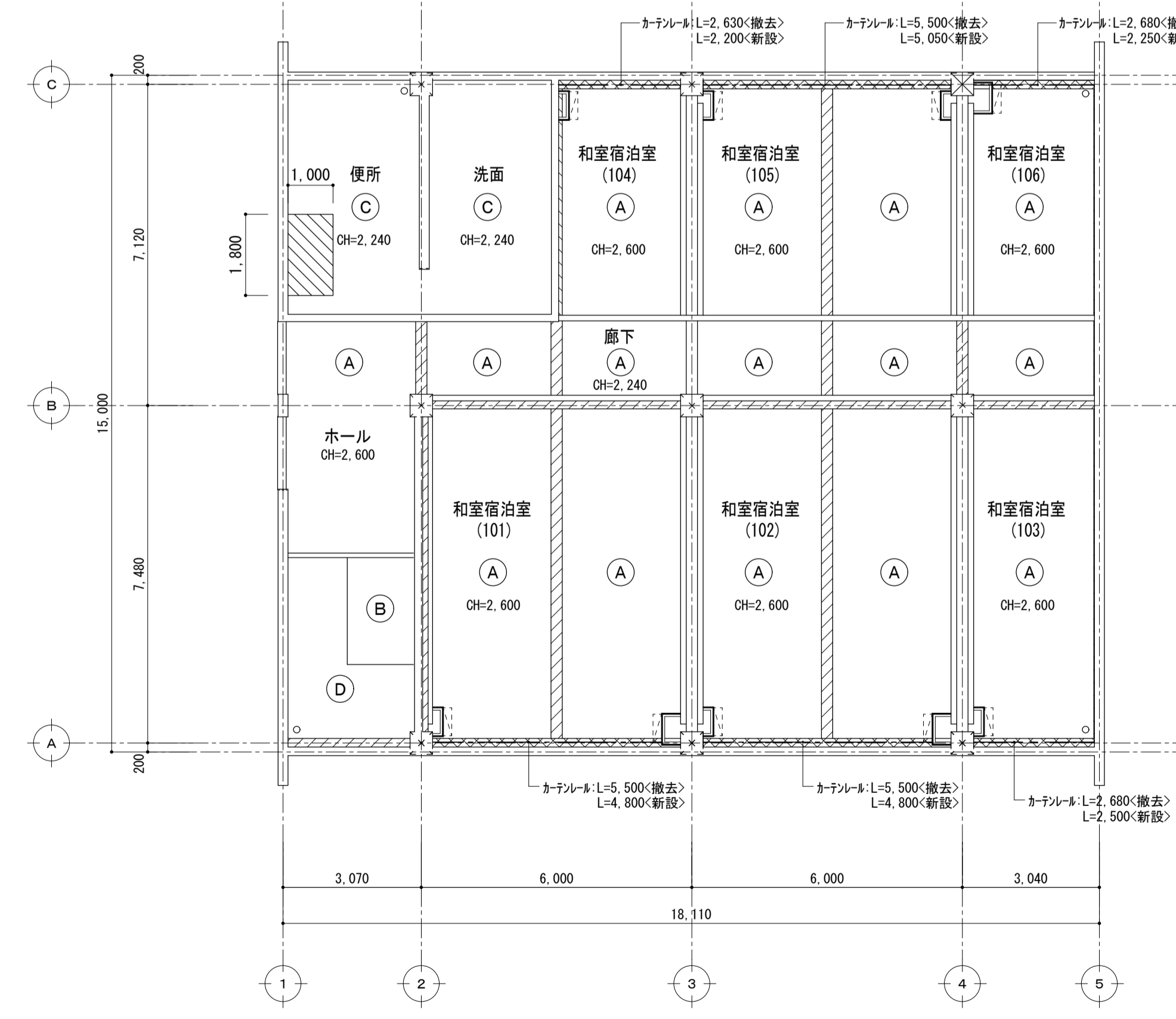


1階天井伏図 S=1/100

[D・E棟]

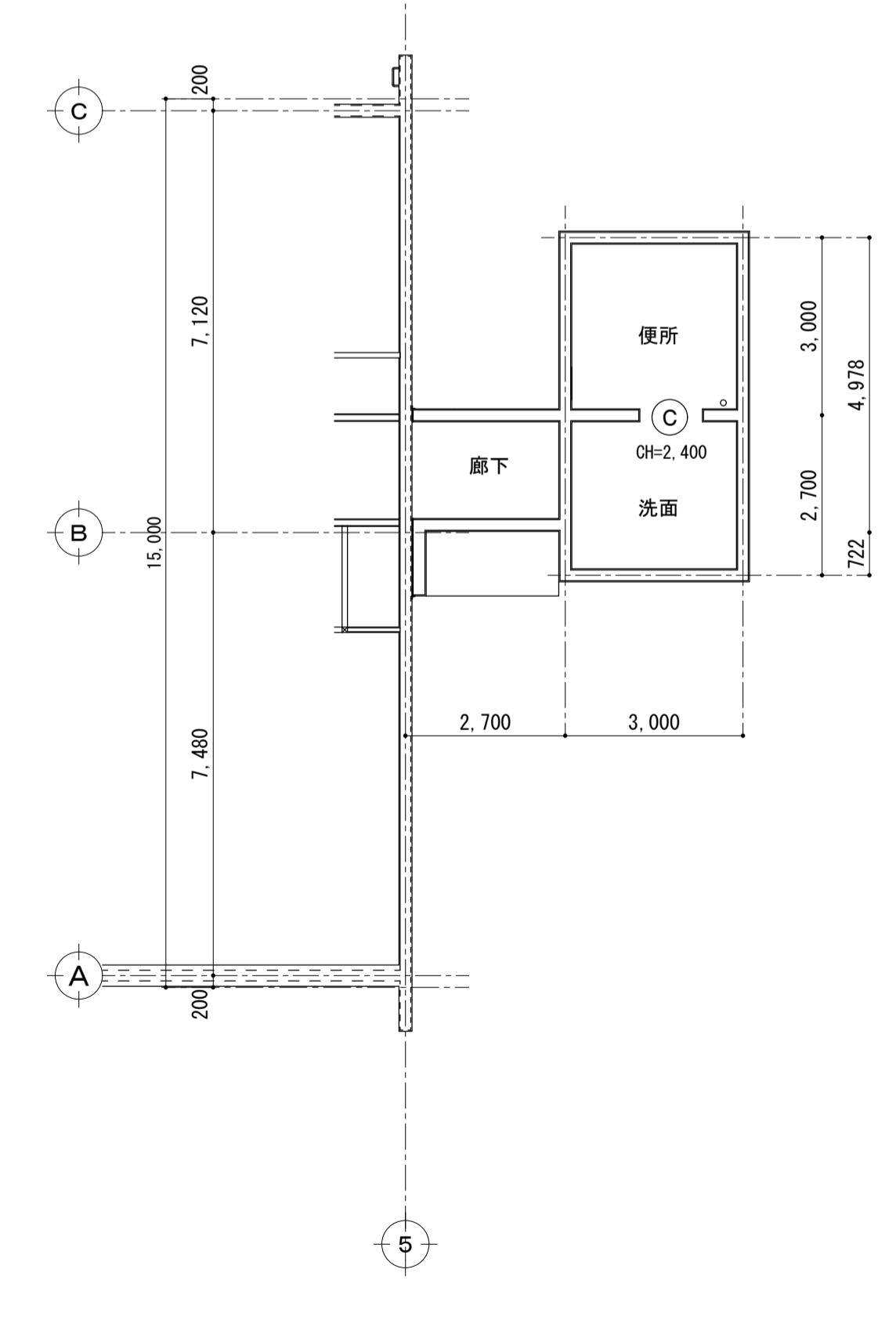


2階天井伏図 S=1/100



1階天井伏図 S=1/100

[E棟] 洗面・便所②

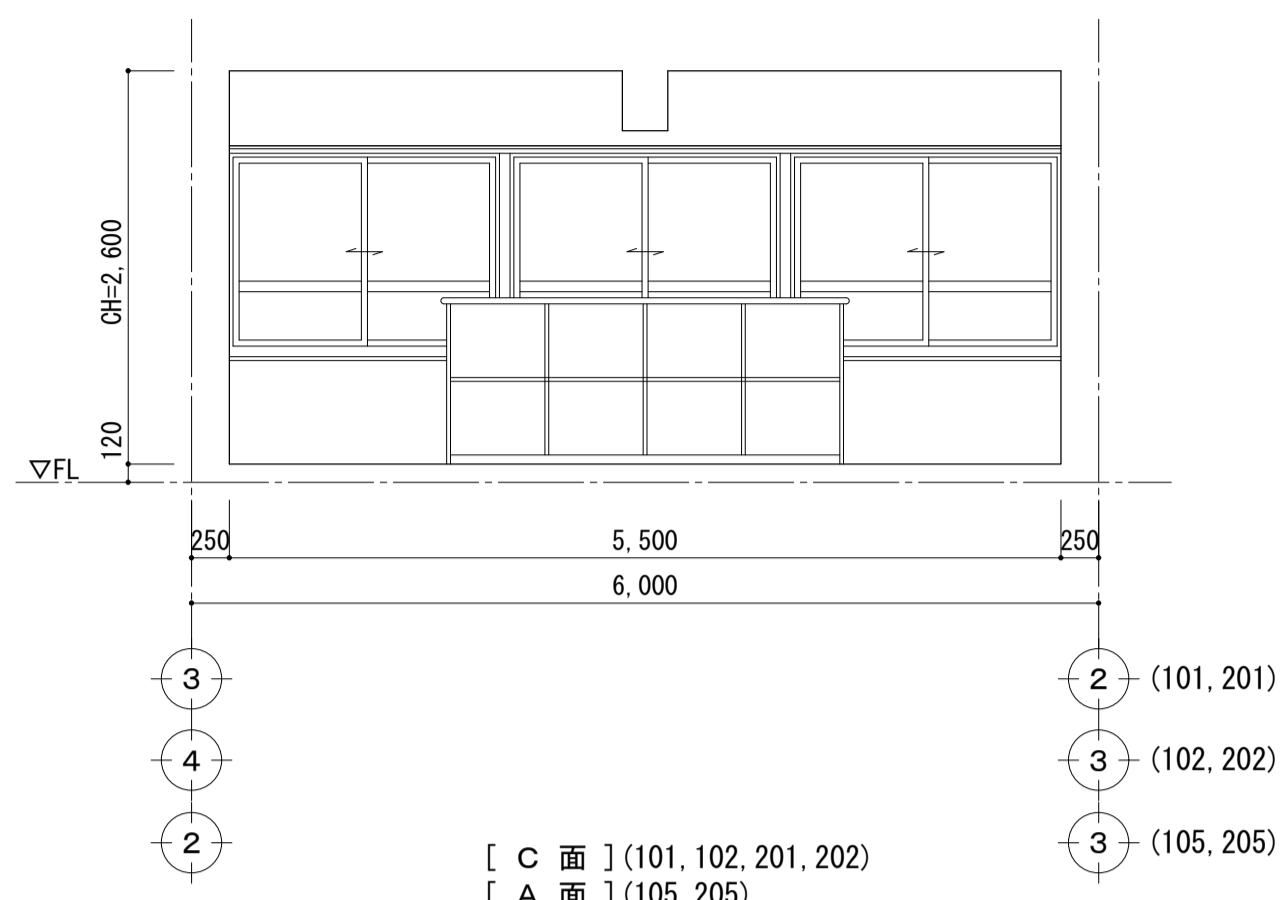
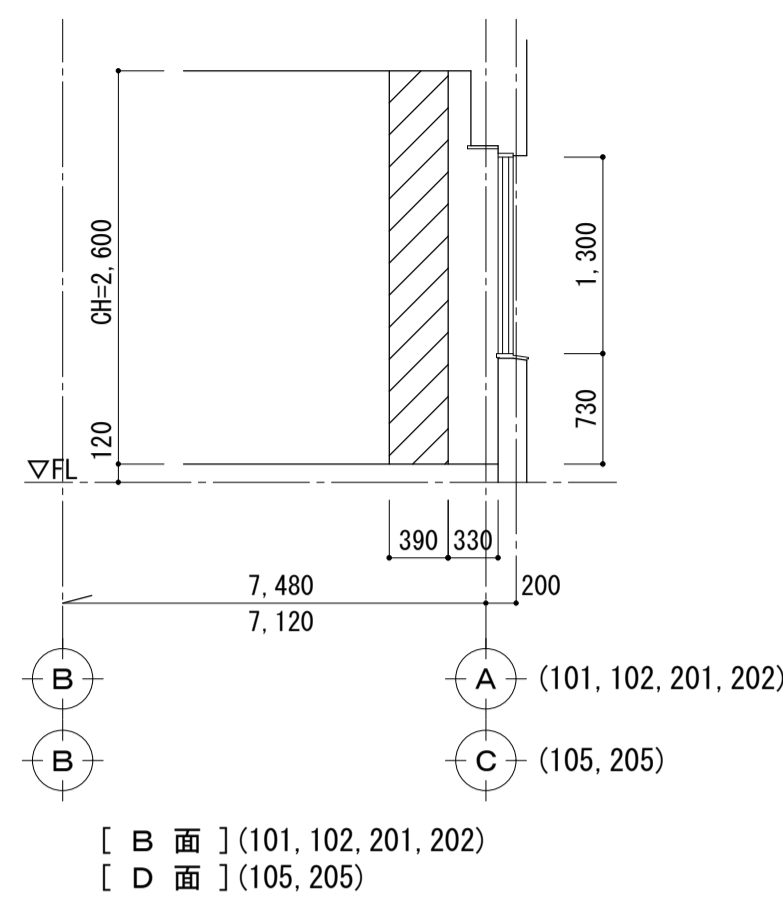


1階天井伏図 S=1/100

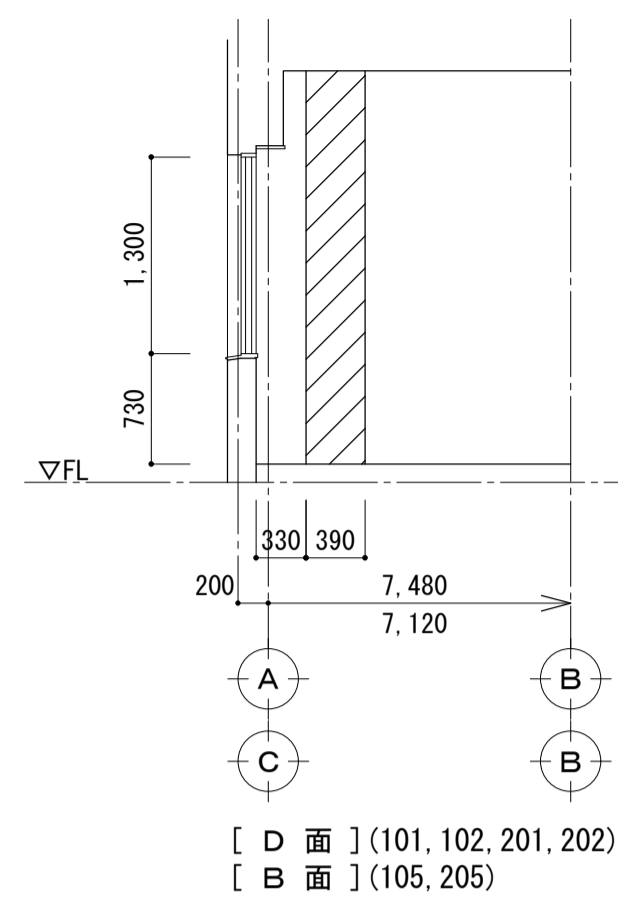
凡例	(A)	既設GB-R t 12.5の上ビニルクロス張り		梁型:下地モルタルの上ビニルクロス張り(既存のまま)	アルミ製カーテンレール(撤去・新設)(1,2階共通)	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 Y Sアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A~E> 1・2階 天井伏図(改修前・後)	A-15 48 S:1/50
	(B)	既設下地モルタルの上ビニルクロス張り		既存木製カーテン受け板(既存のまま)						
(C)	既設ケイカル板 t 6の上E P		天井(LGS共)撤去・新設							
(D)	吹抜		既設天井点検口:450角(特記なき限り既存のまま)							

改修前

[A・B・C棟 洋室101・102、201・202、105、205号]

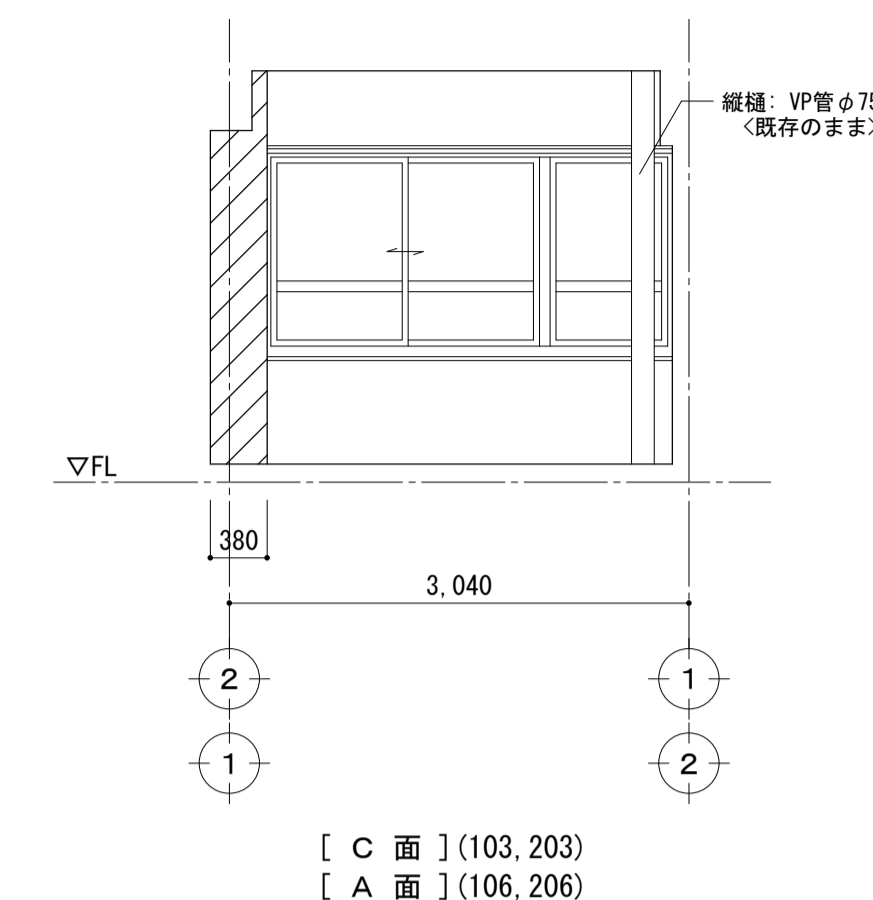
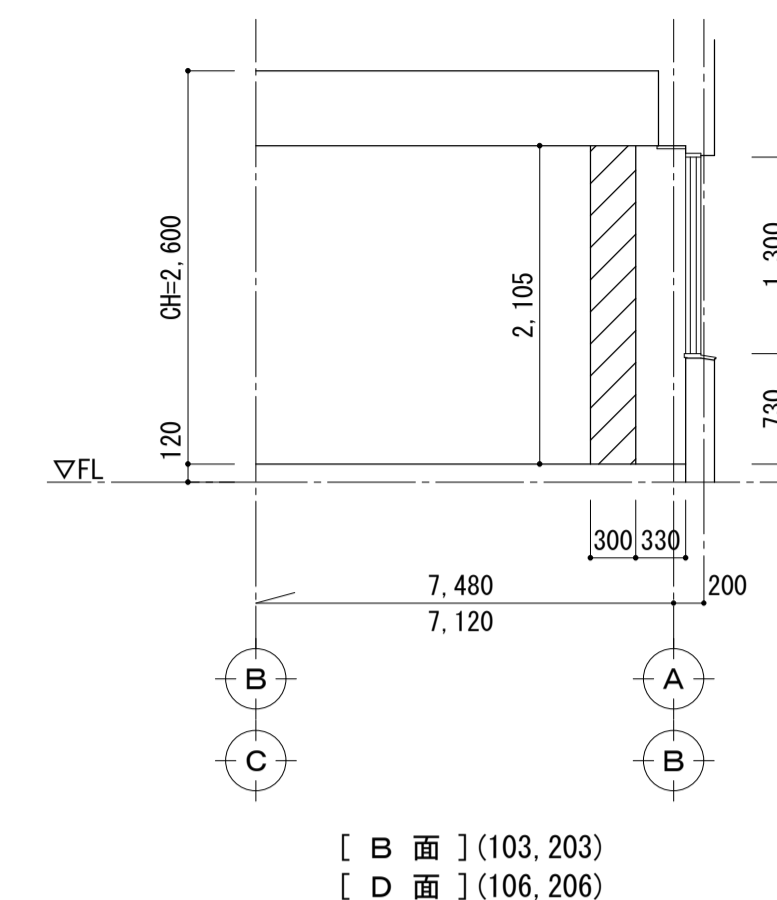


展開図 S=1/50



改修前

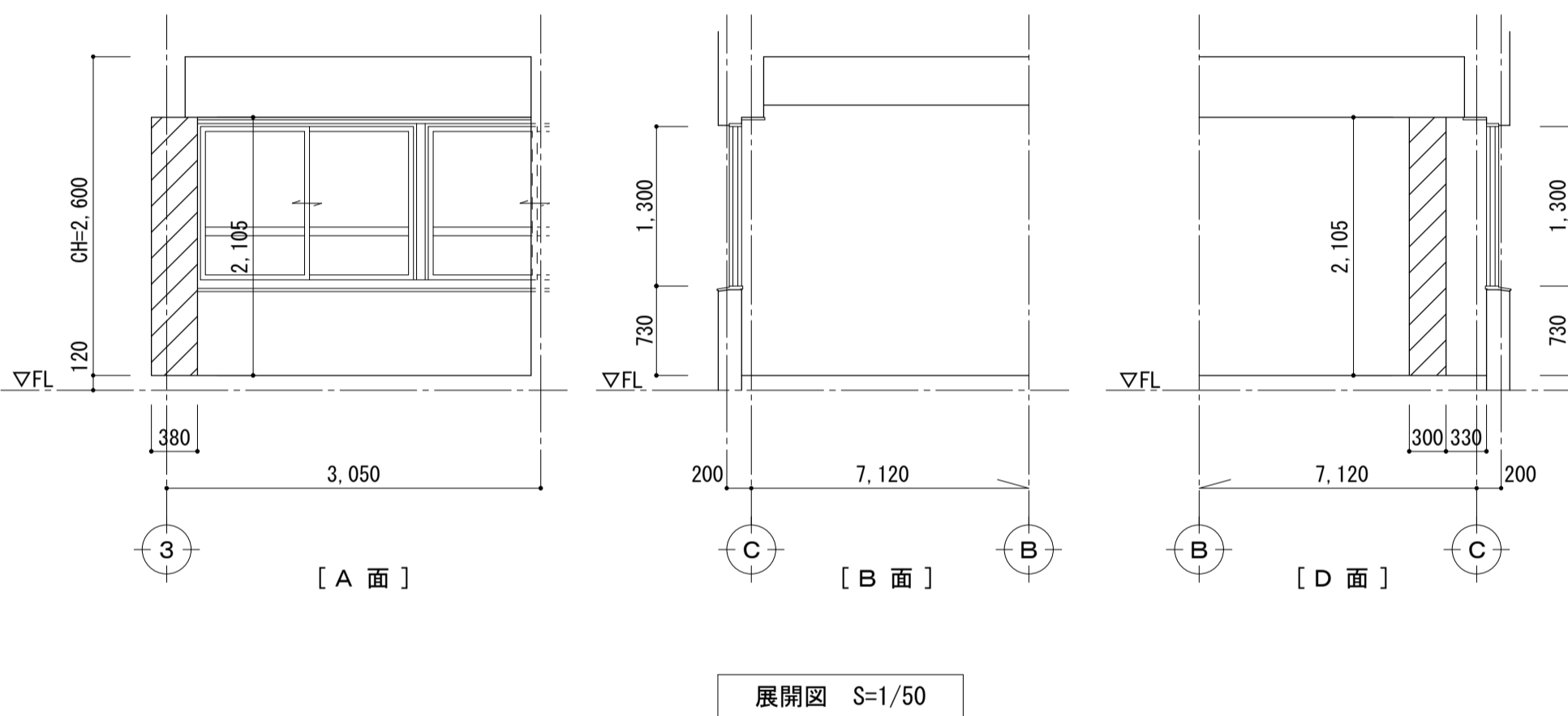
[A・B・C棟 洋室103・203、106、206号]



展開図 S=1/50

改修前

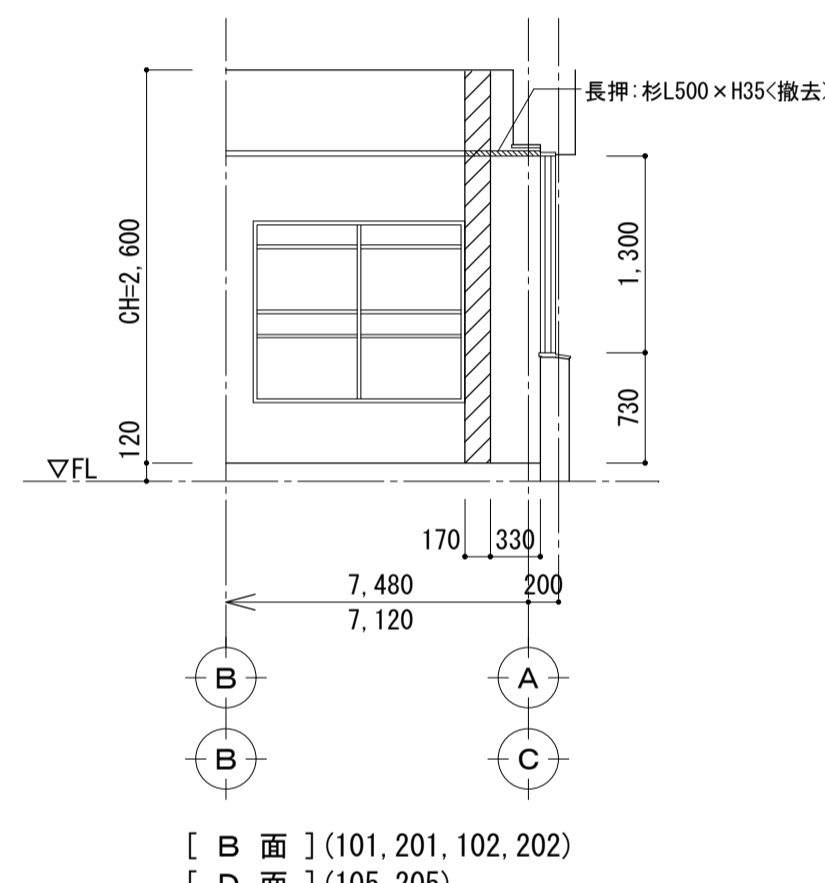
[A・B・C棟 洋室104・204号]



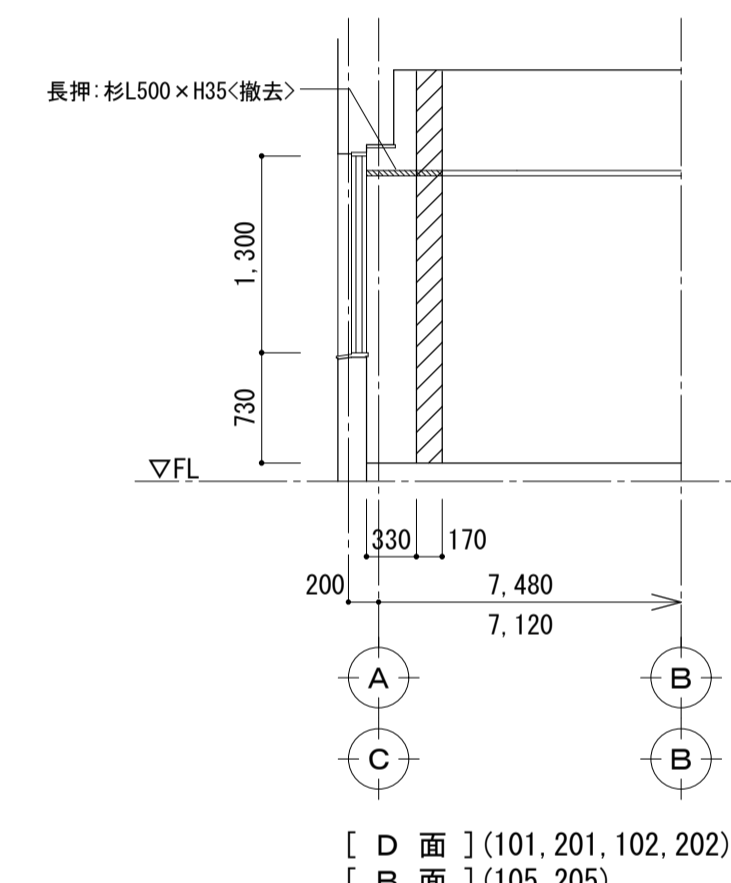
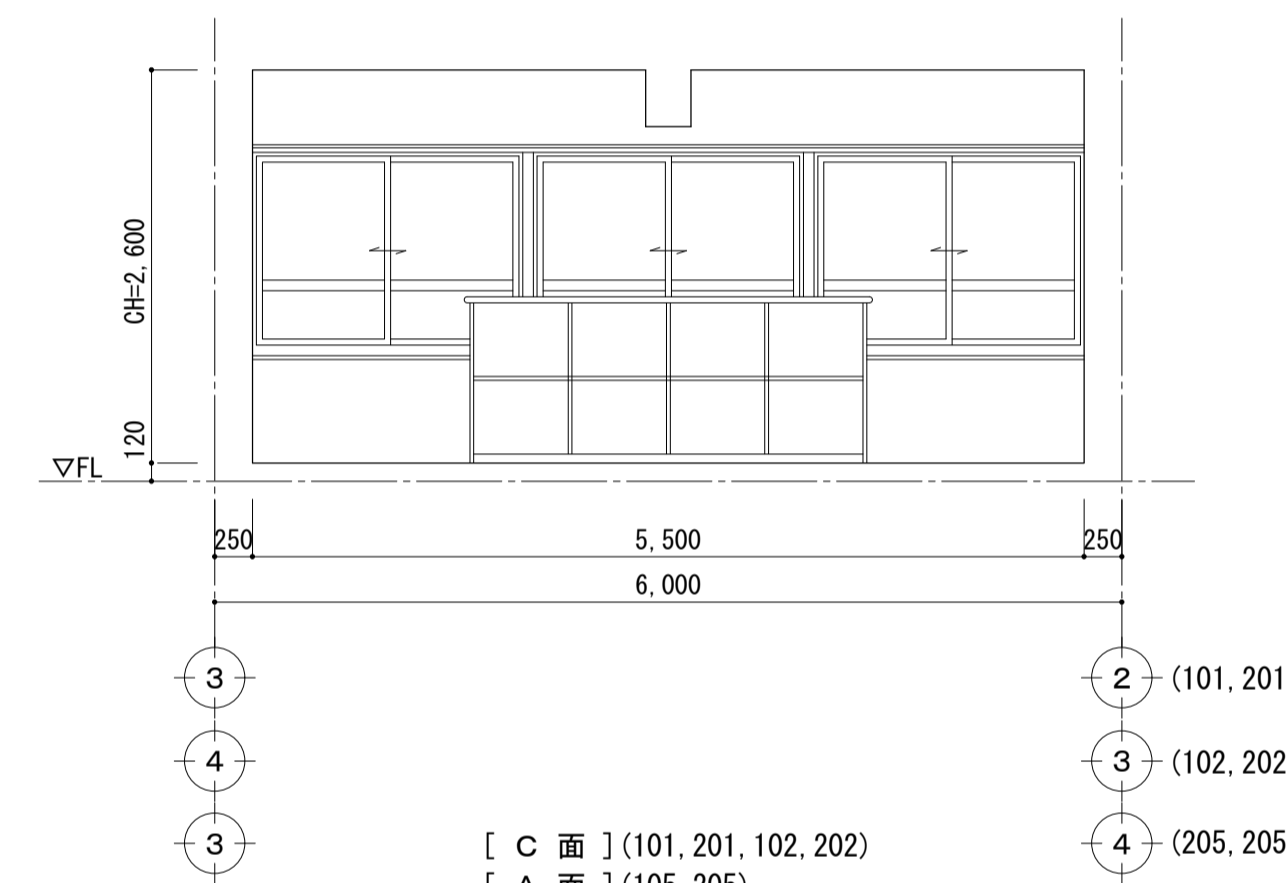
展開図 S=1/50

改修前

[D・E棟 和室101・201、102・202、105・205号]

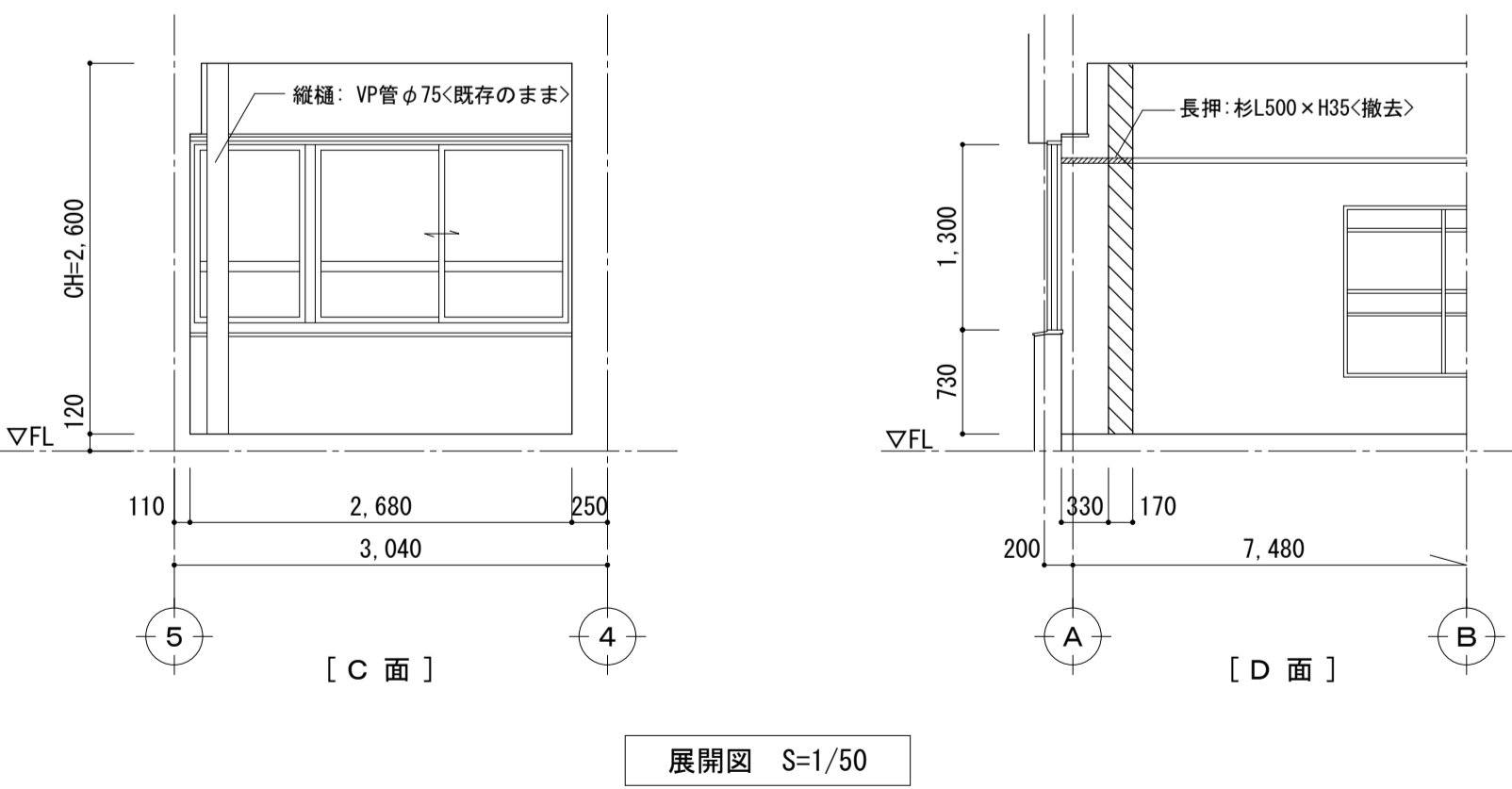


展開図 S=1/50



改修前

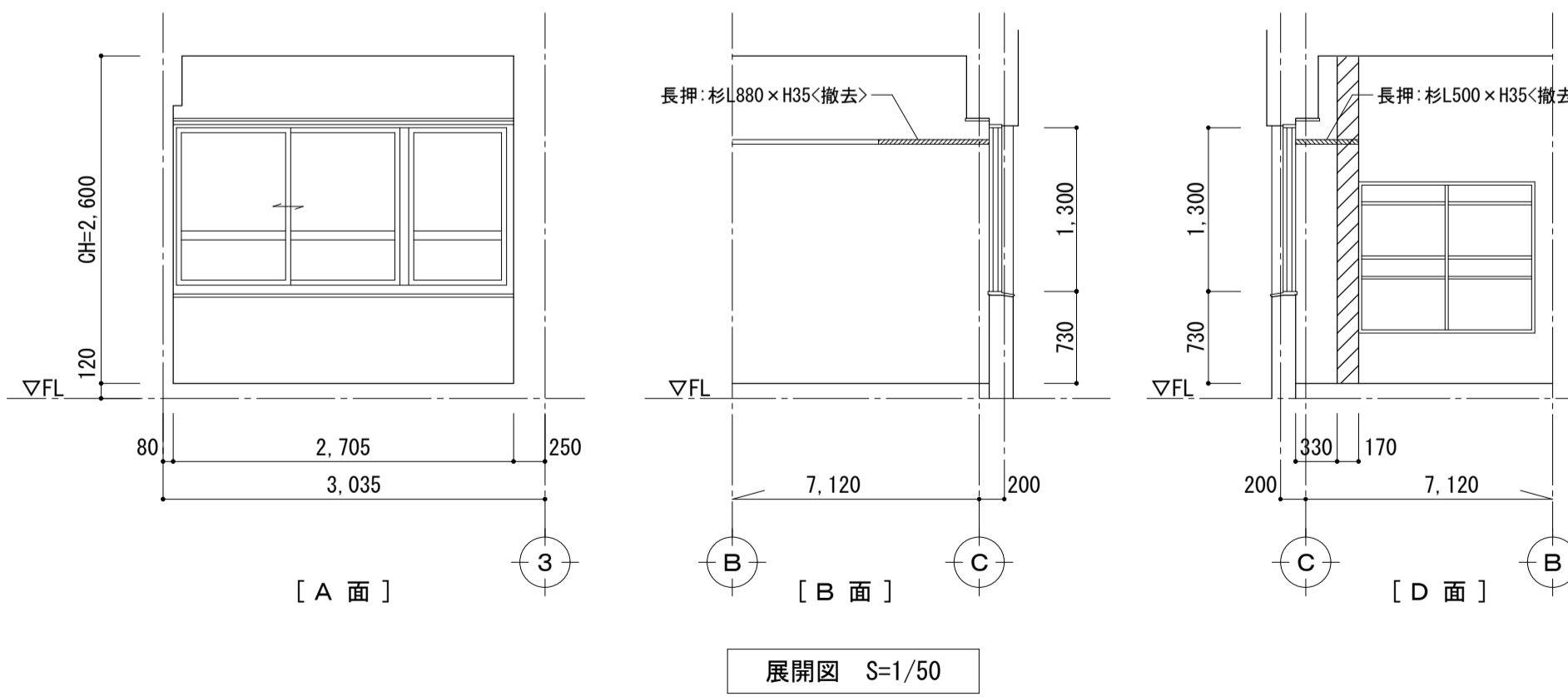
[D・E棟 和室103・203号]



展開図 S=1/50

改修前

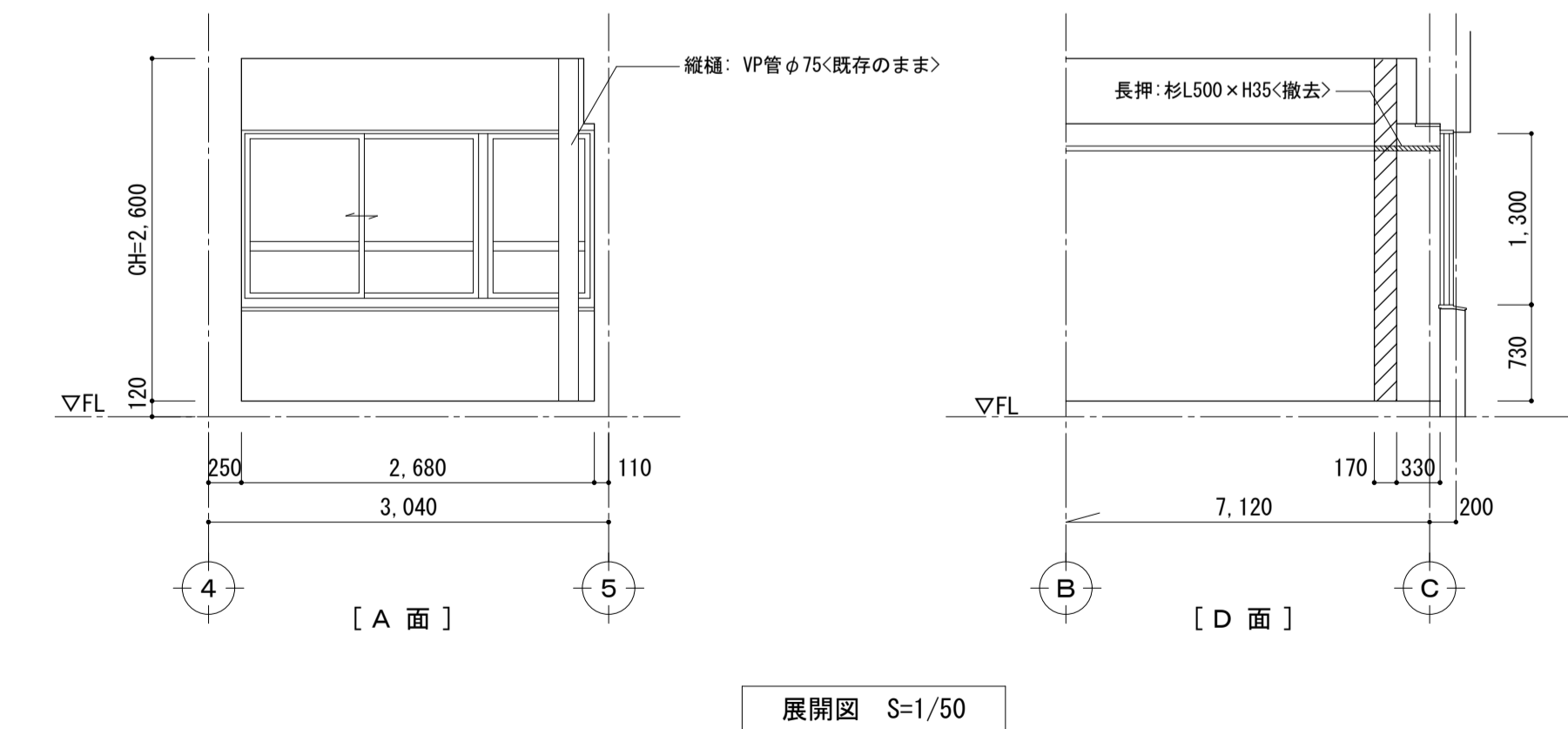
[D・E棟 洋室104・204号]



展開図 S=1/50

改修前

[D・E棟 洋室106・206号]

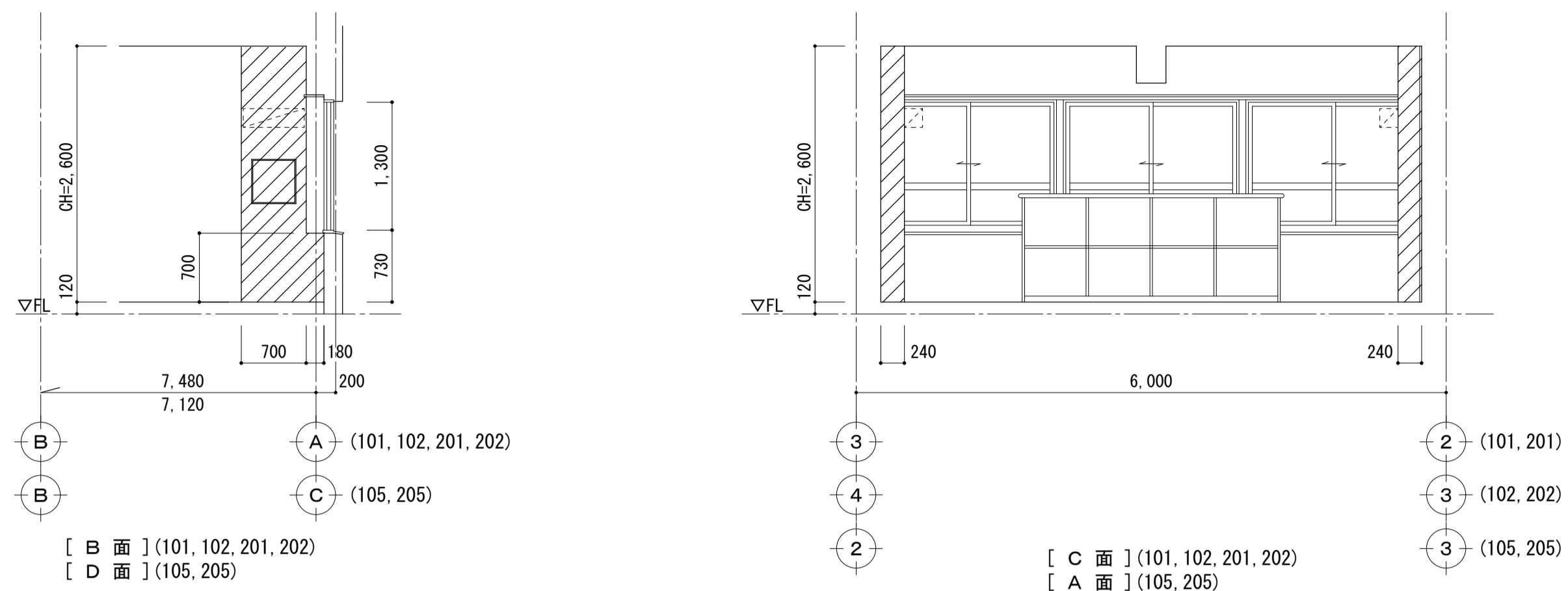


展開図 S=1/50

凡例	GB-Rt12.5+ビニルクロス<撤去>	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A~E> 展開図 (改修前)	S: 1/50	A-16 48

改修後

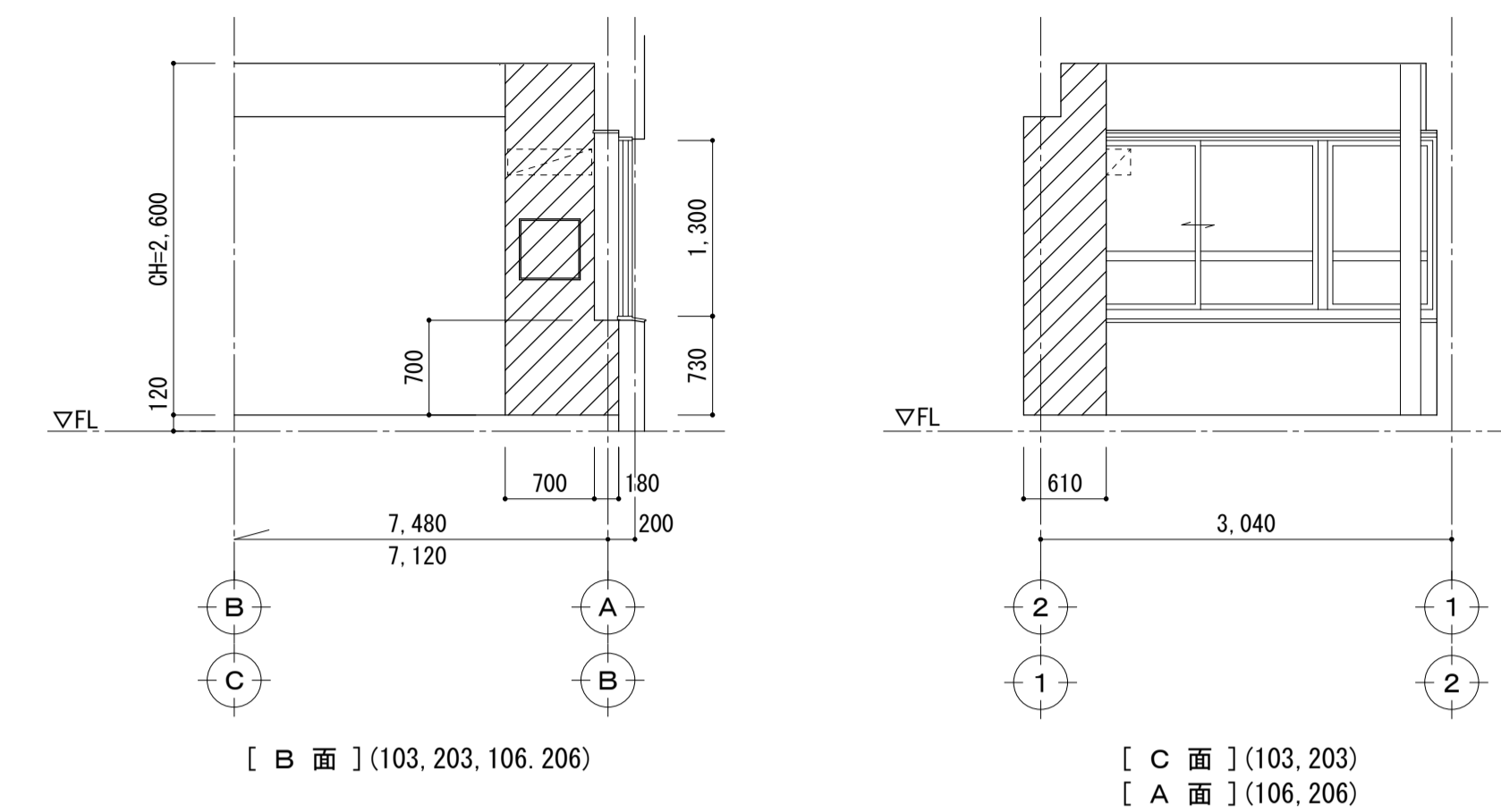
[A・B・C棟 洋室101・102、201・202、105、205号]



展開図 S=1/50

改修後

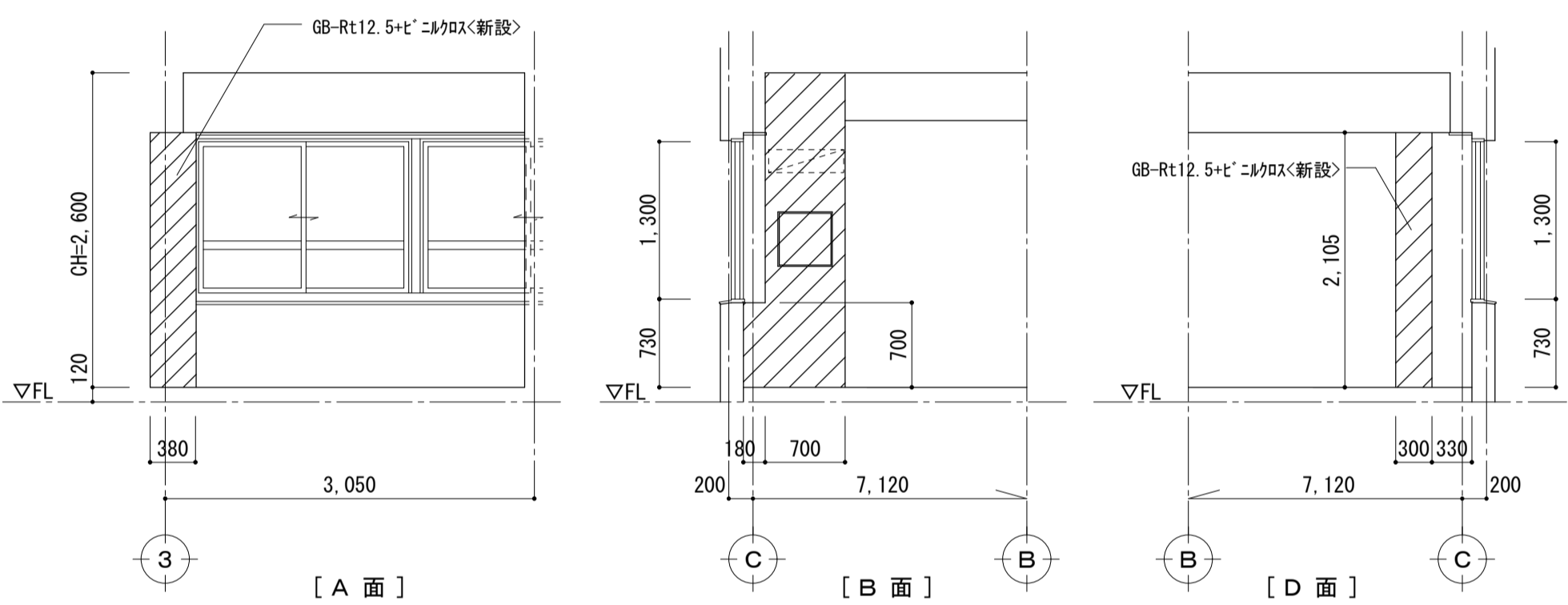
[A・B・C棟 洋室103・203、106、206号]



展開図 S=1/50

改修後

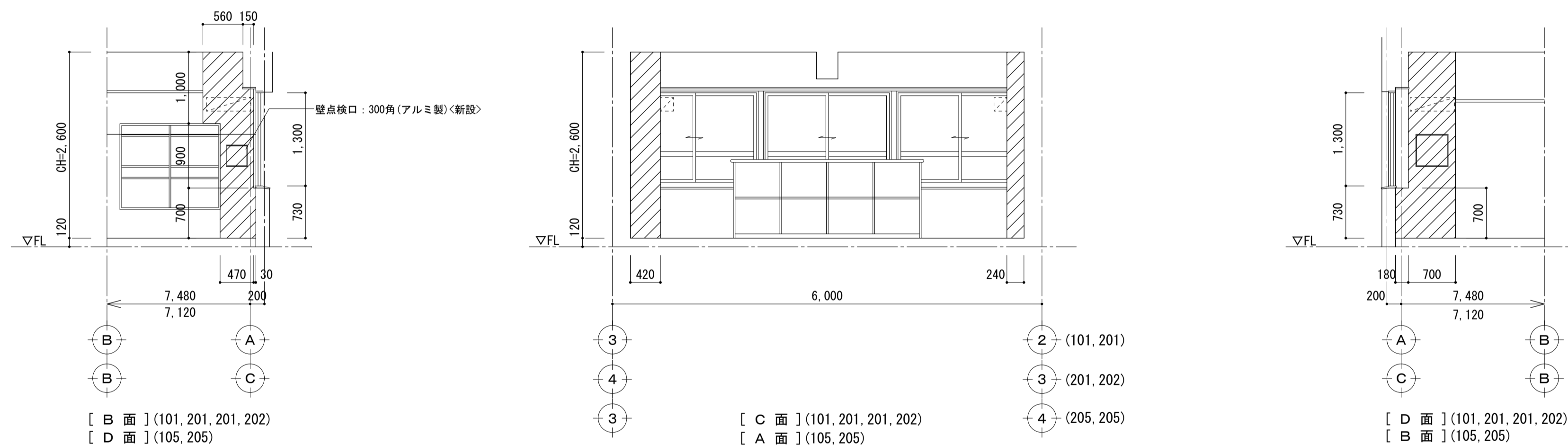
[A・B・C棟 洋室104・204号]



展開図 S=1/50

改修後

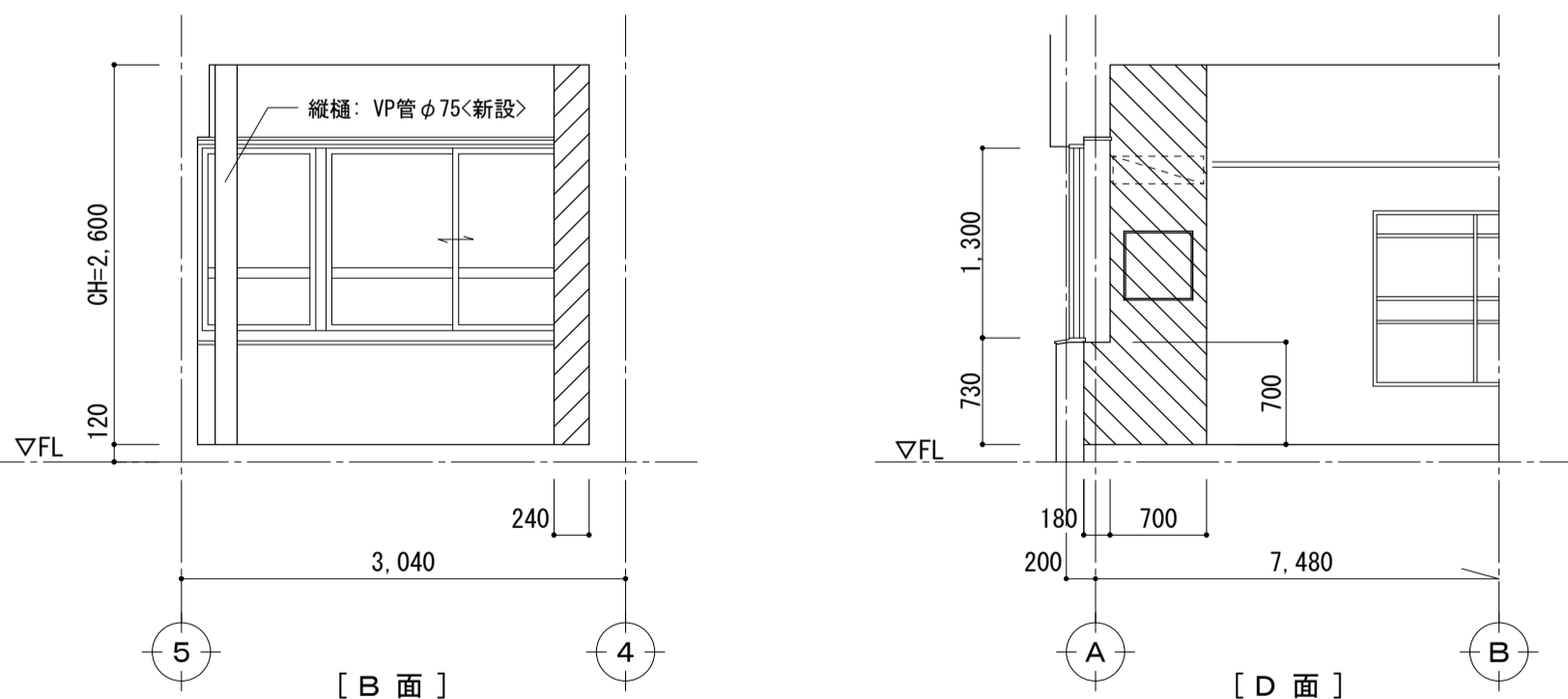
[D・E棟 和室101・202、102・202、105・205号]



展開図 S=1/50

改修後

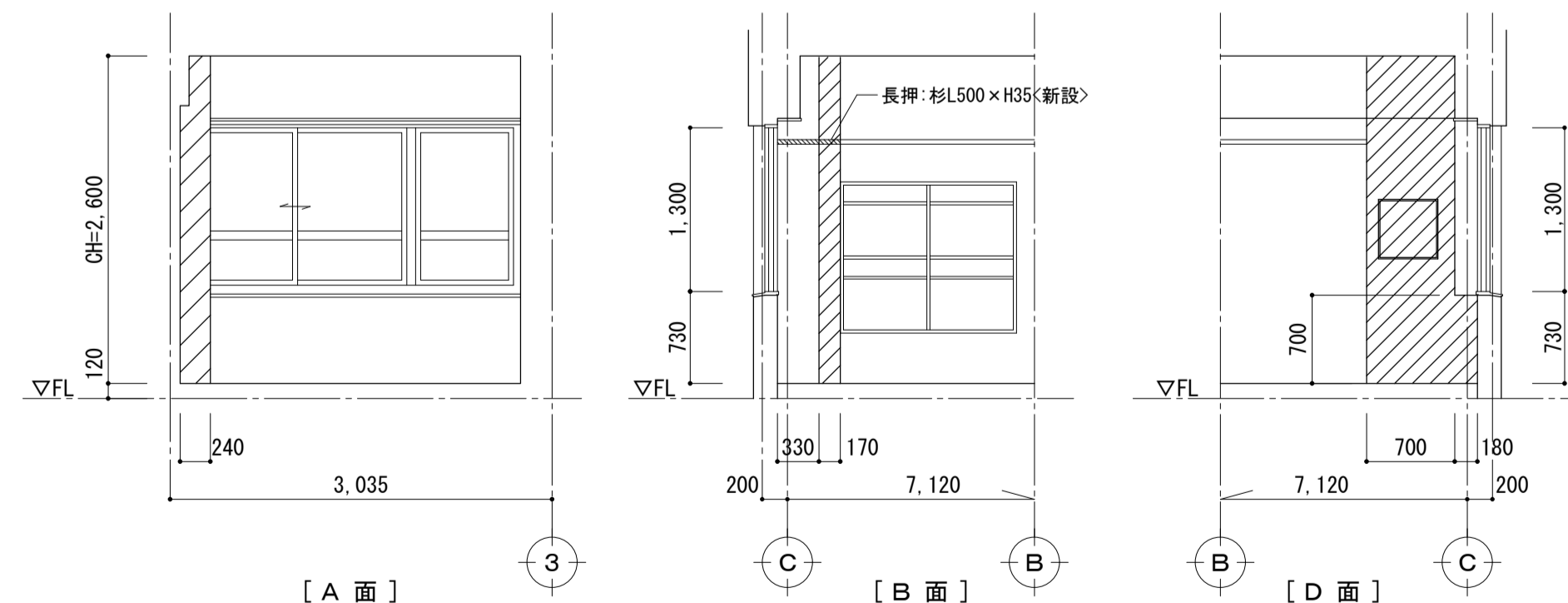
[D・E棟 和室103・203号]



展開図 S=1/50

改修後

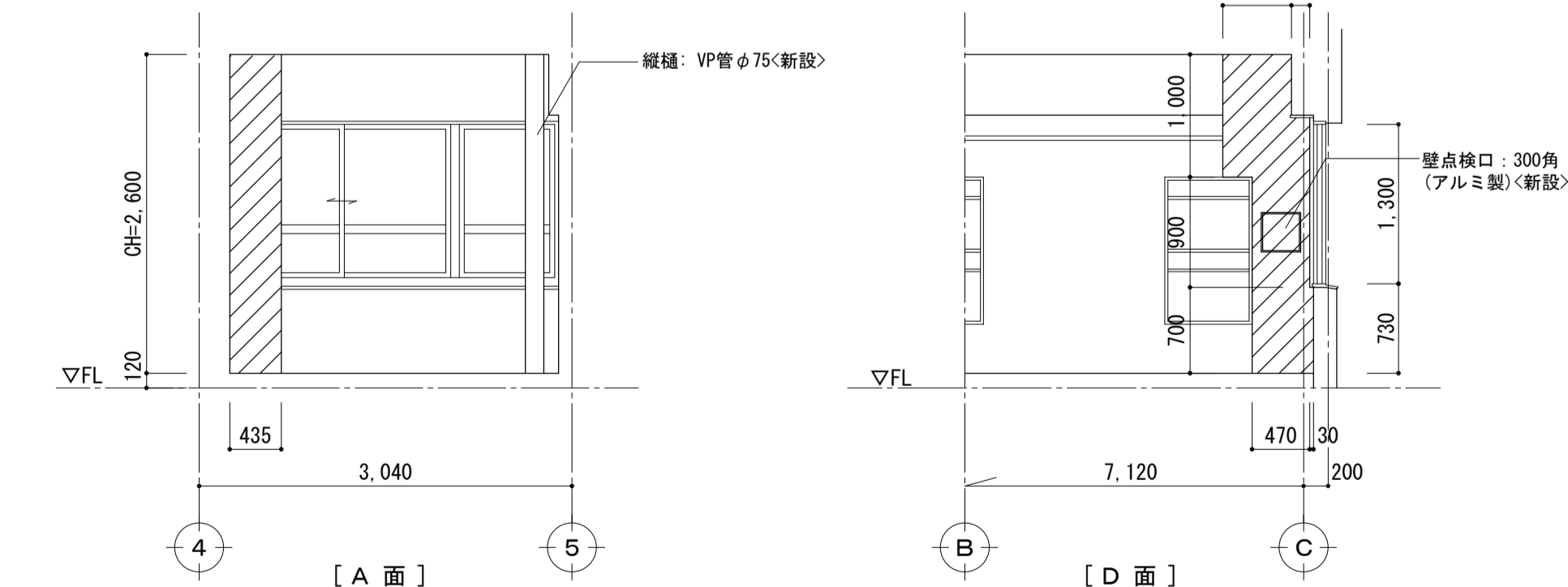
[D・E棟 洋室104・204号]



展開図 S=1/50

改修後

[D・E棟 洋室106・206号]

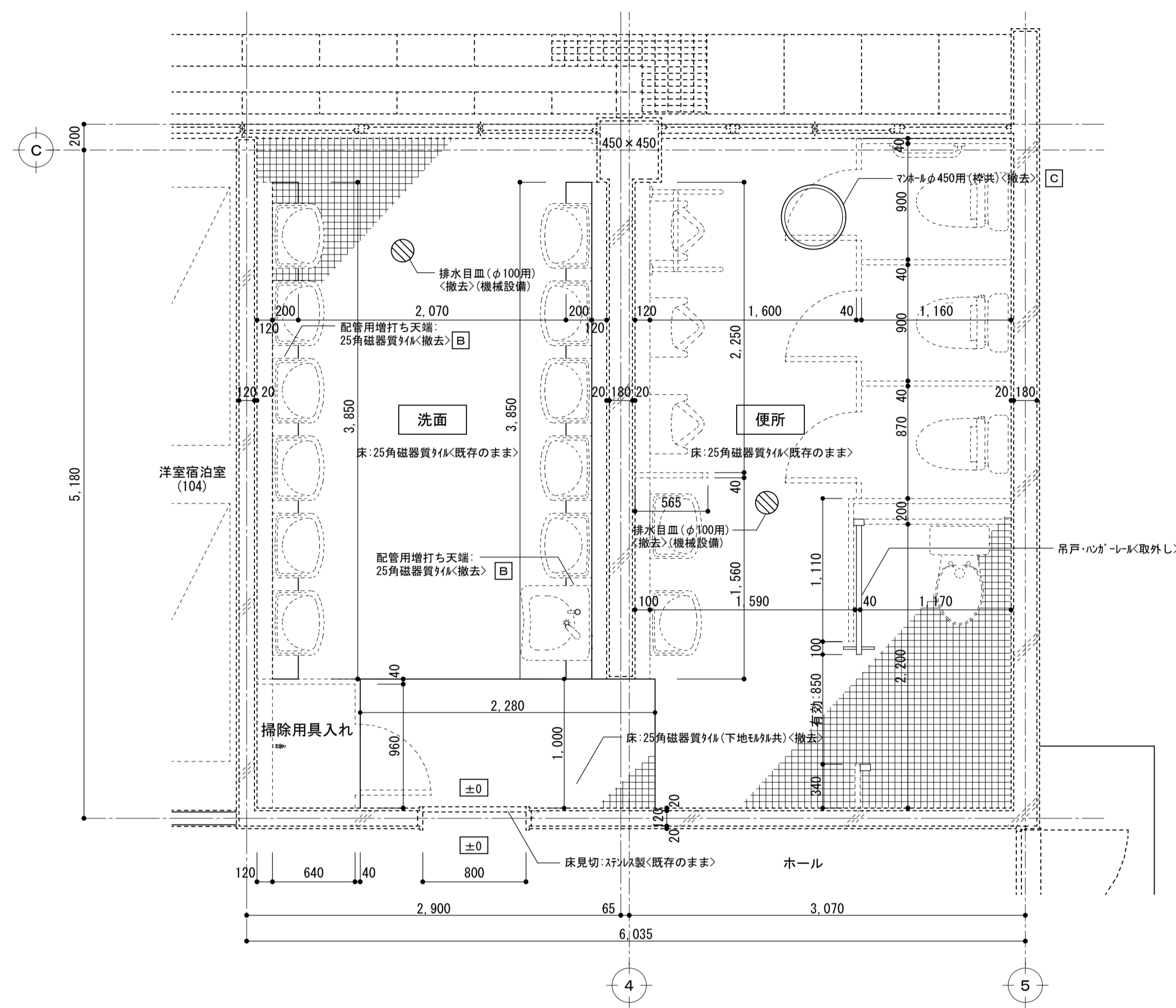
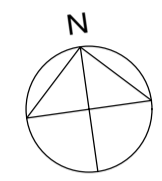


展開図 S=1/50

凡例		LGSt50+GB-Rt12.5+P+ビニルクロス<新設>	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-17
		壁点検口: 300角・450角(アルミ製)開口補強共<新設>						
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構					

改修前

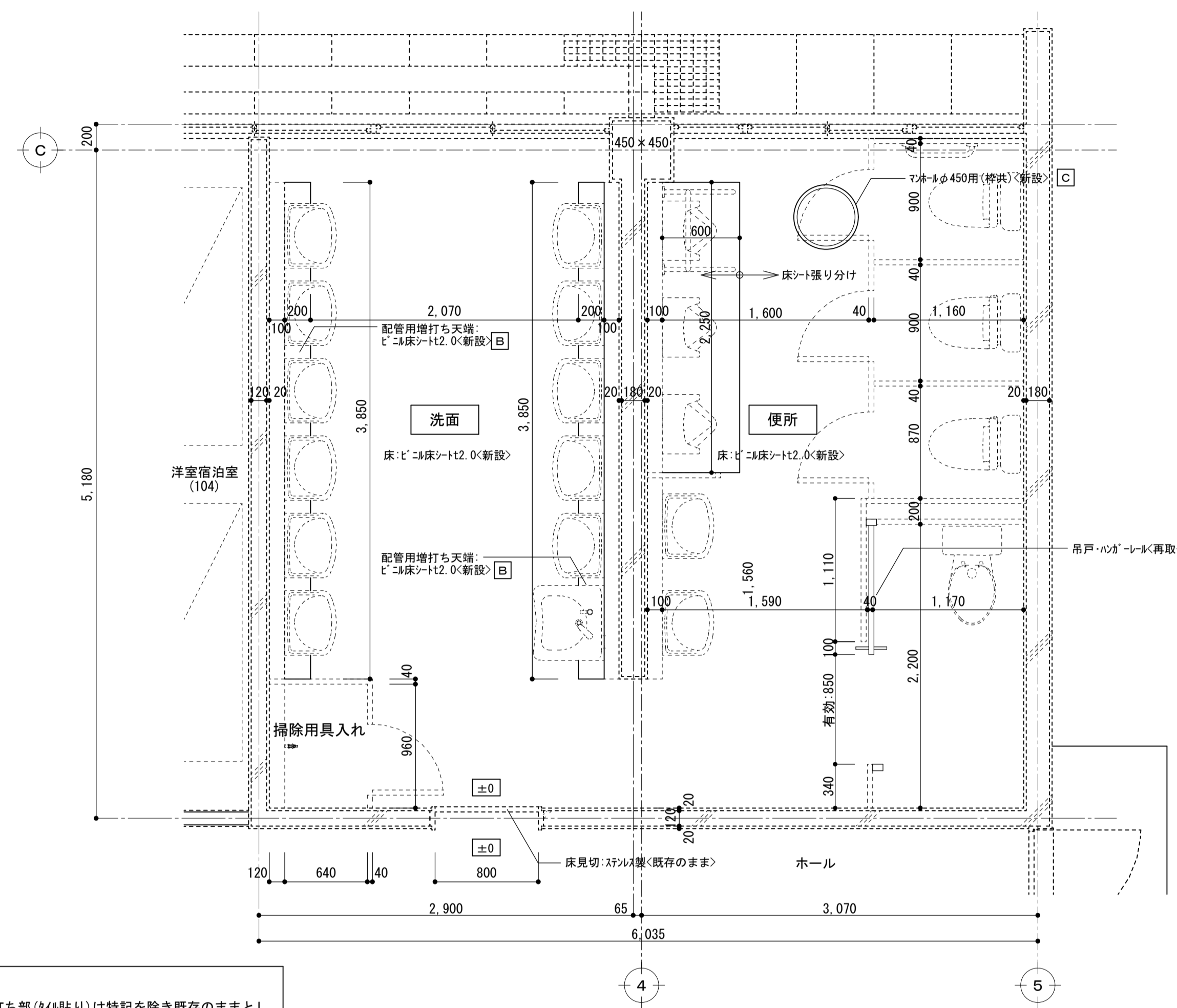
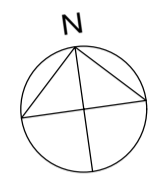
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル<既存のまま> 一部25角磁器質タイル<撤去>	天端:25角磁器質タイル<撤去> 立上り:75角陶器質タイル<撤去>	隔て壁・テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸・片引き戸:木製<既存のまま> 吊戸・ルガー・レール<取外し>	マンホールφ450用(枠共)<撤去> 小便器3個・大便器4個<取外し>(機械設備)



1階平面詳細図 S=1/30

改修後

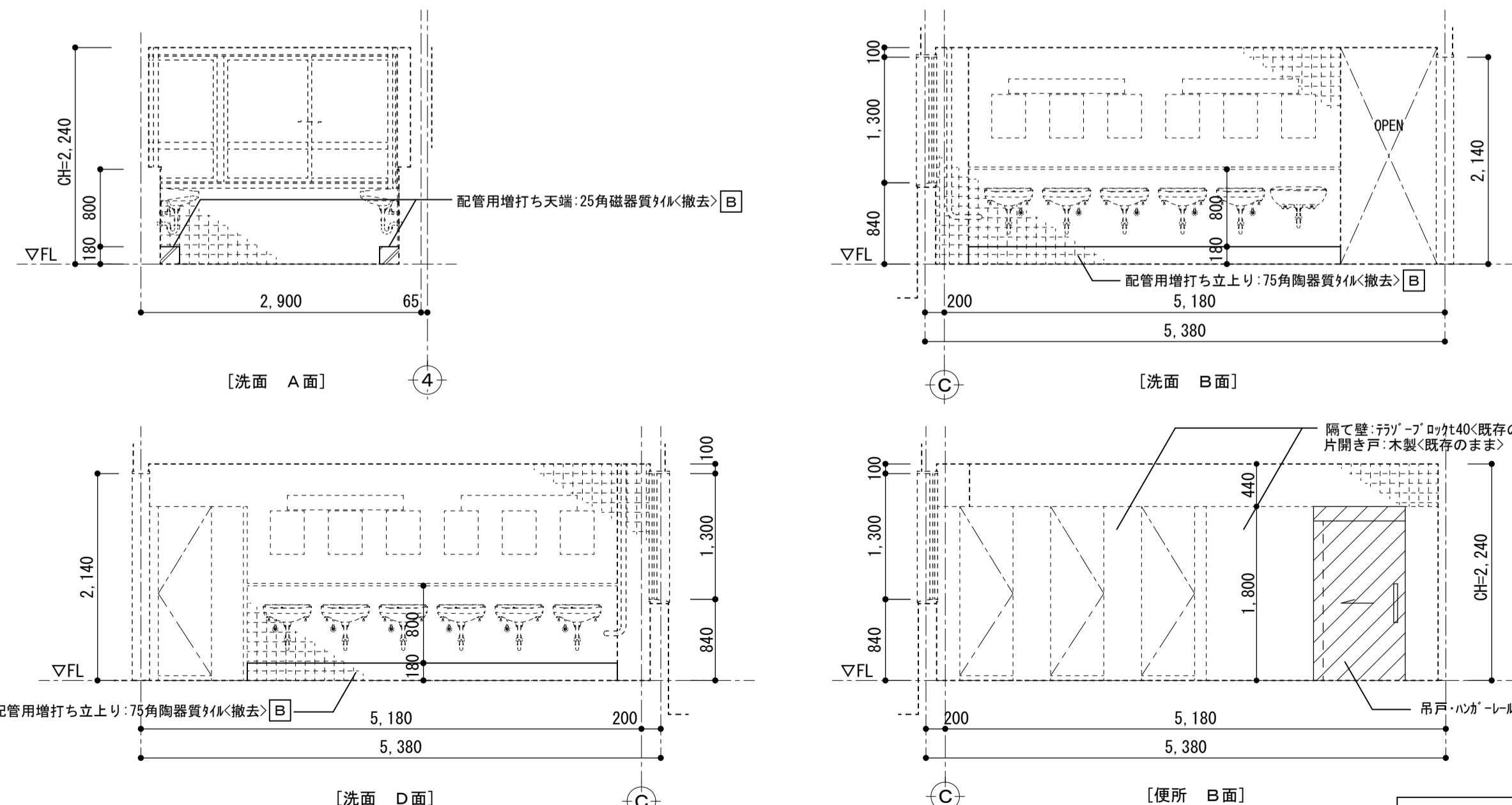
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設>	モルタルの上 ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設>	隔て壁・テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸・片引き戸:木製<既存のまま> 吊戸・ルガー・レール<再取付>	マンホールφ450用(枠共)<新設> 小便器3個・大便器4個<再取付>(機械設備)



1階平面詳細図 S=1/30

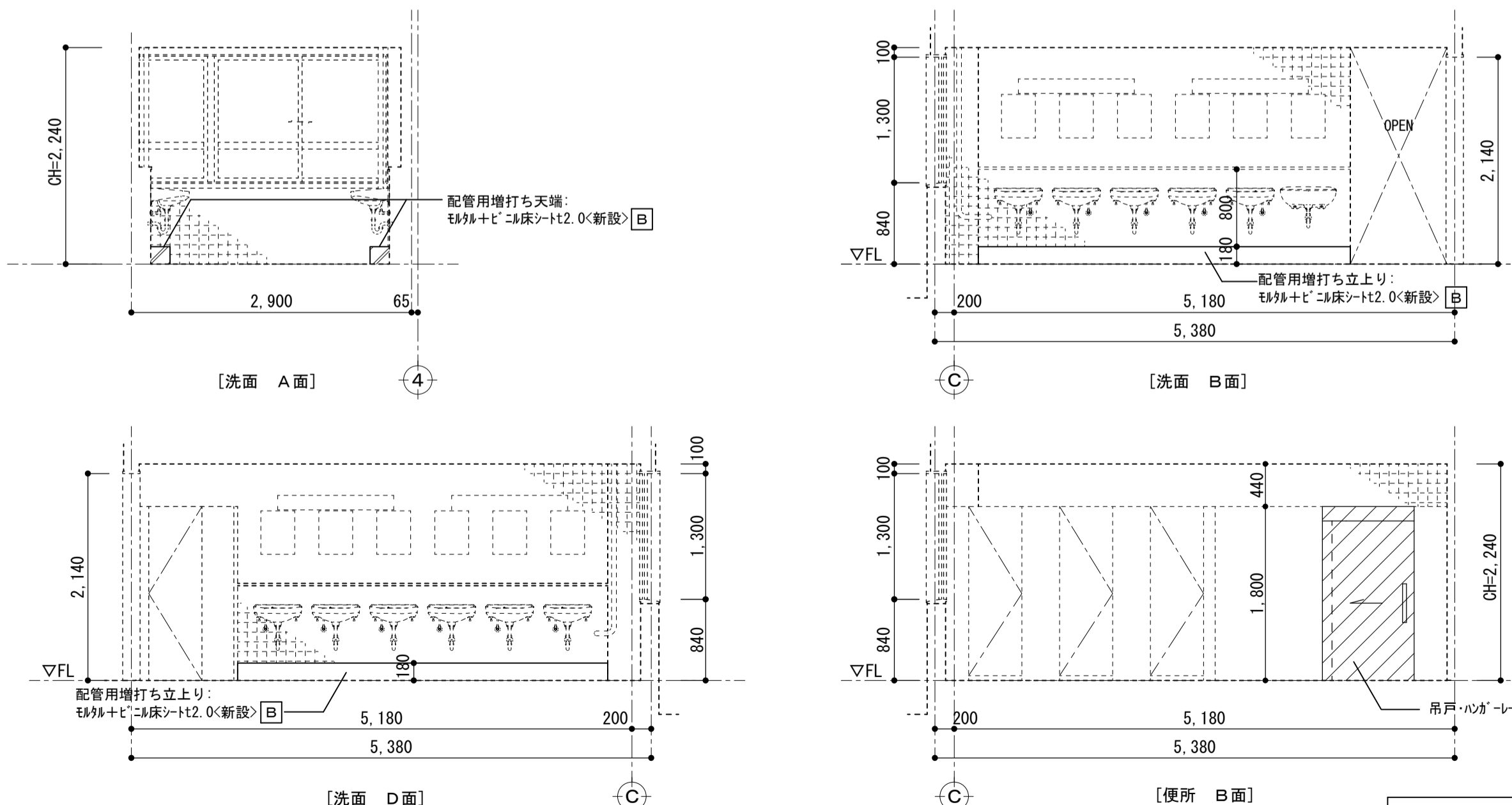
- 共通事項
- 既存床仕上・配管増し打ち部(タイル貼り)は特記を除き既存のままとし、セムレベリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - 洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。
 - トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付けとする。

改修前



1階展開図 S=1/50

改修後

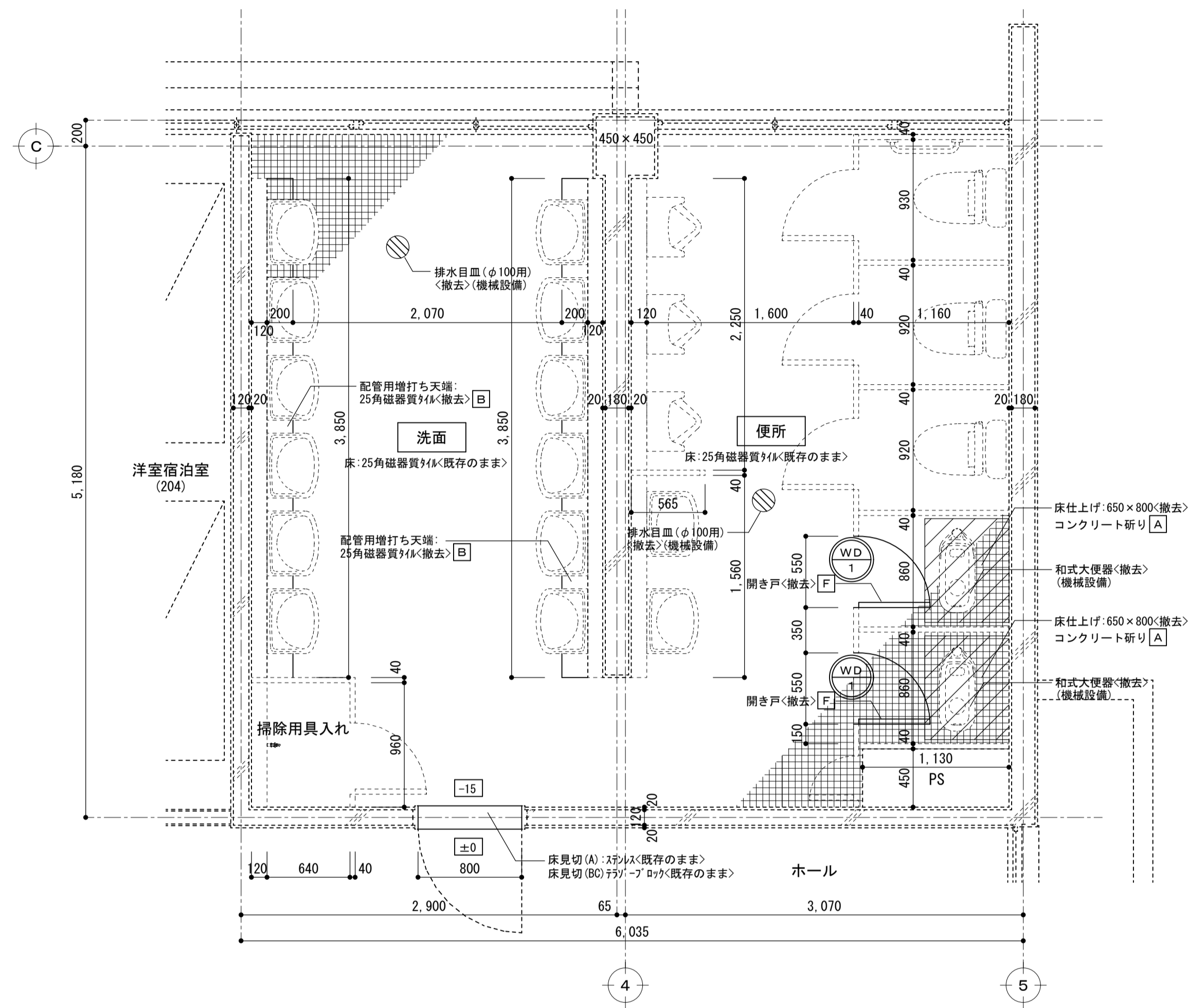
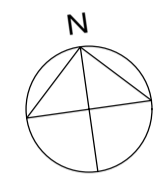


1階展開図 S=1/50

凡例	A : 部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟A-1階> 便所 平面詳細図・展開図(改修前・後)	S : 1/30, 50 A-18 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

改修前

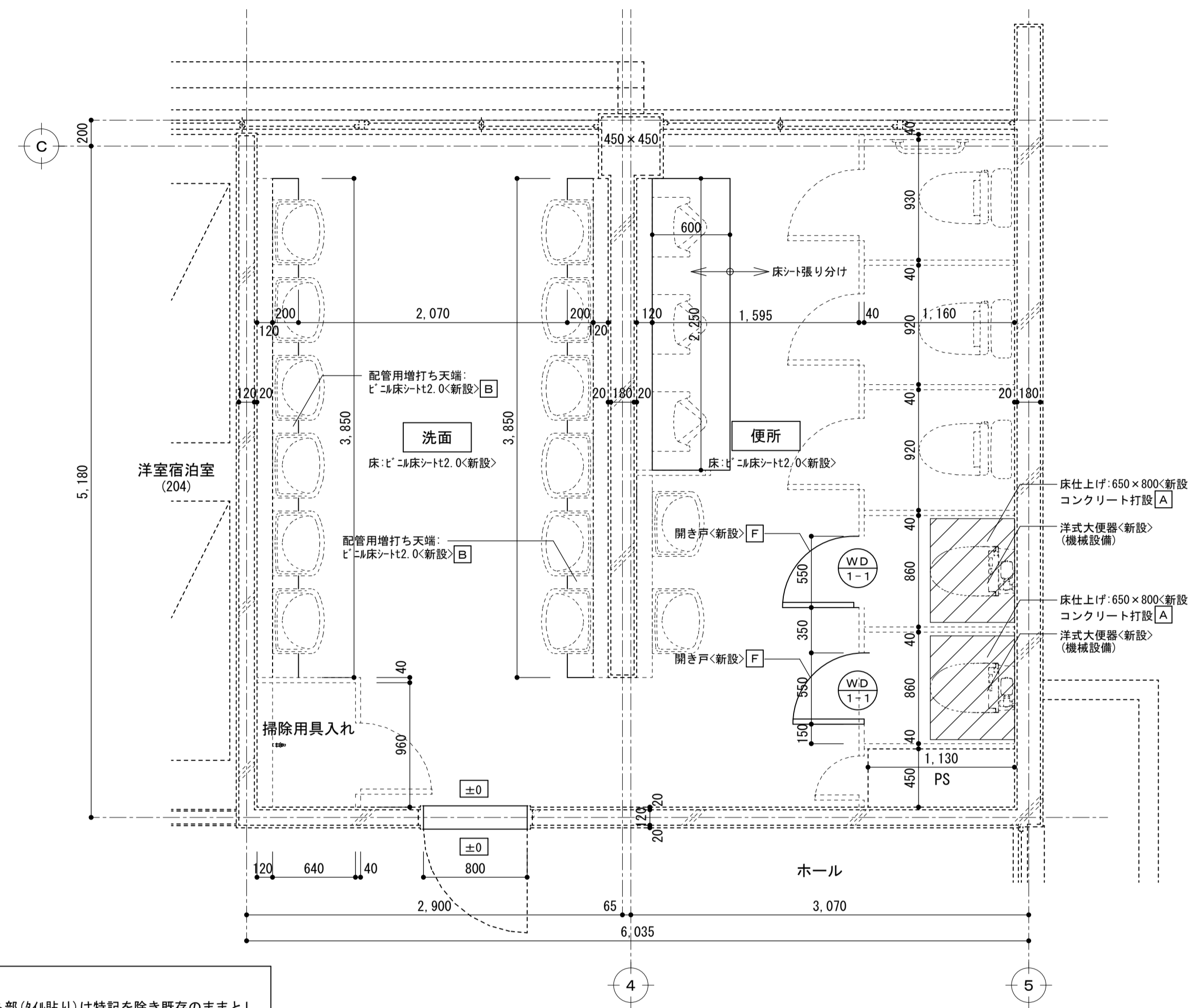
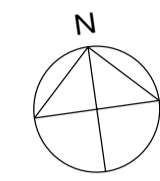
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル<既存のまま> 一部25角磁器質タイル<撤去> //:コンクリート新設	天端:25角磁器質タイル<既存のまま> 立上り:75角陶器質タイル<撤去>	隔て壁:テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸:木製(和便器か所のみ)<撤去>	小便器3個・大便器3個<取外し>(機械設備)



平面詳細図 S=1/30

改修後

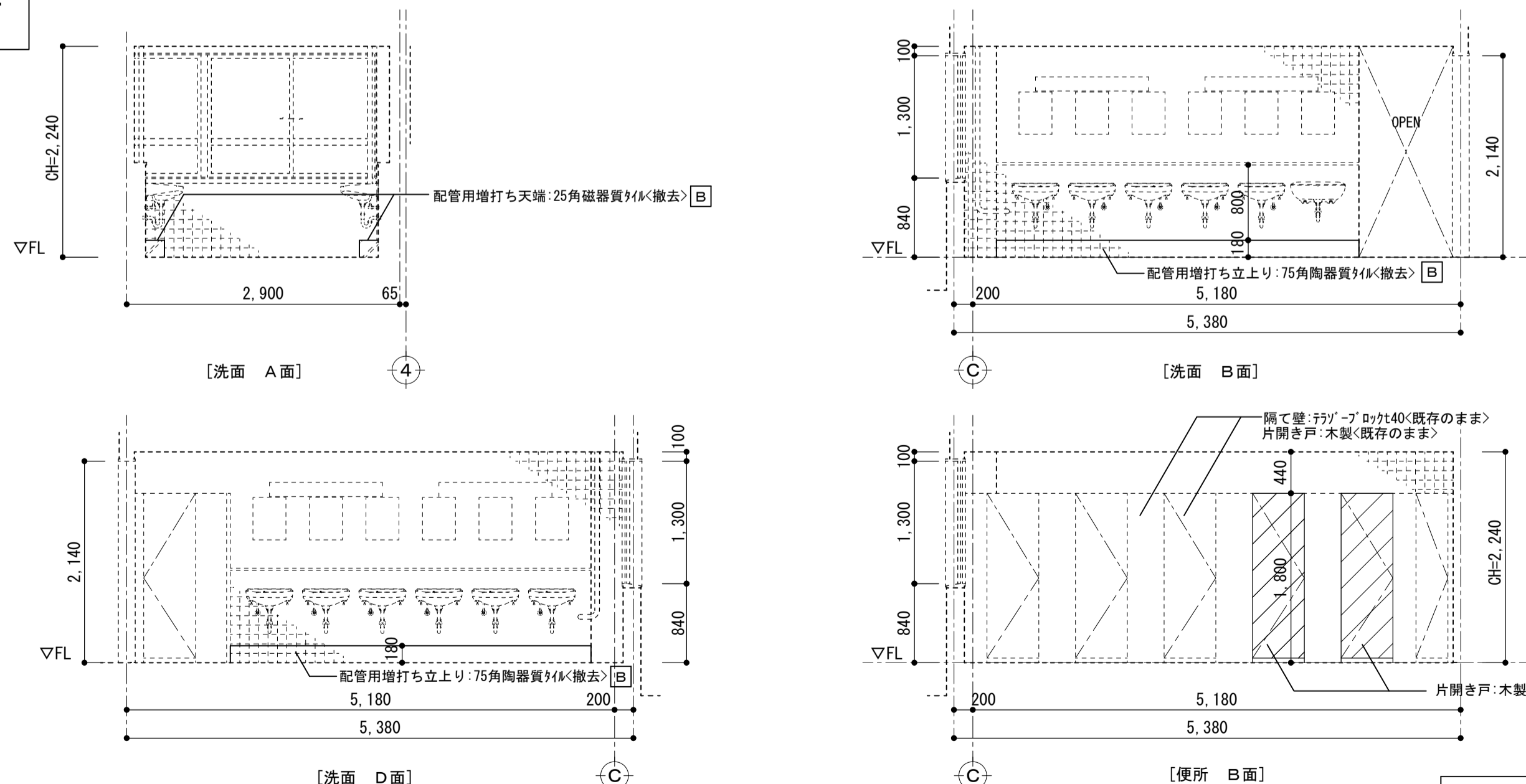
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設> 和便器部:鉄筋<新設>、コンクリート打設 //:鉄筋<新設>、コンクリート打設	モルタルの上 ビニル床シート(防汚・抗菌性)<新設>	隔て壁:テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸:木製(和便器か所のみ)<新設>	小便器3個・大便器3個<再取付>(機械設備)



平面詳細図 S=1/30

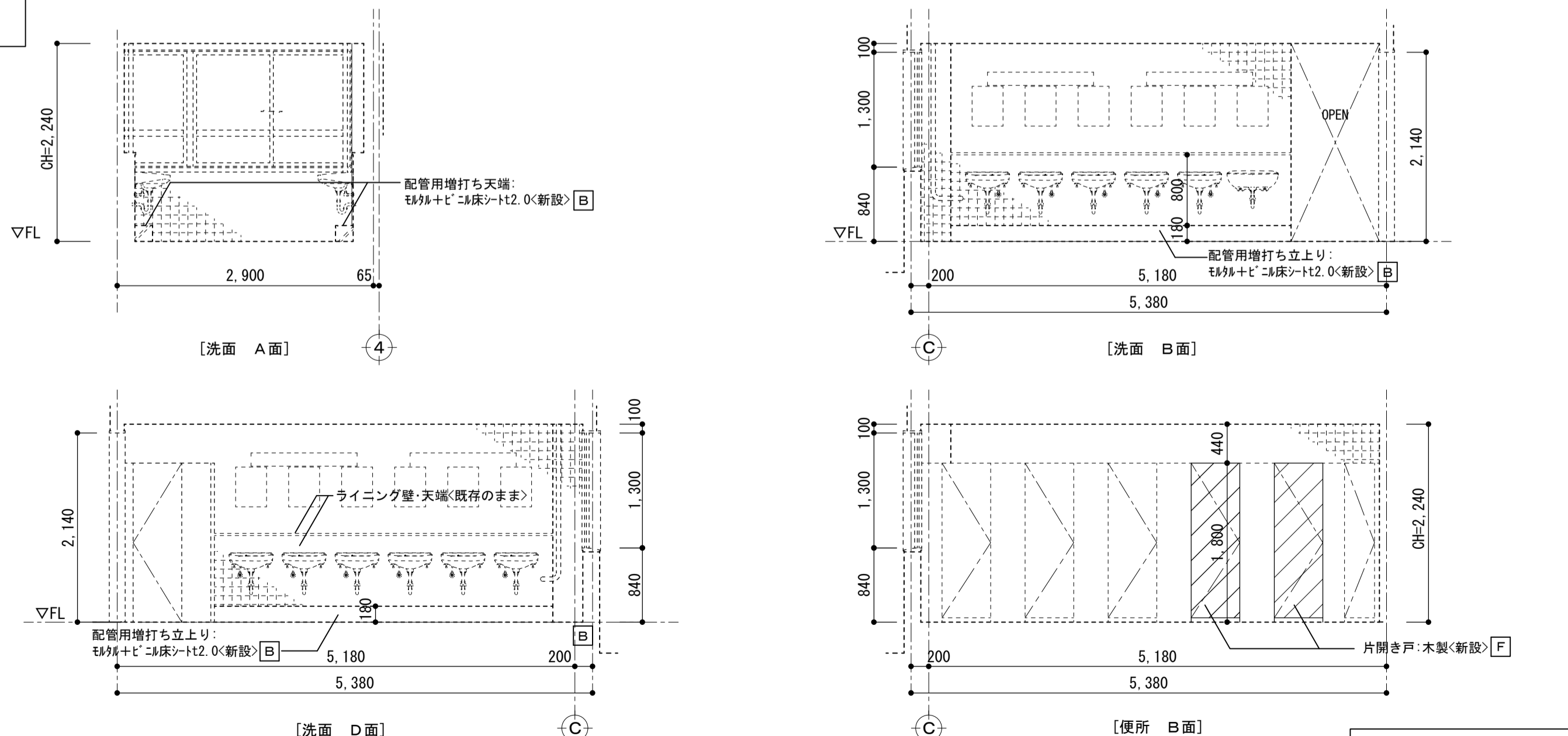
- 共通事項
- ・既存床仕上・配管用増し打ち部(タイル貼り)は特記を除き既存のままとし、セムレバリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - ・洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。(WD1-1)
 - ・トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付けとする。

改修前



展開図 S=1/50

改修後

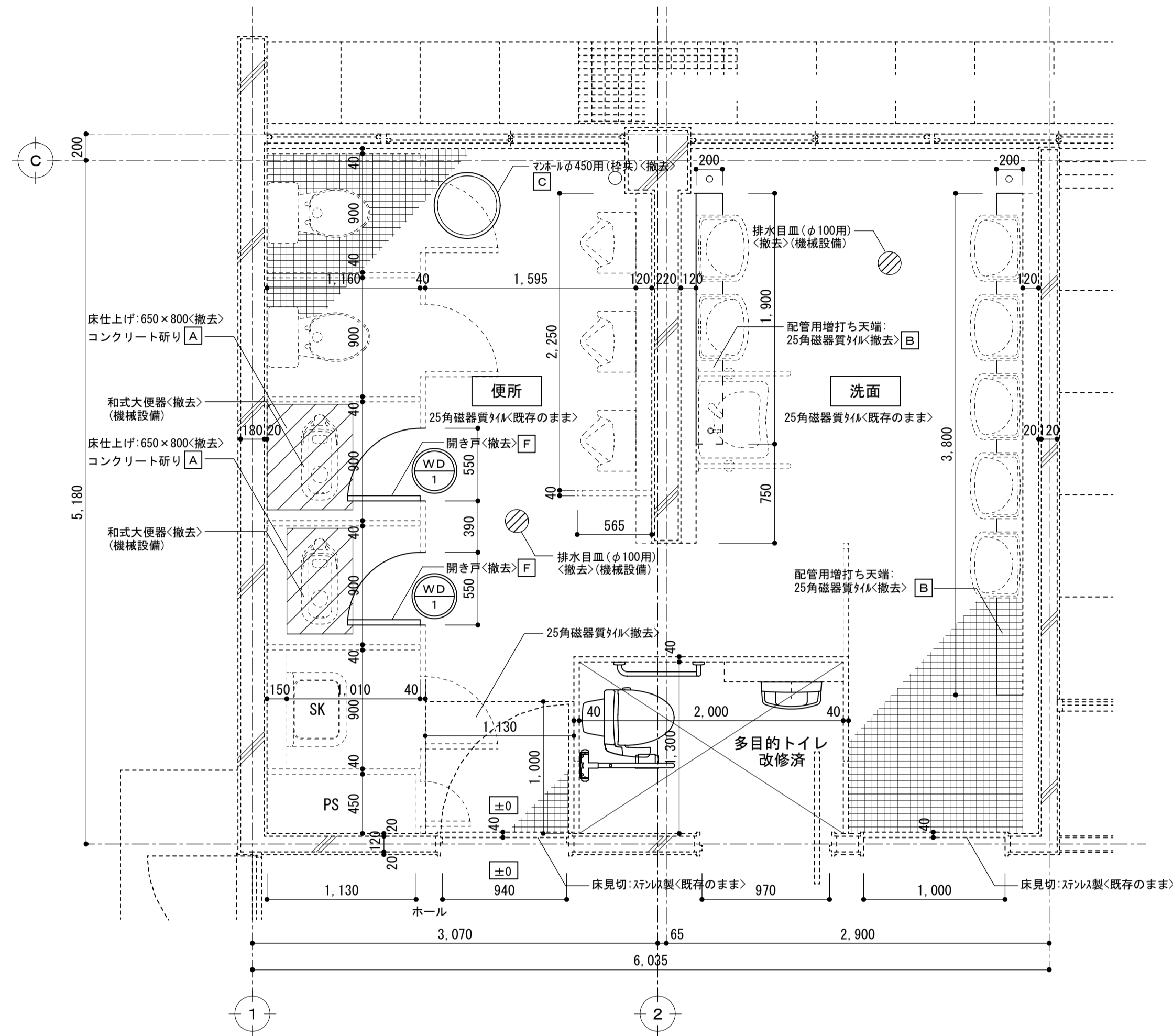
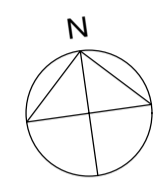


展開図 S=1/50

凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟B-C-1階、A-B-C-2階> S:1/30、50 便所 平面詳細図・展開図(改修前・後)	A-19 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

改修前

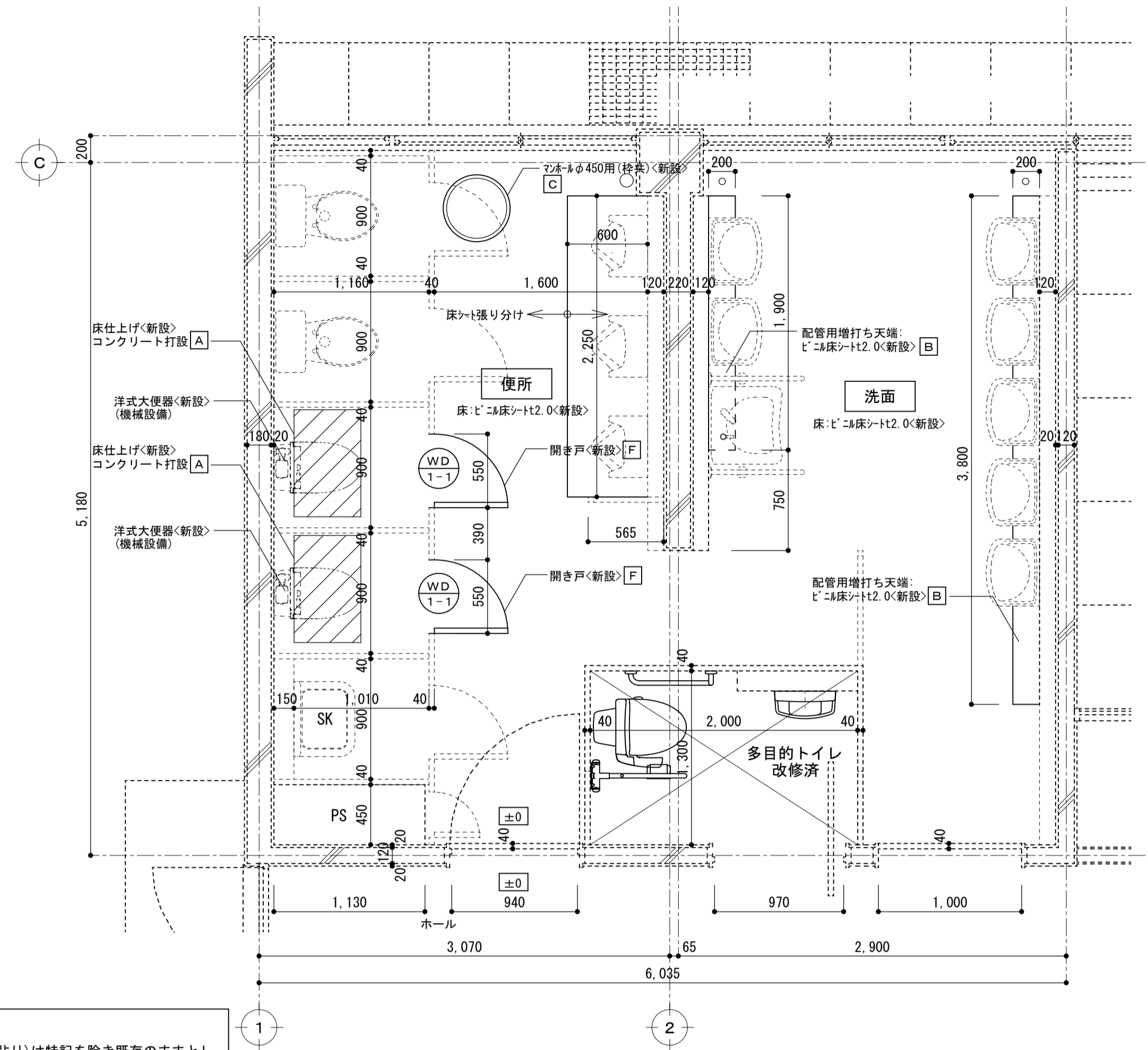
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル<既存のまま> 一部25角磁器質タイル<撤去> // : コンクリート新り	天端: 25角磁器質タイル<既存のまま> 立上り: 75角陶器質タイル<撤去>	隔て壁: テラゾブロックt40<既存のまま> 片開き戸(2か所): 木製<撤去>	マンホールφ450用(枠共)<撤去> 小便器3個、大便器2個<取外し>(機械設備)



1階平面詳細図 S=1/30

改修後

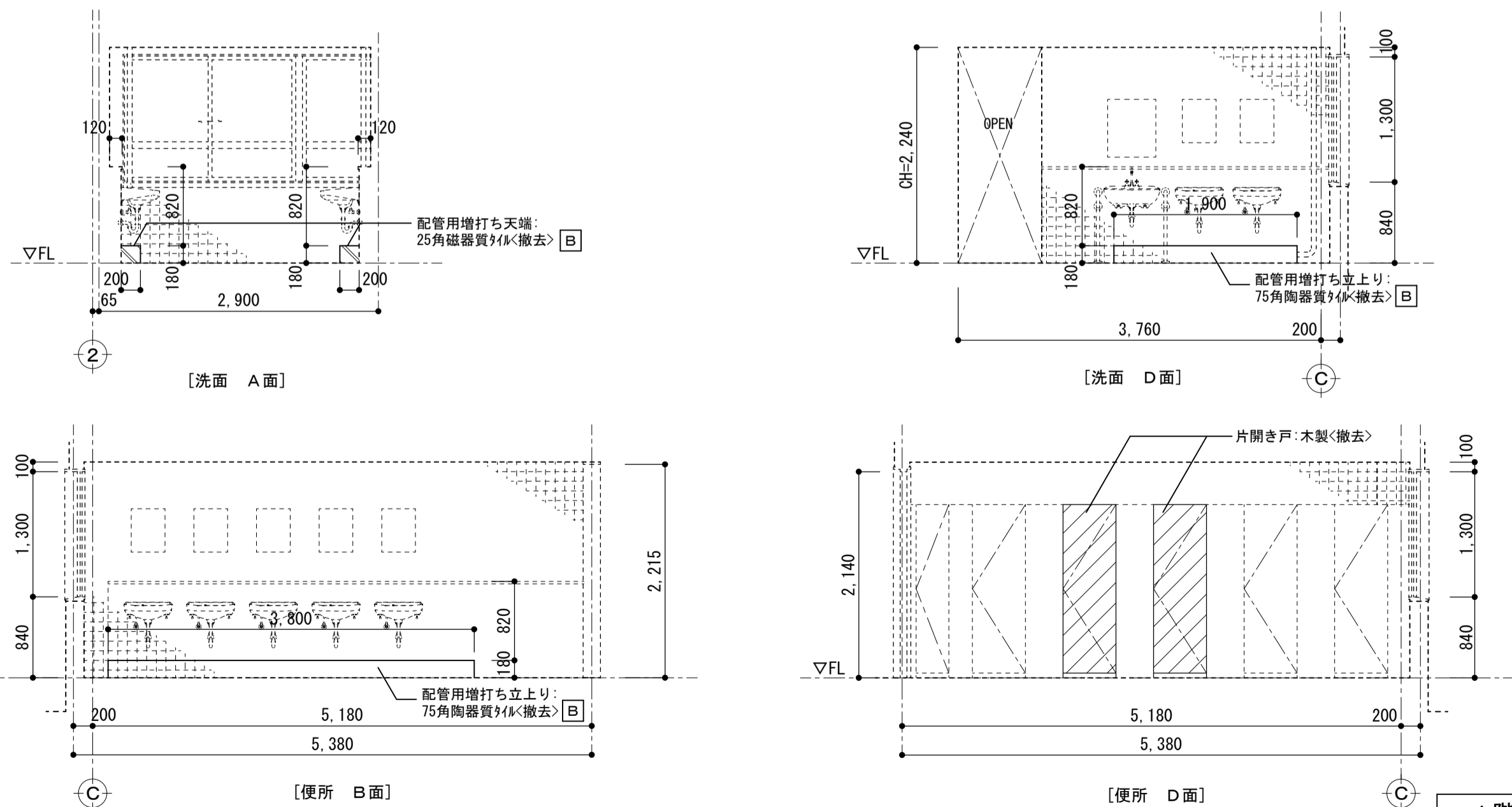
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設> 和便器部: 鉄筋<新設>、コンクリート打設 // : 鉄筋<新設>、コンクリート打設	防水モルタルの上 ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設>	隔て壁: テラゾブロックt40<既存のまま> 片開き戸(2か所): 木製<新設>	マンホールφ450用(枠共)<新設> 小便器3個、大便器2個<再取付>(機械設備)



1階平面詳細図 S=1/30

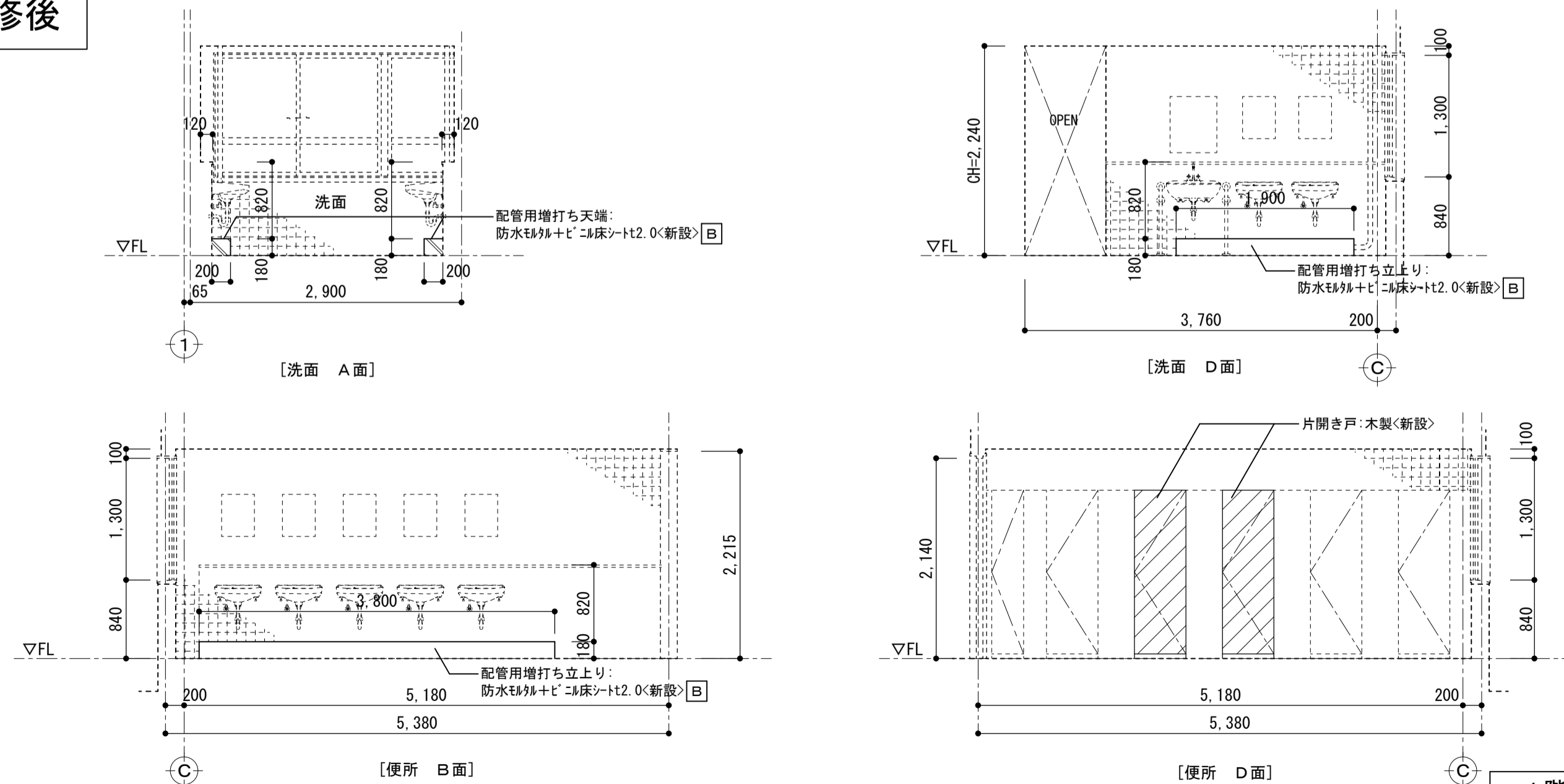
- 共通事項
- 既存床仕上・配管増し打ち部(枠貼り)は特記を除き既存のままとし、セムレバリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - 洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。(WD1-1)
 - トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付とする。

改修前



1階展開図 S=1/50

改修後

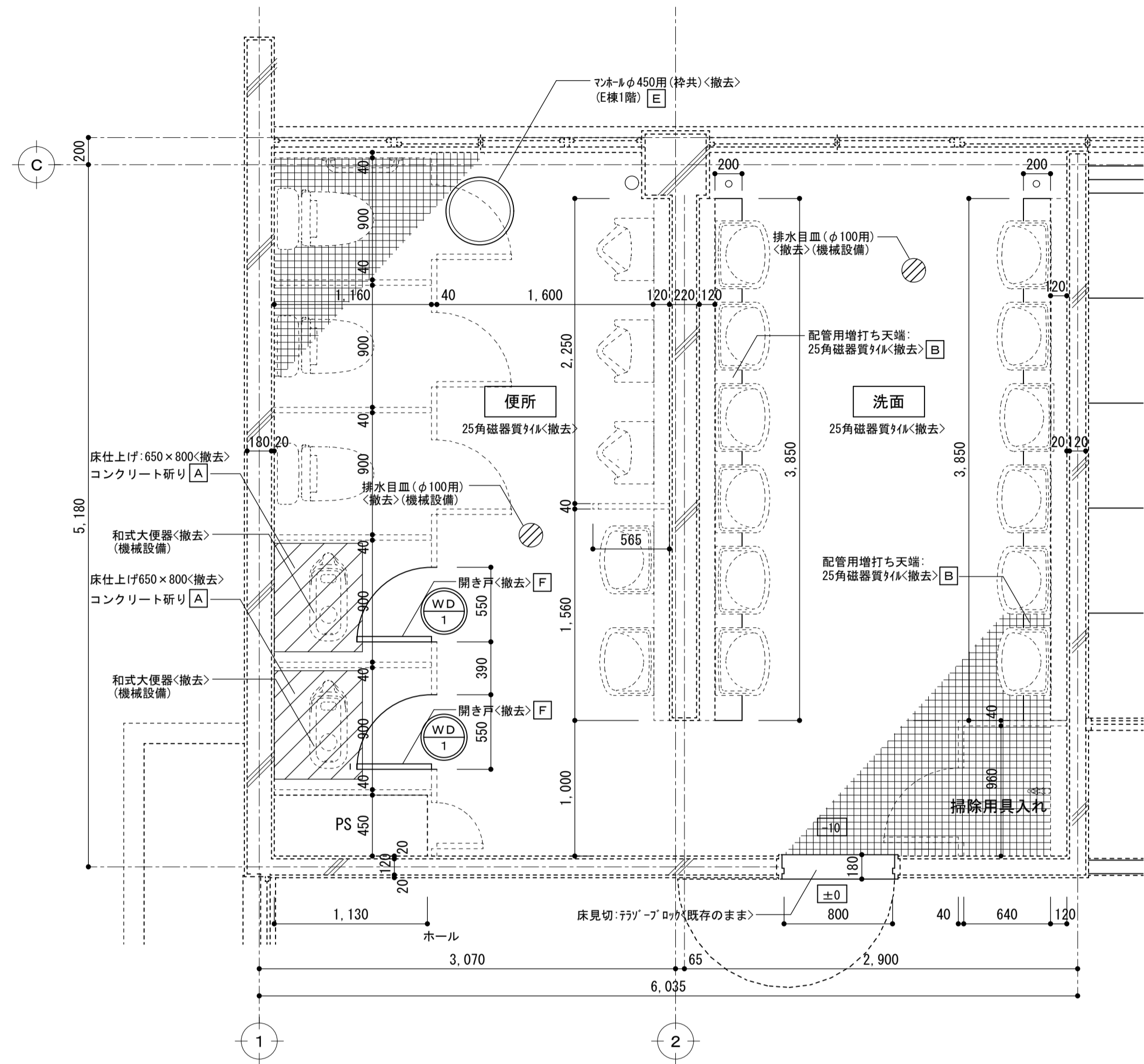
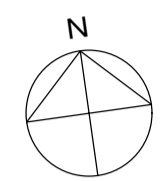


1階展開図 S=1/50

凡例	A : 部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟D>1階 洗面・便所 平面詳細図・展開図(改修前・後)	A-20 48 S: 1/00
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

改修前

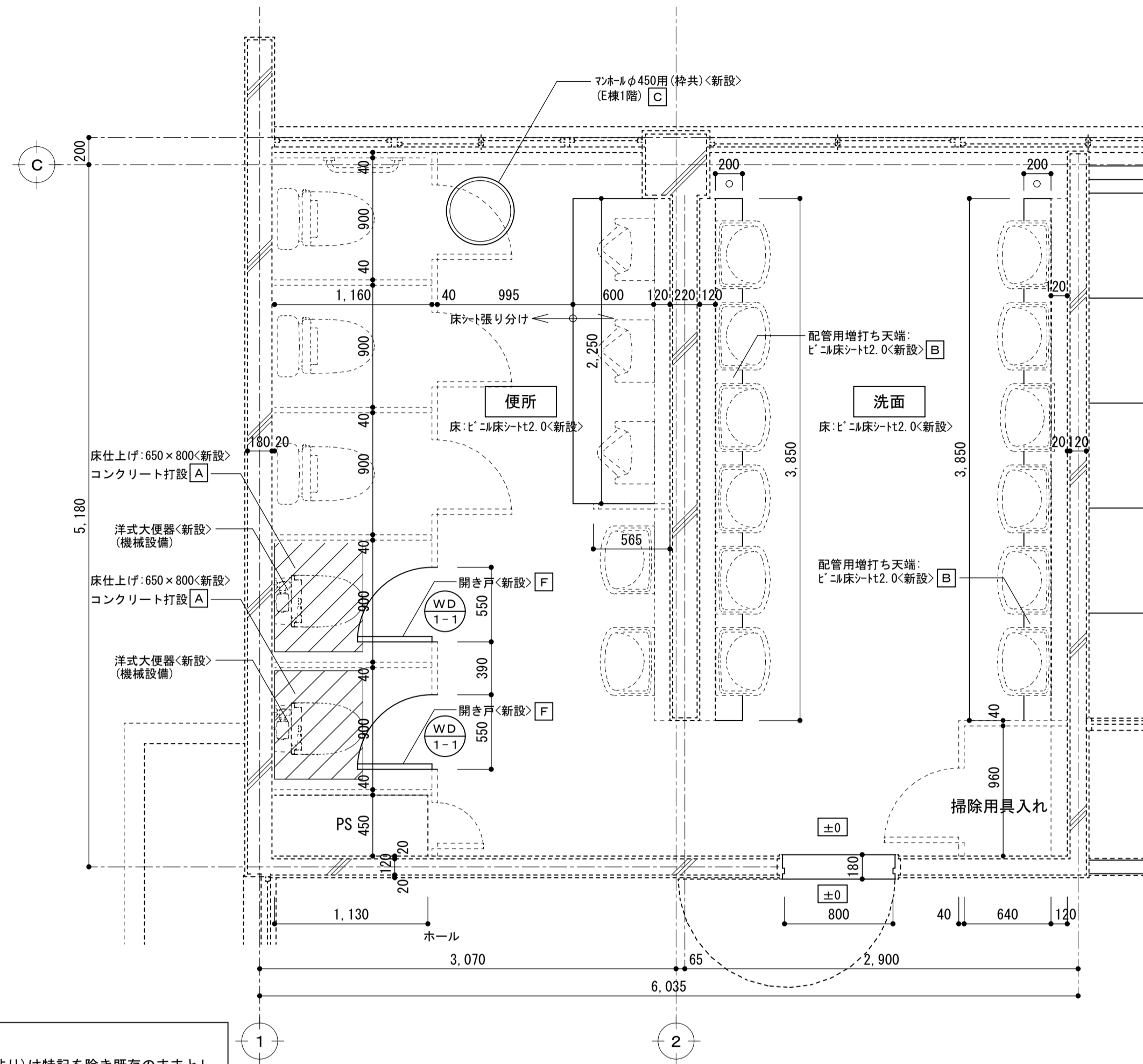
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル<既存のまま> 一部25角磁器質タイル<撤去> // : コンクリート新設	天端: 25角磁器質タイル<既存のまま> 立上り: 75角陶器質タイル<撤去>	隔て壁: テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸(2か所): 木製<撤去>	マンホールφ450用(枠共)<撤去> 小便器3個、大便器3個<取外し>(機械設備)



2階平面詳細図 S=1/30

改修後

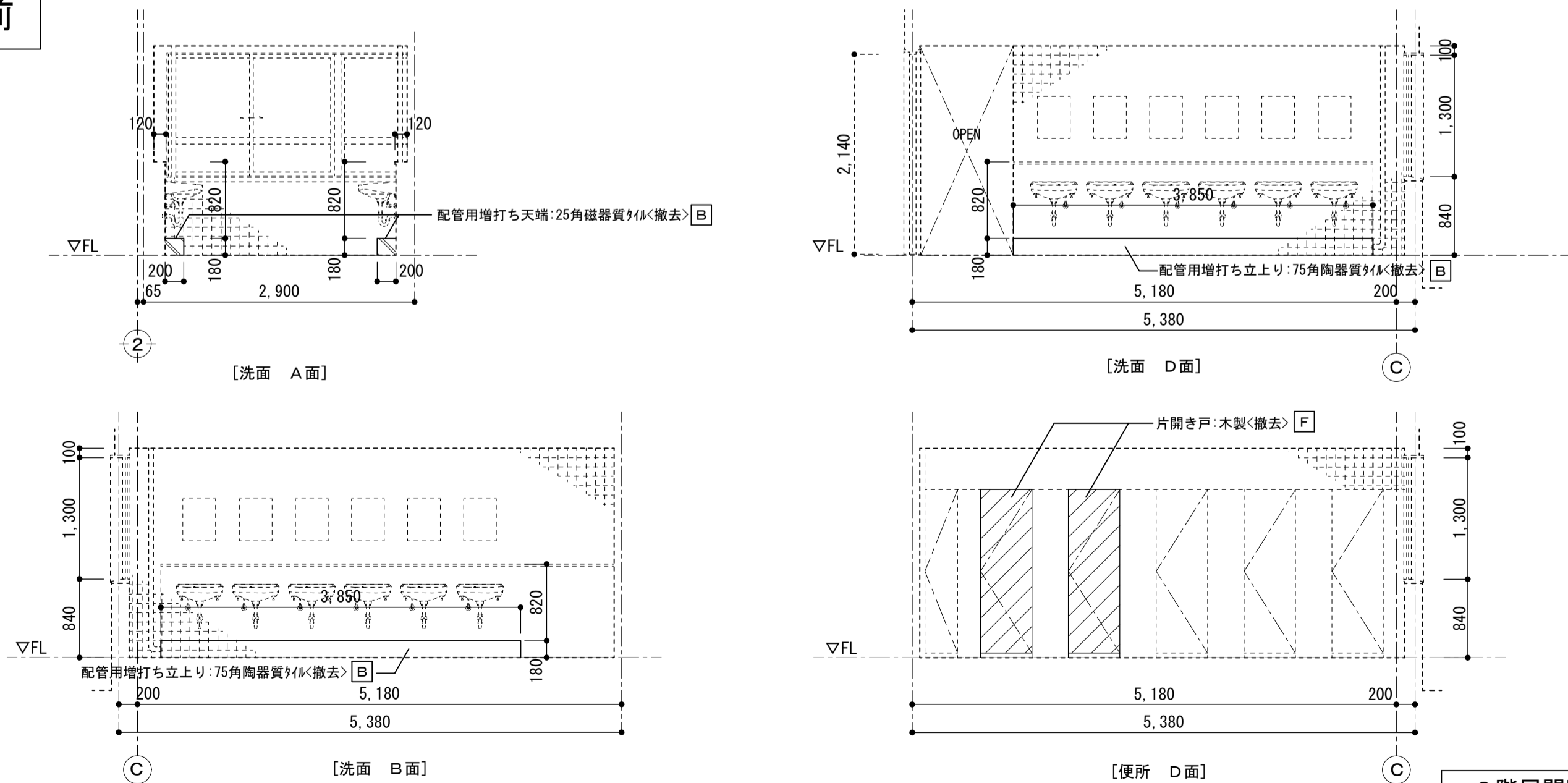
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち(天端・立上り)	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設> 和便器部: 鉄筋<新設>、コンクリート打設 // : 鉄筋<新設>、コンクリート打設	防水モルタルの上 ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設>	隔て壁: テラゾーブロックt40<既存のまま> 片開き戸(2か所): 木製<新設>	マンホールφ450用(枠共)<新設> 小便器3個、大便器3個<再取付>(機械設備)



2階平面詳細図 S=1/30

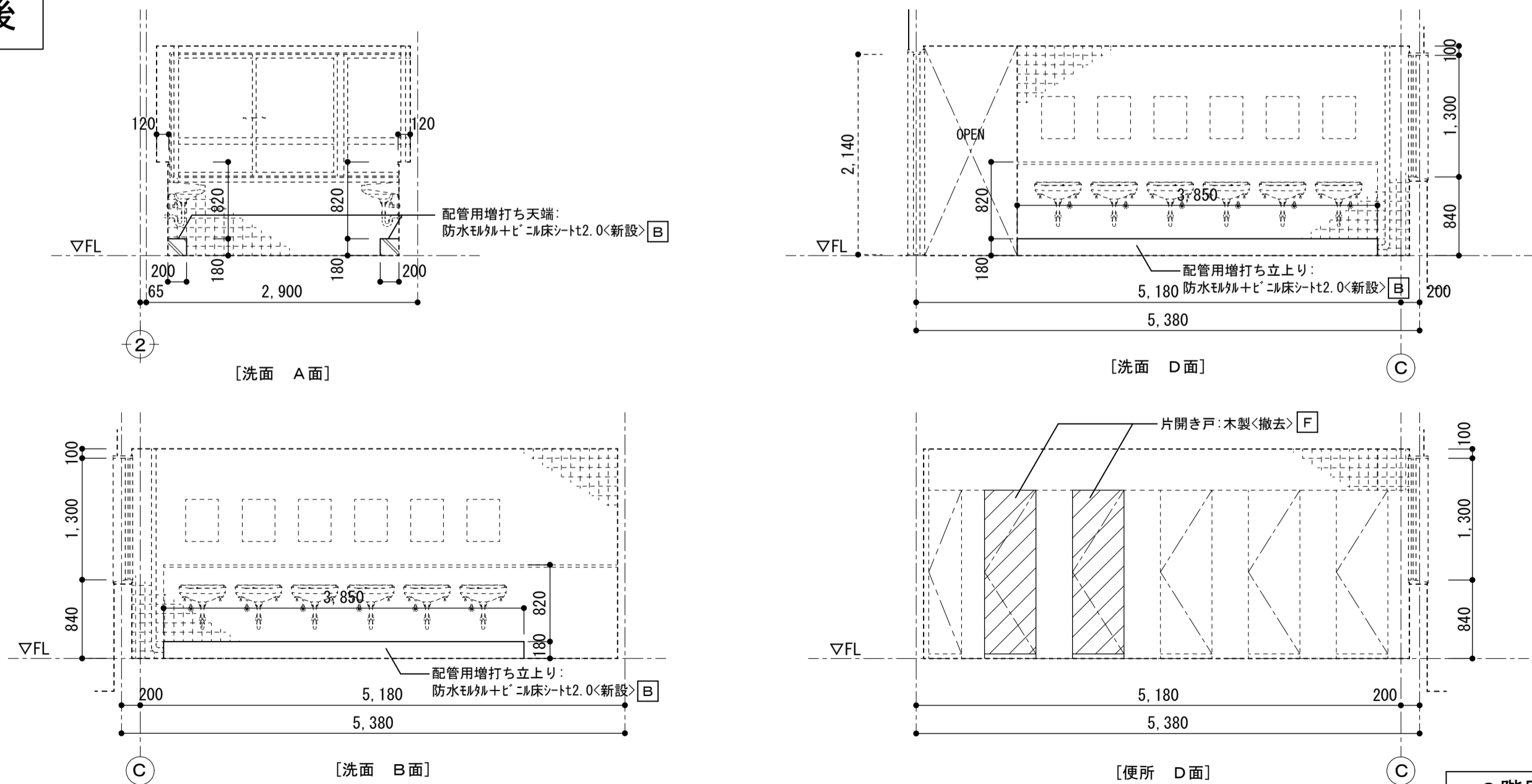
- 共通事項
- 既存床仕上・配管増し打ち部(タイル貼り)は特記を除き既存のままとし、セムレベリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - 洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。(WD1-1)
 - トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付けとする。

改修前



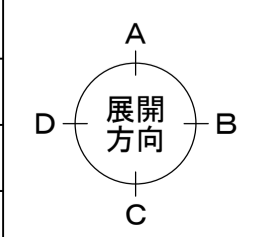
2階展開図 S=1/50

改修後



2階展開図 S=1/50

凡例



設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

施設管理課長
施設管理担当者
設計者
株式会社 YSアーキテツク
管理技術者 種田 玲
1級建築士 324523号
主任技術者 高見 順子

工事名称
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン改修工事
図面名称
<宿泊棟D>2階、<宿泊棟E>1・2階
洗面・便所 平面詳細図・展開図(改修前・後)
S: 1/100

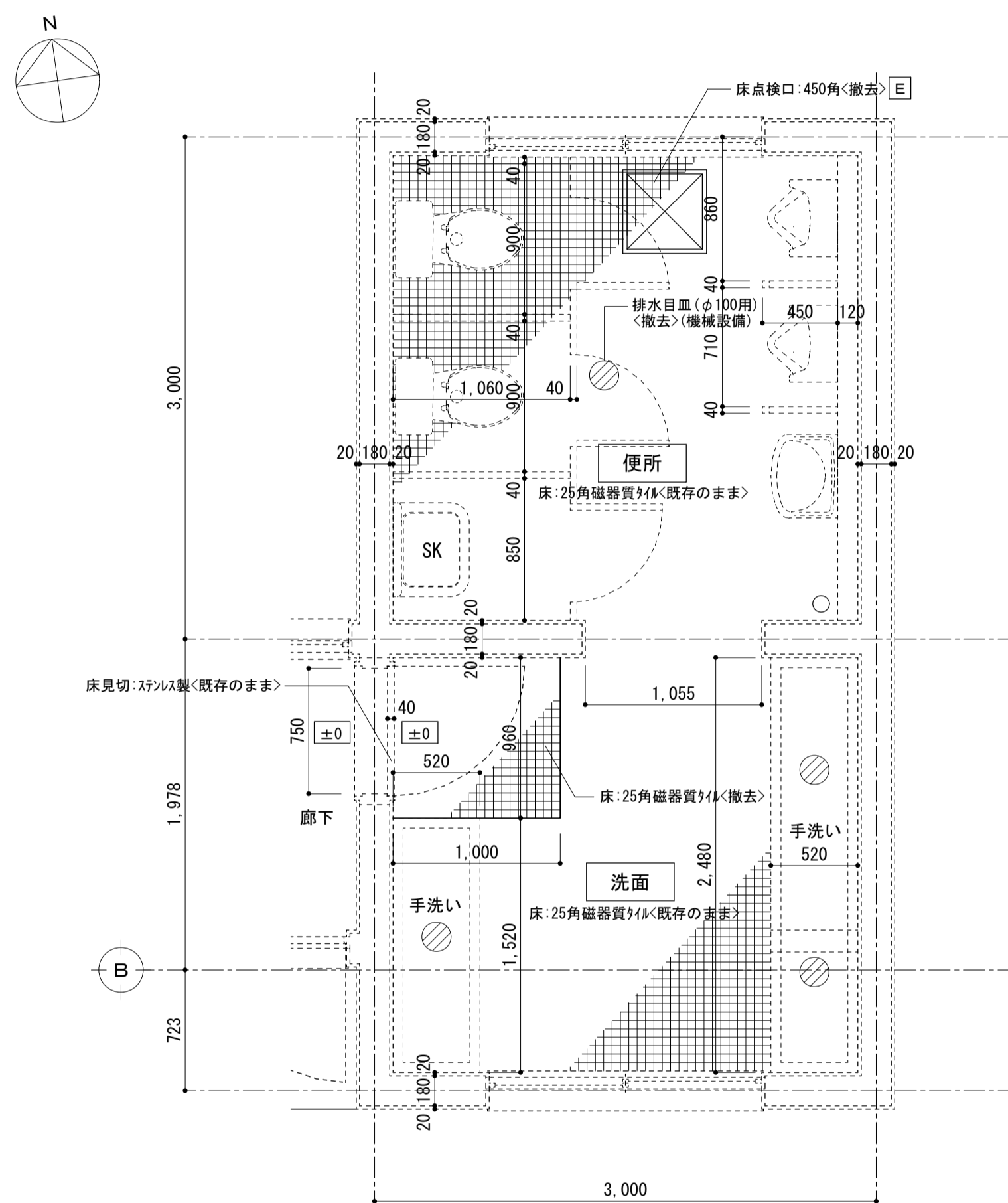
A-21

48

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

改修前

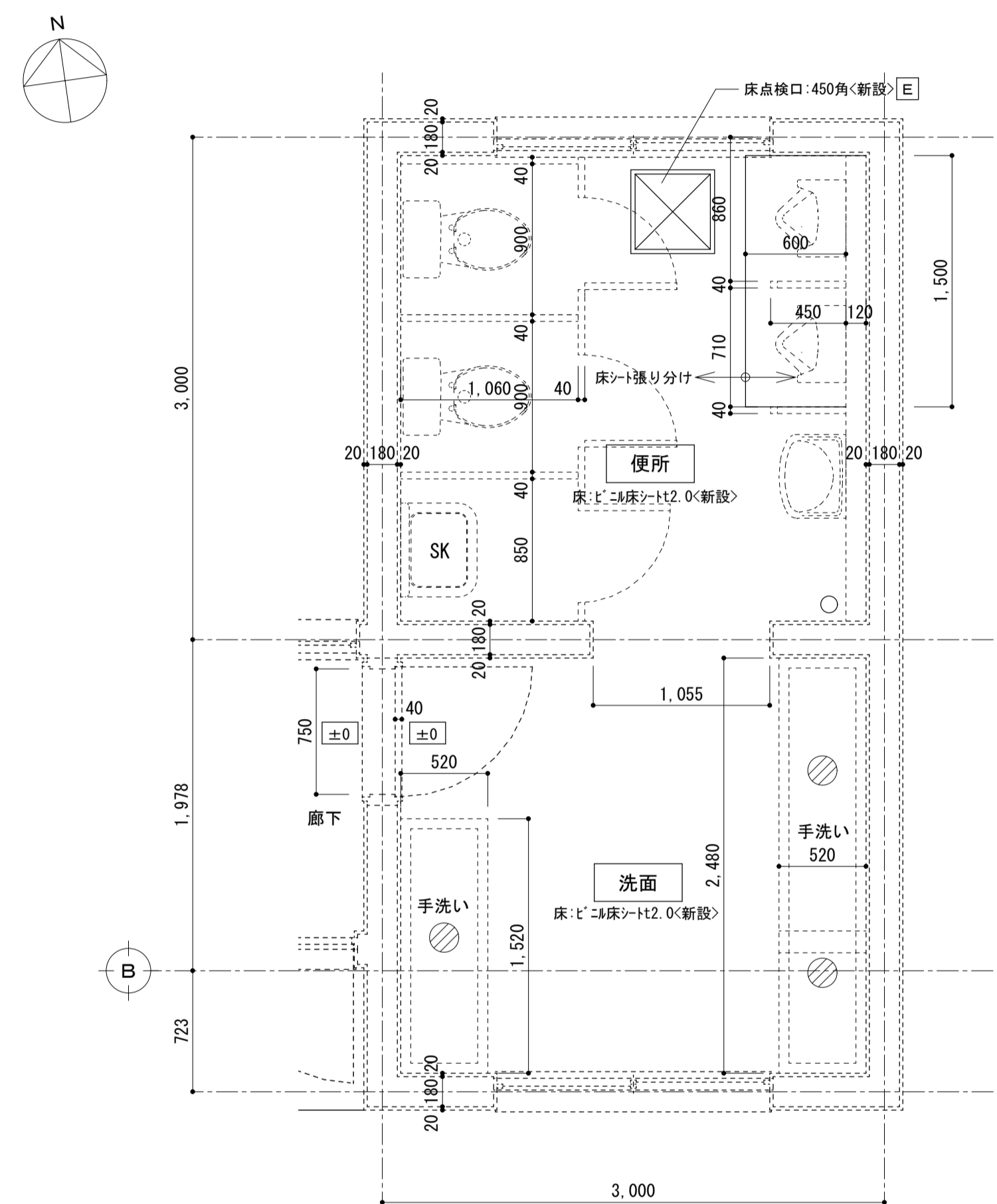
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち	トイレブース	その他
仕様	25角磁器質タイル(下地も共)〈撤去〉			床点検口450用(枠共)〈撤去〉 小便器2個、大便器2個〈取外し〉(機械設備)



1階 便所平面詳細図 1/30

改修後

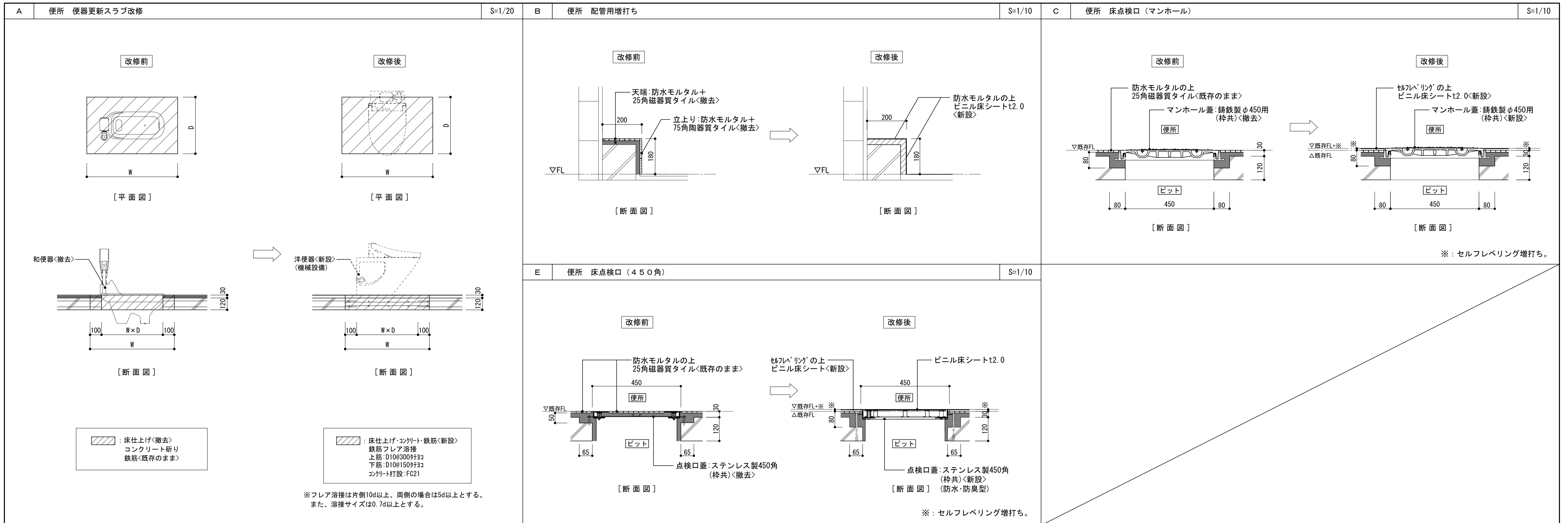
仕上表				
場所	床	配管用増し打ち	トイレブース	その他
仕様	ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)〈新設〉			床点検口450用(枠共)〈新設〉 小便器2個、大便器2個〈再取付〉(機械設備)



1階 便所平面詳細図 1/30

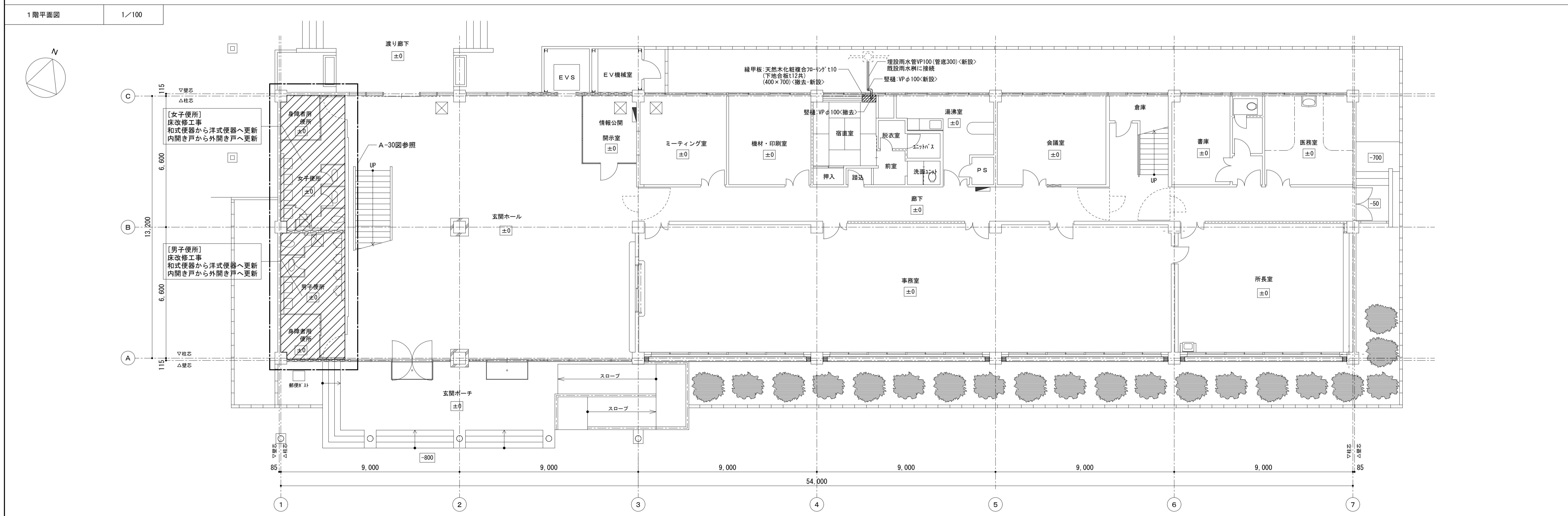
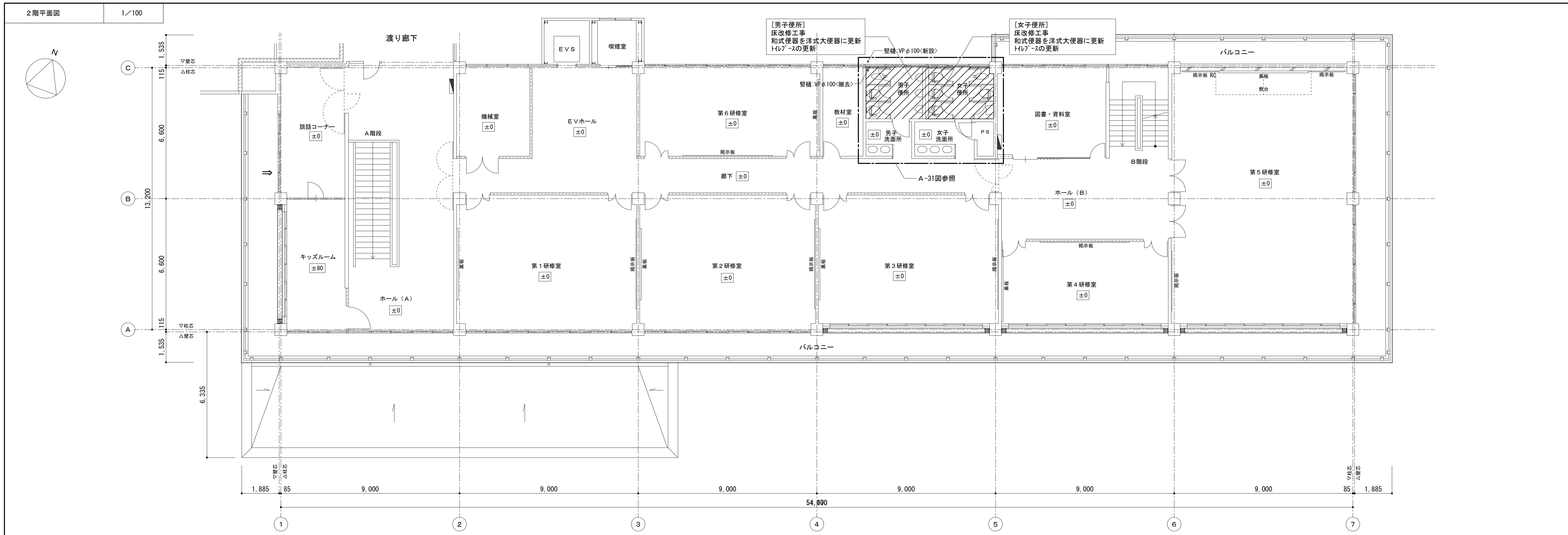
- 共通事項
- ・既存床仕上・配管増し打ち部(タイル貼り)は特記を除き既存のままとし、セパレートリングにて床レベル調整の上、ビニル床シートを新設する。
 - ・洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。
 - ・トイレブースに取付けられている紙巻器などは再取付けとする。

凡例	A : 部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟D> 1階 便所① 平面詳細図(改修前・後)	S: 1/30 A-22 48

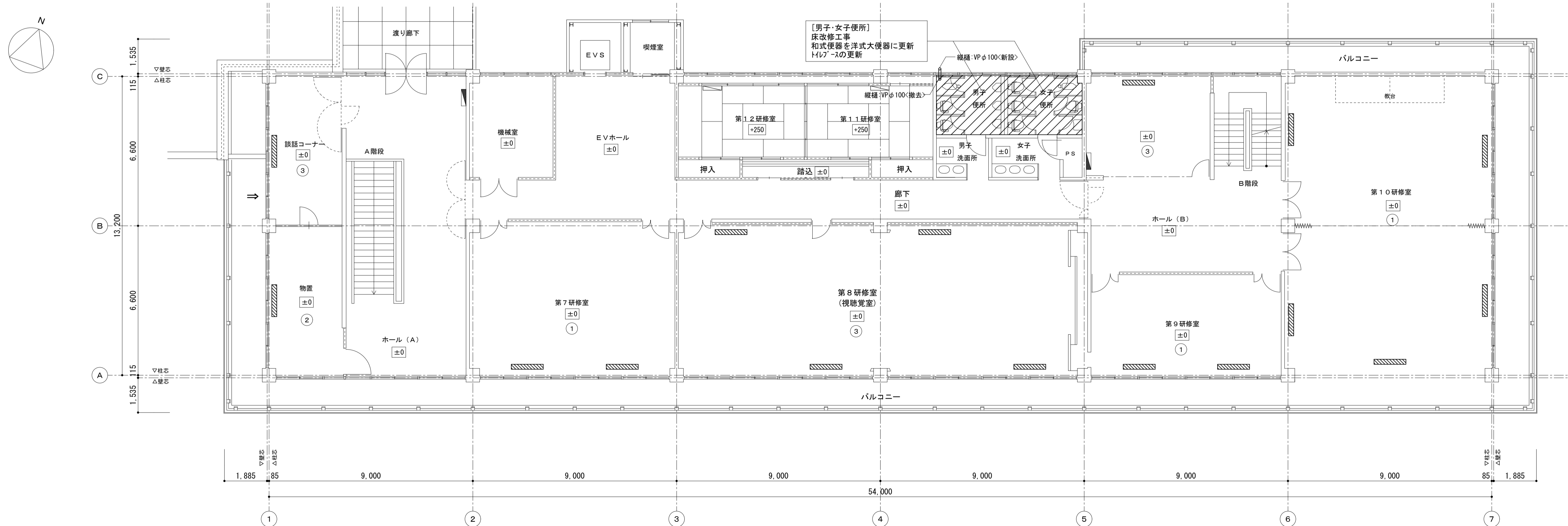
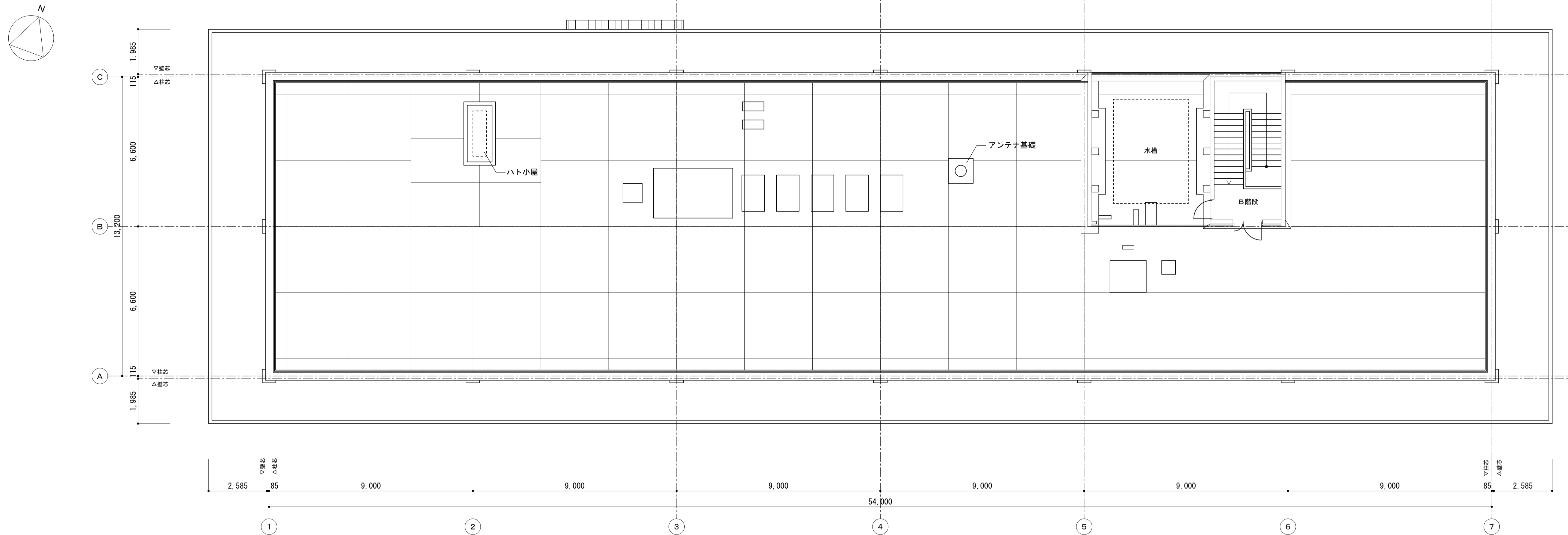


<p>F 片開き戸 S=1/30</p>		
<p>符号・数量: $\text{WD} \begin{matrix} 1 \\ 1 \end{matrix}$ <撤去> 洗面・便所 14か所</p>	<p>符号・数量: $\text{WD} \begin{matrix} 1 \\ 1 \end{matrix}$ <新設> 洗面・便所 14か所</p>	<p>符号・数量: $\text{LSD} \begin{matrix} 1 \\ 1 \end{matrix}$ <取外し・再取付> A棟1階 洗面・便所 1か所</p>
<p>形式: 片開き(内開き)フラッシュ戸</p>	<p>形式: 片開き(内開き)フラッシュ戸</p>	<p>形式: 吊片引き戸(レール共)</p>
<p>材料・仕上: 木製+OP</p>	<p>材料・仕上: 木製+OP</p>	<p>材料・仕上: メラミン化粧合板</p>
<p>枠巾・見込: 40</p>	<p>枠巾・見込: 40</p>	<p>枠巾・見込: 40</p>
<p>金物: 付属金物一式</p>	<p>金物: 表示錠・付属金物一式</p>	<p>金物: 表示錠・付属金物一式</p>

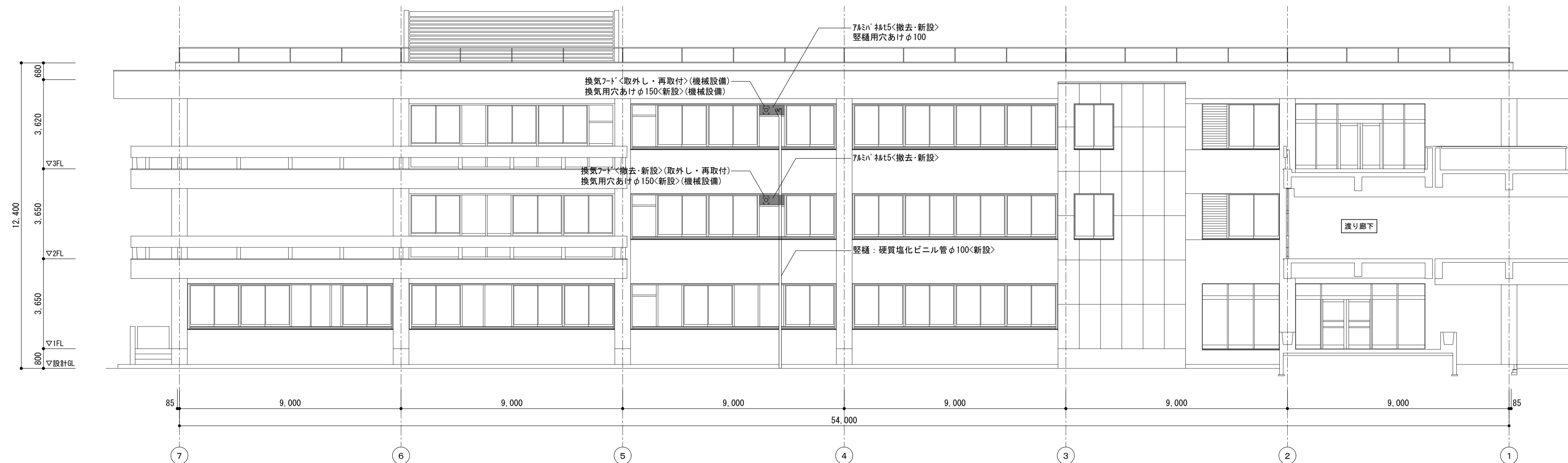
<p>凡例</p>	<p>設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)</p>	<p>施設管理課長 施設管理課担当者</p>	<p>設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子</p>	<p>工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <宿泊棟> S: 1/5、10、20 便所部分詳細図(改修前・後)</p>	<p>A-23 48</p>
-----------	--	----------------------------	--	--	--------------------



凡例	内部仕上改修範囲を示す。(詳細図参照)		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-24
			設計者 独立行政法人 国立青少年教育振興機構		図面名称 <管理研修棟> 1・2階 平面図 (改修前・後)		S: 1/100	

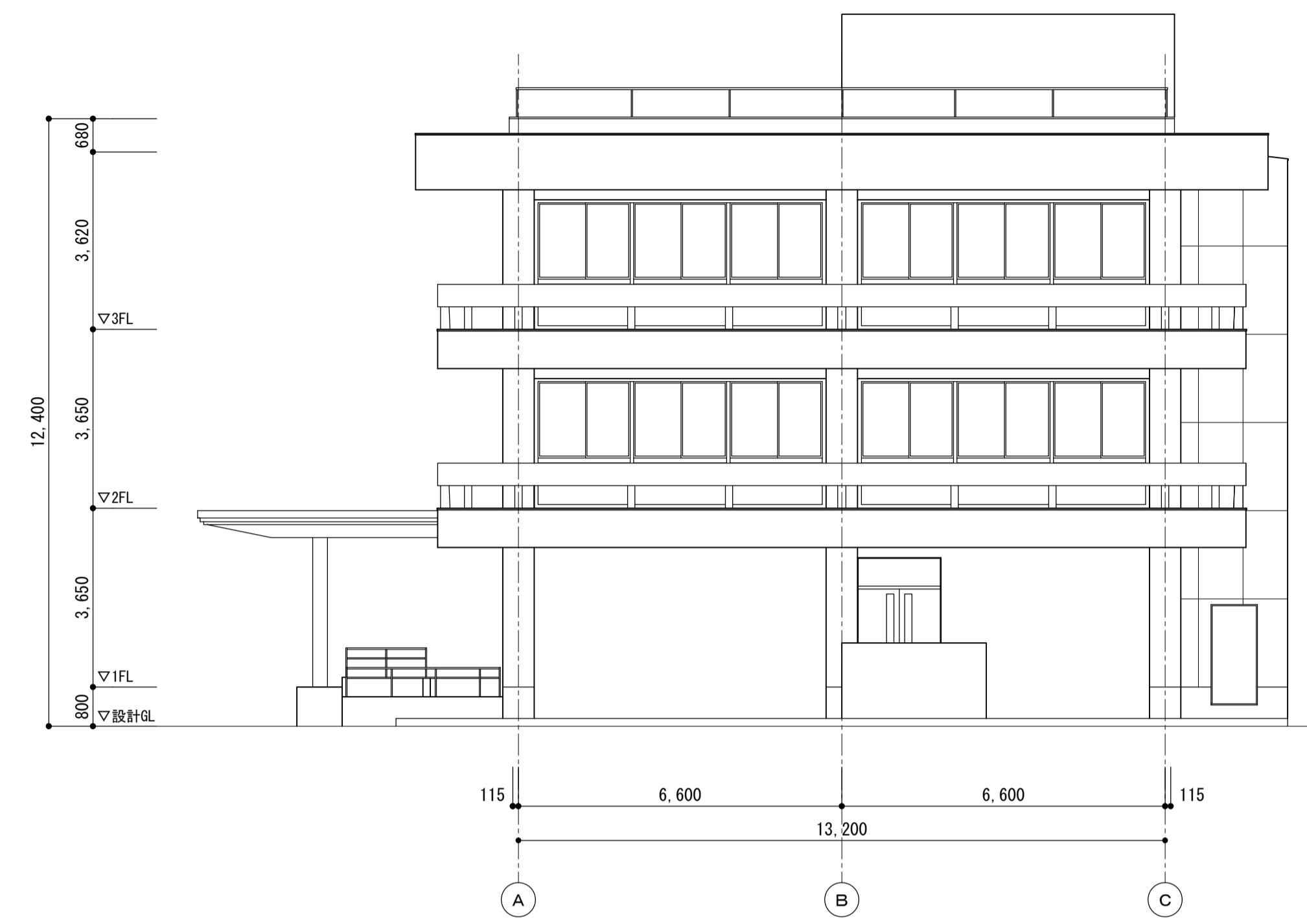


凡例		内部仕上改修範囲を示す。(詳細図参照)		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 3・R階平面図(改修前・後)	S: 1/100 A-25 48
		IPYN(埋込式)撤去後、床仕上げ<新設> ①: びん床タイルt2.0の上タイル<ベ>ットt6.5 ②: フリ-77t2707-+合板t12+タイル<ベ>ットt6.5 ③: びん床シートt2.5						

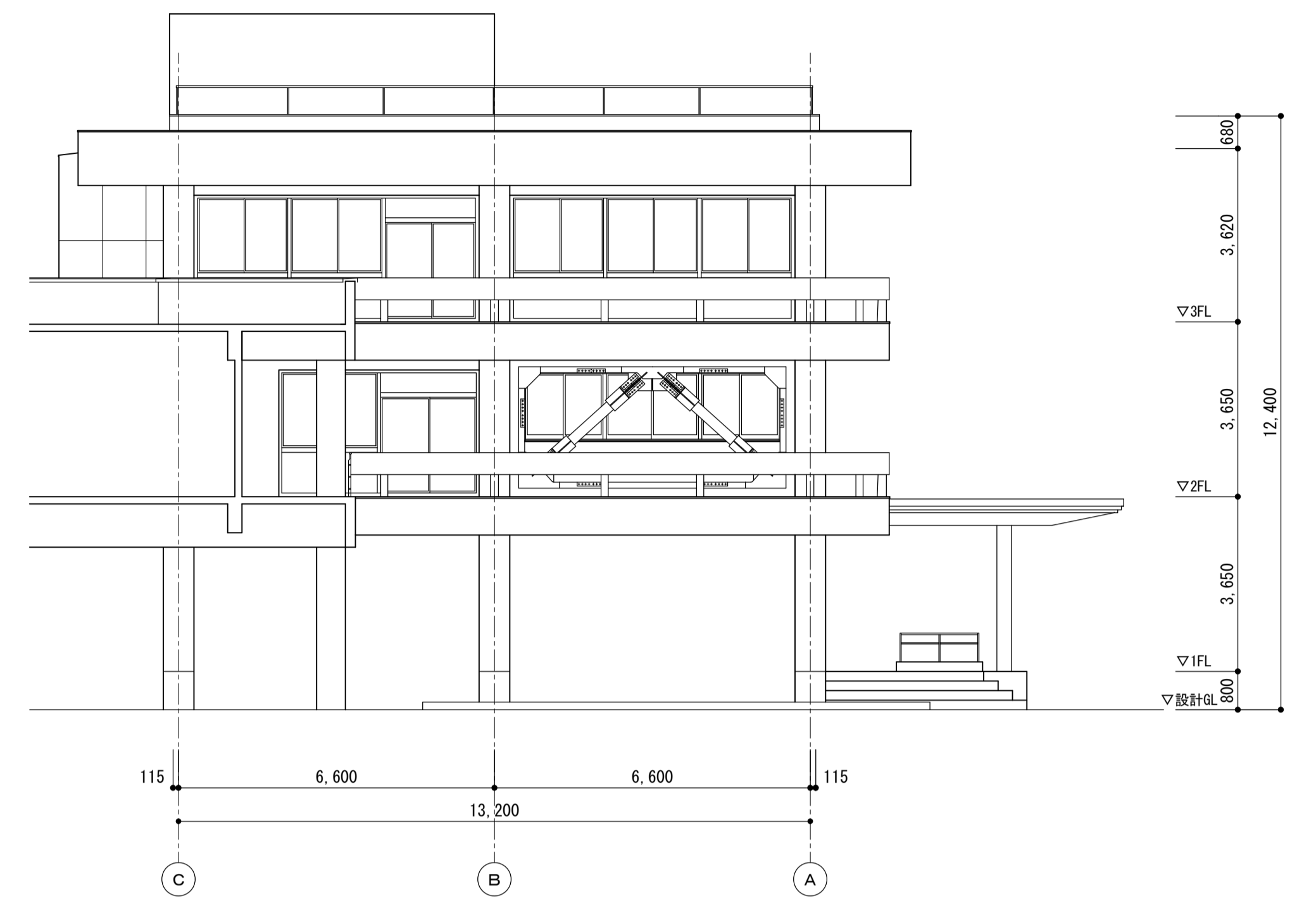


凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	図面名称 <管理研修棟> 北・南立面図 (改修前・後) <参考>	S: 1/100	A-26 48
	ライフレイン機能強化等設計業務(建築・設備)	独立行政法人 国立青少年教育振興機構								

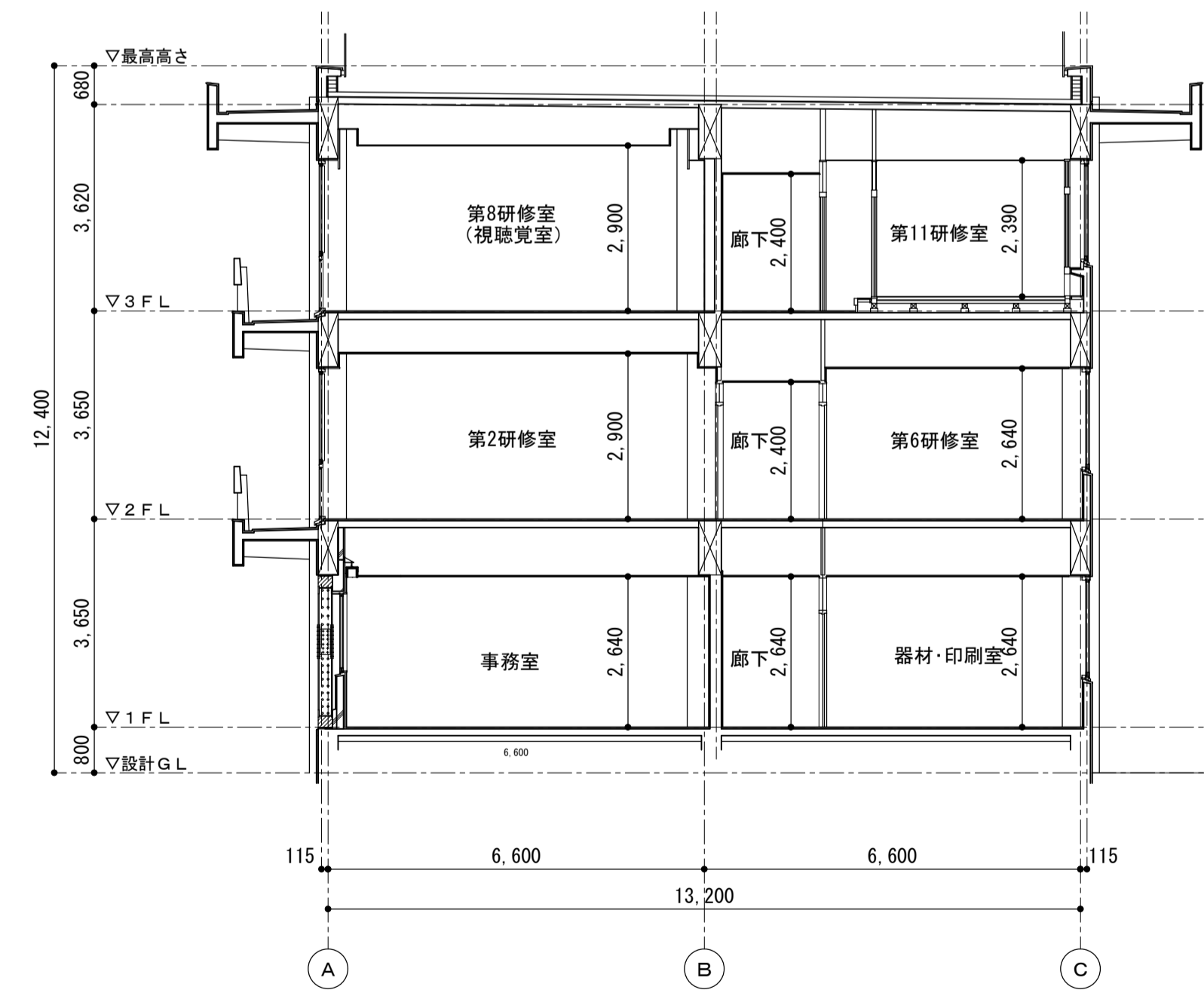
東面立面図 1/100



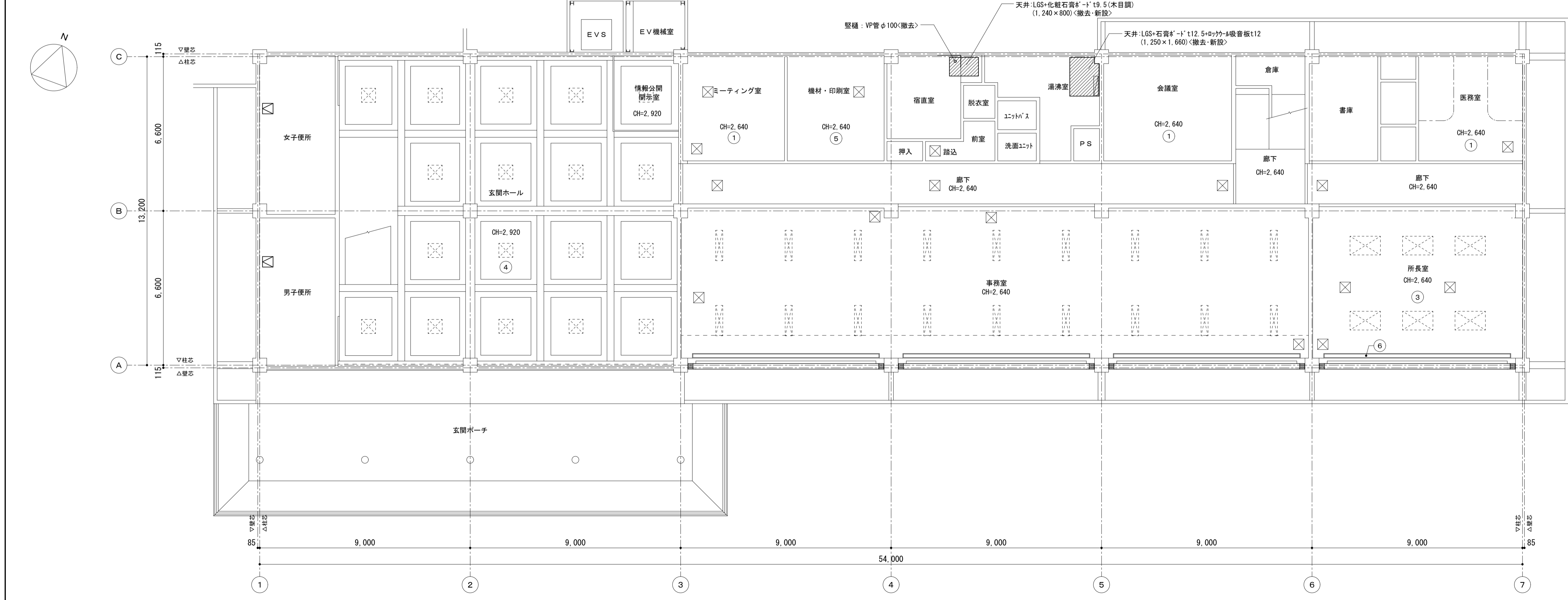
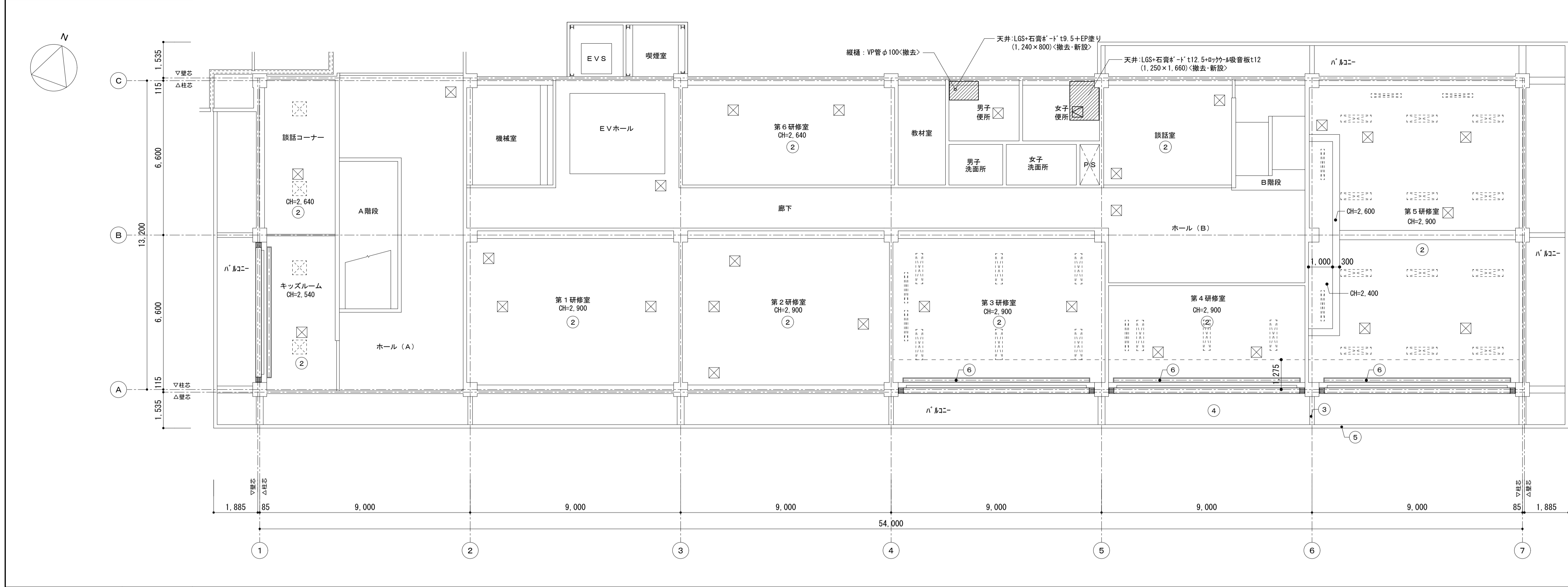
西面立面図 1/100



断面図 1/100



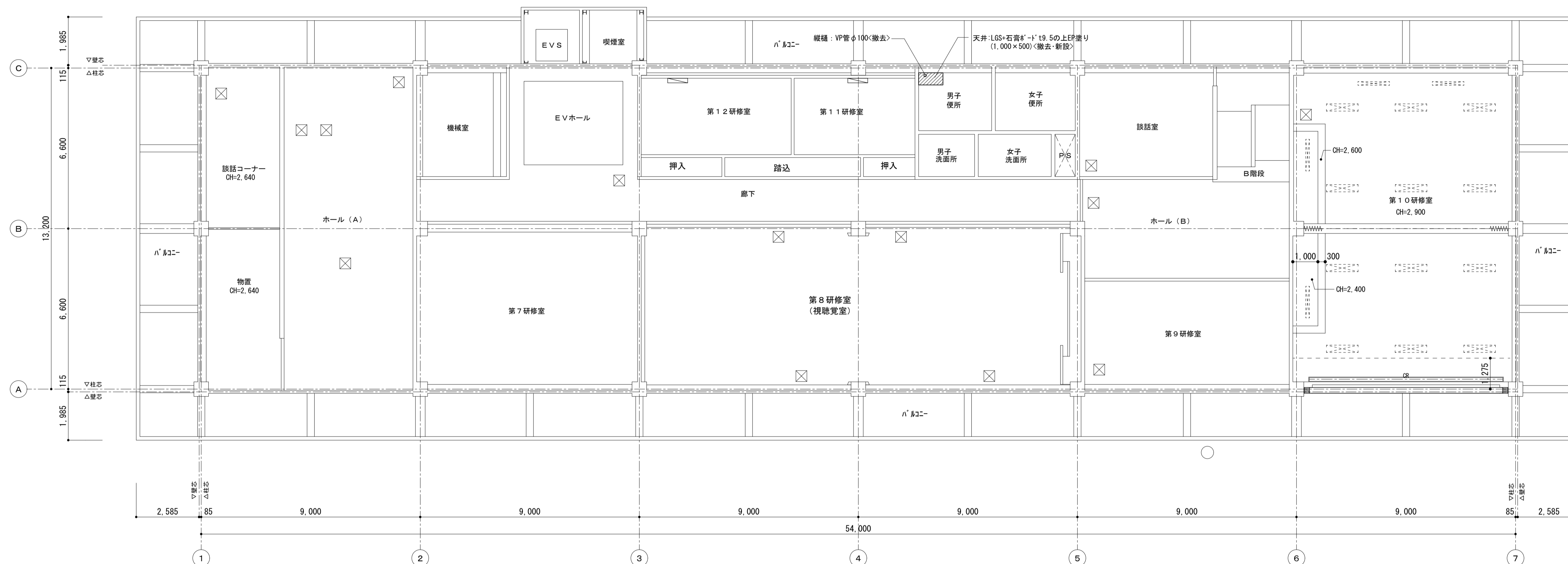
凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 YSアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-27
	管理技術者	種田 玲 1級建築士 324523号	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			主任技術者	高見 順子	図面名称	
						S: 1/100			



天井伏図仕上表

番号	部位	仕様
①	天井	仕上: 石膏ボード t9.5の上 ロック-4化粧吸音板 t12 下地: 軽量鉄骨天井下地
②	天井	仕上: 石膏ボード t12.5の上 ロック-4化粧吸音板 t12 下地: 軽量鉄骨天井下地
③	天井	仕上: 石膏ボード t9.5の上 ロック-4化粧吸音板 t12 (9付) 下地: 軽量鉄骨天井下地
④	天井	仕上: 石膏ボード t12.5の上 ロック-4化粧吸音板 t15 (9付) 下地: 軽量鉄骨天井下地
⑤	天井	仕上: 化粧石膏ボード t9.5 (トラバーチン) 下地: 軽量鉄骨天井下地
⑥	アラウンド BOX	アラウンド BOX L=8,000
⑦	⊗	既存天井点検口: 450×450 (アルミ額縁)
⑧	⊠	天井点検口: 450×450 (アルミ額縁) (開口補強共) <新設>

凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 1・2階 天井伏図 (改修前・後)	S: 1/100 A-28 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						



天井伏図仕上表

番号	部位	仕様
①	天井	仕上：石こうボードt9.5の上 ロックレ化難燃吸音板t12 下地：軽量鉄骨天井下地
②	天井	仕上：石こうボードt12.5の上 ロックレ化難燃吸音板t12 下地：軽量鉄骨天井下地
③	天井	仕上：石こうボードt9.5の上 ロックレ化難燃吸音板t12(9付) 下地：軽量鉄骨天井下地
④	天井	仕上：石こうボードt12.5の上 ロックレ化難燃吸音板t15(9付) 下地：軽量鉄骨天井下地
⑤	天井	仕上：化粧石こうボードt9.5 (トラバーチン) 下地：軽量鉄骨天井下地
⑥	ブラインドBOX	ブラインドBOX L=8,000
⑦	⊗	既存天井点検口：450×450 (アルミ額縁)
⑧	⊠	天井点検口：450×450 (アルミ額縁) (開口補強共) <新設>

凡例

設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

施設管理課長

施設管理課担当者

株式会社 YSアーキテツ
管理技術者 種田 玲
1級建築士 324523号
主任技術者 高見 順子

工事名称
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン改修工事

図面名称 <管理研修棟>

3階 天井伏図 (改修前・後)

S: 1/100

A-29

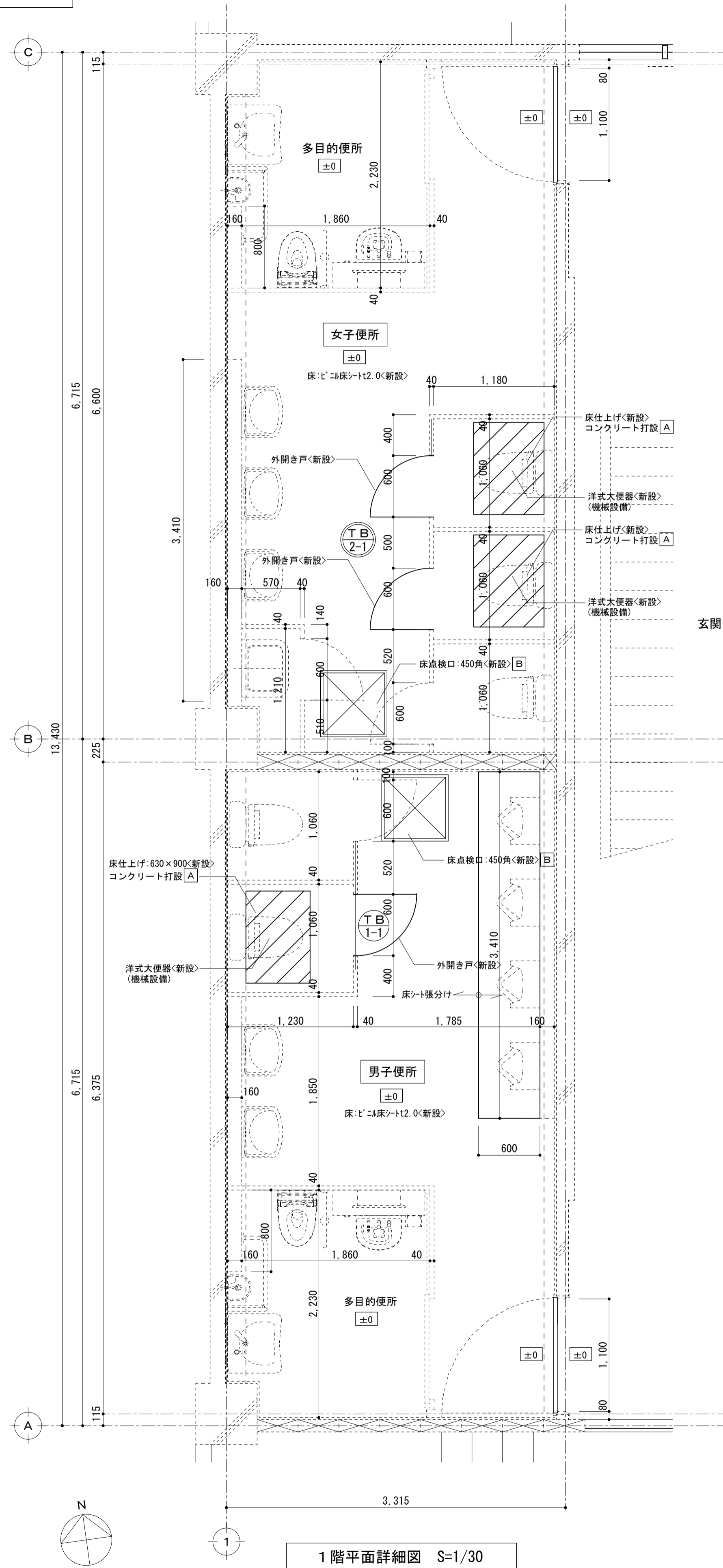
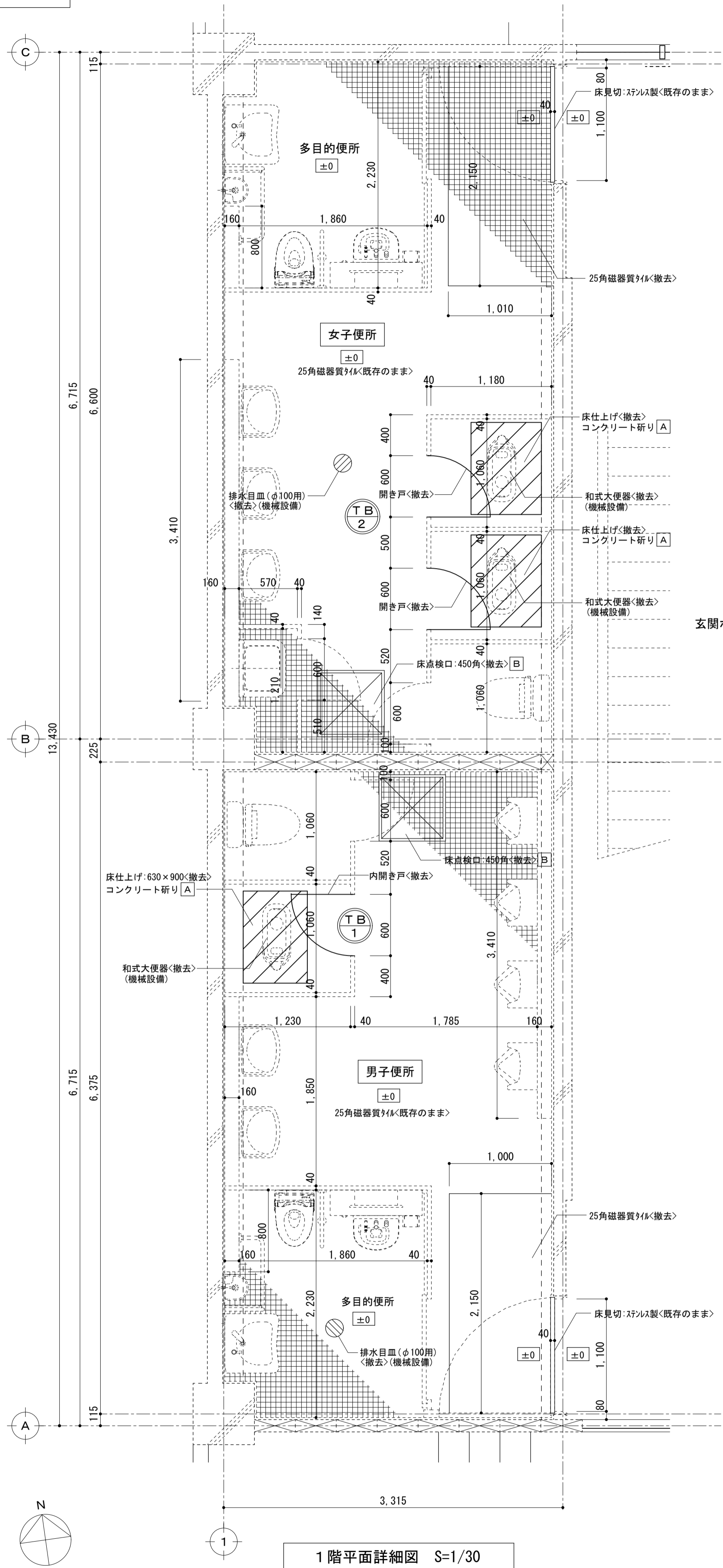
48

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

S: 1/100

改修前

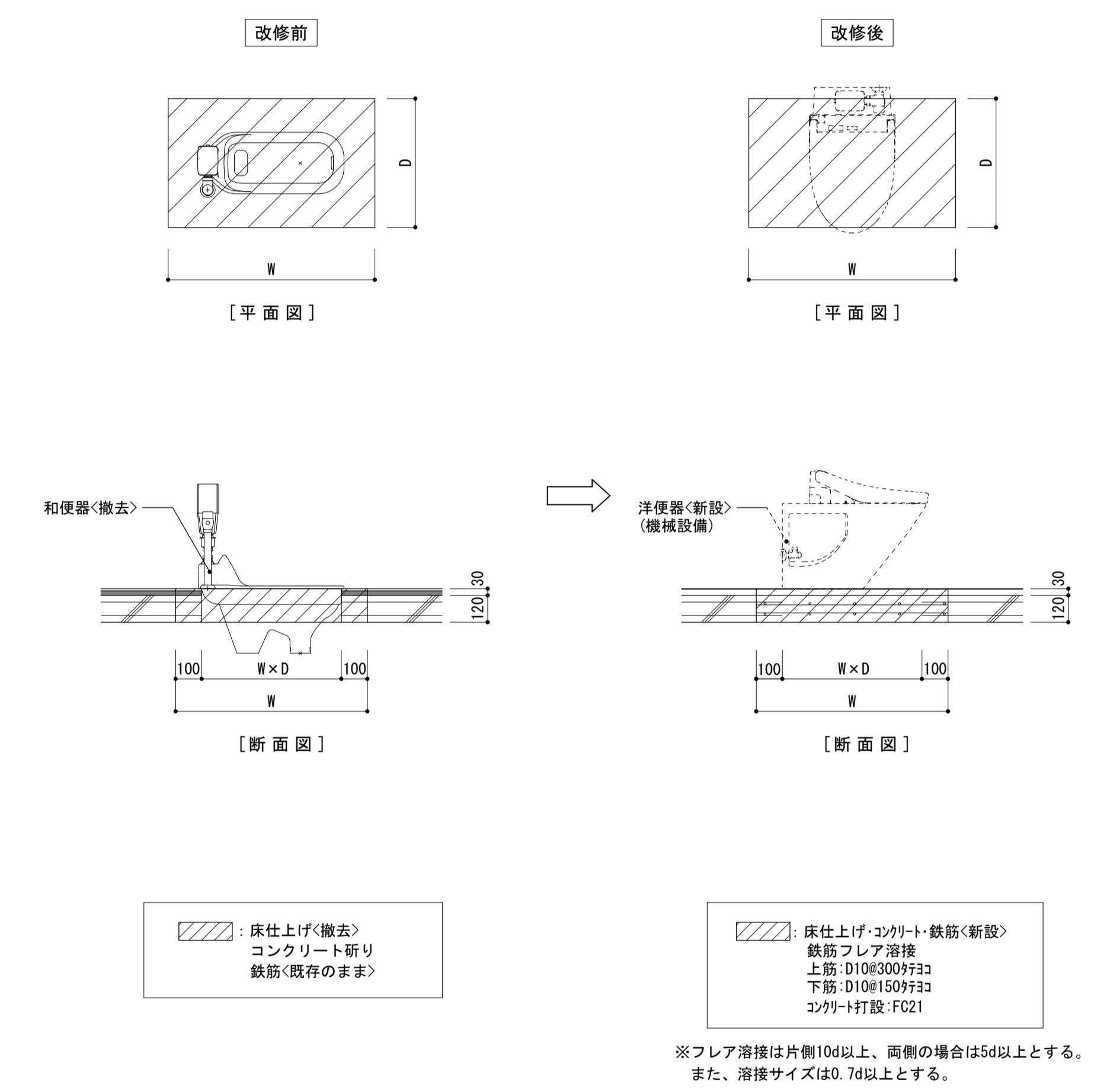
改修後



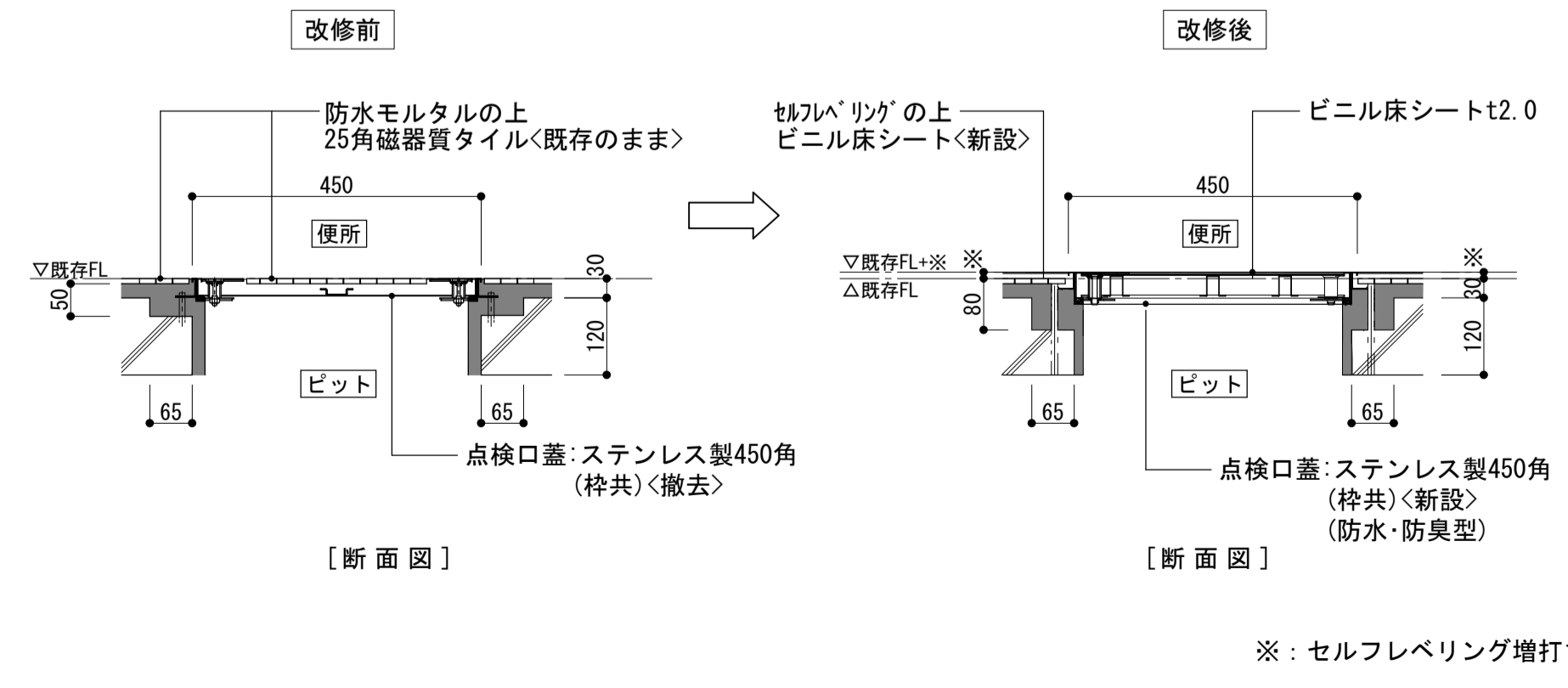
		仕上表	
場所		床	その他
仕様	改修前	25角磁器質タイル(下地タイル共)〈既存のまま〉 和便器部:コンクリート新り	トイレブース:扉のみ〈撤去〉 床点検口450用(枠共)〈撤去〉 小便器4個、大便器4個〈取外し〉
	改修後	セルフレベリングt10の上 ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)〈新設〉 和便器部:鉄筋〈新設〉、コンクリート打設	トイレブース:扉のみ〈新設〉 床点検口450用(枠共)〈新設〉 小便器4個、大便器4個〈再取付〉

■共通事項
 ・既存床仕上は特記を除き既存のままとし、
 ・セルフレベリングt10にて床いし調整の上、ビニル床シートを新設する。
 ・洋便器へ改修したブースの扉は外開きに改修する。

A 便所 便器更新スラブ改修 S=1/20



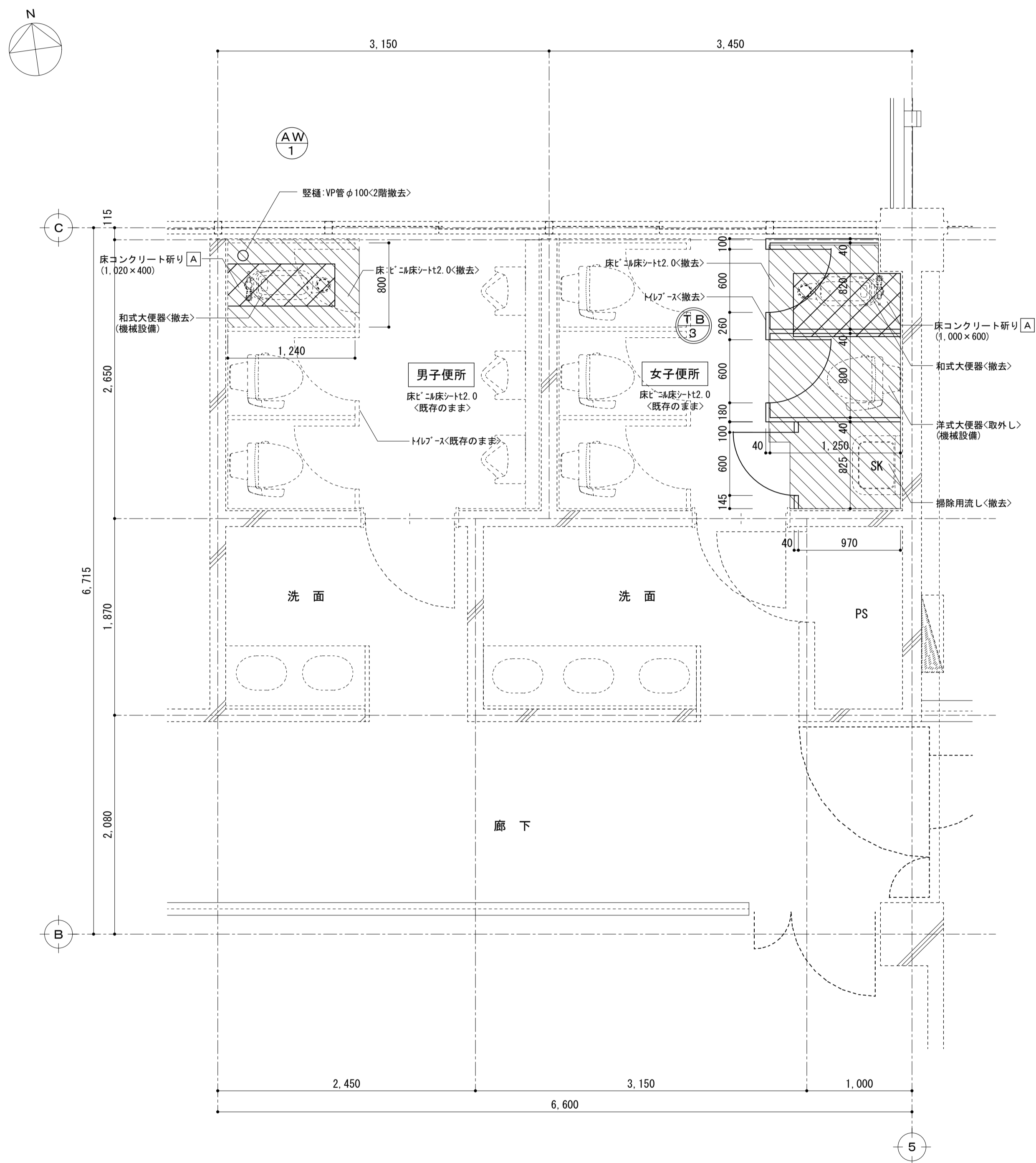
B 便所 床点検口(450角) S=1/10



凡例	A : 部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 1階 男子・女子便所詳細図、雑詳細図(改修前・後)	A-30 48 S: 1/30
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			図面名称 <管理研修棟> 1階 男子・女子便所詳細図、雑詳細図(改修前・後)				

改修前

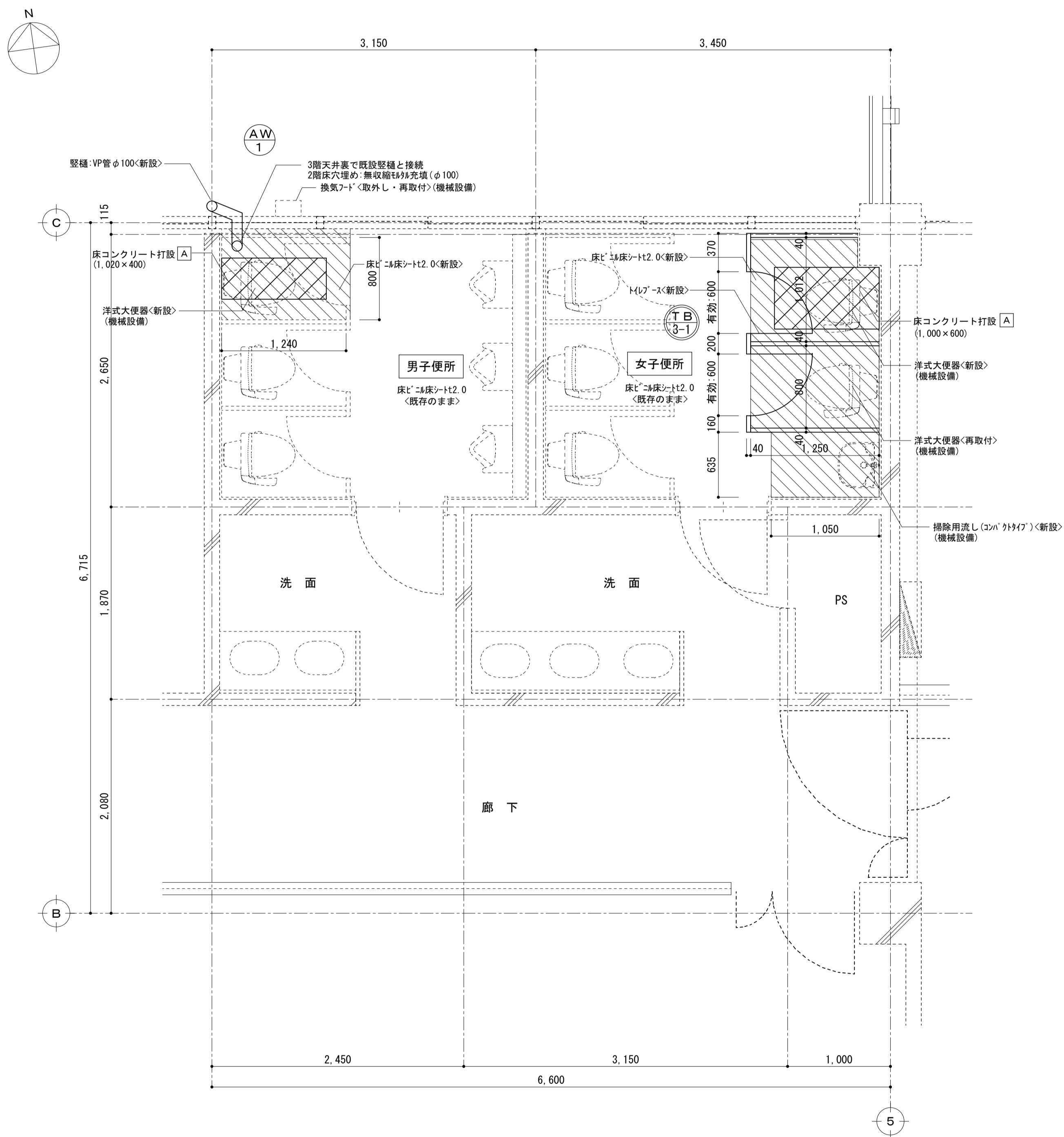
仕上表			
場所	床	トイレブース	その他
仕様	床: ビニル床シートt2.0<一部撤去> 和便器部床: コンクリート新り	メラミン化粧板t40<一部撤去>	和式大便器: 2か所<撤去> 掃除用流し: 1か所<撤去>



2・3階平面詳細図 S=1/30

改修後

仕上表			
場所	床	トイレブース	その他
仕様	床: ビニル床シートt2.0(防汚・抗菌性)<新設> 和便器部床: コンクリート打設	メラミン化粧板t40<一部新設>	洋式大便器: 2か所<新設> 掃除用流し: 1か所<新設>



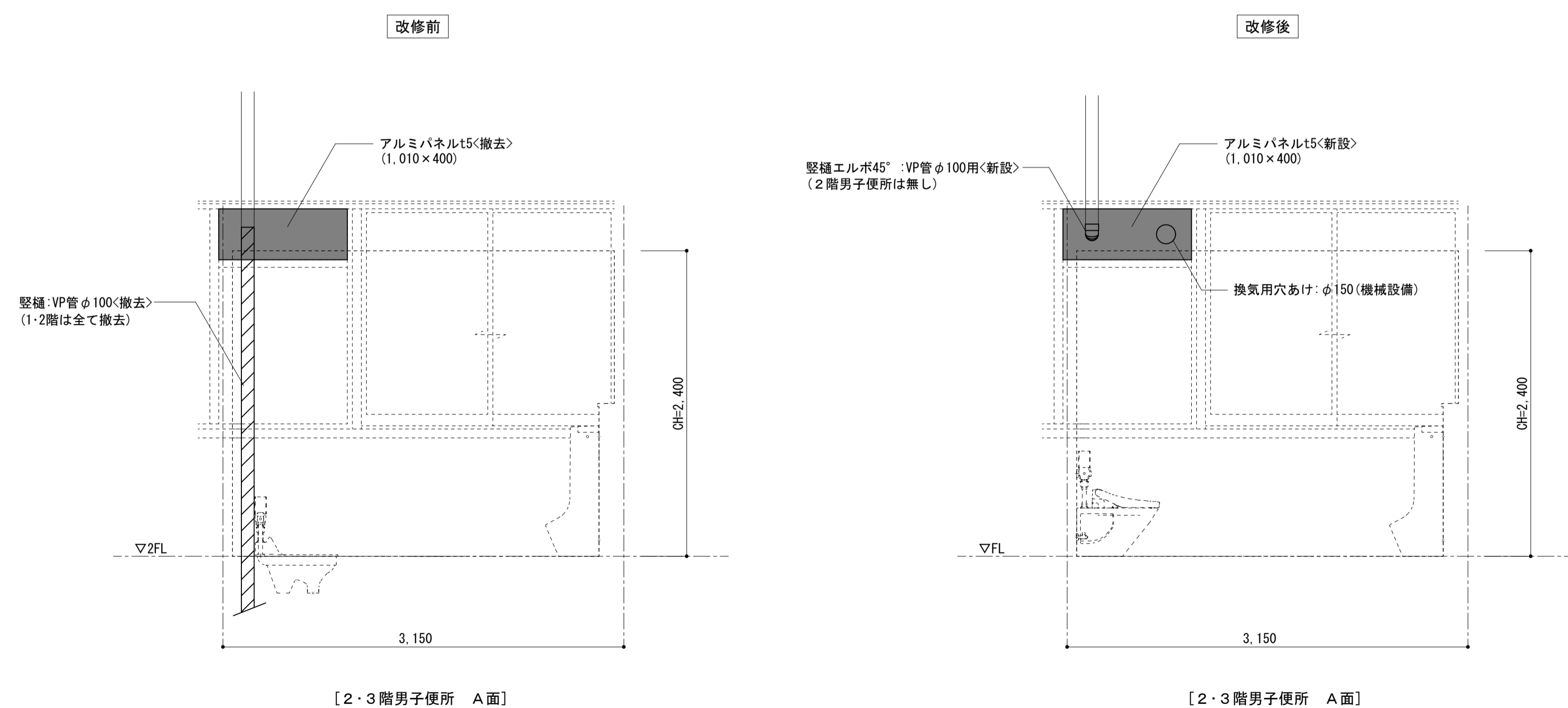
2・3階平面詳細図 S=1/30

凡例		部分詳細図記号		設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者 独立行政法人 国立青少年教育振興機構	設計者 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <管理研修棟> 2・3階 男子・女子便所詳細図(改修前・後)	S: 1/30 48
		床コンクリート新り範囲						

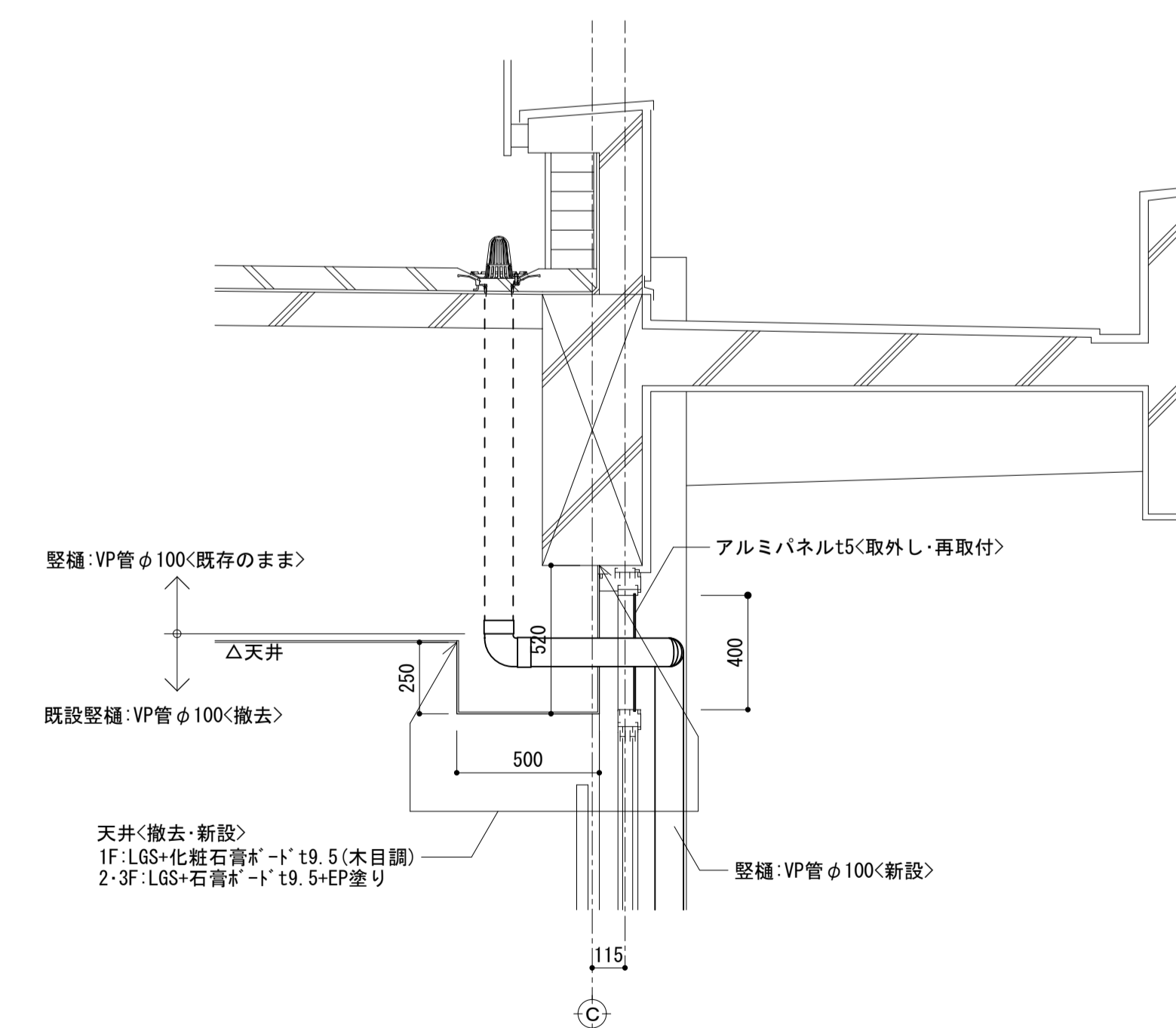
建具表 S=1/50

符号・数量	①B1 <取外しの上一部撤去> 1階男子便所 1ヶ所	①B1-1 <再取付の上一部新設> 1階男子便所 1ヶ所	①B2 <取外しの上一部撤去> 1階女子便所 1ヶ所	①B2-1 <再取付の上一部新設> 1階女子便所 1ヶ所
形状・寸法				
形式	フラッシュパネル	フラッシュパネル	フラッシュパネル	フラッシュパネル
材料・仕上	亜鉛メッキ化粧鋼板	亜鉛メッキ化粧鋼板	亜鉛メッキ化粧鋼板	亜鉛メッキ化粧鋼板
枠巾・見込	見込=40	見込=40	見込=40	見込=40
金物	表示錠・付属金物一式	表示錠・付属金物一式	表示錠・付属金物一式	表示錠・付属金物一式
備考				
符号・数量	①B3 <撤去> 2・3階女子便所 1ヶ所	①B3-1 <新設> 2・3階女子便所 1ヶ所	①AW <新設> 2・3階男子便所 2ヶ所	
形状・寸法				
形式	フラッシュパネル	フラッシュパネル	アルミサッシ	
材料・仕上	亜鉛メッキ化粧鋼板	亜鉛メッキ化粧鋼板	シルバー	
枠巾・見込	見込=40	見込=40	見込=70	
金物	表示錠・付属金物一式	表示錠・付属金物一式	クレセント・付属金物一式	
備考				

展開図 1/30



縦樋廻り 1/20



A : 部分詳細図記号

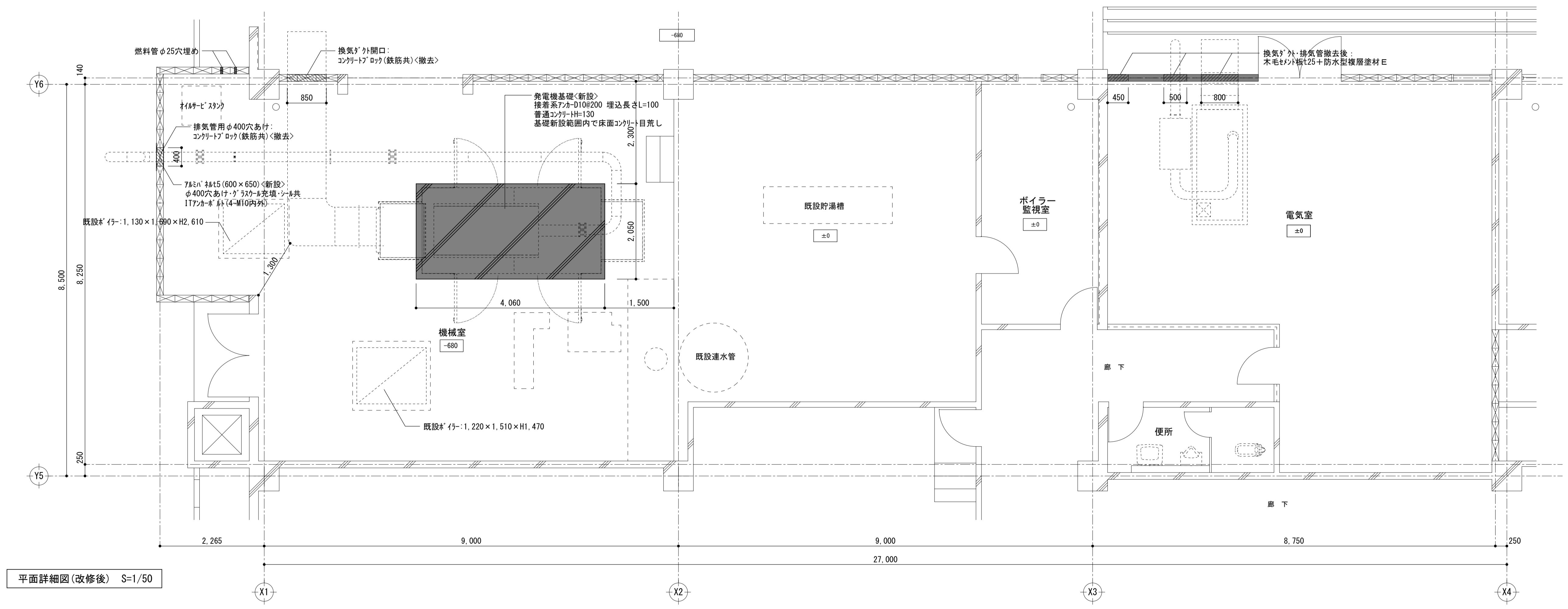
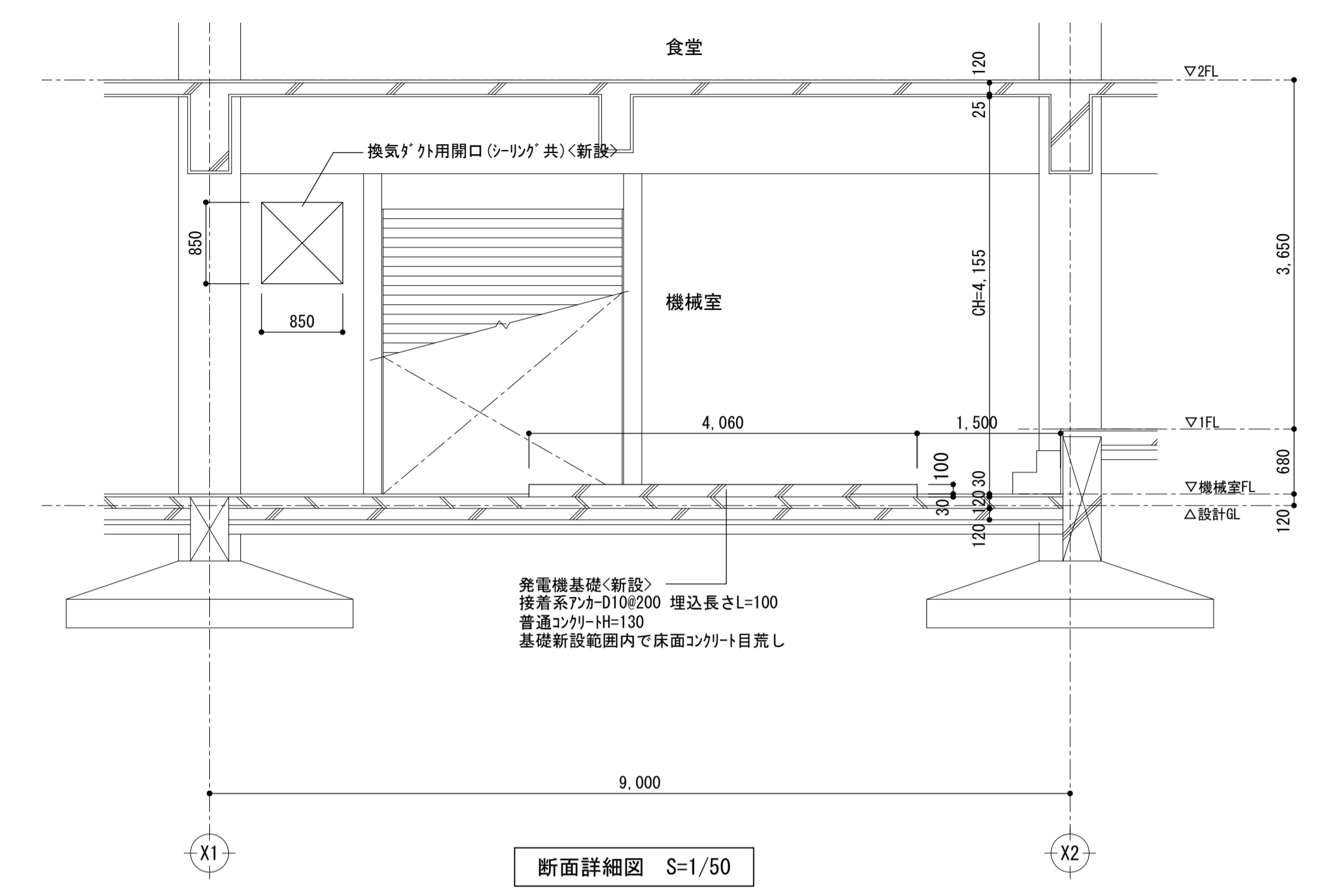
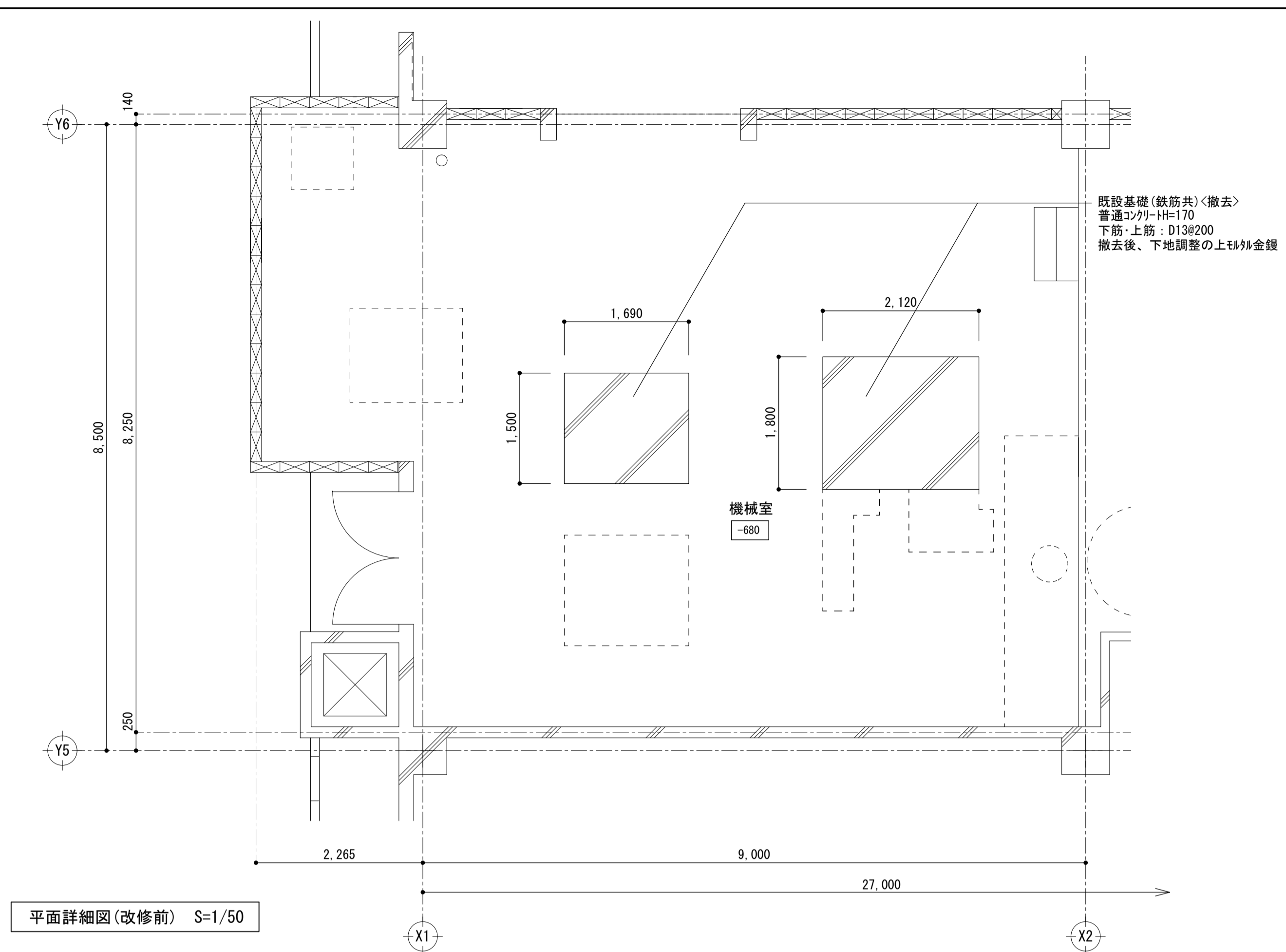
凡例

設計業務名
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

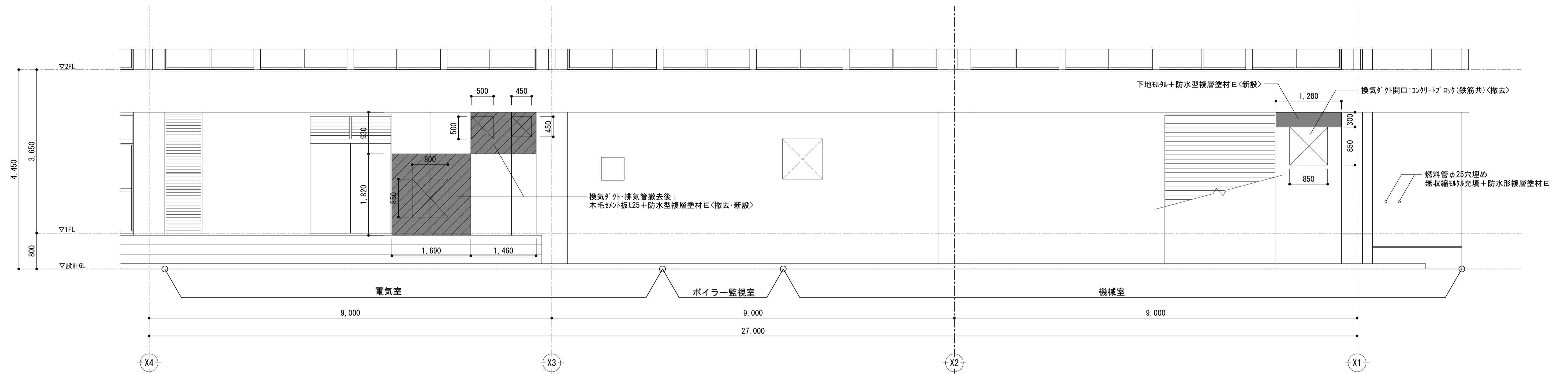
施設管理課長
施設管理担当者
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

株式会社 YSアーキテツク
管理技術者 種田 玲
1級建築士 324523号
主任技術者 高見 順子

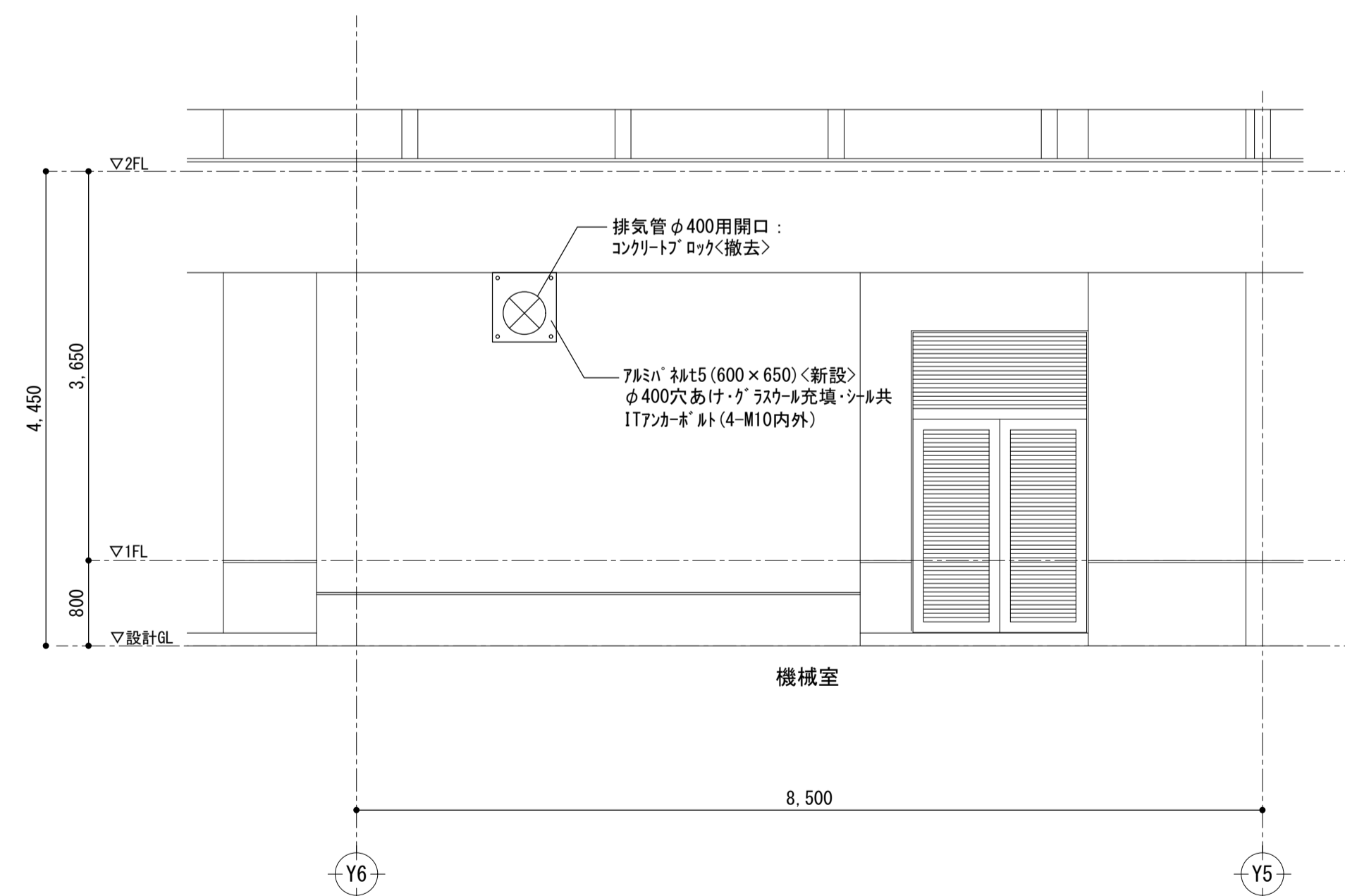
工事名称
国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
ライフライン改修工事
図面名称 <管理研修棟>
建具表・男子便所展開図(改修前・後) S: 1/50、30



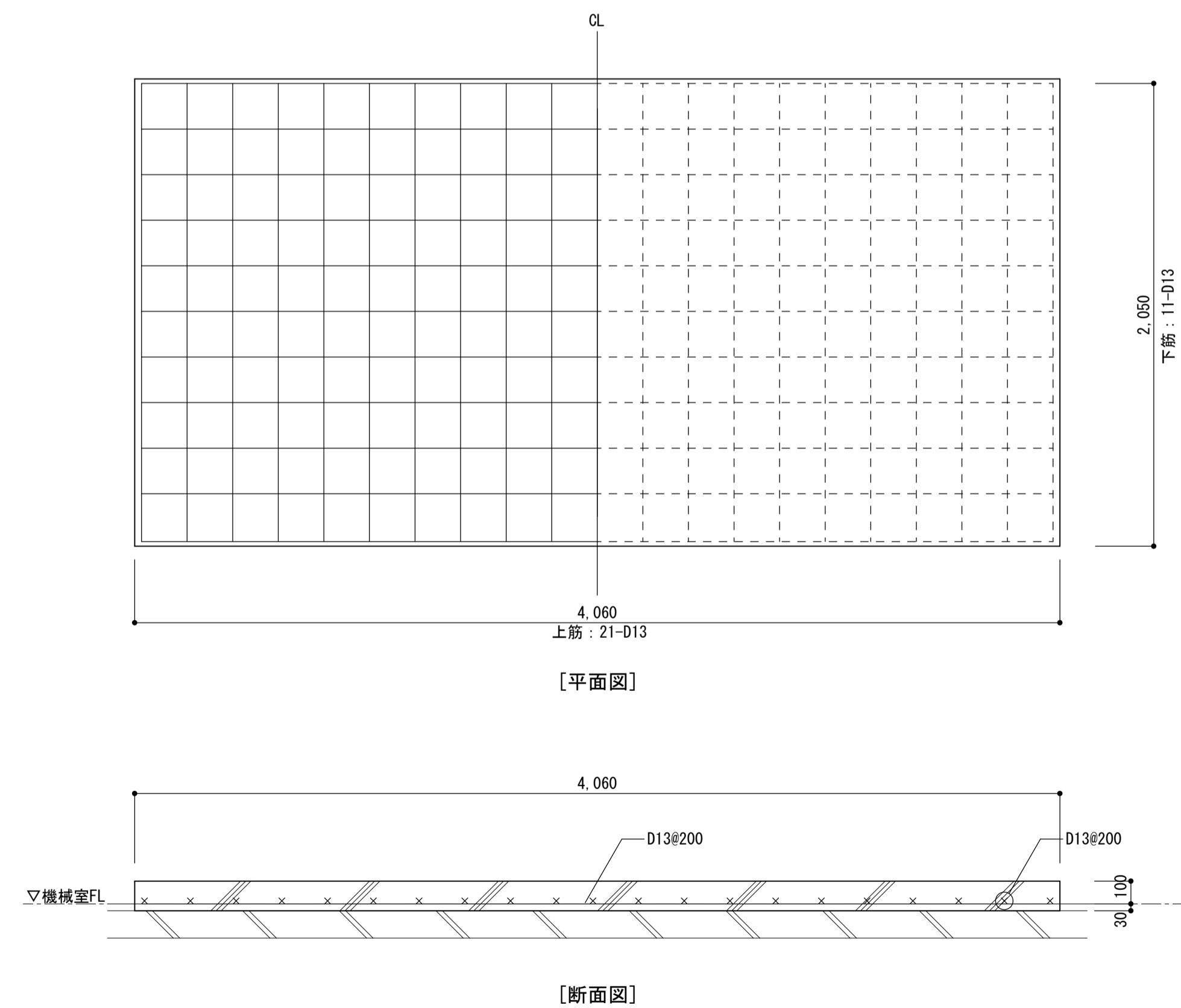
凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	管理課担当者	設計者 株式会社 Y Sアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-33 48
			独立行政法人 国立青少年教育振興機構	図面名称 <講堂・食堂棟> 電気室・機械室 平面詳細図(改修前・後)・断面詳細図 S: 1/50				



北面立面図 S=1/50

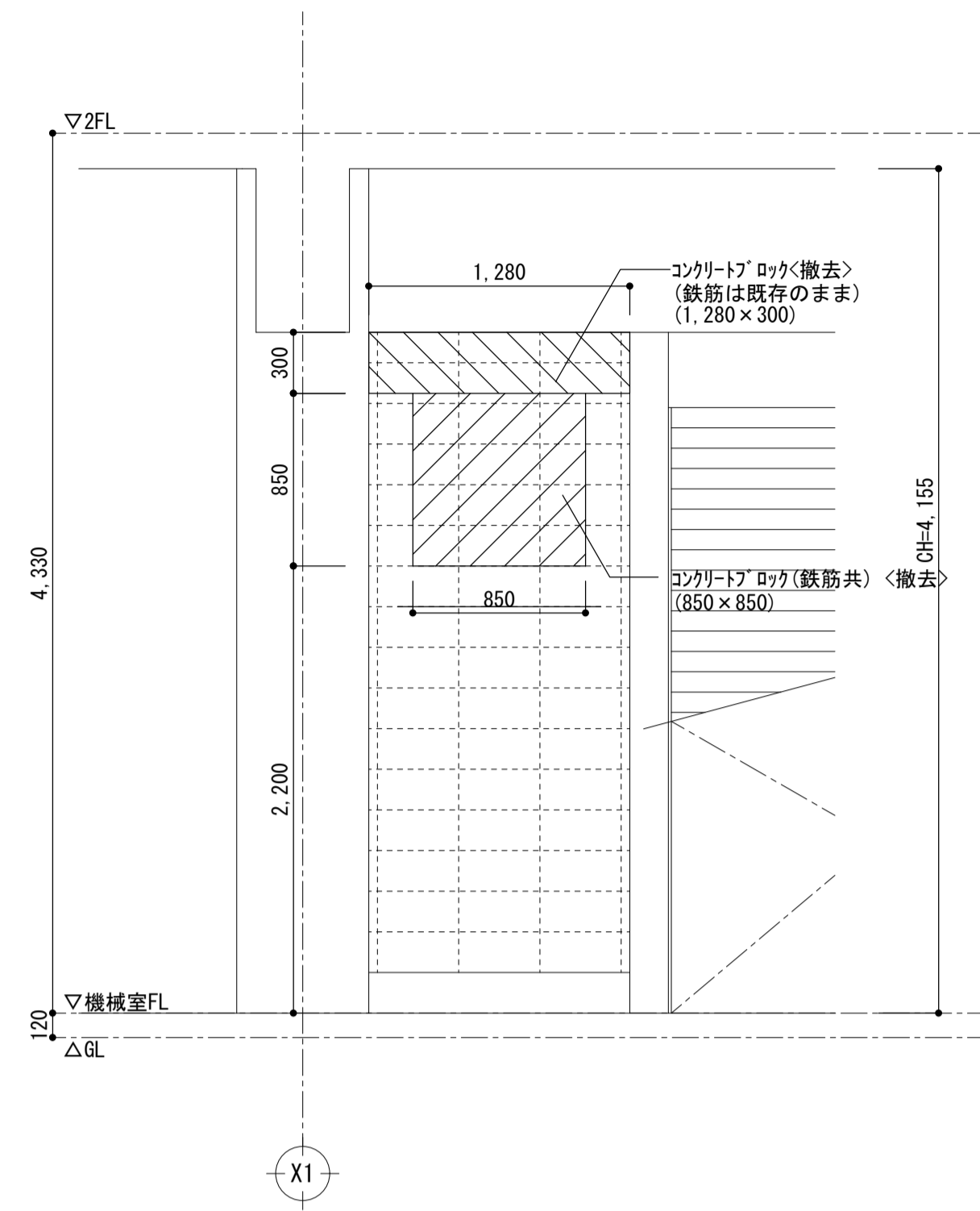


西面立面図 S=1/50

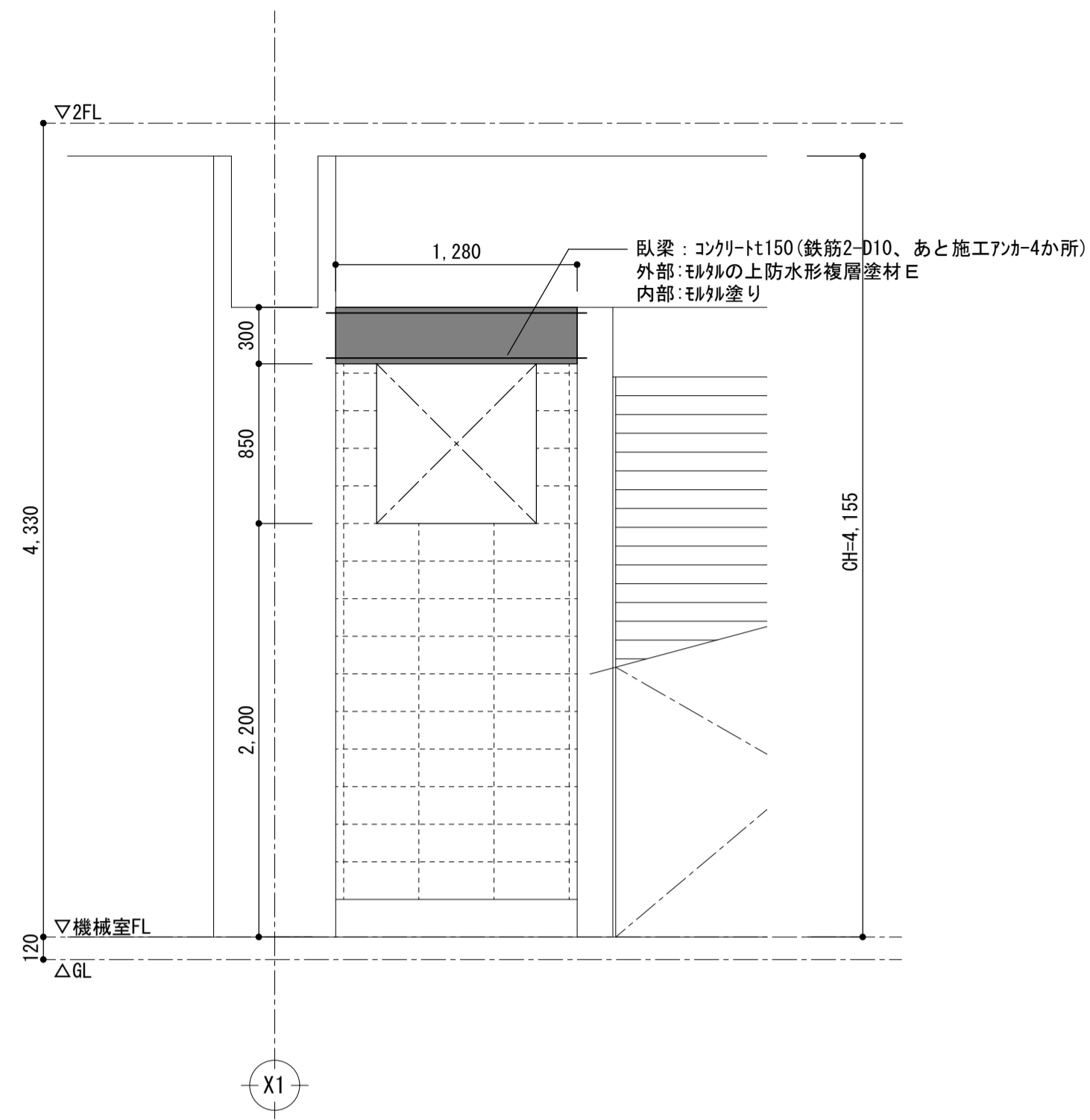


発電機基礎詳細図 S=1/20

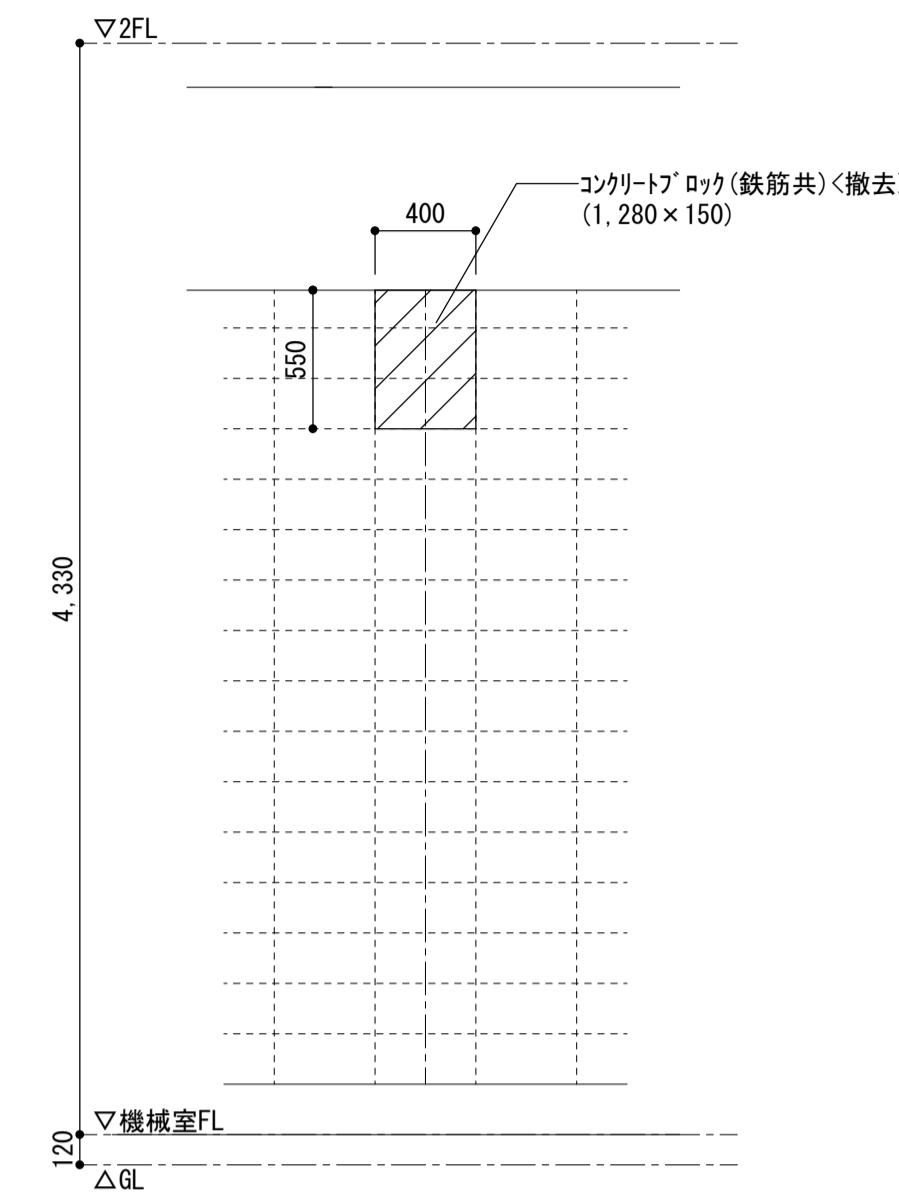
凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <講堂・食堂棟> 電気室・機械室 立面図・基礎配筋図 S: 1/50, 20	A-34 48



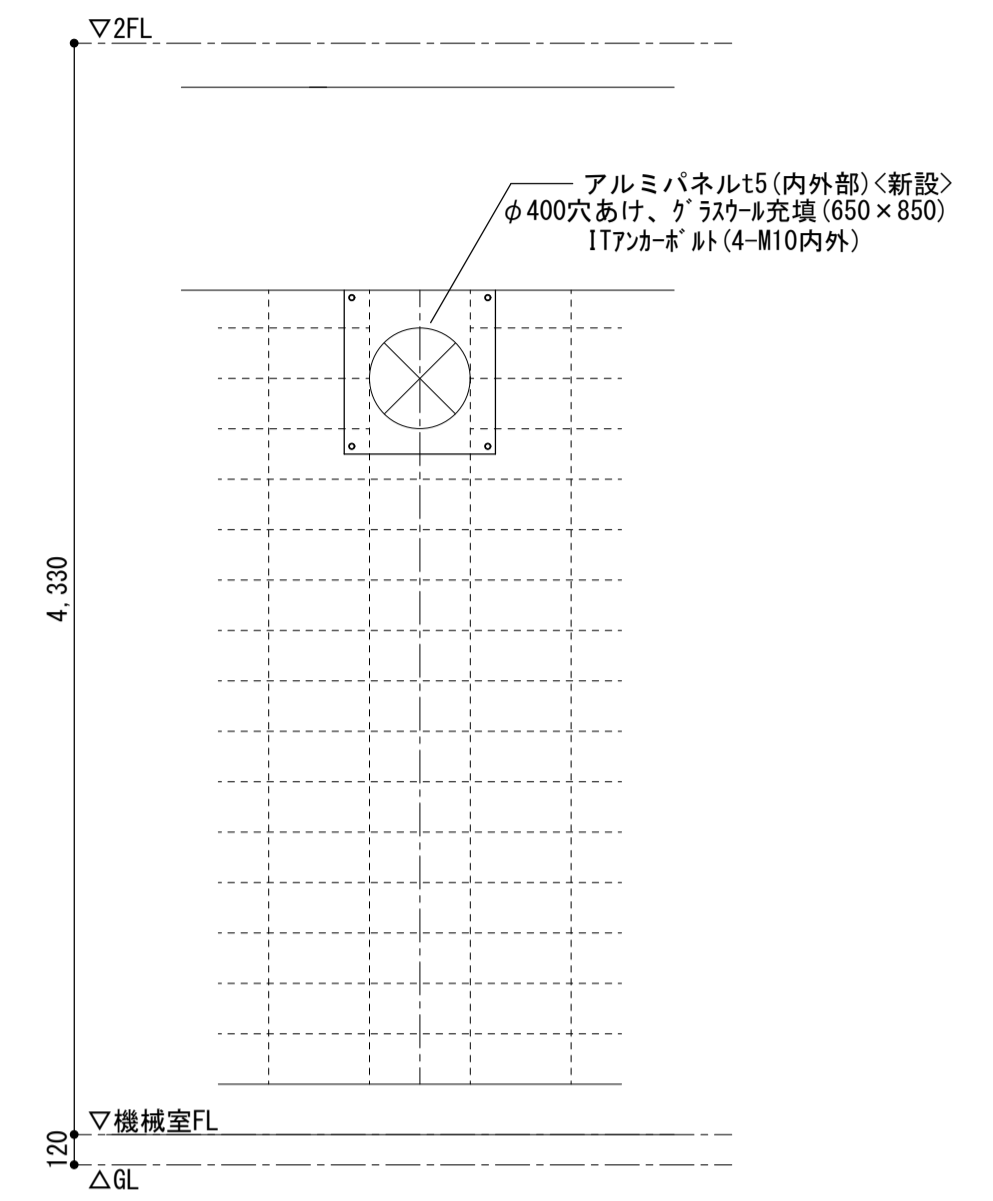
[A面 (改修前)]



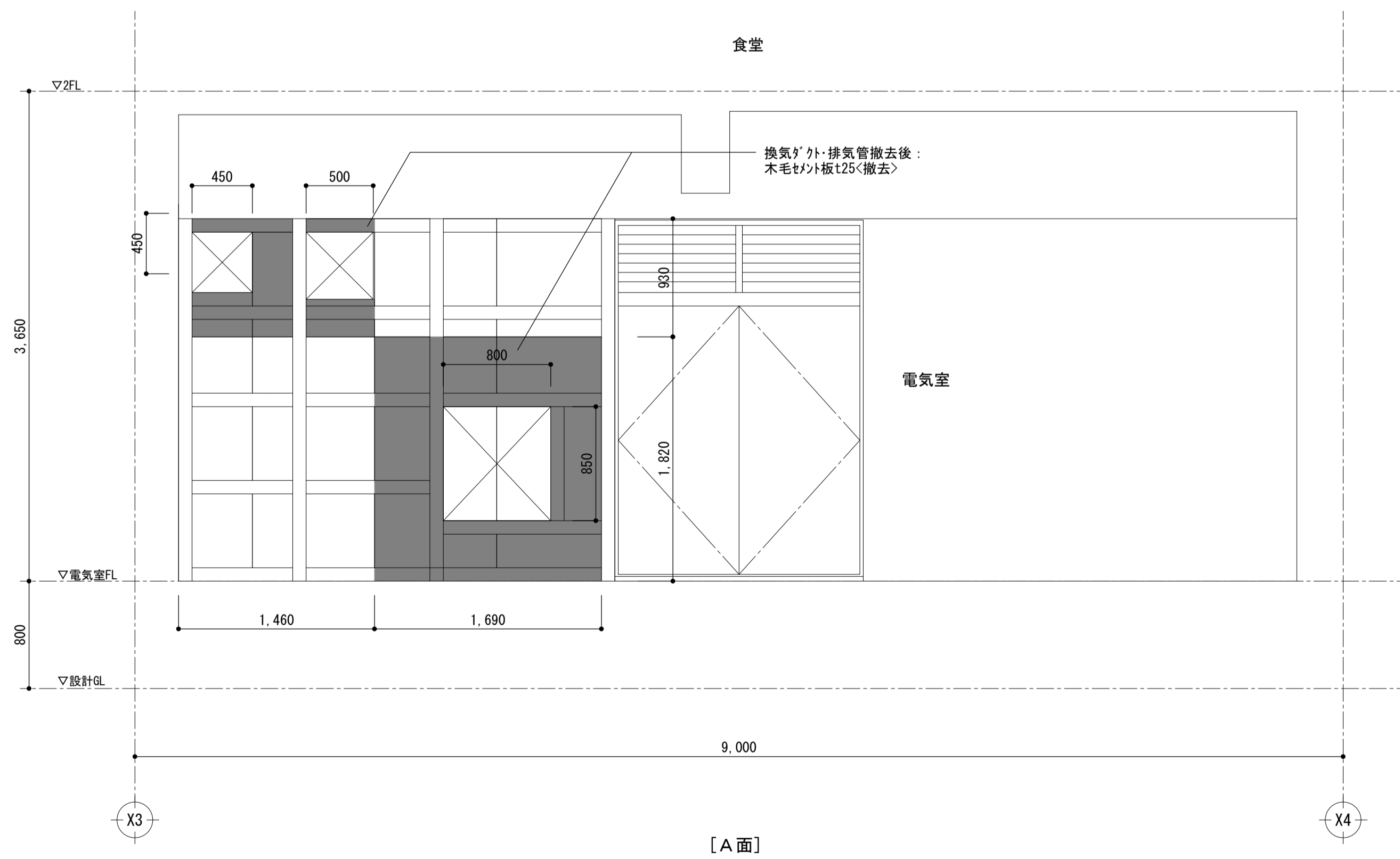
[A面 (改修後)]



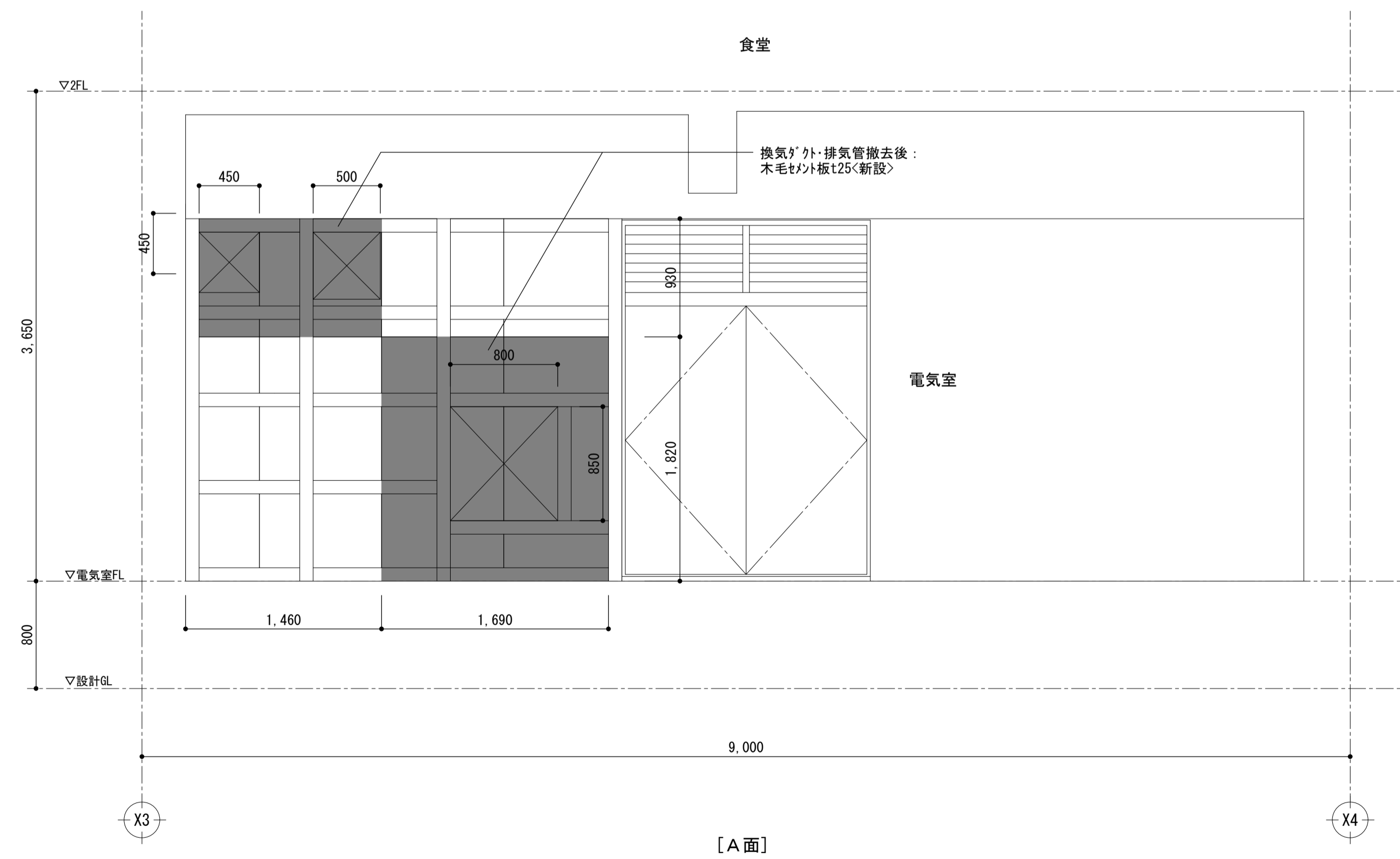
[D面 (改修前)]



[D面 (改修後)]

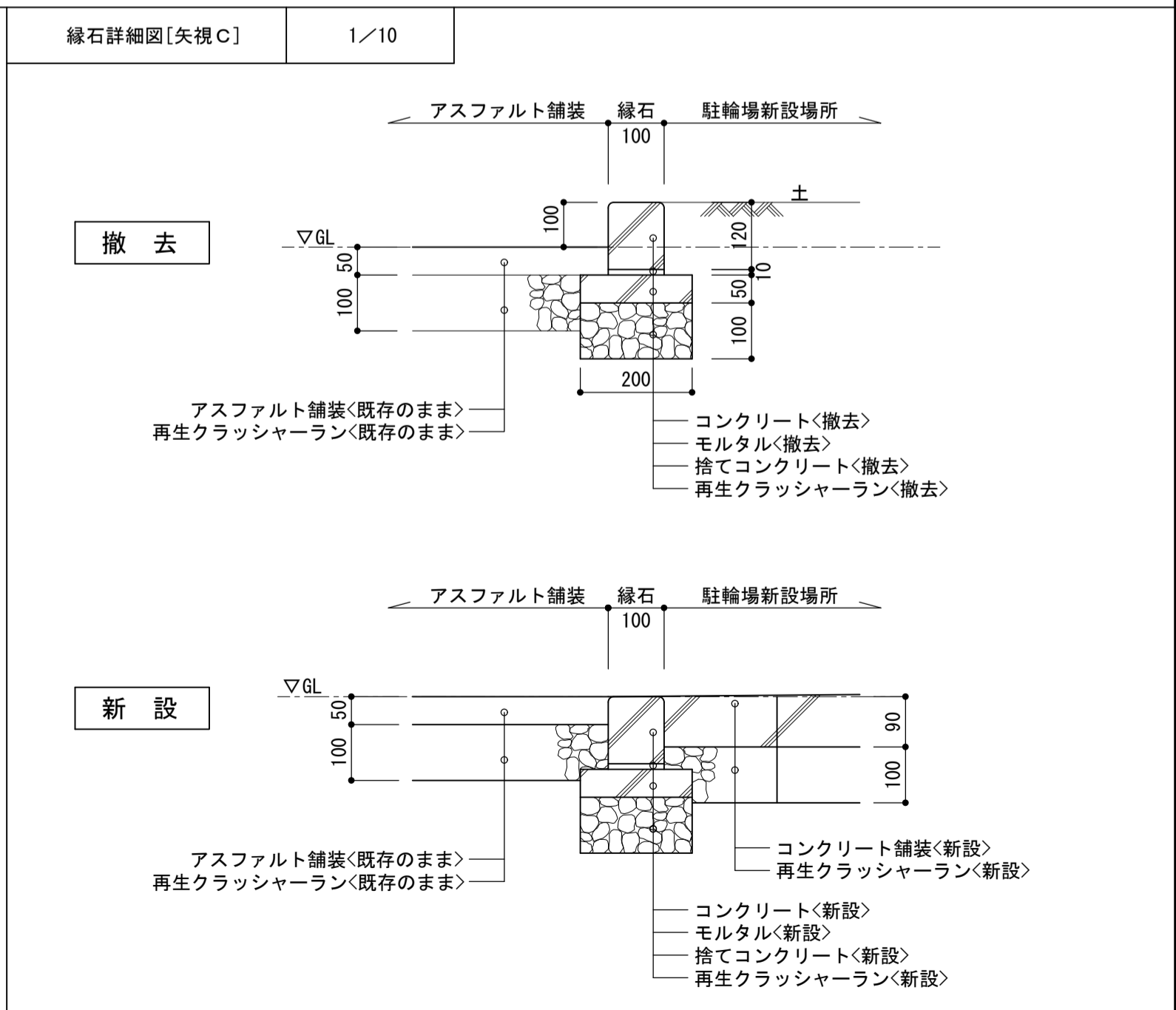
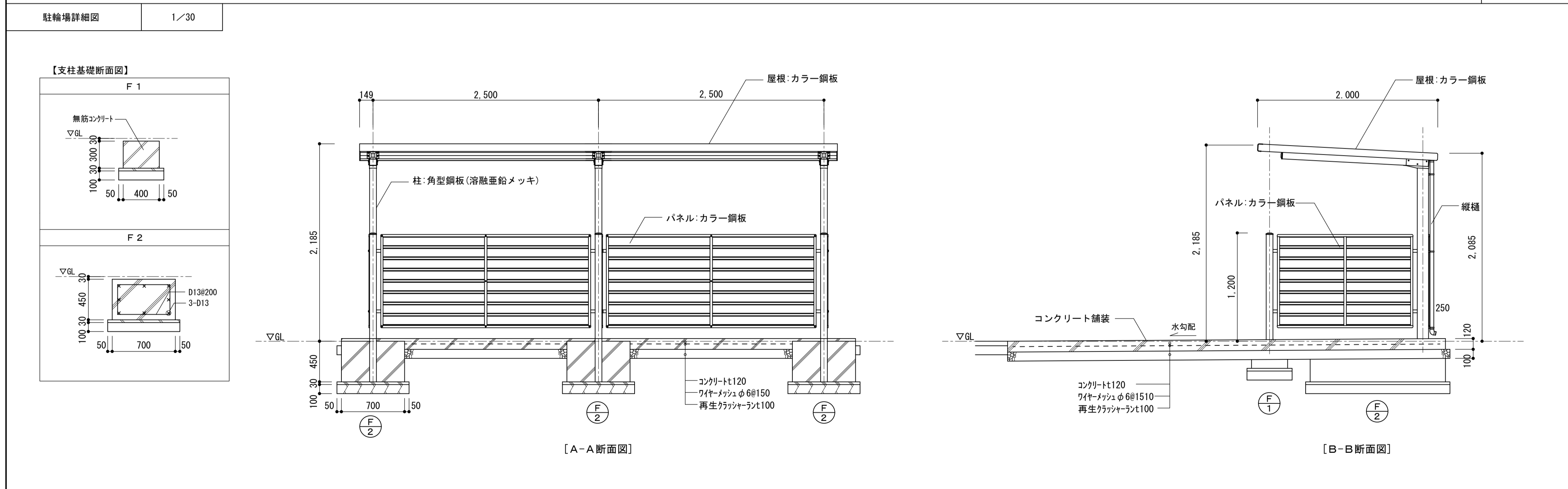
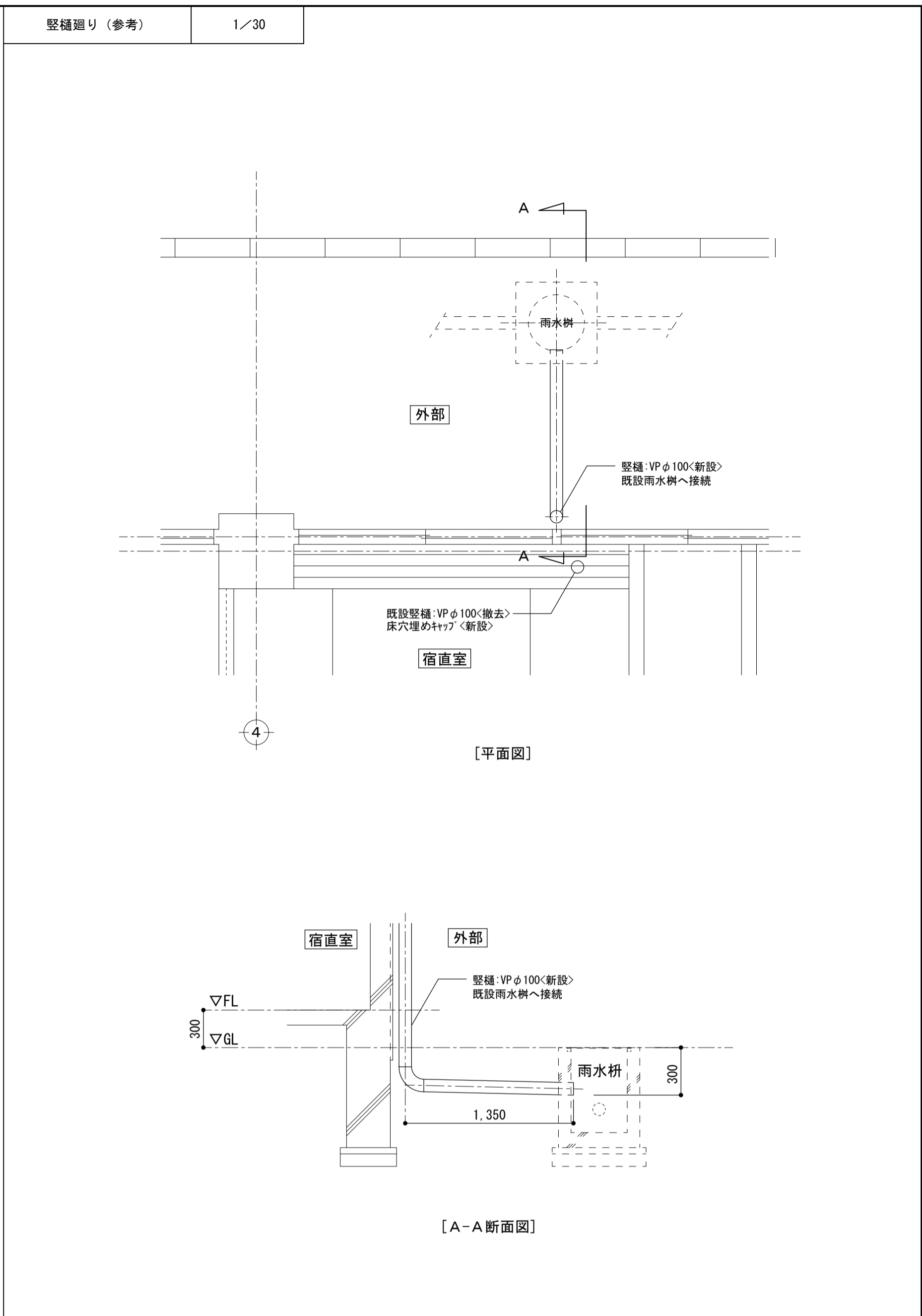
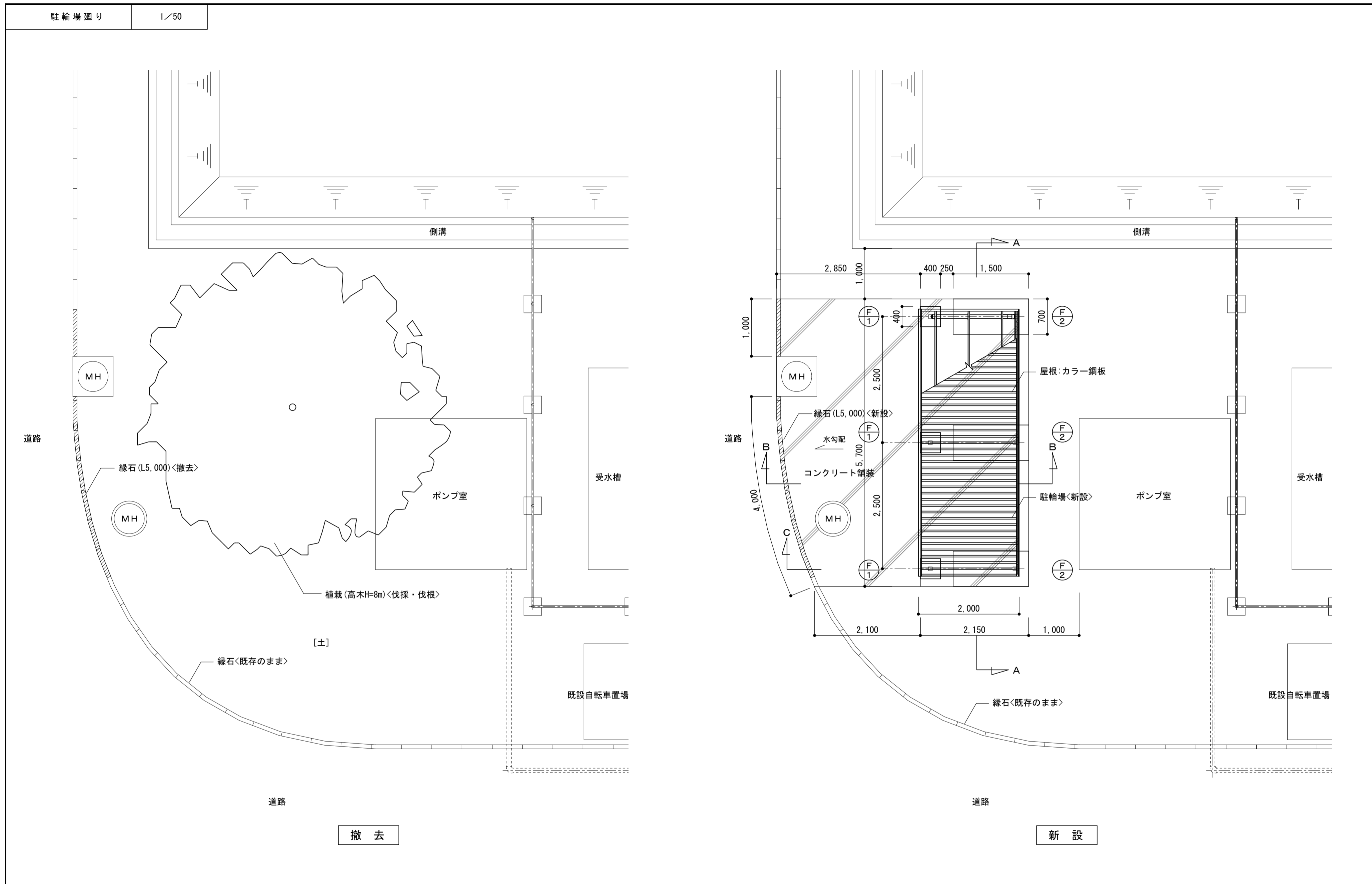


[A面]

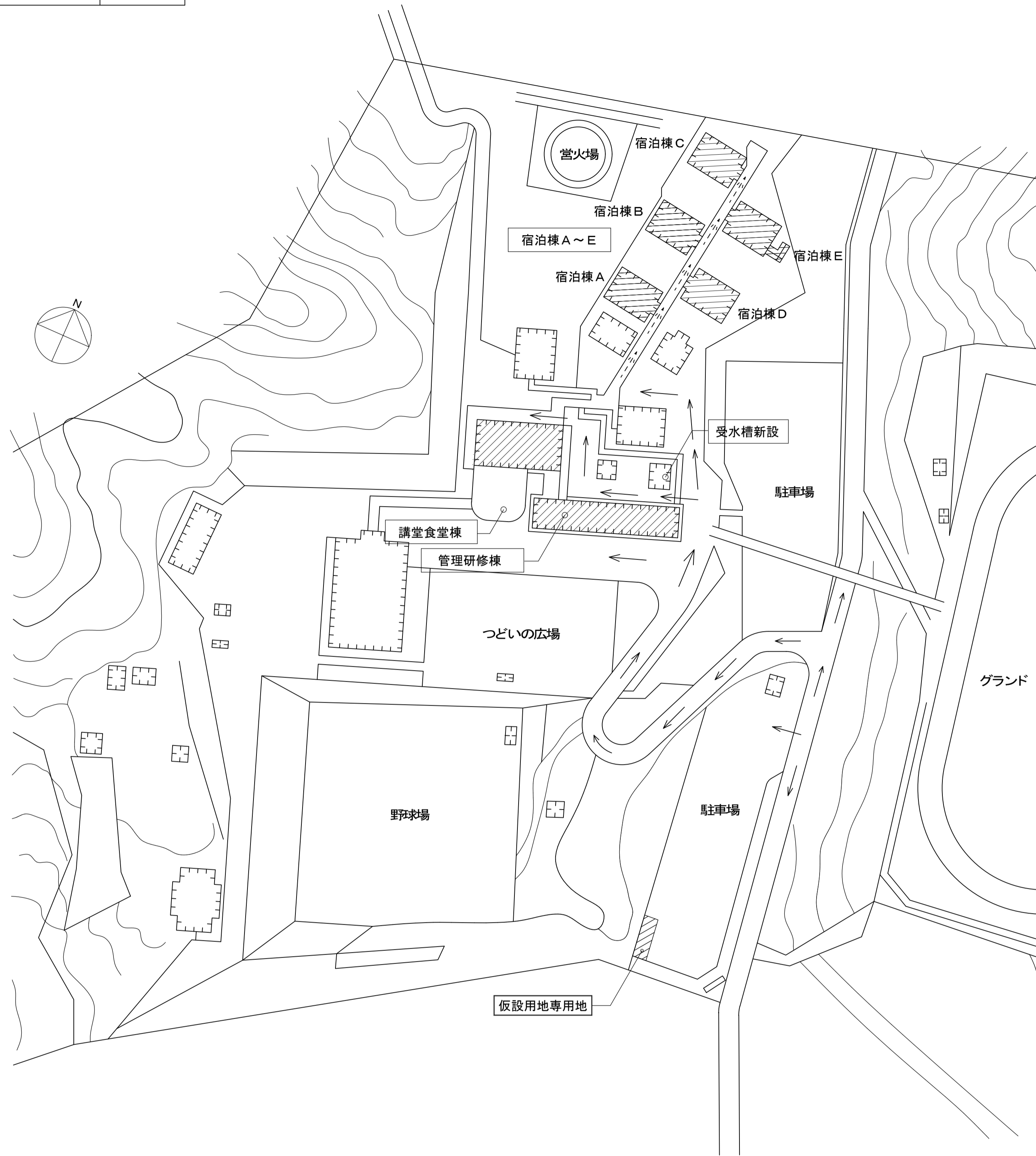


[A面]

凡例			設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 <講堂・食堂棟> 電気室・機械室 展開図	S: 1/30 A-35 48
	独立行政法人 国立青少年教育振興機構						

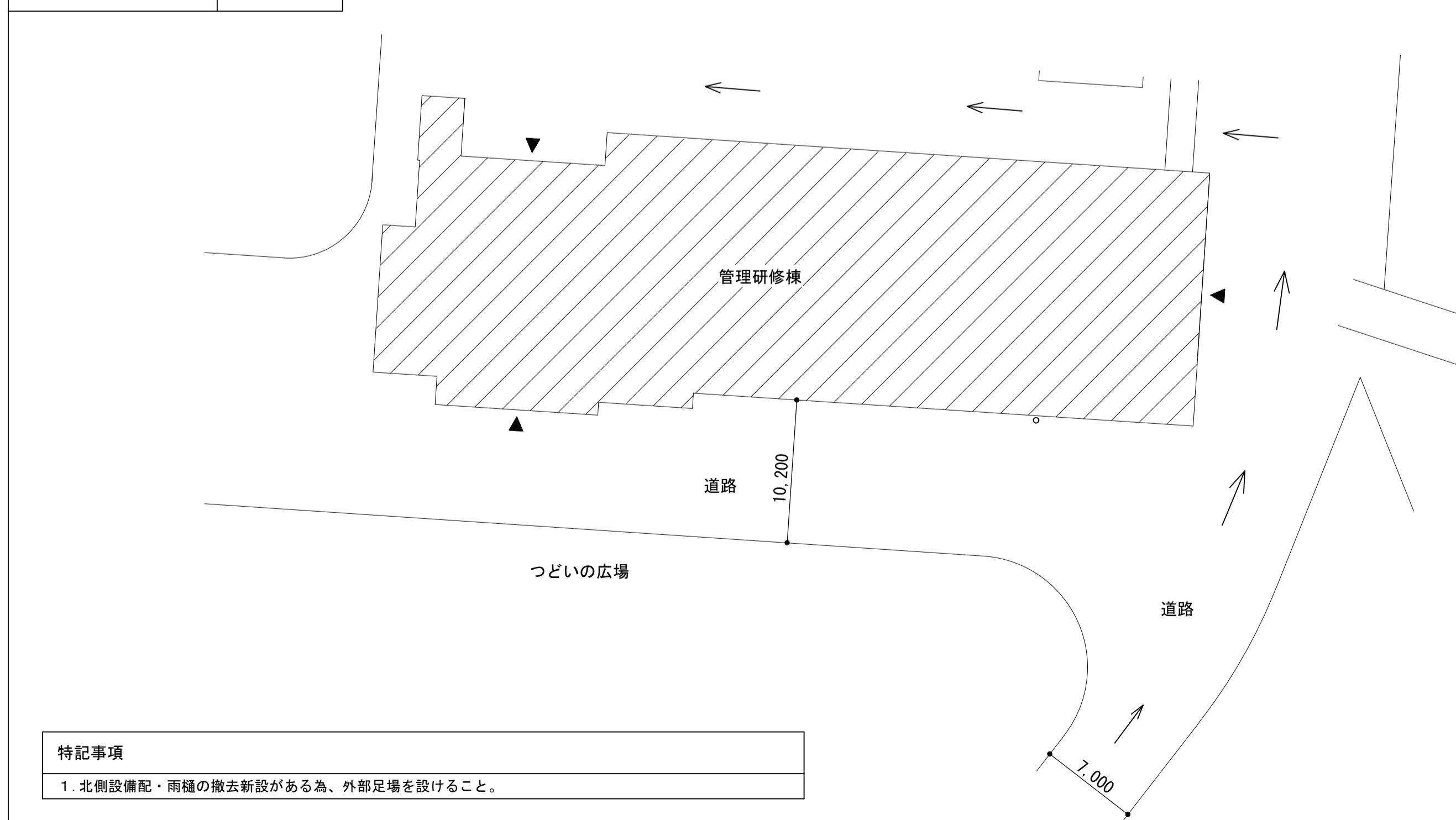
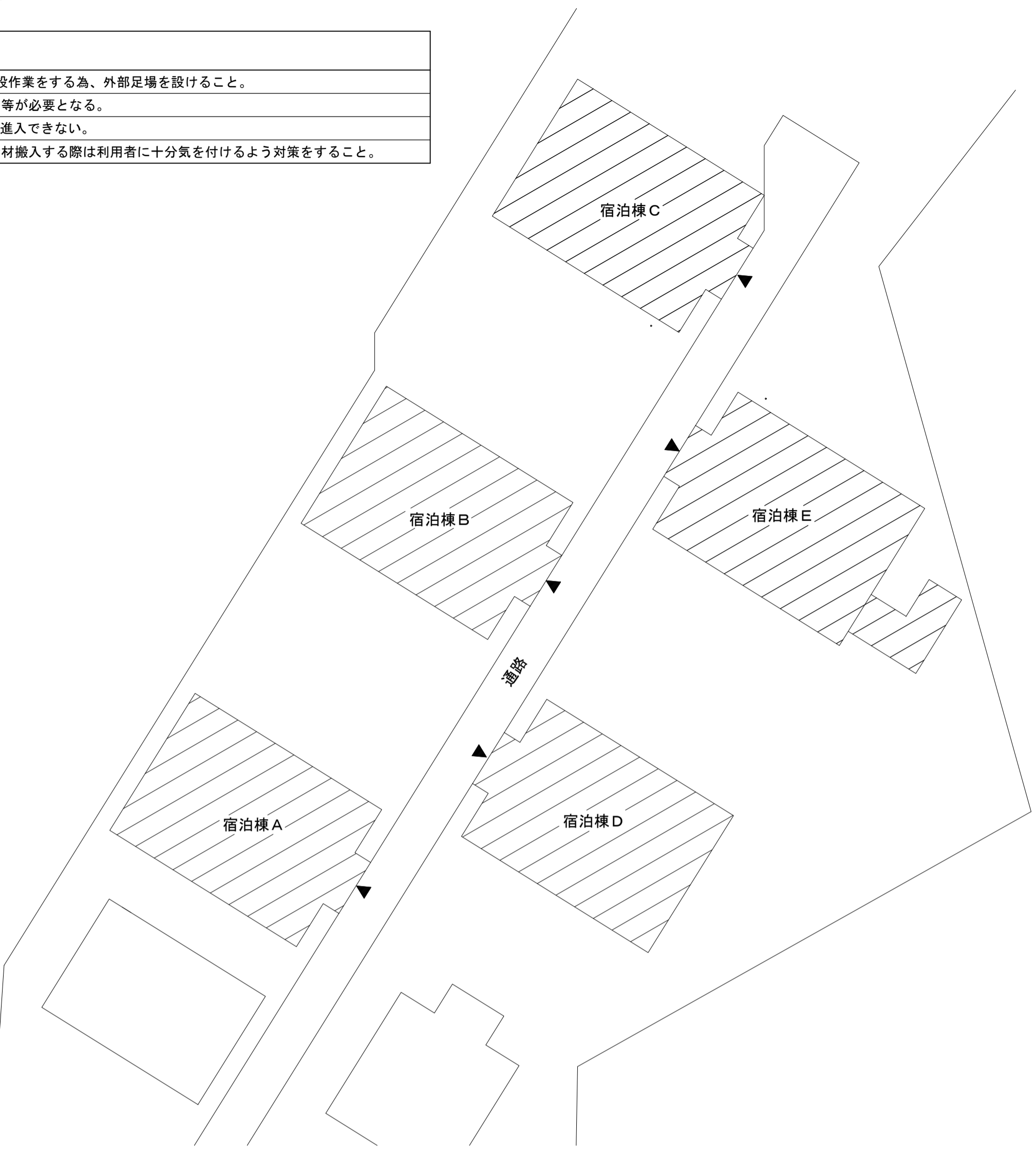


凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課担当者	設計者	株式会社 YSアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	A-36
	管理技術者	種田 玲 1級建築士 324523号	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			主任技術者	高見 順子	図面名称	



特記事項

1. 作業員が屋上で作業・外壁配管の撤去新設作業をする為、外部足場を設けること。
2. 屋上室外機の撤去新設の為、簡易リフト等が必要となる。
3. 宿泊施設の外部通路が狭いため、車輛は進入できない。
4. 宿泊利用者も外部通路を使用する為、資材搬入する際は利用者に十分気を付けるよう対策をすること。



特記事項

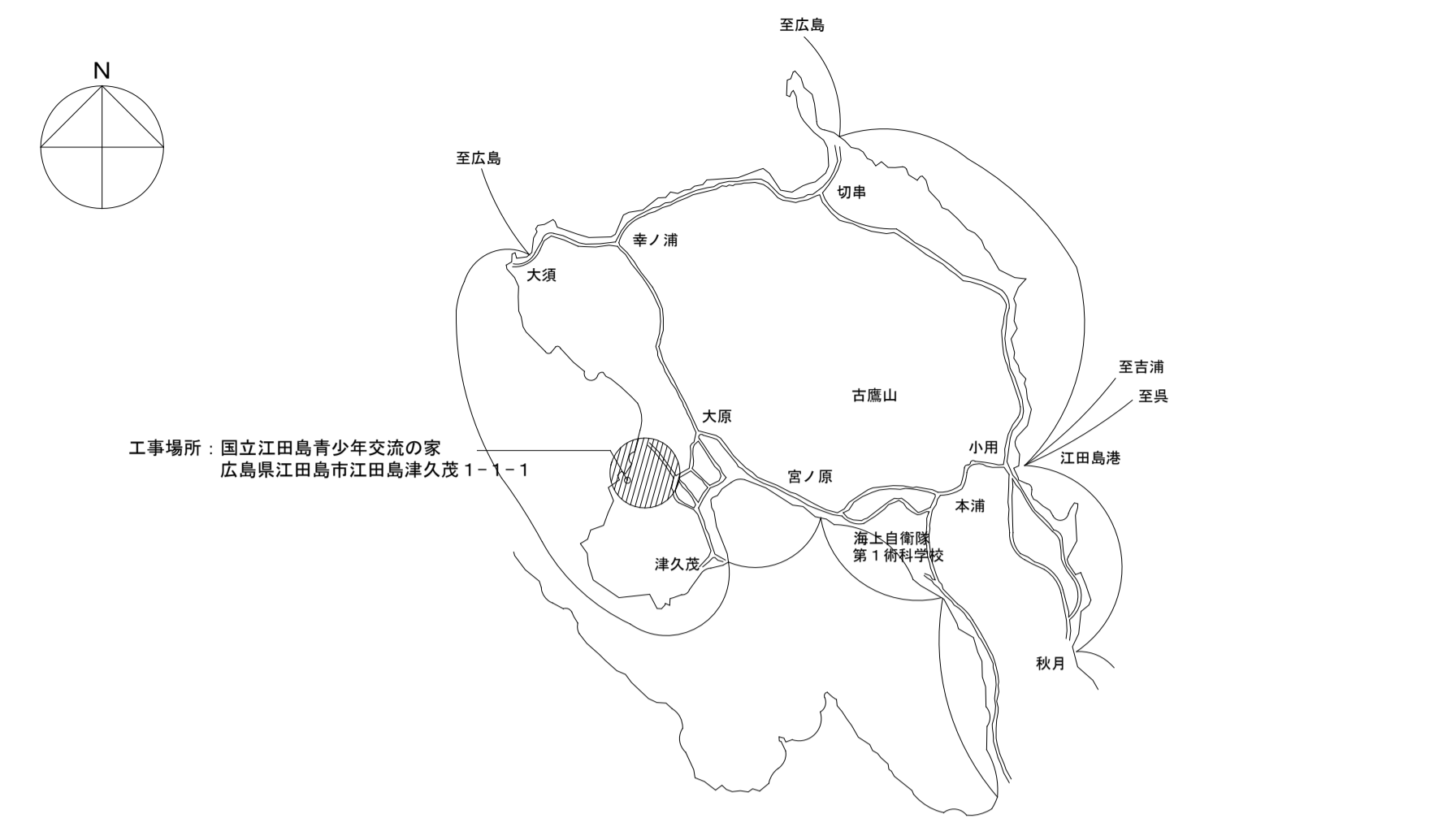
1. 北側設備配・雨樋の撤去新設がある為、外部足場を設けること。


特記事項

1. 作業は原則として平日の午前8時30分から午後17時までとする。	11. 工事施工に必要な官公署その他への諸手続き及び届出は、全て請負者の負担において遅滞無く行なうこと。
2. 施工時期は、工事説明による	12. 資機材等の搬出入及び工事施工により、施設運営に影響が予測される場合は、事前に監督職員と協議の上承諾を得ること。
3. 工事範囲以外への立ち入りは、許可なき限り立ち入り禁止。	13. 当所への入出方法等については、監督職員の指示を受けること。
4. 工事車輛は原則指定駐車場に駐車を行うこと。(一時的な資機材の搬出入を除く)	14. 火気の使用は原則認めないので、工法等の選定の際には留意すること。なお、やむを得ない場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
5. 外部足場を設置するにあたり、建物の非常口、避難経路を確保するよう計画を行うこと。	15. 工事区画及びその周辺には注意喚起表示及びその他の第三者災害防止策を確実に実施すること。
6. 外部足場を設置するにあたり、建物周囲の植込内樹木について、必要に応じ必要最小限の剪定を行うこと。	16. 工事車両の通行時間帯や安全対策などについて事前に監督職員と協議すること。
7. 改修工事も当施設(今回工事建物以外の棟、駐輪場、一部駐車場を含む)を使用可能な状態とするよう、施設担当者及び監督員と十分な協議を行い、施設の利用状況・行事等を把握し、施設利用者の通行等の支障とならないよう仮設計画及び工程計画を行うこと。	17. 水道・電気メーターを設置の上、使用料を支払う。使用料を計測するために必要となるメーター等については請負者の負担により設置すること。
8. 資材搬入等大型車輛進入及び音の出る作業、振動の出る作業等の施設利用者に支障となる工程については、資材搬入日・施工日等事前に報告し、施設担当者・監督員の承諾を得ること。	
9. 作業終了後の資材、工具等は全て仮囲い内に保管又は持ち帰ること。	
10. 隣接建物又は既存建物等(外構舗装等含む)に損傷を与えた場合は、速やかに請負者負担により現状復旧を行うこと。	

凡例		今回工事建物	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課担当者	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	図面名称 仮設計画図1 (配置図) S: 1/1,000, 300	A-37 48
		工事関係者(車輛)動線						
		出入口						
	※足場にはメッシュシートを設置すること。							

<p>○ 空気調和設備</p> <p>○ 設計温湿度</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">一般系統</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>成行</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>*.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>**.*°C</td> <td>成行</td> </tr> </table> <p>○ 鋼板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1]</p> <p>○ チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.1 ~2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 油面制御装置 (第2編2.3.5)</p> <p>○ 保温及び消音内貼 (第2編3.1.1 ~2) [第2編3.1.1]</p> <p>○ 換気設備</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1]</p> <p>○ ダンパー (第3編1.15.6) [第3編1.3.1]</p> <p>○ シールする排気ダクトの系統</p> <p>○ チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.4) [第2編3.1.3]</p>	外 気		屋 内				一般系統		一般系統		一般系統		温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏季	**.*°C	**.*°C	**.*°C	**.*°C	成行	冬季	*.*°C	**.*°C	**.*°C	**.*°C	成行	<p>○ 排煙設備</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1]</p> <p>○ 排煙口の形式</p> <p>○ 排煙口開放及び復掃方式</p> <p>○ 排煙風量測定</p> <p>○ 自動制御設備</p> <p>○ 衛生器具設備</p> <p>○ 給水設備</p>	<p>○ 垂鉛鉄板 ○ 普通鋼板 (厚1.6mm)</p> <p>○ パネル形 (○天井取付 ○壁取付)</p> <p>○ スリット形 (○天井取付 ○壁取付)</p> <p>○ ダンパー形 (○天井内取付 ○)</p> <p>○ 電気式 (遠隔操作 ○要 ○不要)</p> <p>建築設備定期検査業務基準書 2016年版 (一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準じる。</p> <p>● システム構成 その他</p> <p>● 電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]</p> <p>○ 自動洗浄装置及びその組み込み小使器</p> <p>○ 自動水栓の電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 衛生器具ユニット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]</p> <p>● 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器掛 (第5編1.8.4) [第5編1.1.1]</p> <p>● 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>○ 水栓柱 (第2編2.2.23) [第2編2.1.1]</p> <p>● 管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2]</p> <p>○ 建築物導入部</p> <p>○ 引込納付金等</p> <p>○ 給水装置</p>	<p>● 排水設備</p> <p>○ 台所流し等の排水管</p> <p>○ 満水試験継手</p> <p>○ 放流納付金等</p> <p>○ 給湯設備</p> <p>○ 消火設備</p> <p>○ ガス設備</p> <p>○ 医療ガス設備工事</p>	<p>配管材料は (○ 下記による。 ● 図示による。)</p> <p>(1) 屋内 汚水管 ○ 雑排水管 ○ 通気管 ○ ホンアップ管 ○ 第一樹まで ○ 樹間 ○</p> <p>(2) 屋外</p> <p>○ 図示の位置に取り付ける。</p> <p>○ 要 (本工事 ()) ○ 別途 ○ 不要</p> <p>配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。)</p> <p>○</p> <p>○ 図示による。(特記なき場合の耐圧は、5Kとする。)</p> <p>○ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。</p> <p>配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。)</p> <p>(1) 屋内消火栓 一般 ○ 地中 ○ (2) 連絡送水管 一般 ○ 地中 ○ (3) ○</p> <p>○ 広範囲型2号消火栓 ○ 易操作性1号消火栓 ○ 1号消火栓 ○ 2号消火栓</p> <p>○ 10K</p> <p>外面被覆鋼管の呼び径100A以下はねじ接合とする。</p> <p>○ 屋外露出部分 ○ 有 (○ e2・(ハ)・VII ○) ○ 無</p> <p>別図による。</p> <p>別図による。</p> <p>配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。)</p> <p>○ 都市ガス 一般ガス導管事業者の供給規定による。</p> <p>○ 液化石油ガス</p> <p>○ 親メーター (○ 実測式 ○ バルス式) (○ 貨と品 ○) (○ 子メーター (○ 実測式 ○ バルス式) (○ 貨と品 ○)</p> <p>○ 本工事 (図示による) ○ 別途工事 外部警報端子 (○ 無 ○ 有)</p> <p>1) ガスの種別は、下記による。</p> <p>○ 酸素 ○ 亜酸化窒素 (笑気) ○ 治療用空気 ○ 二酸化炭素 ○ 吸引 (○ 水封式 ○ 油回転式) ○ 麻酔ガス排除 (排ガス)</p> <p>○ 圧縮空気 (○ 治療用 ○ 手術機器駆動用)</p> <p>○ 手術器械駆動用窒素</p>	<p>○ 特殊ガス等設備工事</p> <p>○ 雨水利用設備</p> <p>○ さく井設備</p> <p>○ 撤去工事</p>	<p>○ 一般事項 <第5編1.1.1 ~2></p> <p>○ 機材 <第5編2.1.1 ~2.4.3></p> <p>○ 施工 <第5編3.1.1 ~3.2.8></p> <p>○ システム構成 その他</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第5編1.9.1) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 事前調査 (第7編1.2.1)</p> <p>○ 掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○ 試験 (第7編3.1.4)</p> <p>○ 撤去内容 [第1編4.1.1 ~4.2.4]</p> <p>○ 発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>	<p>1) ガスの種別は、下記による。</p> <p>○ 窒素ガス (○ 高純度 ○ 一般) ○ ヘリウムガス (○ 高純度 ○ 一般)</p> <p>○ 水素ガス (○ 高純度 ○ 一般) ○ 酸素ガス (一般)</p> <p>○ アルゴンガス (○ 高純度 ○ 一般) ○ 炭酸ガス (一般)</p> <p>○ 圧縮空気 (○ 高純度 ○ 一般) ○ 圧縮空気 (空気圧縮機)</p> <p>別図による</p> <p>配管材料は (○ 下記による。 ○ 図示による。)</p> <p>(1) 一般配管 ○ (2) 集水管 ○</p> <p>○ 現地表示式 (直読式) ○ 遠隔表示式 (バルス式)</p> <p>○ 図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>下記の項目について事前調査を行う。</p> <p>○ 掘削機 ○ 地中熱交換機</p> <p>○ 既設井分布調査 ○ 既設井分布調査</p> <p>○ 法的規制調査 ○ 法的規制調査</p> <p>○ 地表探査 (探査方法: 電気探査の比例抵抗法) ○ 地質情報の収集、整理</p> <p>(測定方式: 直流型方式) ○ 代表井による熱交換効率の把握</p> <p>(解析方法: 標準曲線法) (熱応答試験方法:)</p> <p>○ 周辺環境調査 (騒音・振動測定)</p> <p>掘削工法は下記による。</p> <p>○ パーカッション式</p> <p>○ ローター式</p> <p>○ ダウンザホールハンマ式</p> <p>○ 回転振動式</p> <p>○ ローターパーカッション式</p> <p>地中熱交換器挿入完了後の水圧試験は下記による。</p> <p>○ 改修後に使用しない既設開口孔埋め・補修は本工事とし、タッチアップ等の仕上げは別途建築工事とする。</p> <p>○ アスベスト撤去処分は関係法令等に基づき適切に処理すること。</p> <p>○ 図示による。</p> <p>発生材の処理は、下記による</p> <p>(1) 引渡しを要するもの</p> <p>1) 品 名 機器類、金属くず、陶磁器くず、廃プラスチック類</p> <p>2) 引渡し先 任意による (産業廃棄物運搬許可免許を有すること)</p> <p>3) 集積場所 任意による (材質により中間処分、最終処分が可能であること)</p> <p>4) 集積方法 任意による</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>1) 品 名 2) 処理方法</p> <p>(3) 現場において再利用するもの</p> <p>1) 品 名</p> <p>2) 使用場所</p> <p>(4) 再生資源化するもの</p> <p>1) 品 名</p> <p>(5) その他の発生材</p> <p>1) 品 名 : 全発生材 2) 処理方法 : 関係法令に従い適切に処理</p>
	外 気		屋 内																																		
一般系統		一般系統		一般系統																																	
温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																																
夏季	**.*°C	**.*°C	**.*°C	**.*°C	成行																																
冬季	*.*°C	**.*°C	**.*°C	**.*°C	成行																																
<p>凡 例</p>	<p>設計業務名</p> <p>国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)</p>	<p>施設管理課長</p> <p>施設管理課</p>	<p>設計者</p> <p>株式会社 YSアーキテツク</p> <p>管理技術者 神田 玲</p> <p>1級建築士 324523号</p> <p>主任技術者 竹中 正剛</p>	<p>工事名称</p> <p>国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事</p> <p>図面名称</p> <p>機械設備 特記仕様書 (2/2) S:-</p>	<p>M-02</p> <p>48</p>																																

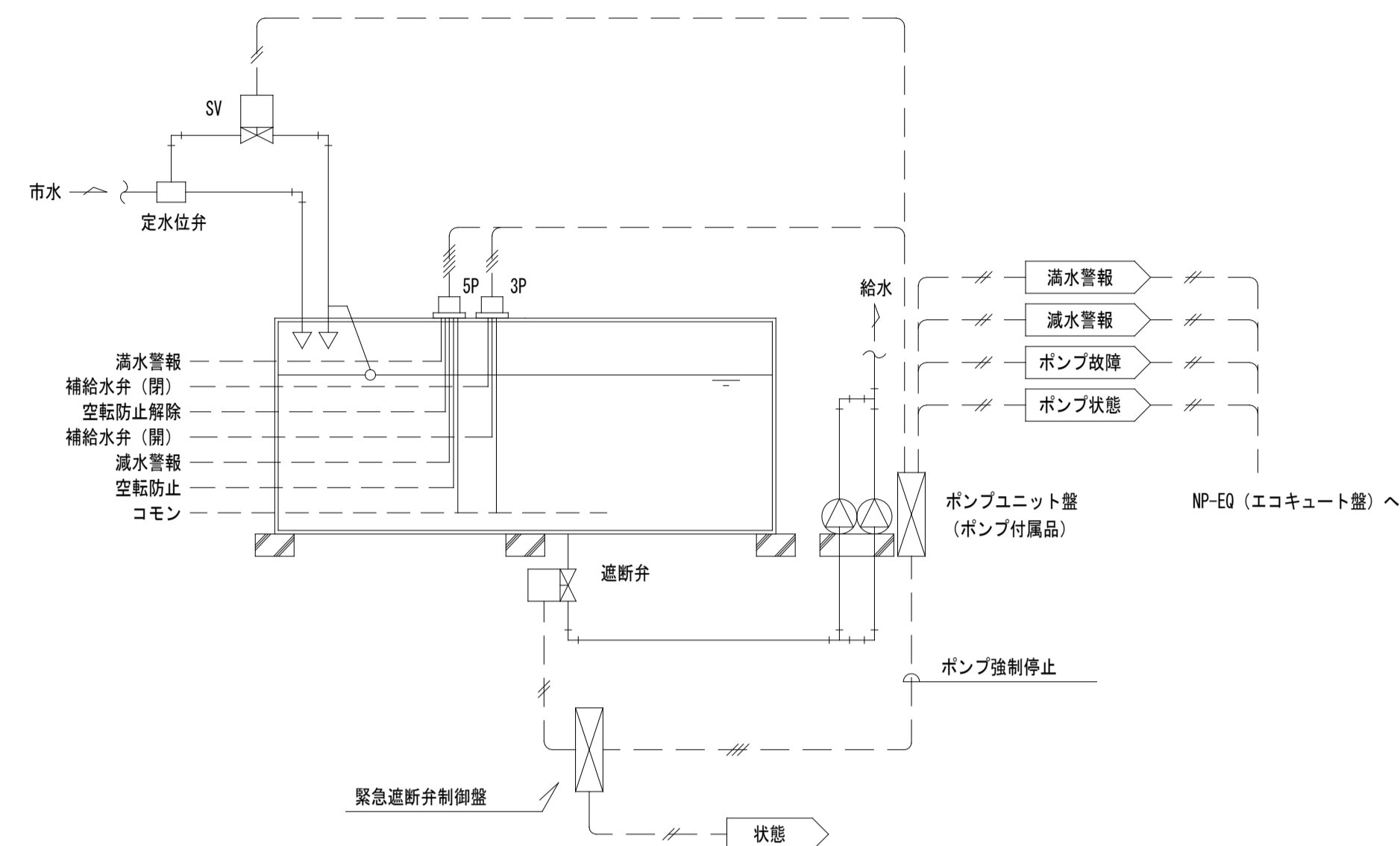


凡例
 工事部分

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設計者	株式会社 YSアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-03
	管理技術者	神田 玲 1級建築士 324523号	独立行政法人 国立青少年教育振興機構			主任技術者	竹中 正剛	図面名称	

機器表

記号	機器名	機器仕様	電気容量	数量	設置場所	備考	
WT-2	受水槽	構造	SUS製パネル溶接形ポンプ室併設形水槽 耐震強度：1.5G	1	屋外	コンクリート基礎：(M-06参照)	
		実容量	70m ³				
		寸法	水槽部：8.0(W)×6.0(D)×4.0(H) (ポンプ室：2.0(H))				
		付属品	・水槽等鋼製架台 (ポンプ室前歩廊共 溶融亜鉛メッキ仕上げ 2種35) ・揚水管用防波板、電極座及び電極棒用防波筒 (1組) ・梯子 (内部：合成樹脂製 外部：溶融亜鉛メッキ製) (2組) ・緊急遮断弁及び制御盤 ・その他詳細図による。				
WP-2	加圧給水ポンプユニット (インバーター制御)	型式	周波数制御による推定末端圧一定方式	3φ200V	1	屋外 受水槽ポンプ室	
			2台交互並列運転方式	2.2kW×2台			
		能力	65φ×50φ×650L/min×20mH				
		制御盤	ポンプ毎個別及び制御回路用ELB付、各種警報出力端子付 2槽式流入電動弁回路、2槽式受水槽対応回路付(5種) 制御基盤・圧力発信器故障時のバックアップ機能付				
付属品	防振架台、圧力センサー、流量センサー、圧力タンク ノイズフェルター、その他一式						



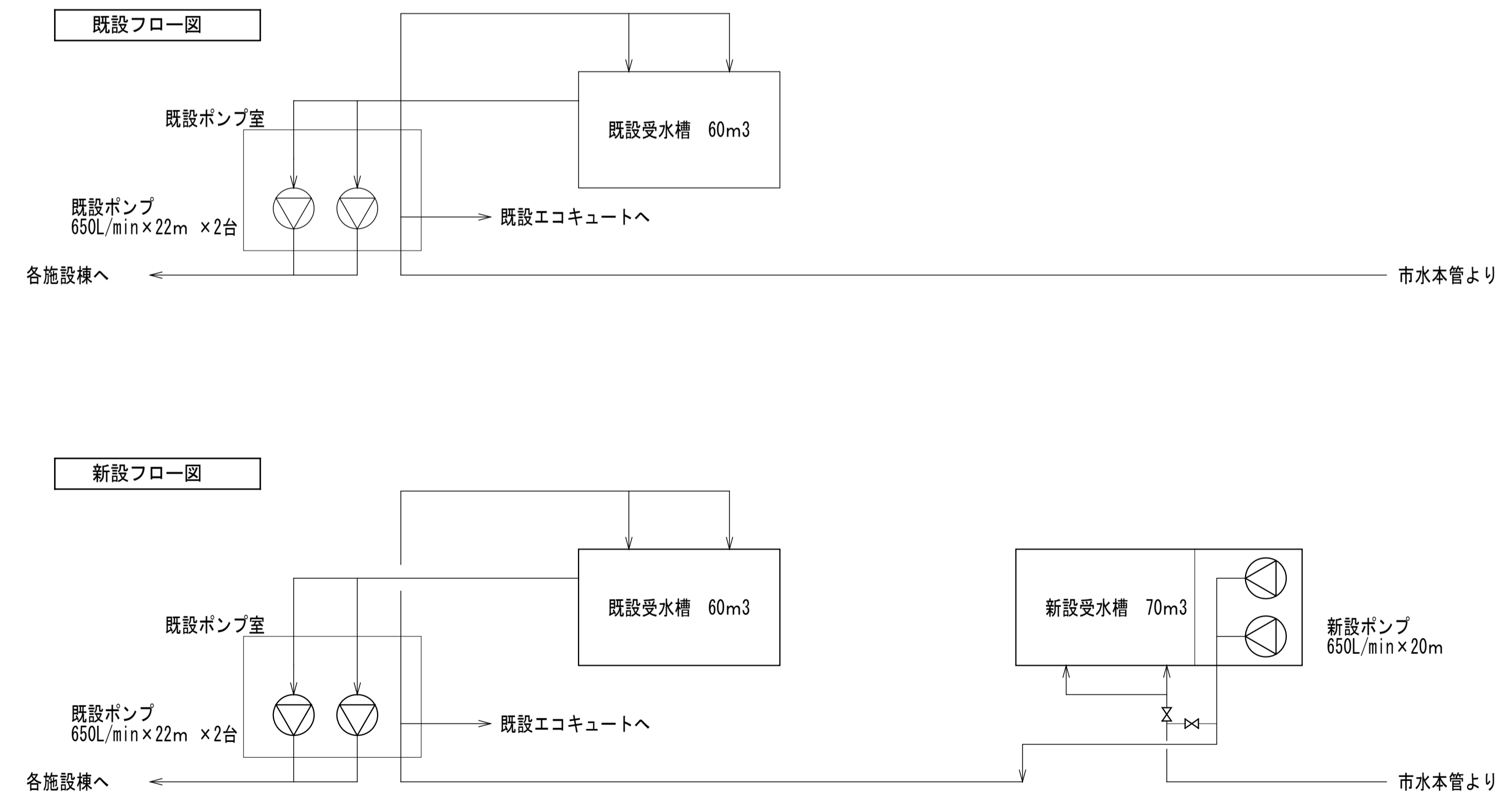
制御内容

- 補給水弁制御 (給水ポンプ 機側壁機能)
水槽に設けた電極棒 (3P) により水槽水位を監視し、補給水用電磁弁 (SV) のON/OFF制御を行う。
- 空転防止制御 (給水ポンプ 機側壁機能)
水槽に設けた電極棒 (5P) により水槽水位を監視し、給水ポンプの空転防止を行う。
- 警報監視 (給水ポンプ 機側壁機能)
水槽に設けた電極棒 (5P) により水槽水位を監視し、満水警報及び減水警報の出力を行う。
- 緊急遮断弁監視
地震発生時緊急遮断弁を閉及びポンプの強制停止を行う。又、遮断弁の状態信号の出力を行う。

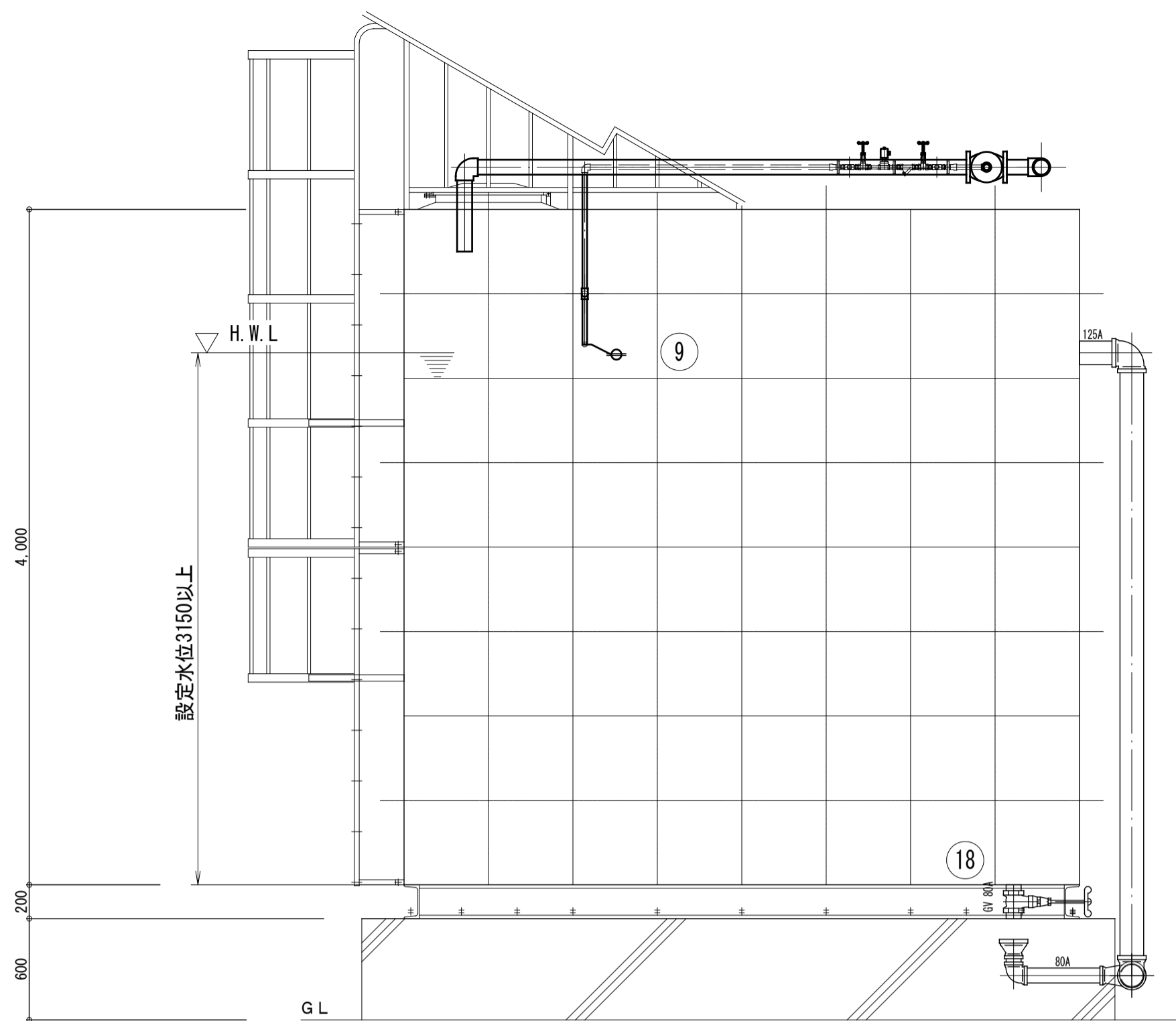
<注記>

・ポンプユニット盤はポンプ付属品とし、液面リレー及び水槽切戻回路を具備されている事とする。

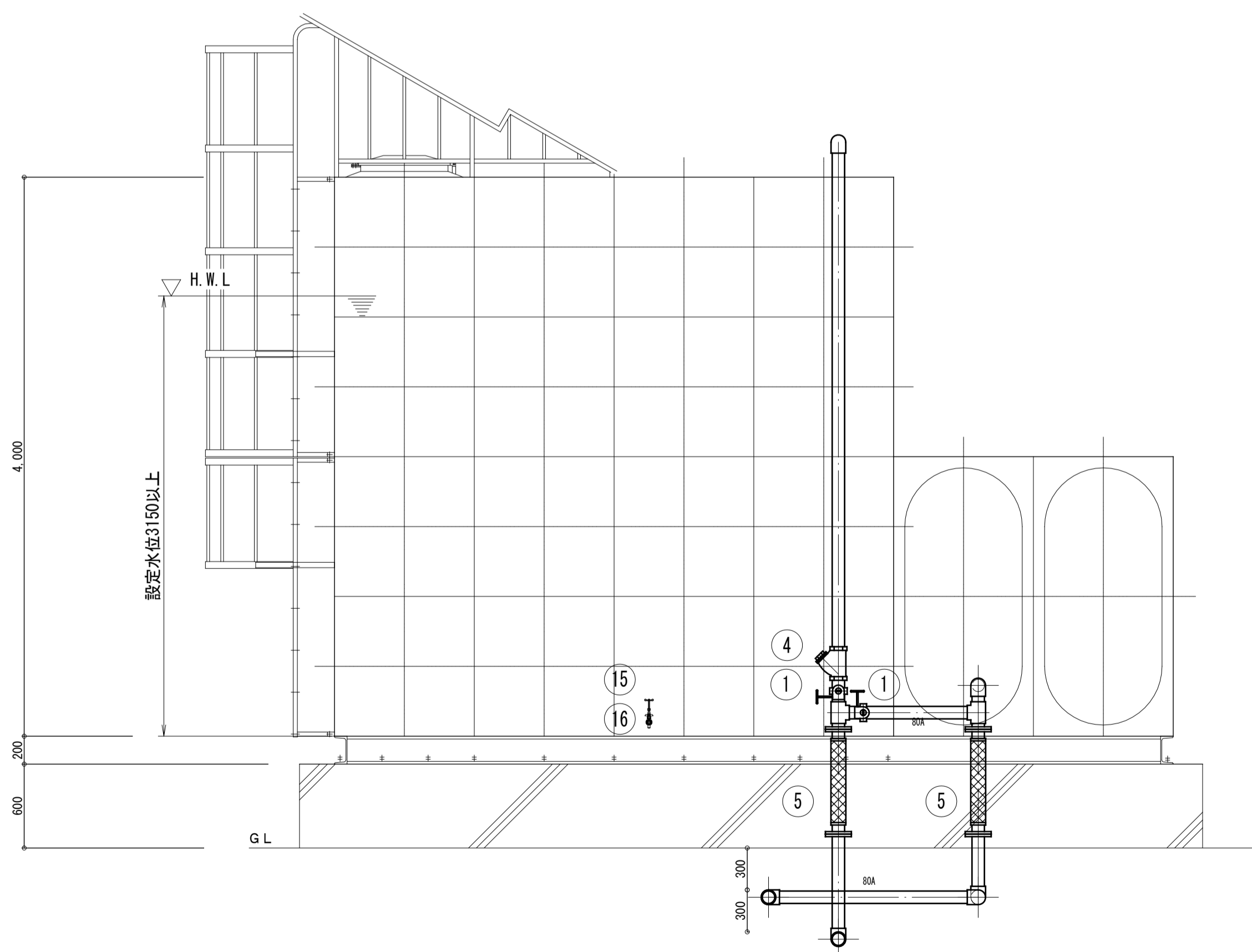
フロー図



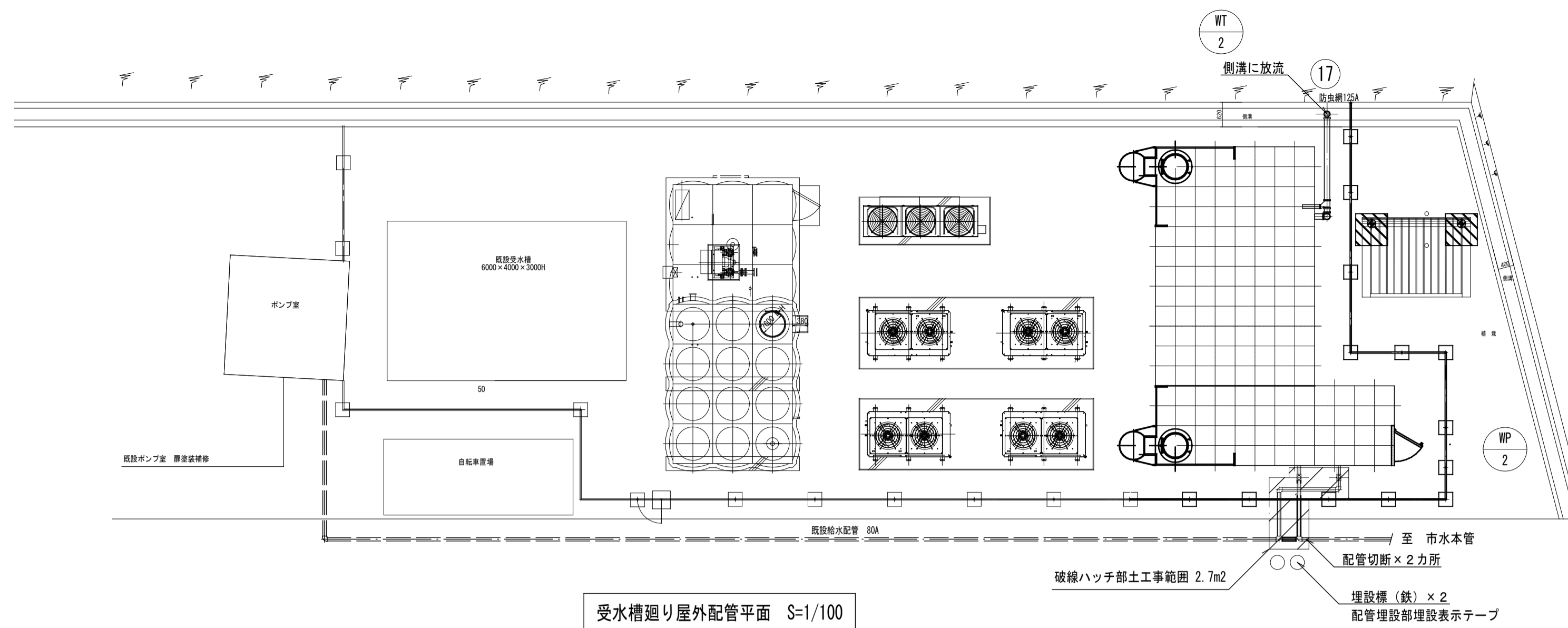
凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	設計者	株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 竹中 正剛	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-04 48
	図面名称	機器表・フロー図・自動制御計装図	図面番号	S:-			



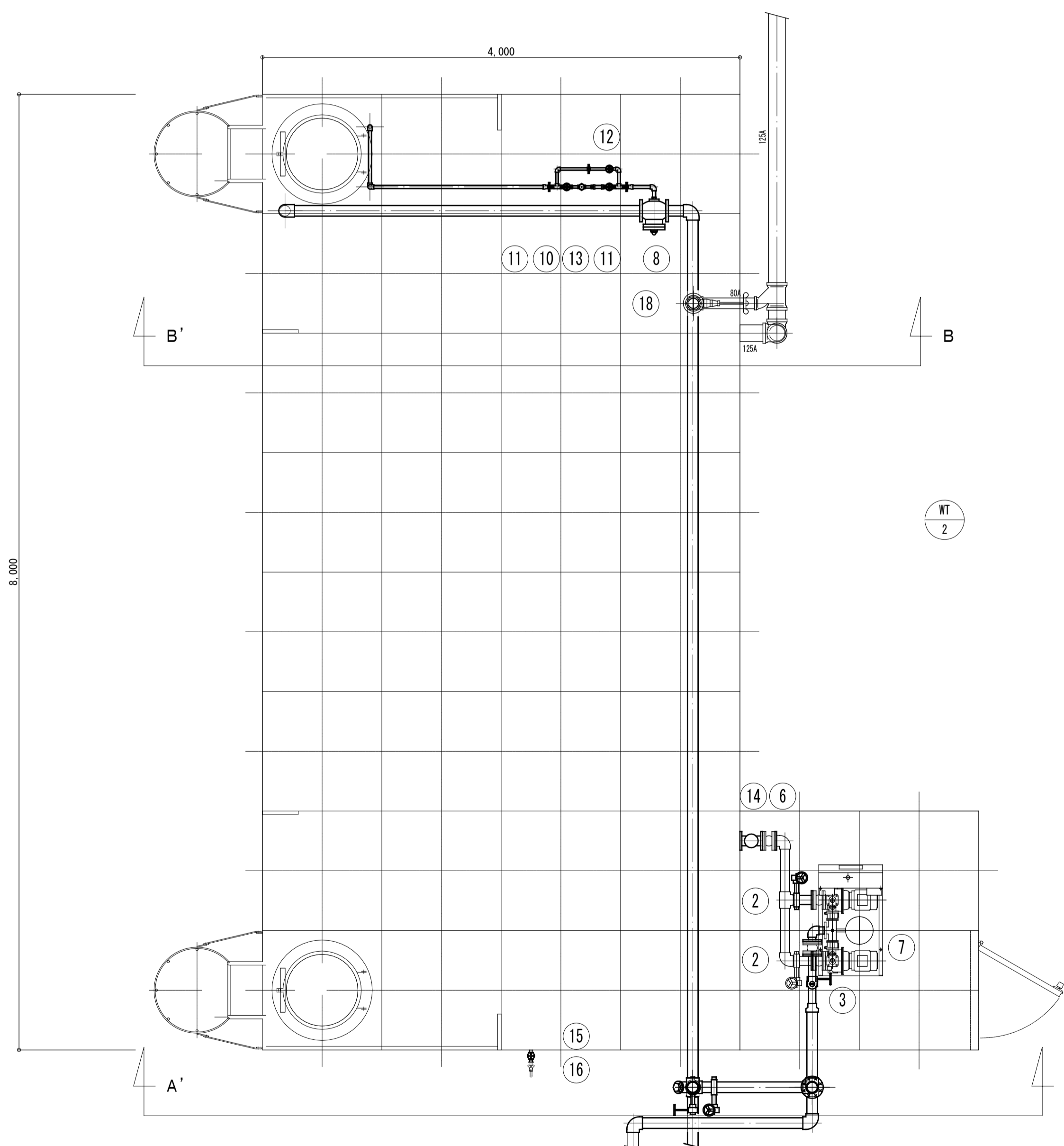
受水槽廻りB-B' 断面立面詳細図 S=1/30



受水槽廻りA-A' 断面立面詳細図 S=1/30



受水槽廻り屋外配管平面 S=1/100



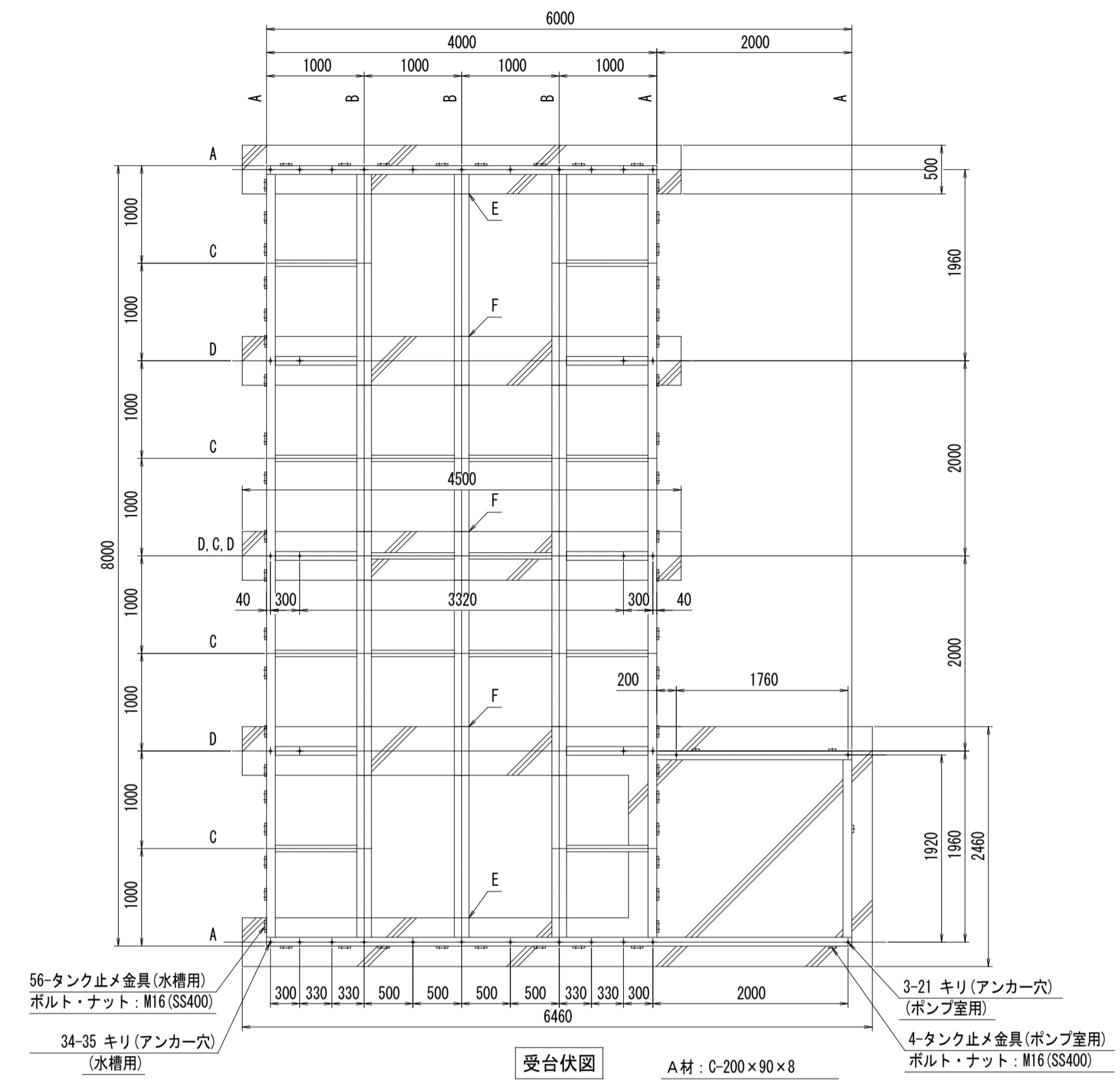
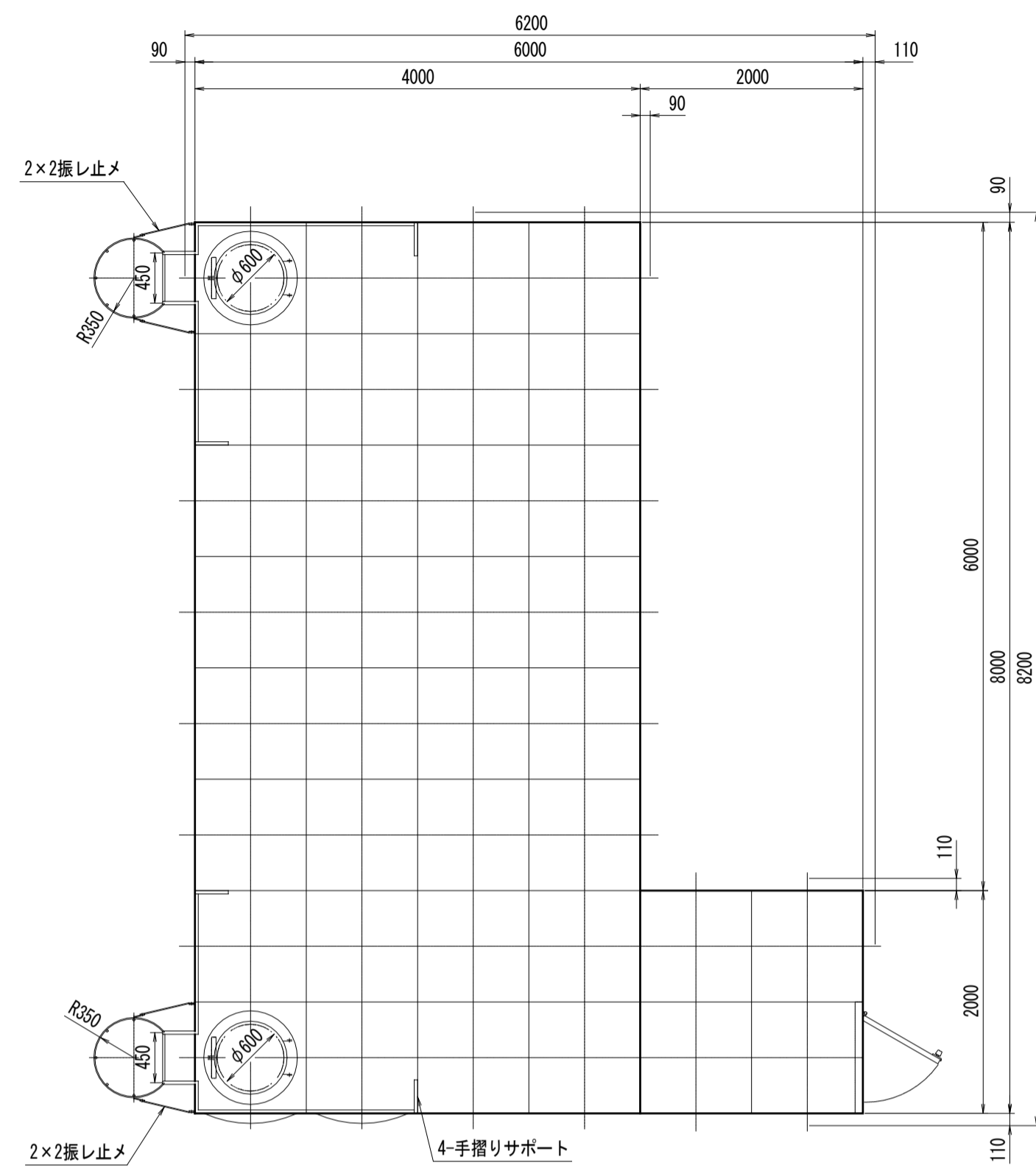
受水槽廻り配管平面詳細図 S=1/30

受水槽廻りバルブリスト

名称	数量
① BV 80A	2
② BV 65A	2
③ BV 50A	1
④ Yストレーナー 80A	1
⑤ FJ SUS製 80A	2
⑥ 玉形防振継手 65A	3
⑦ 玉形防振継手 50A	1
⑧ 定水位弁80Aボールタップ形	1
⑨ ボールタップ 20A	1
⑩ 電磁弁 20A	1
⑪ 仕切弁 20A	2
⑫ 仕切弁 15A	1
⑬ Yストレーナー 20A	1
⑭ 電気式緊急遮断弁65A (受水槽付属品)	1
⑮ 仕切弁 20A (非常用)	1
⑯ 横水栓 20A (非常用)	1
⑰ 防虫網 125A (排水用)	1
⑱ 仕切弁 80A (排水用)	1

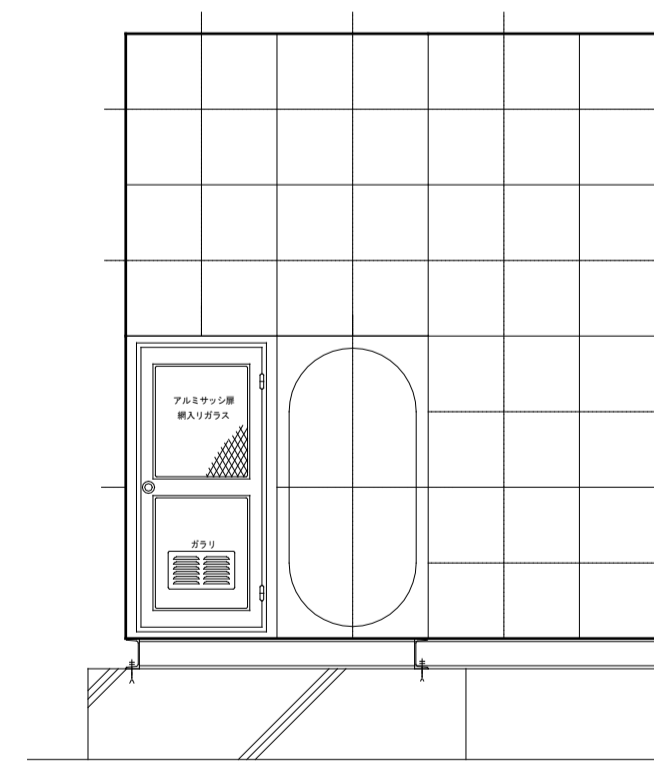
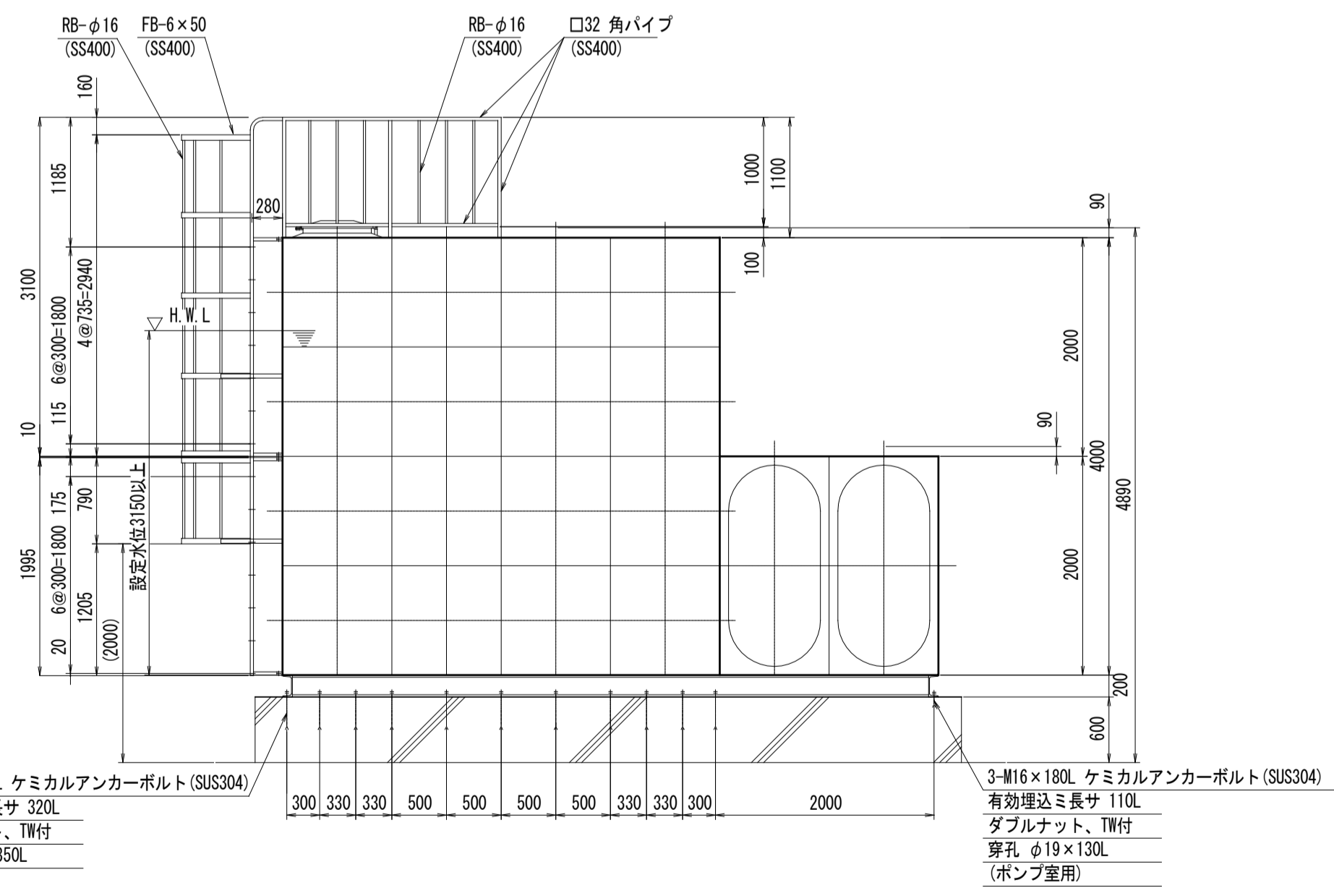
凡例	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	設計業務名 株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 竹中 正剛	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-05
	図面名称 給排水衛生設備 受水槽廻り配管図	S: 1/30 S: 1/100	48	

ステンレスパネル溶接形



受台伏図
※基礎は参考とする。

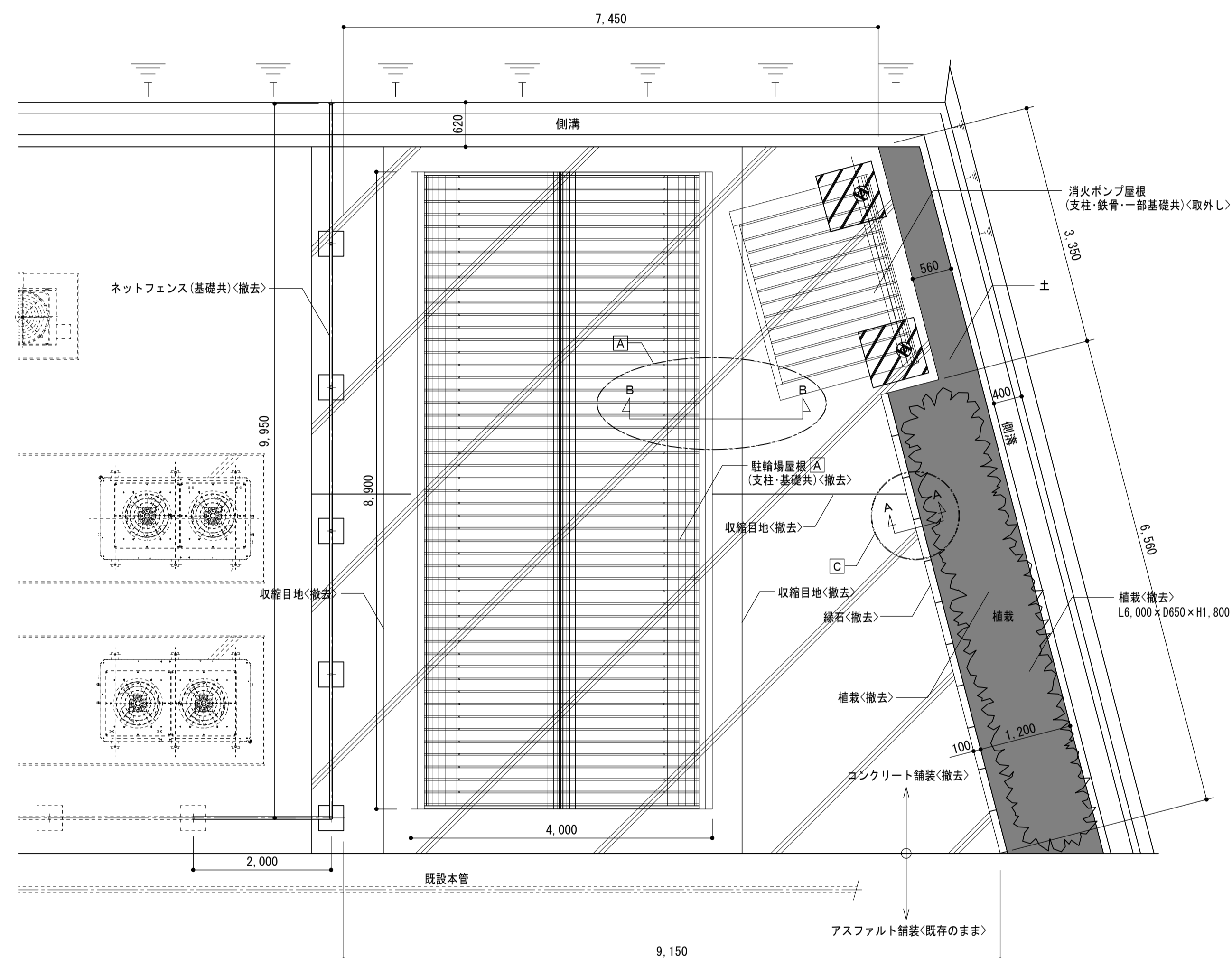
- A材: C-200×90×8
- B材: H-194×150×6×9
- C材: C-125×65×6
- D材: C-200×90×8
- E材: PL-150×200×6
- F材: PL-150×500×6
- ※E材・F材はB材 □ 部下面に溶接固定
- ※鉄骨は全て溶融亜鉛メッキとする。



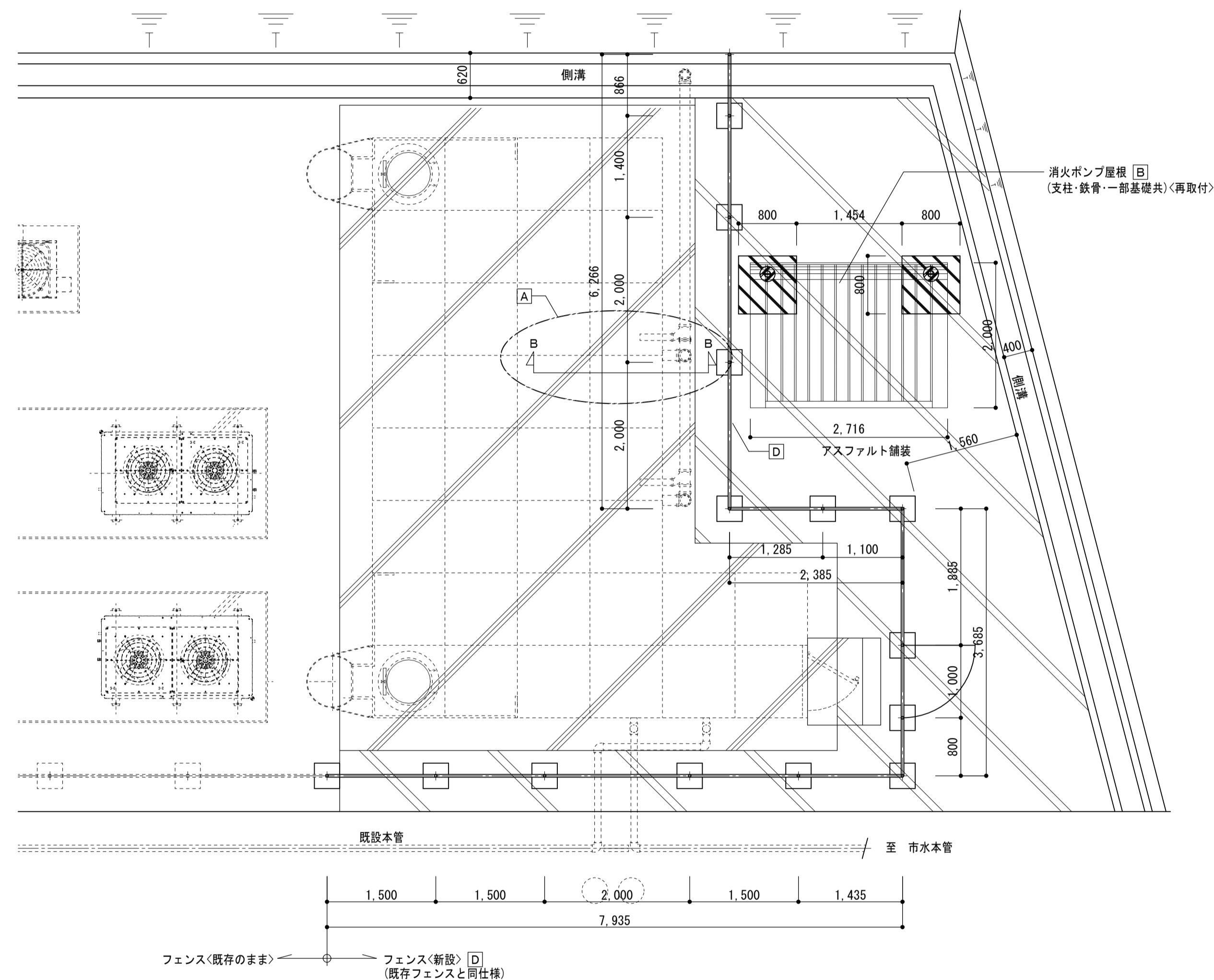
ポンプ室正面図

ステンレスパネル溶接形ポンプ室付受水槽仕様		1号
寸法	8000 × 6000 × 4000 H(2000H)	
本体	天井板、側板 4段目	SUS329J4L-1.5t
	側板 3段目	SUS444-2.0t
	側板 1、2段目、底板	SUS444-2.5t
	仕切板は、側板に準ずる。	
補強	ポンプ室は、SUS444-1.5tとする。	
	L-30×30×2	SUS329J4L
	L-30×30×3	SUS304A
	L-50×50×6	SUS304A
タラップ	内: L-30×30×2 (SUS329J4L) + L-30×30×3 (SUS304)	
	外: STK-φ27.2、RB-φ16、保護枠付、手摺付	SS400
受台	8000 × 6000 × 200 H	SS400
	部材: 図面参照	溶融亜鉛メッキ塗装
仕上	SUS溶接部酸洗い仕上、表面磨き仕上	
	受台: 溶融亜鉛メッキ (外タラップ共)	
質量	本体: 4900 kg	受台: 2000 kg
	計: 6900 kg	
特記	耐震: KH=1.5	屋外設置
	現場組立	
	満水位 (H _{max}) は必ずSUS329J4L使用部分内に設定してご使用下さい。	
	満水位をこの範囲外に設定してご使用になると腐食する可能性があります。マンホールは二重蓋とする。	
コンクリート設計基準強度: 2100 N/cm ² 以上		

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	設計者	株式会社 YSアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家	M-06
	設計業務名	国立江田島青少年交流の家		管理技術者 神田 玲		国立江田島青少年交流の家	
	設計業務名	ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	1級建築士 324523号	主任技術者 竹中 正剛	図面名称	給排水衛生設備 受水槽姿図<参考図>	S: 1/50
	設計業務名	国立青少年教育振興機構	独立行政法人 国立青少年教育振興機構				48



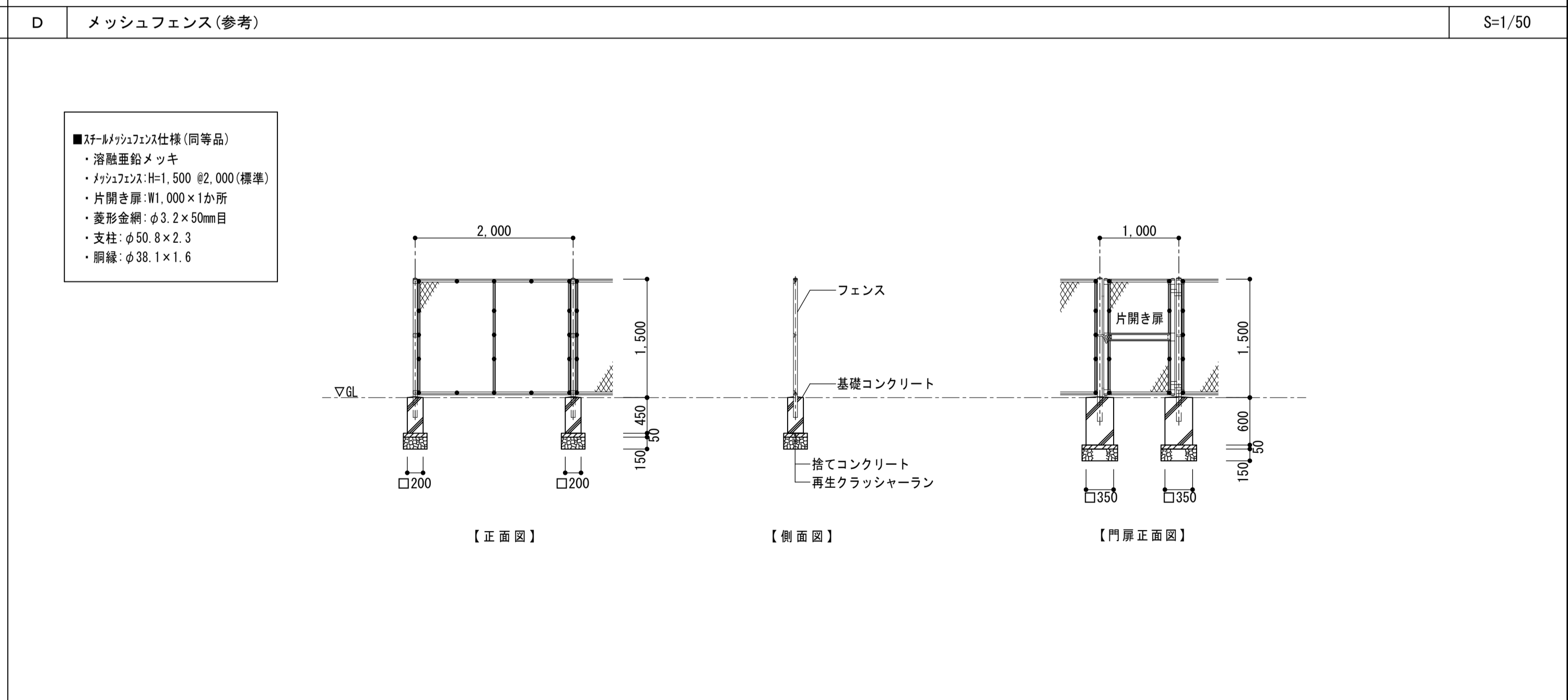
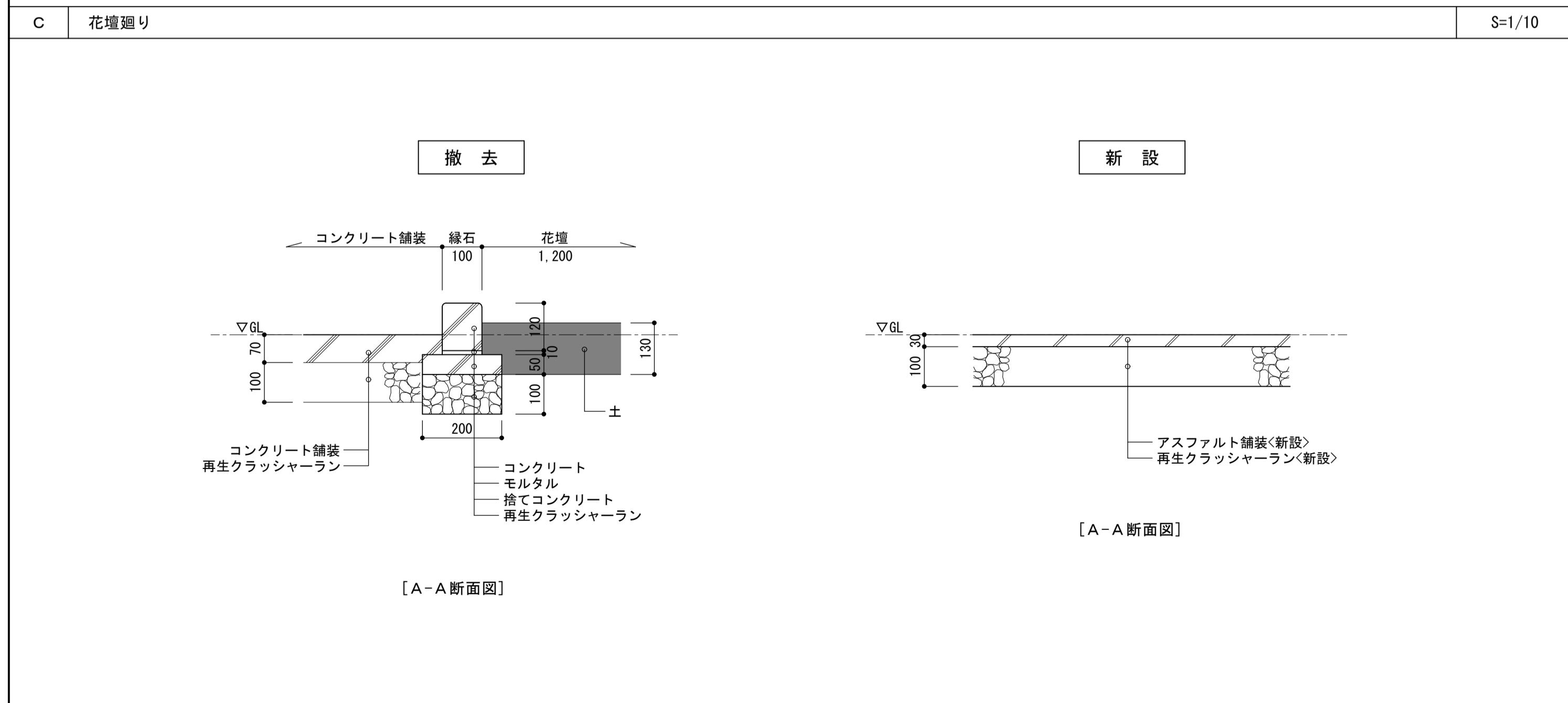
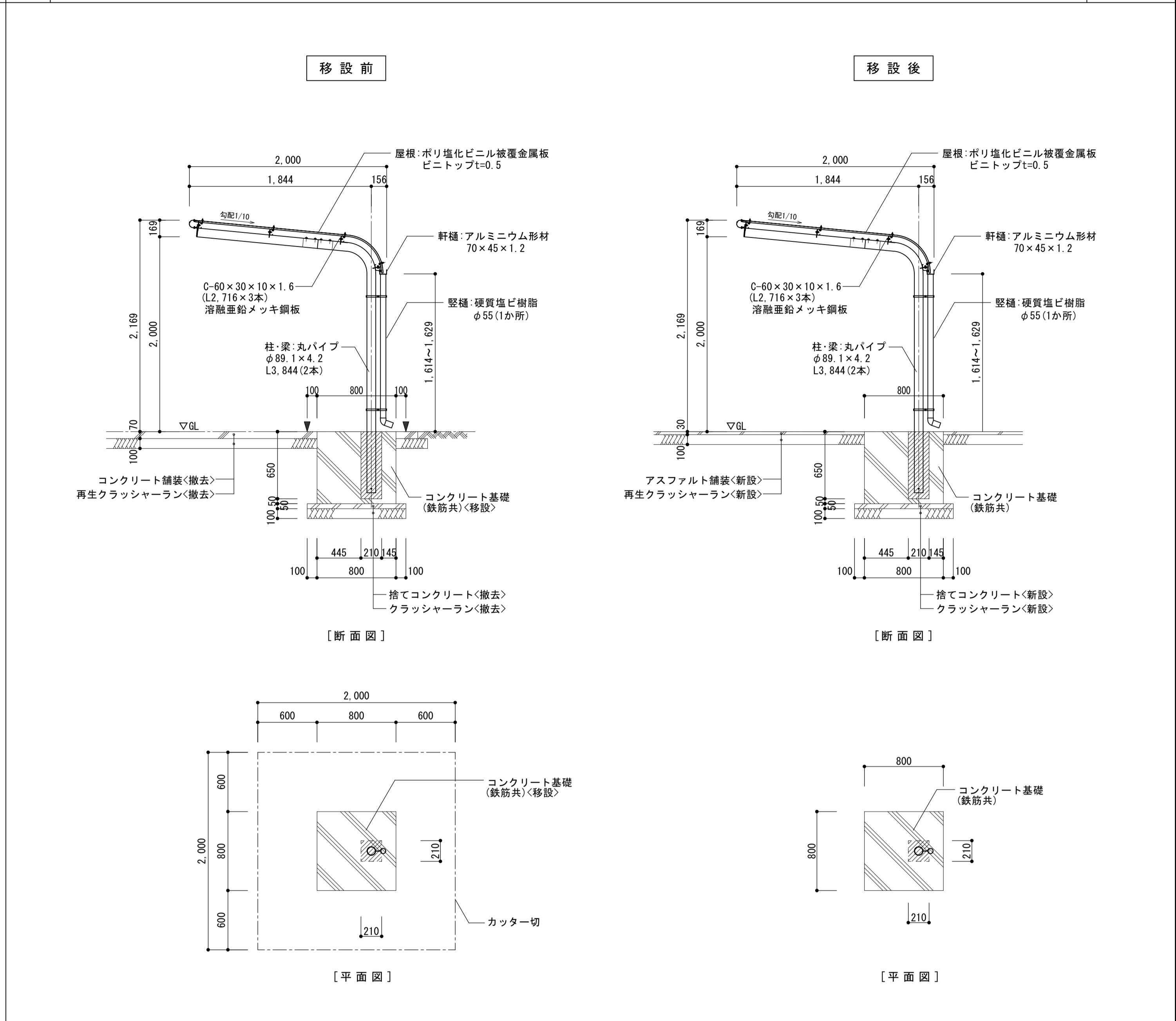
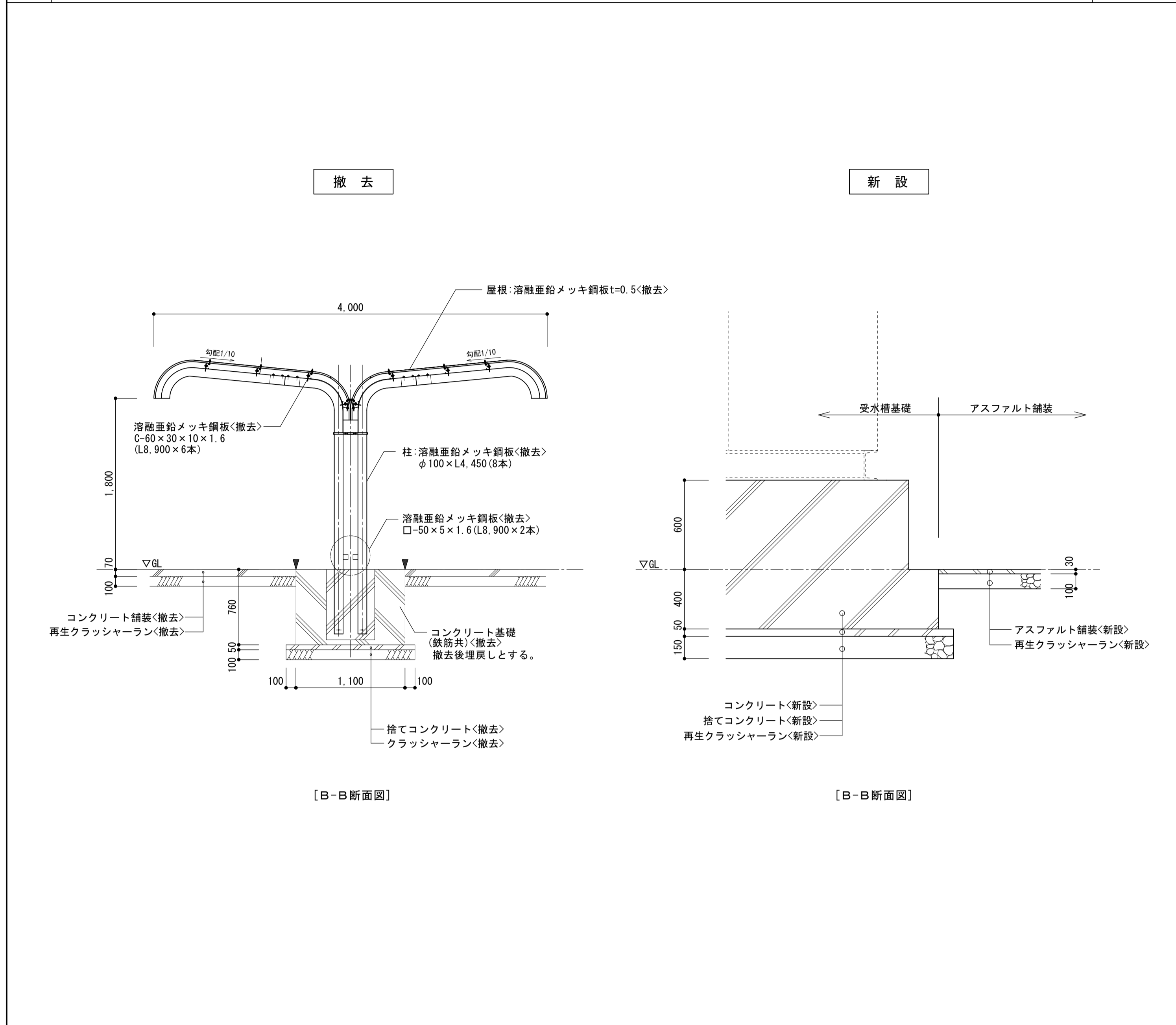
受水槽配置図 S=1/50



受水槽配置図 S=1/50

凡例		コンクリート舗装		カッター切
		アスファルト舗装		土
		土		地質調査 (報告書共)
		詳細図記号		スウェーデン式サウディング試験 GL-10m以内、4か所

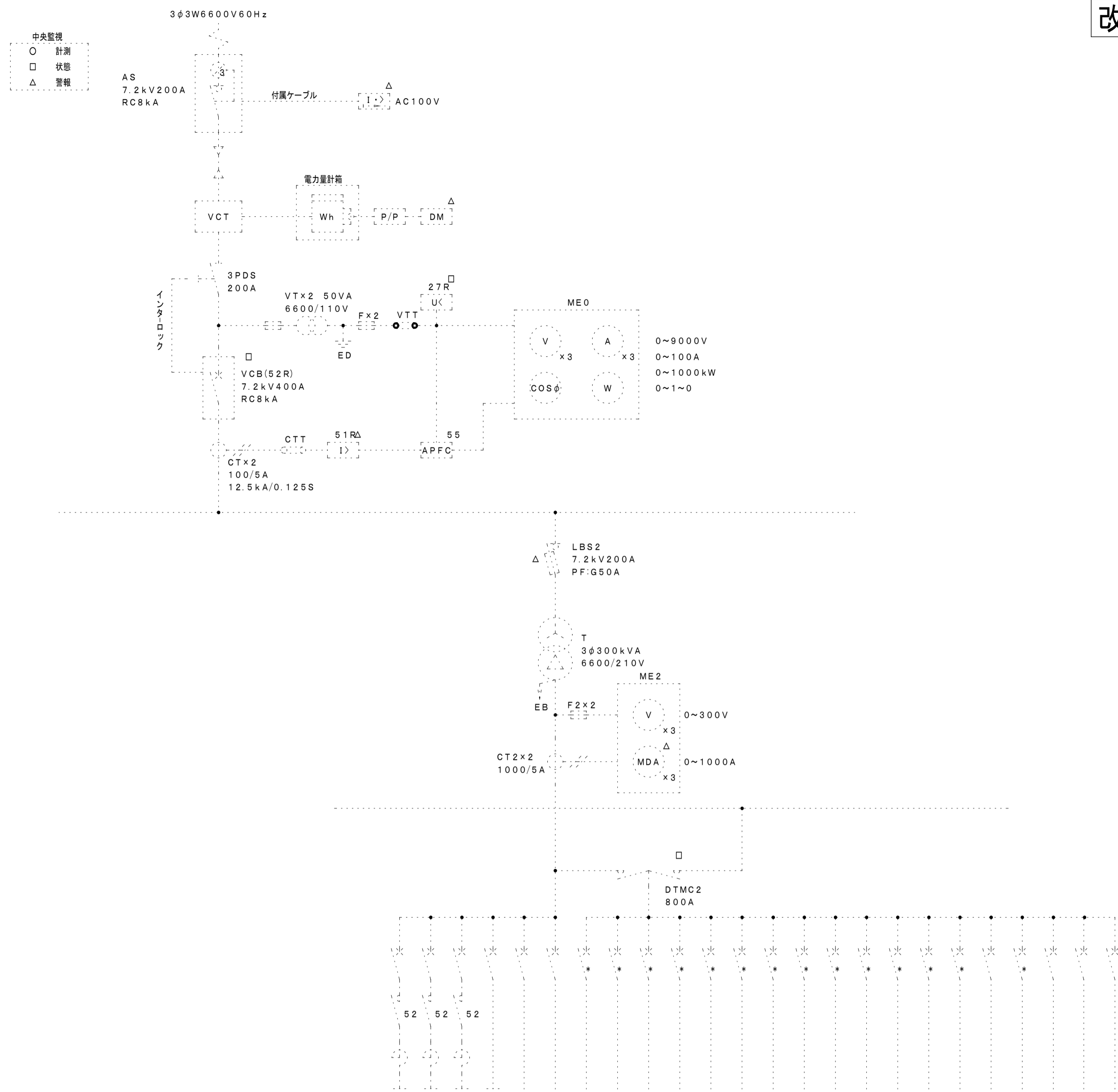
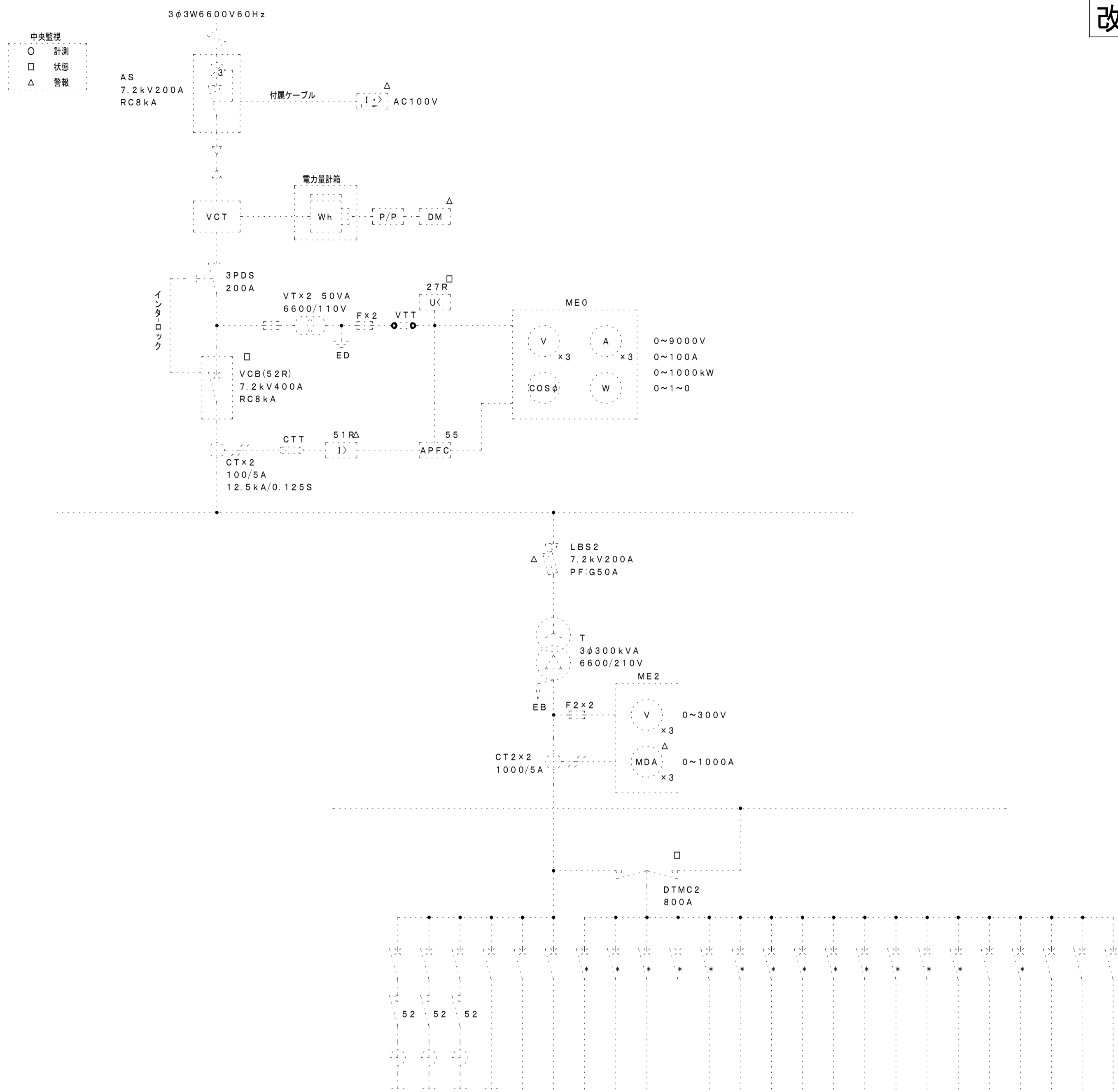
設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 受水槽配置図(改修前・後) S:1/50	M-07 48
独立行政法人 国立青少年教育振興機構				



凡例		コンクリート舗装		カッター切	設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長 施設管理課	設計者 株式会社 YSアーキテツ 管理技術者 種田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 高見 順子	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事 図面名称 詳細細図(改修前・後) S:1/10, 20, 30	M-09 48
		アスファルト舗装							
		土							
		詳細図記号							

改修前

改修後



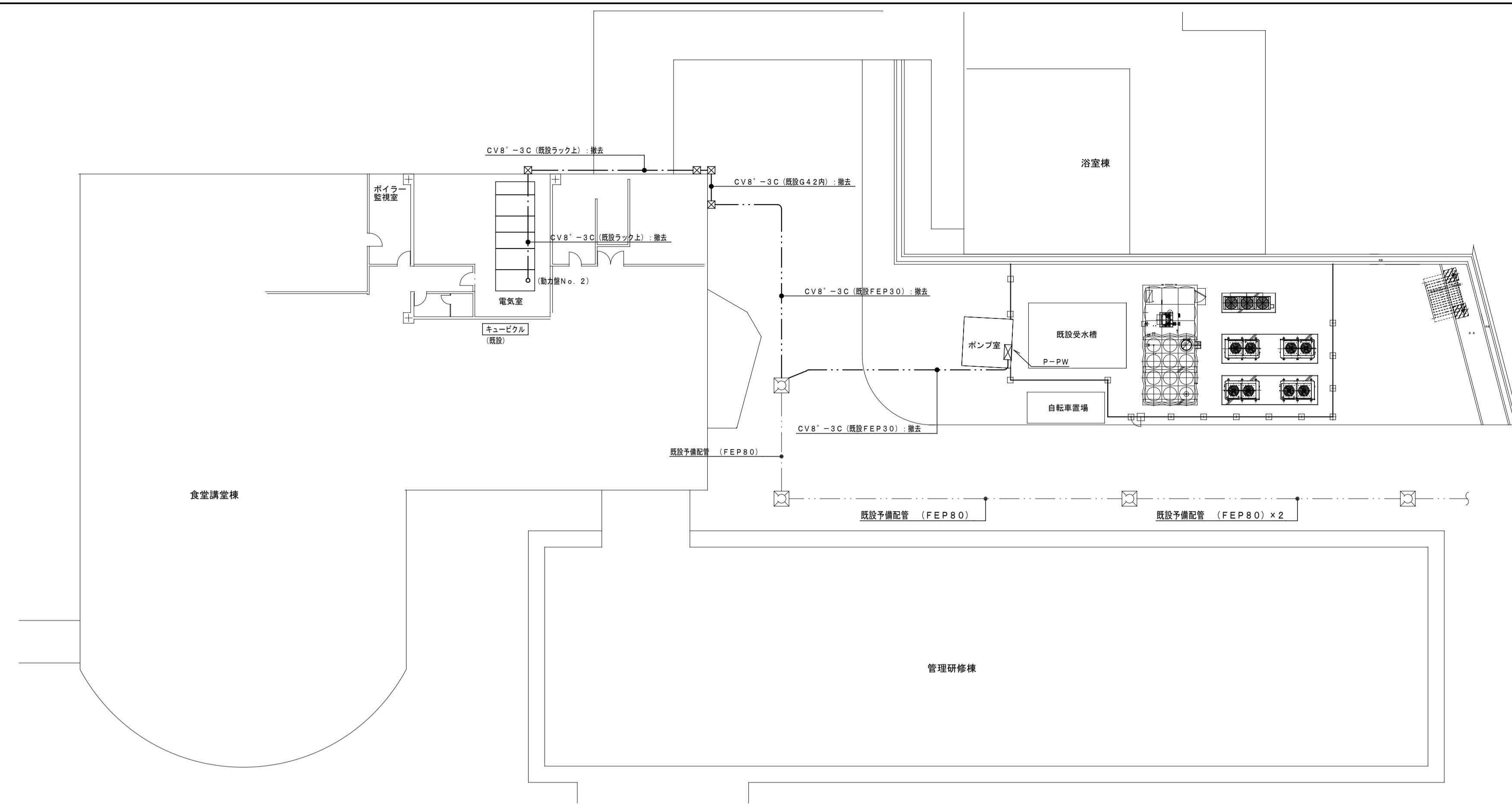
建物別	名称	負荷容量 kW(kVA)	RC kA以上	AT	AF	P	MCCB No
管理棟	C-30kvar		30	125	225	3	21
	SR-1.8kvar		30	125	225	3	22
	C-30kvar		30	125	225	3	23
	SR-1.8kvar		30	125	225	3	24
1F 受変電設備	3F 受変電	3	85	40	100	3	P21 25
	3F 受変電	3	50	30	100	3	P22 219
講堂・食堂	2F 階廊	46.26	30	150	225	3	P621 26
	MA-2	56	30	225	225	3	P623 27
講師 宿舎	動力電盤	7.56	50	75	100	3	P622 28
	エ7コン-1	23.7	30	150	225	3	P624 29
管理研修棟	PK-R	33.3	30	225	225	3	P625 210
	PK-2-3	20	30	150	225	3	P626 211
海岸 教室	1F 講堂エ7コン	23.7	30	150	225	3	P627 212
	PK-R	23.7	30	150	225	3	P628 213
宿舎	M-1	19.185	30	125	225	3	P628 213
	動力電盤	24.5	30	150	225	3	P629 214
キャン プ管理	CVT150	24.5	30	150	225	3	P6210 215
	CVT60	20	30	150	225	3	P626 211
ポン プ室	CVT60	23.7	30	150	225	3	P627 212
	CV14-3C	19.185	30	125	225	3	P628 213
海岸 教室	CVT60	24.5	30	150	225	3	P629 214
	CVT60	24.5	30	150	225	3	P6210 215
キャン プ管理	CV60-3C	7.276	50	100	100	3	P6211 216
	EM-CE8-3C	0.25kVA (準用容量)	50	50	100	3	P6212 217
海岸 教室	CVT22	20	50	75	100	3	P6213 218
	CV5.5-3C	0.8	50	20	100	3	P6214 220
講堂・食堂	CET100	36.10	30	225	225	3	P6215 221
	CET60	34.8	30	200	225	3	KP1
ポン プ室	CET14	7.7	30	60	100	3	KP2
	予備		50	75	100		

建物別	名称	負荷容量 kW(kVA)	RC kA以上	AT	AF	P	MCCB No
管理棟	C-30kvar		30	125	225	3	21
	SR-1.8kvar		30	125	225	3	22
	C-30kvar		30	125	225	3	23
	SR-1.8kvar		30	125	225	3	24
1F 受変電設備	3F 受変電	3	85	40	100	3	P21 25
	3F 受変電	3	50	30	100	3	P22 219
講堂・食堂	2F 階廊	46.26	30	150	225	3	P621 26
	MA-2	56	30	225	225	3	P623 27
講師 宿舎	動力電盤	7.56	50	75	100	3	P622 28
	エ7コン-1	23.7	30	150	225	3	P624 29
管理研修棟	PK-R	33.3	30	225	225	3	P625 210
	PK-2-3	20	30	150	225	3	P626 211
海岸 教室	1F 講堂エ7コン	23.7	30	150	225	3	P627 212
	PK-R	23.7	30	150	225	3	P628 213
宿舎	M-1	19.185	30	125	225	3	P628 213
	動力電盤	24.5	30	150	225	3	P629 214
キャン プ管理	CVT150	24.5	30	150	225	3	P6210 215
	CVT60	20	30	150	225	3	P6211 216
ポン プ室	CVT60	23.7	30	150	225	3	P6212 217
	CV14-3C	19.185	30	125	225	3	P6213 218
海岸 教室	CVT60	24.5	30	150	225	3	P6214 220
	CVT60	24.5	30	150	225	3	P6215 221
キャン プ管理	CV60-3C	7.276	50	100	100	3	P6216 216
	EM-CE8-3C	0.25kVA (準用容量)	50	50	100	3	P6217 217
海岸 教室	CVT22	20	50	75	100	3	P6218 218
	CV5.5-3C	0.8	50	20	100	3	P6219 220
講堂・食堂	CET100	36.10	30	225	225	3	P6220 221
	CET60	34.8	30	200	225	3	KP1
ポン プ室	CET14	7.7	30	60	100	3	KP2
	予備		50	75	100		

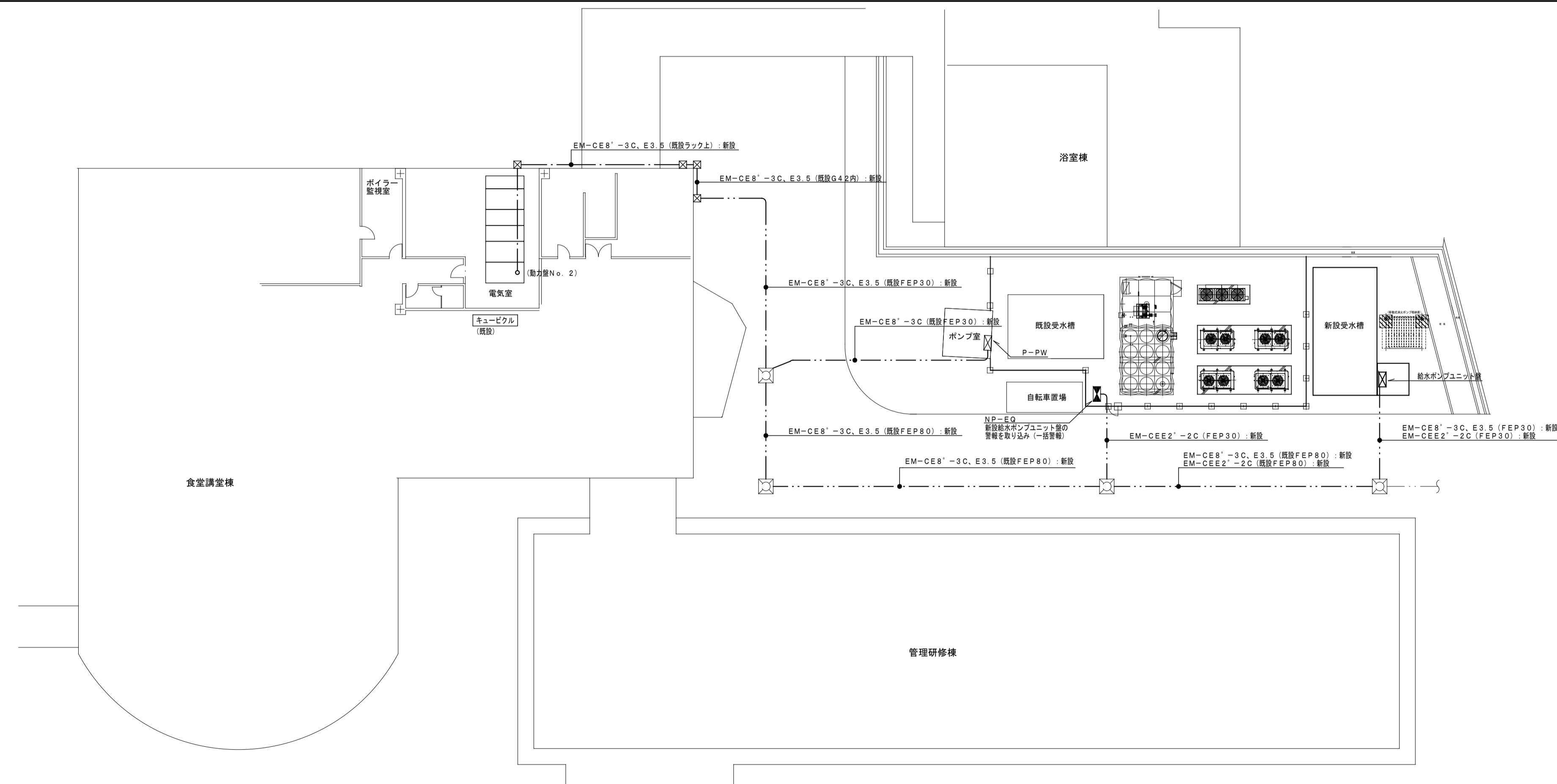
※受変電設備 改修内容
 新設受変電設備用加圧給水ポンプ増設に伴い、
 既設ポンプ室「P-PW」型用幹線用の銘板の名称変更を行う。

凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	設計者	株式会社 YSアーキテツク 管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 角 裕治	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-10 48
	図面名称	受変電設備単線結線図(改修前・後) S:1/-				
	設計業務名	国立青少年教育振興機構				

改修前



改修後



凡例	設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)	施設管理課長	施設管理課	設計者	株式会社 YSアーキテツ	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 ライフライン改修工事	M-11
						管理技術者 神田 玲 1級建築士 324523号 主任技術者 角 裕治	図面名称	構内配電線路図 (改修前・後) S: 1/50	
						独立行政法人 国立青少年教育振興機構			